



# Global Reporting Initiative Sustainability Reporting Guidelines

G4

サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン  
日本語版(暫定版)





# G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン

## 報告原則および標準開示項目

### Part 1

# 目次

日本語版発表にあたって.....	v
序文.....	1
1. GRI サステナビリティ・レポート・ガイドラインの目的.....	2
2. 本ガイドラインの使い方.....	3
2.1 本ガイドラインについて.....	3
2.2 本ガイドラインを使ってサステナビリティ報告書を作成する:作成手順.....	3
2.3 報告書発行の通知.....	6
3. 「準拠」の基準.....	7
3.1 基準について.....	7
3.2 他の報告媒体からの引用による標準開示項目の報告.....	10
3.3 本ガイドラインに「準拠」して報告書を作成する際の留意事項.....	10
3.4 本ガイドラインに「準拠」せず作成した報告書における留意事項.....	10
3.5 G4 ガイドラインへの移行.....	11
4. 報告原則.....	12
4.1 報告内容に関する原則.....	12
4.2 報告品質に関する原則.....	13
5. 標準開示項目.....	15
5.1 一般標準開示項目.....	21
戦略および分析.....	21
組織のプロフィール.....	22
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー.....	24
ステークホルダー・エンゲージメント.....	25
報告書のプロフィール.....	25
ガバナンス.....	32
倫理と誠実性.....	36
5.2 特定標準開示項目.....	37
マネジメント手法の開示項目に関する手引き.....	39
指標.....	41
カテゴリー: 経済.....	42
側面: 経済パフォーマンス.....	42
側面: 地域での存在感.....	43
側面: 間接的な経済影響.....	44
側面: 調達慣行.....	45
カテゴリー: 環境.....	46
側面: 原材料.....	46
側面: エネルギー.....	46
側面: 水.....	48
側面: 生物多様性.....	49
側面: 大気への排出.....	50
側面: 排水および廃棄物.....	53
側面: 製品およびサービス.....	55
側面: コンプライアンス.....	55
側面: 輸送・移動.....	55
側面: 環境全般.....	56
側面: サプライヤーの環境評価.....	56

側面: 環境に関する苦情処理制度.....	56
カテゴリー: 社会.....	58
サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク.....	58
側面: 雇用.....	59
側面: 労使関係.....	59
側面: 労働安全衛生.....	60
側面: 研修および教育.....	61
側面: 多様性と機会均等.....	61
側面: 男女同一報酬.....	62
側面: サプライヤーの労働慣行評価.....	62
側面: 労働慣行に関する苦情処理制度.....	62
サブカテゴリー: 人権.....	64
側面: 投資.....	65
側面: 非差別.....	65
側面: 結社の自由と団体交渉.....	66
側面: 児童労働.....	66
側面: 強制労働.....	67
側面: 保安慣行.....	67
側面: 先住民の権利.....	67
側面: 人権評価.....	68
側面: サプライヤーの人権評価.....	68
側面: 人権に関する苦情処理制度.....	68
サブカテゴリー: 社会.....	70
側面: 地域コミュニティ.....	70
側面: 腐敗防止.....	71
側面: 公共政策.....	72
側面: 反競争的行為.....	72
側面: コンプライアンス.....	72
側面: サプライヤーの社会への影響評価.....	72
側面: 社会への影響に関する苦情処理制度.....	73
サブカテゴリー: 製品責任.....	74
側面: 顧客の安全衛生.....	74
側面: 製品およびサービスのラベリング.....	74
側面: マーケティング・コミュニケーション.....	75
側面: 顧客プライバシー.....	76
側面: コンプライアンス.....	76
6. クイックリンク.....	77
6.1 統合報告とサステナビリティ報告の関連性.....	77
6.2 外部保証.....	77
6.3 サプライチェーンに関する標準開示項目.....	77
6.4 戦略、リスクと機会に関する標準開示項目.....	78
6.5 セクター開示項目.....	79
6.6 「国連グローバル・コンパクト 10 原則(2000 年)」との関連性.....	80
6.7 「OECD 多国籍企業行動指針(2011 年)」との関連性.....	81
6.8 国連「ビジネスと人権に関する指導原則(2011 年)」との関連性.....	82
6.9 報告内容決定のためのプロセス概要(*).....	83
7. 主要用語の定義.....	85
1. イントロダクション.....	88

2. 実施マニュアルの使い方.....	89
3. 報告原則.....	90
3.1 報告内容に関する原則.....	90
3.2 報告品質に関する原則.....	94
4. 標準開示項目.....	99
4.1 一般標準開示項目.....	105
戦略および分析.....	106
組織のプロフィール.....	107
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー.....	112
マテリアルな側面とバウンダリーの確定: プロセス.....	113
報告内容を確定するためのプロセス - サマリー.....	123
ステークホルダー・エンゲージメント.....	125
報告書のプロフィール.....	126
ガバナンス.....	133
倫理と誠実性.....	140
4.2 特定標準開示項目.....	142
マネジメント手法の開示項目に関する手引き.....	144
指標および側面固有のマネジメント手法の開示項目に関する手引き.....	149
カテゴリー: 経済.....	150
側面: 経済パフォーマンス.....	151
側面: 地域での存在感.....	159
指標.....	160
側面: 間接的な経済影響.....	162
側面: 調達慣行.....	166
カテゴリー: 環境.....	168
側面: エネルギー.....	172
側面: 水.....	182
側面: 生物多様性.....	186
側面: 大気への排出.....	192
側面: 排水および廃棄物.....	212
側面: 製品およびサービス.....	219
側面: コンプライアンス.....	222
概要*.....	222
側面: 輸送・移動.....	224
側面: 環境全般.....	226
側面: サプライヤーの環境評価.....	229
側面: 環境の苦情処理制度.....	233
カテゴリー: 社会.....	235
サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク.....	236
側面: 雇用.....	238
側面: 労使関係.....	244
側面: 労働安全衛生.....	246
側面: 研修および教育.....	254
側面: 多様性と機会均等.....	259
側面: 男女同一報酬.....	262
側面: サプライヤーの労働慣行評価.....	264
側面: 労働慣行に関する苦情処理制度.....	269
サブカテゴリー: 人権.....	271

側面: 投資	273
側面: 非差別	276
側面: 結社の自由と団体交渉	278
側面: 児童労働	280
側面: 強制労働	283
側面: 保安慣行	285
側面: 先住民の権利	287
側面: 人権評価	289
側面: サプライヤーの人権評価	291
側面: 人権に関する苦情処理制度	296
サブカテゴリ: 社会	298
側面: 地域コミュニティ	299
側面: 腐敗防止	305
側面: 公共政策	310
側面: 反競争的行為	312
側面: コンプライアンス	314
側面: サプライヤーの社会への影響評価	316
側面: 社会への影響に関する苦情処理制度	320
サブカテゴリ: 製品責任	322
側面: 顧客の安全衛生	323
側面: 製品およびサービスのラベリング	326
側面: マーケティング・コミュニケーション	330
側面: 顧客プライバシー	333
側面: コンプライアンス	335
5. 参考文献	337
6. 用語集	343
主要用語の定義	343
用語集*	345
7. 報告に関する一般留意事項	361
7.1 傾向に関する報告	361
7.2 データの提示	361
7.3 データの集約および分割	361
7.4 測定基準	361
7.5 報告書の形式と頻度	361
8. G4 ガイドラインの内容開発	363
8.1 GRI デュープロセス	363
8.2 GRI ガバナンス組織、事務局、ワーキング・グループ	364
8.3 G4 プロジェクト管理	368
8.4 謝辞	368

## 日本語版発表にあたって

2013 年は CSR に関する国際的なガイドラインや基準について重要な動きがあった一年でした。2013 年 5 月には本ガイドラインの原文である GRI の 'Sustainability Reporting Guidelines' が 7 年ぶりに刷新され、バージョン 4 (G4) として発行されました。つづく 12 月には IIRC による統合報告フレームワーク<IR>第一版の発表があります。企業の社会への役割・関わり方や持続可能な経営への関心が高まる中、世界では国連グローバル・コンパクトの 10 原則や ISO26000、そして GRI の G4 や<IR>フレームワークなど、様々なルールづくりが活発に行われています。

日本では G4 発行に先駆け 2013 年 3 月に企業や NPO、CSR 専門家といった様々なセクターの有志が連携し「G4 マルチステークホルダー委員会」が発足しました。同委員会はアドバイザーにサステナビリティ日本フォーラム代表理事の後藤敏彦氏、委員長にロイド レジスター クオリティ アシュアランスリミテッド (LRQA) 経営企画・マーケティンググループ 統括部長の富田秀実氏をお迎えし、日本財団が事務局を務めており、日本での国際的なガイドラインの動きなどについて情報発信をメインとした活動を行っています。

5 月 22~24 日にアムステルダムで開かれた GRI 国際会議 'Global Conference on Sustainability and Reporting 2013' には同委員会メンバーを中心に 20 名を超える参加者で日本代表団を結成、日本セッションでの発表を通じて世界に向けて日本の CSR 活動の情報発信を行いました。80 カ国から約 1,600 名の参加者が集ったこの会議に象徴されるように、ヨーロッパを中心として CSR を取り巻く環境に大きな変化が起きています。企業にとっての CSR の取り組みは今後、企業活動における社会との持続可能な関わり方をどのように経営戦略に組み込んでいけるかという視点を持つための基軸として、重要な役割を持つようになっていきます。

G4 の翻訳は、G4 マルチステークホルダー委員会が中心となって進めてまいりました。GRI 事務局、委員の各メンバーはじめ多くの方々の献身的なご協力なしには今回の翻訳がこのようなタイミングで形になることはありませんでした。ご協力をいただきました全ての方々に厚く御礼申し上げます。

本資料が、各企業の CSR のご担当者をはじめ、持続可能な企業経営の推進に向けた活動をされる多くみなさまにとってお役に立つことを願っております。



## 序文

持続可能な経営を望む企業や組織は増え続けている。また、長期的な収益性を社会正義や環境保護と両立させるべきだという考え方も広がってきた。企業や組織の出資者、顧客その他のステークホルダーが、持続可能な経済に移行する必要性について理解をしてこそ、こうした期待が高まり、かつ強まる。

サステナビリティ報告は、持続可能な経営への移行をめざす組織が目標設定、パフォーマンス測定、変化への対応を行う際に役立つものである。サステナビリティ報告書は、プラス、マイナスの両方を含め、環境、社会、経済へ組織が与える影響の開示情報を伝達する。抽象的な事柄を目に見える具体的な形にすることにより、持続可能な発展が組織の活動や戦略に与える効果を分かりやすくし、かつマネジメントしやすくするのに役立つ。

サステナビリティ報告書には国際的に合意された開示手法や測定基準が用いられているため、そこに提示された情報の活用や比較は容易となる。このような高品質な情報は、ステークホルダーの意思決定にも役立つ。

G4 はこのような背景の下、企画、作成された。GRI サステナビリティ・レポート・ガイドラインは、有用なサステナビリティ報告のための最も新しく優れた手引きとなることを目指して定期的に見直しを行ってきた。第4版であるG4の目的は明確である。サステナビリティ報告書の作成にあたり報告組織を支援することであり、それは、サステナビリティ関連の最重要課題について重要な価値ある情報を含み、このようなサステナビリティ報告を標準的な実務慣行とする。

サステナビリティ報告が内容面で進化する事、そして少数の大手企業による例外的な活動ではなく、標準的な実務慣行とすることは、社会や市場にとって非常に重要である。

G4は、第3版のG3よりユーザの使い勝手が向上しただけでなく、事業や主要ステークホルダーにとってマテリアルなテーマについて、組織が報告プロセスおよび最終的報告書の両面に焦点をあてる必要性を強調している。このように「マテリアリティ(重要性)」に焦点をあてることにより報告書の適合性、信憑性、使い勝手が向上し、ひいてはサステナビリティ課題について市場や社会への情報提供の改善に結びつくと考えられる。

組織は、日常のマネジメント活動のために、サステナビリティ関連のテーマについて大変広範囲にモニタリングし、マネジメントしているであろう。しかし今回の第4版で新たにマテリアリティに焦点をあてたことで、これからのサステナビリティ報告書は、組織の目標達成や社会的影響のマネジメントに不可欠な課題中心の内容となる。

GRI ガイドラインはこれまで、世界各地の数百におよぶ報告企業、報告書利用者、専門的中间組織が関わる大規模なプロセスを経て改訂されてきた。こうした経緯を踏まえ G4 は、標準化され世界的に妥当と認められる報告の枠組みを提供する。この枠組みにより、有益で信憑性の高い情報を市場や社会に提供するために求められる透明性と一貫性が一層高まる。

G4 は、規模の大小を問わず世界中にあるどの組織にも広く適用可能なように作られている。そして G4 は、GRI が提供する他の各種資料やサービスによって、属するセクターを問わず、報告経験の有無に関わらず、どのような組織にも使いやすいという特長を有している。

また、これまでのすべての GRI ガイドラインと同様、G4 は広く受け入れられ利用されている特定の課題に関する報告文書への参照を含んでおり、持続可能性関連の各種の規程や規範に照らしたパフォーマンス報告のための総合的な枠組みとして設計されている。

さらに G4 は、独立したサステナビリティ報告書、統合報告書、年次報告書、特定の国際規範に基づく報告書、オンライン報告など、多様な形式によるサステナビリティ情報開示のための手引きともなる。

戦略的サステナビリティ関連情報をそれ以外の重要な財務情報と統合するという新しい考え方が出てきたことは大きな前進である。企業、市場、社会が変化に対応するためにサステナビリティは重要な要素であり、今後さらにその重要性は高まるだろう。このことから、統合報告書においても、企業の潜在的価値と関連するもしくは重要であるサステナビリティ情報が中核となるべきである。

G4 の作成に対し、深い専門知識と豊かな経験を惜しみなく提供していただいたすべての方々へ感謝する。今後 G4 が実際にどのように使われていくかを見守っていきたい。報告を行う組織や利用者の方々からのフィードバックをお待ちしている。

## 1. GRI サステナビリティ・レポート・ガイドラインの目的

GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン(以下「本ガイドライン」とする)は、組織がサステナビリティ報告書を作成するための報告原則、標準開示項目および実施マニュアルを提供するものであり、組織の規模、セクター、所在地を問わず利用できる。さらに本ガイドラインは、組織のガバナンス・アプローチや、環境、社会、経済面でのパフォーマンス<sup>1</sup>や影響<sup>2</sup>の開示に関心を持つすべての者にとって国際的な参考資料となる。また、このような開示を必要とするあらゆる文書の作成に役立つ。

本ガイドラインは、企業、労働組合、市民社会、金融市場の代表者、監査機関や多様な分野の専門家を巻き込んだグローバルなマルチステークホルダー・プロセス、および複数国の規制当局や政府機関との緊密な対話を通じて作成された。作成にあたっては、参考文献として巻末に記載する国際的に認められた報告関連文書を参照し、それと整合するようにした。

---

<sup>1</sup>持続可能性における経済面とは、ステークホルダーの経済状況や地域、国、グローバルレベルの経済システムに対して組織が与える影響に関するものであり、組織の財務状況に焦点を当てたものではない。

<sup>2</sup>別段の記載がない限り、本ガイドラインにおける「影響」とは、著しい経済、環境、社会影響（プラス、マイナス、現実的、潜在的、直接的、間接的、短期的、長期的、意図的、意図的でないものを含む）をいう。

## 2. 本ガイドラインの使い方

### 2.1 本ガイドラインについて

本ガイドラインは以下の二部構成となっている。

- 報告原則と標準開示項目
- 実施マニュアル

第一部「報告原則と標準開示項目」には、報告原則と標準開示項目のほか、組織が本ガイドラインに「準拠」してサステナビリティ報告書を作成する際に適用すべき基準を掲載する。また、主要用語の定義についても掲載する。

第二部「実施マニュアル」では、報告原則の適用、開示情報の準備、本ガイドライン内のコンセプトの解釈について説明する。参考文献、用語集および報告に関する一般留意事項も掲載する。

GRI 報告原則と標準開示項目に関して、ページ右側にマークを付して、実施マニュアル内の関連箇所を明示した。

サステナビリティ報告書の作成にあたっては「実施マニュアル」を参照のこと。

### 2.2 本ガイドラインを使ってサステナビリティ報告書を作成する：作成手順

サステナビリティ報告書の作成にあたっては、本ガイドラインを繰り返し使用することになる。以下に、サステナビリティ報告プロセスにおける本ガイドラインの使い方を示す。これは使用者が本ガイドラインの主要部分を理解できるよう手助けするものであり、必ずしもサステナビリティ報告作成プロセスの順番を示したものではない。

サステナビリティ報告書を作成する際に最も重視されるのは、マテリアルな側面を特定するプロセスであり、主としてマテリアリティ原則に則って行う。マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映したもの、もしくはステークホルダーによる評価や意思決定に実質的な影響を与えるものをいう。

#### 1. 概要の把握

- 報告原則と標準開示項目を読む
- 主要用語の定義を読む

#### 2. 望ましい「準拠」オプションを選択

- 組織が本ガイドラインに則ってサステナビリティ報告書を作成する場合、「準拠」(In Accordance)の方法には「**中核**」(Core)、「**包括**」(Comprehensive)の2つのオプションがある。選択した準拠の方法によって、報告書の内容が定まる。
- このオプションはどちらも、組織の種類、規模、セクター、所在地に関わらず適用することができる

#### 3. 一般標準開示項目の開示を準備

- 選んだ「準拠」オプションで求められる一般標準開示項目を特定する
- 組織が属するセクターに適用される一般標準開示項目があるかどうか確認する。「GRI セクター開示項目」については [www.globalreporting.org/reporting/sector\\_guidance](http://www.globalreporting.org/reporting/sector_guidance) を参照
- 「報告品質に関する原則」を読む
- 一般標準開示項目の開示プロセスを設定する
- 実施マニュアルを参照し、一般標準開示項目の開示方法を読む

- 十分な時間と注意を払い、「特定されたマテリアルな側面とバウンダリー」に従って「一般標準開示項目」を完成させる。一般標準開示項目は2つの「準拠」オプションにおいて中心的要素であり、どちらのオプションを選んだ場合にも開示すべきである。そのためには、次の通りを行う
  - 「報告内容に関する原則」を読む
  - *実施マニュアル*「マテリアルな側面とバウンダリーの確定のための3つのステップ」を読み、各ステップのビジュアルサポートを利用する

#### 4. 特定標準開示項目の開示を準備する

- 特定標準開示項目とは、「マネジメント手法に関する開示項目 (DMA) および指標 (Indicator)」を指す。次ページの表1「カテゴリと側面」を参照
- マテリアルな側面に関する DMA と指標を特定する
- 組織が属するセクターに適用される側面および特定標準開示項目の有無を確認する。「GRI セクター開示項目」については [www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance](http://www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance) を参照
- 「報告品質に関する原則」を読む
- 特定標準開示項目の開示に必要なプロセスを設定する。報告書には**特定されたマテリアルな側面**のための DMA および指標 (*実施マニュアル* p. -) を記述すべきである。重要とされていない側面を報告書に含める必要はない。
- *実施マニュアル*を参照し、特定標準開示項目の開示方法を読む。
- 本ガイドラインの側面のリストには入っていないが組織にとって重要と思われるテーマがあれば、そのテーマに関する情報も掲載することができる。

#### 5. サステナビリティ報告書の作成

- 準備した情報を提示する。
- 報告には、電子データもしくはWebベース、および紙のどちらの媒体も適している。組織はWebと紙ベースの組み合わせ、またはどちらか一方の媒体のみの利用も選択できる。例えば、Webサイトで詳細報告を行い、紙媒体で戦略、分析、パフォーマンス情報などエグゼクティブサマリー(戦略、分析、パフォーマンス情報など)を提供することも可能である。こうした媒体の選択は、報告期間、内容の更新、想定利用者、配布戦略などの実務的な要因により決定することになるだろう。
- 少なくとも Web もしくは紙媒体のどちらか一方において、報告期間におけるすべての情報にアクセスできるようにすべきである。

第一部「報告原則と標準開示項目」と第二部「実施マニュアル」の間に意図せざる矛盾が生じた場合は、第一部の記述を正式なものとして適用する。

表 1:本ガイドラインの категорияと側面

カテゴリー	経済		環境	
側面 <sup>Ⅲ</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済的パフォーマンス</li> <li>• 地域での存在感</li> <li>• 間接的な経済影響</li> <li>• 調達慣行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原材料</li> <li>• エネルギー</li> <li>• 水</li> <li>• 生物多様性</li> <li>• 大気への排出</li> <li>• 排水および廃棄物</li> <li>• 製品およびサービス</li> <li>• コンプライアンス</li> <li>• 輸送・移動</li> <li>• 環境全般</li> <li>• サプライヤーの環境評価</li> <li>• 環境に関する苦情処理制度</li> </ul>	
カテゴリー	社会			
サブカテゴリー	労働慣行とディーセント・ワーク	人権	社会	製品責任
側面 <sup>Ⅲ</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用</li> <li>• 労使関係</li> <li>• 労働安全衛生</li> <li>• 研修および教育</li> <li>• 多様性と機会均等</li> <li>• 男女同一報酬</li> <li>• サプライヤーの労働慣行評価</li> <li>• 労働慣行に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資</li> <li>• 非差別</li> <li>• 結社の自由と団体交渉</li> <li>• 児童労働</li> <li>• 強制労働</li> <li>• 保安慣行</li> <li>• 先住民の権利</li> <li>• 人権評価</li> <li>• サプライヤーの人権評価</li> <li>• 人権に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域コミュニティ</li> <li>• 腐敗防止</li> <li>• 公共政策</li> <li>• 反競争的行為</li> <li>• コンプライアンス</li> <li>• サプライヤーの社会への影響評価</li> <li>• 社会への影響に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客の安全衛生</li> <li>• 製品およびサービスのラベリング</li> <li>• マーケティング・コミュニケーション</li> <li>• 顧客プライバシー</li> <li>• コンプライアンス</li> </ul>

<sup>Ⅲ</sup>本ガイドラインにおけるテーマとは、サステナビリティに関連する可能性のあるあらゆる主題をいう。本ガイドラインにおける側面とは、本ガイドラインが取り上げる一覧リストにある主題をいう。

## 2.3 報告書発行の通知

報告書作成組織に対し、報告書発行時に以下の点について GRI に通知することを要請する。

- 報告書が本ガイドラインに「準拠」(「中核」または「包括」)していること
- 報告書に本ガイドラインの標準開示項目を記載しているが、「準拠」の要求事項を満たしていないこと

GRI への通知にあたり、以下の方法の一方または両方を選択することができる。

- GRI に報告書発行の旨を通知し、ハードコピー、ソフトコピーのいずれか(または両方)を提出する
- 以下の GRI サステナビリティ開示データベースに報告書を登録する [database.globalreporting.org](https://database.globalreporting.org)

### 3. 「準拠」の基準

本ガイドラインに「準拠」(In Accordance)してサステナビリティ報告書を作成する際に適用すべき基準

#### 3.1 基準について

本ガイドラインでは、組織が本ガイドラインに「準拠」してサステナビリティ報告書を作成するにあたり、「中核」(Core)と「包括」(Comprehensive)の2つのオプションを用意している。このオプションはどちらも、組織の種類、規模、業種、所在地に関わらず適用することができる。

2つのオプションはともに、マテリアルな側面を特定するプロセスに焦点を当てている。マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している、またはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える側面を意味している。

「中核」オプションは、サステナビリティ報告書の必須の要素で構成される。「中核」オプションは、組織が経済、環境、社会に与える影響およびガバナンス関連パフォーマンスについて基礎情報を提供するものである。

「包括」オプションは、「中核」オプションに加え、戦略と分析、ガバナンス、倫理と誠実性という標準開示項目の開示が要求される。さらに、特定されたマテリアルな側面に関するすべての指標を報告する、より広範なパフォーマンス情報を伝えることが求められる。

組織は報告経験の有無に関わらず、自らの報告ニーズに合致し、最終的にステークホルダーの情報ニーズを満たせるようなオプションを選択しなければならない。

どちらのオプションを選択したとしても、報告書の品質や組織のパフォーマンスに影響することはない。これらのオプションは、作成した報告書の本ガイドラインの遵守の程度を示すものである。

表 2:「準拠」オプションの概要

	「準拠」-中核	「準拠」-包括
一般標準開示項目	表3を参照	表3を参照
特定標準開示項目(DMAおよび指標)	表4を参照	表4を参照

表 3 および表 4 は、両オプションで求められる標準開示項目を示したものである。

表3: 要求される一般標準開示項目		
一般標準開示項目	「準拠」- 中核 (この情報はすべて開示すべきである)	「準拠」- 包括 (この情報はすべて開示すべきである)
戦略と分析	G4-1	G4-1, G4-2
組織のプロフィール	G4-3~G4-16	G4-3~G4-16
特定されたマテリアルな側面	G4-17~G4-23	G4-17~G4-23
ステークホルダー・エンゲージメント	G4-24~G4-27	G4-24~G4-27
報告書のプロフィール	G4-28~G4-33	G4-28~G4-33
ガバナンス	G4-34	G4-34 G4-35~G4-55(*)
倫理と誠実性	G4-56	G4-56 G4-57~G4-58(*)
業種における特有の一般標準開示項目	その組織の業種にセクター開示項目があれば開示が必要(*)	その組織の業種にセクター開示項目があれば開示が必要(*)

表 3 は「中核」および「包括」を選択した場合に開示が要求される一般標準開示項目を示している。

- 左列は、一般標準開示項目のセクションの名称を示している
- 中央列は、「中核」を選択した場合に報告すべき一般標準開示項目を示している。この情報はすべて開示すべきである
- 右列は、「包括」を選択した場合に報告すべき一般標準開示項目を示している。この情報はすべて開示すべきである
- どちらを選択した場合でも、組織の属する業種に特有の一般標準開示項目が存在することがある。GRI セクター開示項目は [www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance](http://www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance) を参照のこと



表4: 要求される特定標準開示項目(DMAおよび指標)		
特定標準開示項目	「準拠」-中核	「準拠」-包括
マネジメント手法に関する開示項目(DMA)	マテリアルな側面のみ(*)	マテリアルな側面のみ(*)
指標	特定されたマテリアルな側面(*)のそれぞれについて一つ以上の指標(*)	特定されたマテリアルな側面(*)のそれぞれについてすべての指標(*)
セクターにおける特定標準開示項目	組織が属するセクターに該当する項目があり、それがマテリアルである場合に求められる(*)	組織が属するセクターに該当する項目があり、それがマテリアルである場合に求められる(*)

表4は、「中核」および「包括」を選択した場合に開示が要求される特定標準開示項目を示している。

- 左列は、特定標準開示項目のセクションの名称を示している(報告すべき標準開示項目は、組織がマテリアルな側面を特定した後に決定される)
- どちらを選択した場合でも、開示すべきなのは**特定したマテリアルな側面**に関連する特定標準開示項目だけである
- 中央列は、「**中核**」を選択した場合に開示すべき特定標準開示項目を示している。ここではDMA および指標が含まれる。特定されたマテリアルな側面のそれぞれについて、一般DMAと一つ以上の指標を開示すべきである
- 右列は、「**包括**」を選択した場合に開示すべき特定標準開示項目を示している。ここではDMA および指標が含まれる。特定されたマテリアルな側面のそれぞれについて、一般DMAとすべての指標を開示すべきである
- どちらを選択した場合でも、組織が属する業種に特有の特定標準開示項目が存在することがある。それは本ガイドラインに提示された側面であることも、GRIセクター開示項目に示された業種特有の側面のこともある。GRIセクター開示項目は [www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance](http://www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance) を参照のこと
- どちらを選択した場合でも、報告すべきマテリアルな側面を選ぶ際に、セクター固有の側面(関連DMAおよび指標を含む)を検討すべきである。**GRIセクター開示項目から特定したマテリアルな側面**のそれぞれについて、業種特有のマテリアルな側面に関連した一般DMAおよびその他の標準開示項目を開示すべきである

#### (\*)省略の理由

(\*)がついている標準開示項目については、例外的なケースについて省略の理由を述べることができる。

例外的に、要求された情報の一部が開示不可能である場合は、報告書において次のことをすべきである。

- 省略された情報を明示する。
- 情報が省略された理由を明確に説明する。

さらに、省略の理由とその場合に組織が行うべきことを次の中から選択する

- 標準開示項目や指標が適用できない場合、適用できないと見なす理由を開示すべきである
- 情報が秘密情報として明確な制約を受けている場合、組織はその制約について開示すべきである
- 特定の法律により禁止されている場合、特定の法律で禁止されていることを明示すべきである
- 現時点で情報が得られていない場合、得られていない情報を取得するための今後のステップとスケジュールを開示すべきである

ただし、省略する標準開示項目が多数にのぼる場合には、サステナビリティ報告書が本ガイドラインの「中核」または「包括」に「準拠」して作成されたと言えなくなる可能性があるため、留意が必要である。

### 3.2 他の報告媒体からの引用による標準開示項目の報告

「準拠」オプションで求められている標準開示項目に関する情報が、組織が作成した株主向け年次報告書や規制当局へ報告書、自主報告書などに既に掲載してあることがある。このような場合には、組織は、その開示をサステナビリティ報告書に繰り返し掲載せずに、当該情報が閲覧できる個所を表示し、引用する方法を選ぶことができる。

この表示方法は、引用個所を具体的に表示し、当該情報が公開されていて容易に閲覧できる場合に利用することができる。具体的でない表示(例えば「株主向け年次報告書を引用」)は許されないが、セクションや表などの名称が明記されていればよい。このようなケースは、サステナビリティ報告書が電子データや Web ベースの形で提供されていて、他の Web ベースの報告書へのリンクが付されている場合が多い。

#### 報告の媒体

報告には、電子データもしくは Web ベース、および紙のどちらの媒体も適している。組織は Web と紙ベースの組み合わせ、またはどちらか一方の媒体のみの利用も選択できる。例えば、Web サイトで詳細報告を行い、紙媒体で戦略、分析、パフォーマンス情報などエグゼクティブサマリーを提供することも可能である。こうした媒体の選択は、報告期間、内容の更新、想定利用者、配布戦略などの実務的な要因により決定することになるだろう。

少なくとも Web もしくは紙媒体のどちらか一方において、報告期間におけるすべての情報にアクセスできるようにすべきである。

### 3.3 本ガイドラインに「準拠」して報告書を作成する際の留意事項

本ガイドラインに「準拠」して作成したという記述を含む報告書はすべて、本項に示す基準に準拠して作成し、GRI 内容索引 (G4-32、p. -) を提示すべきである。

報告書が外部機関の保証を受けている場合には、GRI 内容索引に外部保証報告書を含めるべきである。GRI では外部保証の利用を推奨しているが、本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない。

### 3.4 本ガイドラインに「準拠」せず作成した報告書における留意事項

組織が本ガイドラインの標準開示項目の報告をしてはいるが、どちらかの「準拠」オプションの全要求事項を満たしていない場合、報告書に次の声明を記載すべきである。

「本報告書には GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されている」。組織の報告書には、この声明および標準開示項目の一覧と掲載個所を記載すべきである。

### 3.5 G4 ガイドラインへの移行

G3 または G3.1 ガイドラインを使って報告を行っている組織は、G4 ガイドラインへの移行時期を検討することになるだろう。

そのような組織のために、GRI では、G3 および G3.1 ガイドラインに基づいた報告書を報告サイクル 2 回分まで認めている。ただし 2015 年 12 月 31 日より後に発行される報告書は、G4 ガイドラインに基づいて作成すべきである。

組織が初めて報告書を作成する場合には、たとえ 1 回目の報告サイクルで「準拠」オプションの要求事項を満たしていなくても、G4 ガイドラインを使って報告することを推奨する(3.4 の「本ガイドラインに「準拠」せずに作成した報告書における留意事項」を参照)。

## 4. 報告原則

報告原則は、サステナビリティ報告書の透明性を確保するための基本条件であり、サステナビリティ報告書を作成するすべての組織はこれを適用すべきである。実施マニュアルは、報告原則に基づく決定を行うために組織が遵守すべきプロセスの概要を示している。

報告原則は大きく二つに分かれる。「報告内容に関する原則」と「報告品質に関する原則」である。

報告内容に関する原則は、報告書に取り上げる内容を特定するための選択を案内するものであり、組織の活動、その活動が与える影響、さらにステークホルダーの実質的な期待や関心について検討を行う。

報告品質に関する原則は、サステナビリティ報告書上で情報の品質を確保するための選択の方法や適切な提示方法を案内するものである。ステークホルダーが組織のパフォーマンスについて正当で合理的な評価を行い適切な行動をとるためには、情報の品質が極めて重要である。

### 4.1 報告内容に関する原則

「報告内容に関する原則」は、報告書の内容を決める複数の原則を組み合わせることを意図している。それぞれの原則については実施マニュアルの G4-18 における「手引き」p. -を参照。

#### ステークホルダーの包含 (Stakeholder Inclusiveness)

**原則:** 組織はステークホルダーを特定し、その合理的な期待や関心にどう対応してきたかを説明すべきである。

ステークホルダーには、当該組織に直接関わる者と、当該組織とそれ以外の関係を持つ者が含まれる。ステークホルダーの合理的な期待や関心は、報告書作成に関係する決定の多くにとって重要な参照すべき論点となる。

p. 90-

#### 持続可能性の文脈 (Sustainability Context)

**原則:** 報告に際して、サステナビリティという広い文脈の中で組織のパフォーマンスを提示すべきである。

パフォーマンス情報は、全体の文脈の中で提示すべきである。サステナビリティ報告の根底には、その組織が地方レベル、地域レベル、グローバルレベルで、経済、環境、社会状況の改善や悪化、また開発状況を含む様々な動向にどう寄与しているのか、あるいは将来寄与しようとしているのか、という問いかけがある。個々のパフォーマンス(または組織の効率性)の動向を報告するだけでは、この根本的な問いに答えることにならない。そのため報告書は、サステナビリティという幅広いコンセプトと関連付けてパフォーマンスを提示すべきである。これはセクター、地方、地域、グローバルといった様々なレベルで環境資源や社会資源の限界および需要をとらえ、その文脈の中で組織のパフォーマンスを考えることも意味する。

p. 91-

#### マテリアリティ (Materiality)

**原則:** 報告書では以下に該当する側面を取り上げるべきである。

- 組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している、または
- ステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える

組織が報告対象とし得るテーマは多岐にわたっている。その中で、組織が経済、環境、社会に与える影響を反映していたり、ステークホルダーの意思決定に影響を与えたりすると合理的に考えられるものが、潜在的に報告書に掲載するに値する。マテリアリティは、ある側面が報告書に取り上げるのに十分な重要性を持つかどうかの閾値である。

p.92 -

### 網羅性(Completeness)

**原則:** 報告書は、経済、環境、社会への著しい影響を反映し、ステークホルダーが組織の報告期間内のパフォーマンスを評価するために十分な、マテリアルな側面とそのバウンダリーを含んでいるべきである。

網羅性には、主にスコープ、バウンダリー、時間という側面がある。網羅性というコンセプトは、情報収集の実務を指すこともあれば、合理的で適切に情報提示しているかどうかを示す際に使われることもある。

p. 93-

## 4.2 報告品質に関する原則

報告品質に関する原則は、サステナビリティ報告書に記載される情報の品質を確保するための要素を説明したものである。報告書作成プロセスに伴う意思決定は、これらの原則と一致しているべきである。これらの原則はすべて透明性を確保するための基本条件である。ステークホルダーが確実に合理的なパフォーマンス評価を行い、適切な行動をとるためには、情報の品質が大切である。

### バランス(Balance)

**原則:** 総合的なパフォーマンスを適正に評価するため、報告書には組織のパフォーマンスのプラス面とマイナス面を含めるべきである。

報告書の内容は、組織のパフォーマンスについて全体像を偏りなく示すべきである。報告書は、読者による意思決定や判断に過度の、あるいは不適切な影響を与える可能性が高いと合理的に考えられるような選別、省略、表示形式を避けるべきである。

p. 94-

### 比較可能性(Comparability)

**原則:** 組織は、一貫性を保って情報の選択、編集、報告をすべきである。情報は、ステークホルダーが組織のパフォーマンスの経年変化を分析でき、他の組織と関連させた分析が容易になるような形で提示すべきである。

パフォーマンス評価には、比較可能であることが必要である。報告書を利用するステークホルダーが、組織の経済、環境、社会パフォーマンスに関する情報をその組織の過去のパフォーマンスや目標と比較したり、可能であれば他組織のパフォーマンスと比較できるようにしたりするのが望ましい。

p. 95-

### 正確性(Accuracy)

**原則:** 報告書の情報は、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価するのに十分な正確さと詳細さを備えているべきである。

経済、環境、社会のマネジメント手法に関する開示項目や指標は、定量的データから詳細な定性的データまで、様々な形態で表すことができる。何を正確さとするかは情報の性質と利用者によって異なる。

p. 96-

### **適時性(Timeliness)**

**原則:**組織は、ステークホルダーが情報に基づく意思決定を行えるタイミングでの情報の入手を可能とするよう、定期的に報告すべきである。

情報の有用性は、ステークホルダーに対する情報開示のタイミングと密接に結びついている。ステークホルダーが情報を効果的に意思決定に生かせるかどうかは、開示のタイミングによって決まってくる。適時性とは、報告を規則正しく行うこと、報告書で直近の事象を取り上げていることを指す。

p. 96 –

### **明瞭性(Clarity)**

**原則:**情報は、報告書を利用するステークホルダーが理解しやすく、入手しやすい形で提供されるべきである。

情報は、組織とその活動に合理的な理解を持つステークホルダーに分かりやすいように提示すべきである。

p. 97–

### **信頼性(Reliability)**

**原則:**組織は、検証できる方法、情報の品質とマテリアリティを確立できる方法で、情報と報告書の作成に用いたプロセスを、収集、記録、編集、分析、開示すべきである。

報告書に対する信頼感をステークホルダーに与えるべきである。そのためには、報告書の内容に信憑性があるかどうか、報告原則を適切に適用しているかをチェックできるようにすることが必要である。

p. 97–

## 5. 標準開示項目

標準開示項目には、一般標準開示項目と特定標準開示項目の2つの種類がある。

### 5.1 一般標準開示項目

- 戦略および分析
- 組織のプロフィール
- 特定されたマテリアルな側面とバウンダリー
- ステークホルダー・エンゲージメント
- 報告書のプロフィール
- ガバナンス
- 倫理と誠実性

### 5.2 特定標準開示項目

- マネジメント手法の開示項目の手引き
- 指標

標準開示項目の詳細は、以下のセクションに掲載する。

## G4 一般標準開示項目の概要

<b>戦略および分析</b>										
G4-1*	G4-2									
<b>組織のプロフィール</b>										
G4-3*	G4-4*	G4-5*	G4-6*	G4-7*	G4-8*	G4-9*	G4-10*	G4-11*	G4-12*	G4-13*
							UNGC	OECD/ UNGC		
G4-14*	G4-15*	G4-16*								
<b>特定されたマテリアルな側面とバウンダリー</b>										
G4-17*	G4-18*	G4-19*	G4-20*	G4-21*	G4-22*	G4-23*				
<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>										
G4-24*	G4-25*	G4-26*	G4-27*							
<b>報告書のプロフィール</b>										
G4-28*	G4-29*	G4-30*	G4-31*	G4-32*	G4-33*					
<b>ガバナンス</b>										
G4-34*	G4-35	G4-36	G4-37	G4-38	G4-39	G4-40	G4-41	G4-42	G4-43	G4-44
G4-45	G4-46	G4-47	G4-48	G4-49	G4-50	G4-51	G4-52	G4-53	G4-54	G4-55
<b>倫理と誠実性</b>										
G4-56*	G4-57	G4-58								

記号							
<b>G4-番号</b>	一般標準開示項目	*	2つの「準拠」基準オプションのどちらでも求められる一般標準開示	<b>OECD</b>	OECD 多国籍企業行動指針とのリンク	<b>UNGC</b>	国連グローバル・コンパクトの10原則とのリンク



## G4 特定標準開示項目の概要

マネジメント手法の開示項目				
G4-DMA				
側面別指標				
カテゴリ：経済				
経済的パフォーマンス				OECD
G4-EC1	G4-EC2	G4-EC3	G4-EC4	
地域での存在感				
G4-EC5	G4-EC6			
間接的な経済影響				
G4-EC7	G4-EC8			
調達慣行				
G4-EC9				
カテゴリ：環境				OECD/UNGC
原材料				
G4-EN1	G4-EN2			
エネルギー				
G4-EN3	G4-EN4	G4-EN5	G4-EN6	G4-EN7
水				
G4-EN8	G4-EN9	G4-EN10		
生物多様性				
G4-EN11	G4-EN12	G4-EN13	G4-EN14	
大気への排出				
G4-EN15	G4-EN16	G4-EN17	G4-EN18	G4-EN19
G4-EN20	G4-EN21			
排水および廃棄物				
G4-EN22	G4-EN23	G4-EN24	G4-EN25	G4-EN26

<b>側面別指標</b>				
<b>カテゴリ：環境</b>				OECD/UNGC
<b>製品およびサービス</b>				
G4-EN27	G4-EN28			
<b>コンプライアンス</b>				
G4-EN29				
<b>輸送・移動</b>				
G4-EN30				
<b>環境全般</b>				
G4-EN31				
<b>サプライヤーの環境評価</b>				
G4-EN32	G4-EN33			
<b>環境に関する苦情処理制度</b>				
G4-EN34				
<b>カテゴリ：社会</b>				
<b>労働慣行とディーセント・ワーク</b>				OECD/UNGC
<b>雇用</b>				
G4-LA1	G4-LA2	G4-LA3		
<b>労使関係</b>				UNGC
G4-LA4				
<b>労働安全衛生</b>				OECD
G4-LA5	G4-LA6	G4-LA7	G4-LA8	
<b>研修および教育</b>				OECD
G4-LA9	G4-LA10	G4-LA11		
<b>多様性と機会均等</b>				
G4-LA12				
<b>男女同一報酬</b>				
G4-LA13				

<b>側面別指標</b>				
<b>労働慣行とディーセント・ワーク</b>				OECD/UNGC
<b>サプライヤーの労働慣行評価</b>				
G4-LA14	G4-LA15			
<b>労働慣行に関する苦情処理制度</b>				OECD
G4-LA16				
<b>人権</b>				OECD/UNGC
<b>投資</b>				
G4-HR1	G4-HR2			
<b>非差別</b>				OECD/UNGC
G4-HR3				
<b>結社の自由と団体交渉</b>				OECD/UNGC
G4-HR4				
<b>児童労働</b>				OECD/UNGC
G4-HR5				
<b>強制労働</b>				
G4-HR6				
<b>保安慣行</b>				
G4-HR7				
<b>先住民の権利</b>				
G4-HR8				
<b>人権評価</b>				
G4-HR9				
<b>サプライヤーの人権評価</b>				
G4-HR10	G4-HR11			
<b>人権に関する苦情処理制度</b>				
G4-HR12				

<b>側面別指標</b>				
<b>社会</b>				
<b>地域コミュニティ</b>				OECD/UNGC
G4-SO1	G4-SO2			
<b>腐敗防止</b>				OECD/UNGC
G4-SO3	G4-SO4	G4-SO5		
<b>公共政策</b>				OECD/UNGC
G4-SO6				
<b>反競争的行為</b>				OECD
G4-SO7				
<b>コンプライアンス</b>				OECD
G4-SO8				
<b>サプライヤーの社会への影響評価</b>				OECD
G4-SO9	G4-SO10			
<b>社会への影響に関する苦情処理制度</b>				OECD
G4-SO11				
<b>製品責任</b>				OECD
<b>顧客の安全衛生</b>				OECD
G4-PR1	G4-PR2			
<b>製品およびサービスのラベリング</b>				
G4-PR3	G4-PR4	G4-PR5		
<b>マーケティング・コミュニケーション</b>				
G4-PR6	G4-PR7			
<b>顧客プライバシー</b>				
G4-PR8				
<b>コンプライアンス</b>				
G4-PR9				

## 5.1 一般標準開示項目

一般標準開示項目は、サステナビリティ報告書を作成するすべての組織に適用される。組織は、選択した「準拠」オプションに応じて、報告が必要な一般標準開示項目を特定しなければならない。

一般標準開示項目は「戦略および分析」、「組織のプロフィール」、「特定されたマテリアルな側面とバウンダリー」、「ステークホルダー・エンゲージメント」、「報告書のプロフィール」、「ガバナンス」および「倫理と誠実性」の7つのパートに分かれている。

### 戦略および分析

この標準開示項目によって、組織の持続可能性に関する戦略の概要を把握することができ、本ガイドラインの他セクションに関する後述の詳細報告の背景状況を知ることができる。「戦略および分析」は、報告書の他の部分に記載する情報を利用することもあるが、それらの報告内容をただ要約するのではなく、戦略的テーマについての理解を促進することを目的としている。

#### G4-1

参考文献 106、107、108 を参照

- a. 組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明を記載する。

この声明には、短期的、中期的、長期的な全般的ビジョンと戦略が示される。特に、組織が与えるプラスまたはマイナスの著しい経済、環境、社会影響や、他者（例えばサプライヤー、地域コミュニティの人々や組織など）との関係性において、組織の活動のために生じるかもしれない影響のマネジメントについて記述すべきである。声明には次の内容を含めるべきである。

- 国際的に認知された基準の尊重など、持続可能性に関する短中期的な戦略的優先事項と主要テーマ、およびそうした基準が長期的な組織の戦略や事業の成功にどのように関係しているかという点
- 組織に影響を及ぼし、持続可能性に関わる優先事項に影響を与える幅広い動向（マクロ経済的あるいは政治的な動向など）
- 報告期間中の主要な出来事、成果、失敗
- 目標に照らしたパフォーマンスについての見解
- 組織の翌年の主要課題や目標、今後3～5年間の目標に関する展望
- 組織の戦略的アプローチに付随するその他の項目

#### G4-2

- a. 主要な影響、リスクと機会について説明する。

組織は、主要な影響、リスクと機会に関して、2つのセクションに簡潔に記述すべきである。

セクション1では、組織の持続可能性への主要な影響とステークホルダーに与える影響（国内法および国際的に認知された関連基準に規定されている権利を含む）に重点を置くべきである。この際、組織のステークホルダーの合理的な期待事項および関心事項の範囲を考慮すべきである。セクション1には次の事項を含めるべきである。

- 組織が経済、環境、社会に与える影響、およびそれに関連する課題と機会についての記述。国内法により規定され、国際的に認知された、基準・規範に定められている期待事項として明示されている、ステークホルダーの権利に対する影響などを含む
- これらの課題や機会の優先順位付けの方法の説明

- 報告期間中に行ったこのテーマへの取り組みに関する進捗状況および関連パフォーマンスについての主要な結論。パフォーマンスが基準を下回った場合または上回った場合には、その理由の評価を併記する
- パフォーマンスのために実施している主な取り組みと関連する変更の記述

セクション 2 では、持続可能性の動向、リスクと機会が組織の長期的な展望や財務パフォーマンスに与える影響に重点を置くべきである。この際、財務上のステークホルダーもしくは将来的にステークホルダーになり得るものに関連している情報に特に集中して記述すべきである。セクション 2 には次の事項を含める。

- 持続可能性の動向から生じるリスクや機会で、組織にとって最も重要なものの記述
- 主要な持続可能性のテーマの優先順位付け(長期的な組織の経営戦略、競争上の立場、定性的および可能な場合は定量的な財務的価値の駆動要因に対する組織の関連性に照らしたリスクや機会として)
- 次の項目をまとめる表
  - － 現在の報告期間の目標、目標に照らしたパフォーマンスおよび学んだ教訓
  - － 次期報告期間の目標および主要なリスクや機会に関する中期的(3～5年)な目的や目標
- これらのリスクや機会のマネジメントに特化して実施されているガバナンス・メカニズムの簡潔な記述、さらにその他の関連リスクや機会の特定

## 組織のプロフィール

この標準開示項目によって組織の特性の概要を把握することができ、本ガイドラインの他セクションに関する後述の詳細報告の背景状況を知ることができる。

### G4-3

- a. 組織の名称を報告する。

### G4-4

- a. 主要なブランド、製品およびサービスを報告する。

### G4-5

- a. 組織の本社の所在地を報告する。

### G4-6

- a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称を報告する。

### G4-7

- a. 組織の所有形態や法人格の形態を報告する。

### G4-8

- a. 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む)を報告する。

### G4-9

- a. 組織の規模(次の項目を含む)を報告する。
  - 総従業員数
  - 総事業所数

- 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について)
- 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について)
- 提供する製品、サービスの量

#### G4-10

参考文献 61、62、63、105 を参照

- 雇用契約別および男女別の総従業員数を報告する。
- 雇用の種類別、男女別の総正社員数を報告する。
- 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力を報告する。
- 地域別、男女別の総労働力を報告する。
- 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者(請負業者の従業員とその派遣労働者を含む)以外の者であるか否かを報告する。
- 雇用者数の著しい変動(例えば観光業や農業における雇用の季節変動)があれば報告する。

#### G4-11

参考文献 25、26、36、40、52、53、55 を参照

- 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率を報告する。

#### G4-12

- 組織のサプライチェーンを記述する。

#### G4-13

- 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実を報告する。例えば、
  - 所在地または事業所の変更(施設の開設や閉鎖、拡張を含む)
  - 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合)
  - サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選択や終了を含む)

### 外部のイニシアティブへのコミットメント

#### G4-14

参考文献 94 を参照

- 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方について報告する。

#### G4-15

- 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示する。

#### G4-16

- (企業団体など)団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格を一覧表示する。

- ガバナンス組織において役職を有しているもの
- プロジェクトまたは委員会に参加しているもの
- 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの
- 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの

主として、組織レベルで保持している会員資格を指す。

## 特定されたマテリアルな側面とバウンダリー

この標準開示項目によって、報告書の内容、特定されたマテリアルな側面とそのバウンダリーおよび修正再記述事項を確定するために組織が実施したプロセスの概要を把握することができる。

### G4-17

- 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示する。
- 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか報告する。

組織は、この標準開示項目に関する報告を、一般に入手できる連結財務諸表または同等文書に掲載している情報を引用して行うことができる。

### G4-18

- 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセスを説明する。
- 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したかを説明する。

### G4-19

- 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面を一覧表示する。

### G4-20

- 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリーを次の通り報告する。
  - 当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する
  - 当該側面が、組織内のすべての事業体(G4-17による)にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択して報告する
    - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、
    - G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧
  - 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項があれば報告する

### G4-21

- 各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリーを次の通り報告する。
  - 当該側面が組織外でマテリアルであるか否かを報告する。
  - 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定する。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述する
  - 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項があれば報告する



#### G4-22

- a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由を報告する。

#### G4-23

- a. スcopeおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更を報告する。

### ステークホルダー・エンゲージメント

この標準開示項目によって、報告期間中に行った組織のステークホルダー・エンゲージメントの概要を把握することができる。この標準開示項目は、報告書作成の目的で行ったエンゲージメントに制限する必要はない。

#### G4-24

- a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧を提示する。

#### G4-25

- a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準を報告する。

#### G4-26

- a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)を報告する、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。

#### G4-27

- a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループを報告する。

### 報告書のプロフィール

この標準開示項目によって、報告書、GRI 内容索引、外部保証に関するアプローチについての基本情報の概要を把握することができる。

#### G4-28

- a. 提供情報の報告期間(会計年度、暦年など)。

#### G4-29

- a. 最新の発行済報告書の日付(該当する場合)。

#### G4-30

- a. 報告サイクル(年次、隔年など)。

#### G4-31

- a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口を提示する。

### GRI 内容索引

#### G4-32

- a. 組織が選択した「準拠」のオプションを報告する。
- b. 選択したオプションの GRI 内容索引を報告する(以下の表を参照)。
- c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報を報告する。(GRI では外部保証の利用を推奨しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない)。

「準拠」(In Accordance)に関する GRI 内容索引 - 中核(Core)

一般標準開示項目		
一般標準開示項目	ページ	外部保証
		標準開示項目が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。
戦略および分析		
G4-1		
組織のプロフィール		
G4-3		
G4-4		
G4-5		
G4-6		
G4-7		
G4-8		
G4-9		
G4-10		
G4-11		
G4-12		
G4-13		
G4-14		
G4-15		
G4-16		

一般標準開示項目		
一般標準開示項目	ページ	外部保証
		標準開示項目が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー		
G4-17		
G4-18		
G4-19		
G4-20		

G4-21		
G4-22		
G4-23		
ステークホルダー・エンゲージメント		
G4-24		
G4-25		
G4-26		
G4-27		
報告書のプロフィール		
G4-28		
G4-29		
G4-30		
G4-31		
G4-32		
G4-33		
ガバナンス		
G4-34		
倫理と誠実性		
G4-56		

特定標準開示項目			
<b>マテリアルな側面</b> (G4-19に従って) 特定したマテリアルな側面を一覧表示する。	<b>DMAと指標</b> 特定した各マテリアルな側面に関連する特定標準開示項目を一覧表示する(ページ番号またはリンクを表示する)。	<b>省略</b> 例外的に、要求される特定の情報の開示が不可能な場合は、省略の理由を記載する(報告原則と標準開示項目p. -に定める通り)。	<b>外部保証</b> 標準開示が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。

「準拠」(In Accordance)に関する GRI 内容索引 - 包括(Comprehensive)

一般標準開示項目			
一般標準開示項目	ページ	省略	外部保証
		例外的に、要求される特定の情報の開示が不可能な場合は、省略の理由を記載する(報告原則と標準開示項目のp. に定める通り)。	標準開示項目が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。
<b>戦略および分析</b>			
G4-1		該当せず	
G4-2		該当せず	
<b>組織のプロフィール</b>			
G4-3		該当せず	
G4-4		該当せず	
G4-5		該当せず	
G4-6		該当せず	
G4-7		該当せず	
G4-8		該当せず	
G4-9		該当せず	
G4-10		該当せず	
G4-11		該当せず	
G4-12		該当せず	
G4-13		該当せず	
G4-14		該当せず	
G4-15		該当せず	
G4-16		該当せず	
<b>特定されたマテリアルな側面とバウンダリー</b>			
G4-17		該当せず	
G4-18		該当せず	
G4-19		該当せず	
G4-20		該当せず	
G4-21		該当せず	
G4-22		該当せず	
G4-23		該当せず	
<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>			
G4-24		該当せず	

G4-25		該当せず	
G4-26		該当せず	
G4-27		該当せず	

一般標準開示項目			
一般標準開示項目	ページ	省略	外部保証
		例外的に、要求される特定の情報の開示が不可能な場合は、省略の理由を記載する(報告原則と標準開示項目 p. -に定める通り)。	標準開示項目が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。
報告書のプロフィール			
G4-28		該当せず	
G4-29		該当せず	
G4-30		該当せず	
G4-31		該当せず	
G4-32		該当せず	
G4-33		該当せず	
ガバナンス			
G4-34		該当せず	
G4-35			
G4-36			
G4-37			
G4-38			
G4-39			
G4-40			
G4-41			
G4-42			
G4-43			
G4-44			
G4-45			
G4-46			
G4-47			
G4-48			
G4-49			

G4-50			
G4-51			
G4-52			
G4-53			
G4-54			
G4-55			
<b>倫理と誠実性</b>			
G4-56		該当せず	
G4-57			
G4-58			

特定標準開示項目			
マテリアルな側面	DMAと指標	省略	外部保証
(G4-19に従って) 特定したマテリアルな側面を一覧表示する。	特定した各マテリアルな側面に 関連する特定標準開示項目 を一覧表示する(ページ番号ま たはリンクを表示する)。	例外的に、要求される特定 の情報の開示が不可能な 場合は、省略の理由を記載 する(報告原則と標準開示 項目p. -に定める通り)。	標準開示項目が外部保証を 受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外 部保証の声明が掲載されてい るページを表示する。

### 他の報告媒体からの引用による標準開示項目の報告

「準拠」オプションで求められている標準開示項目に関わる情報が、組織が作成した株主向け年次報告書や規制当局へ報告書、自主報告書などに既に掲載してあることがある。このような場合には、組織は、その開示をサステナビリティ報告書に繰り返し掲載せずに、当該情報が閲覧できる個所を表示し、引用する方法を選ぶことができる。

この表示方法は、引用個所を具体的に表示し、当該情報が公開されていて容易に閲覧できる場合に利用することができる。具体的でない表示(例えば「株主向け年次報告書を引用」)は許されないが、セクションや表などの名称が明記されていればよい。このようなケースは、サステナビリティ報告書が電子データやWebベースの形で提供されていて、他のWebベースの報告書へのリンクが付されている場合が多い。

### 報告媒体

報告には、電子データもしくはWebベース、および紙のどちらの媒体も適している。組織はWebと紙ベースの組み合わせ、またはどちらか一方の媒体のみの利用も選択できる。例えば、Webサイトで詳細報告を行い、紙媒体で戦略、分析、パフォーマンス

ス情報などエグゼクティブサマリーを提供することも可能である。こうした媒体の選択は、報告期間、内容の更新、想定利用者、配布戦略などの実務的な要因により決定することになるだろう。

少なくとも Web もしくは紙媒体のどちらか一方において、報告期間におけるすべての情報にアクセスできるようにすべきである。

## 本ガイドラインに「準拠」せず作成した報告書における留意事項

組織が本ガイドラインの標準開示項目の報告をしてはいるが、どちらかの「準拠」オプションの全要求事項を満たしていない場合、報告書に次の声明を記載しなければならない。

「本報告書には GRI サステナビリティ・レポート・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されている」。組織の報告書には、この声明および標準開示項目の一覧と掲載個所を記載すべきである。

## 保証

### G4-33

- 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行を報告する。
- サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準を報告する。
- 組織と保証の提供者の関係を報告する。
- 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否かを報告する。

## ガバナンス

この標準開示項目によって、次の項目について概要を把握することができる。

- ガバナンス構造とその構成
- 組織の目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割
- 最高ガバナンス組織の能力とパフォーマンスの評価
- リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割
- サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割
- 経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割
- 報酬とインセンティブ

参考文献 125 を参照

## ガバナンスの構造と構成

組織のガバナンスの構造や構成に関する透明性は、関連する組織および個人の説明責任を保証する上で重要である。この標準開示項目において、最高ガバナンス組織が、組織の目的達成のためにどのように設立・組織されたか、その目的が経済、環境、社会面とどのような関連性を有するかについて記述する。



**G4-34**

- a. 組織のガバナンス構造(最高ガバナンス組織の委員会を含む)を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定する。

**G4-35**

- a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセスを報告する。

**G4-36**

- a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否かを報告する。

**G4-37**

- a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセスを報告する。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて記述する。

**G4-38**

- a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成を、次の項目別に報告する。
- 執行権の有無
  - 独立性
  - ガバナンス組織における任期
  - 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質
  - ジェンダー
  - 発言権の低いグループのメンバー
  - 経済、環境、社会影響に関する能力
  - ステークホルダーの代表

**G4-39**

- a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否かを報告する(兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由も報告する)。

**G4-40**

- a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセスを報告する。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準を、次の事項を含めて報告する。
- 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか
  - 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか
  - 経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか
  - ステークホルダー(株主を含む)が関与しているか、どのように関与しているか。

**G4-41**

参考文献 74 を参照

- a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセスを報告する。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか報告する。

- 役員会メンバーの相互就任
- サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い
- 支配株主の存在
- 関連当事者の情報

### 目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割

最高ガバナンス組織は、組織の品格を定め、組織の目的、価値、戦略の設定に大きな役割を果たしている。

#### G4-42

- 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割を報告する。

### 最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価

この標準開示項目では、経済、環境、社会影響を理解・考察して効果的に対応するための、最高ガバナンス組織と役員との取り組み姿勢や能力を記述する。また、最高ガバナンス組織を継続的に有効に機能させるためのプロセスを整備しているか、またそれが組織内、組織外で実施されているかを記述する。

#### G4-43

- 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集合的知見を発展・強化するために講じた対策を報告する。

#### G4-44

- 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセスを報告する。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度を報告する。また当該評価が自己評価であるか否かを報告する。
- 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置を報告する。この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載する。

### リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割

この標準開示項目では、最高ガバナンス組織がリスク・マネジメント・プロセスおよびその全般的な有効性について説明責任を負っているか否かを記述する。長期にわたり幅広い影響を与えるリスク要因について最高ガバナンス組織や役員が配慮し戦略的計画の中に組み込んでいることが、ガバナンスの開示情報として重要である。

参考文献 74、106、107、108 を参照

#### G4-45

- 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割を報告する。この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含める。
- ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否かを報告する。

#### G4-46

- 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割を報告する。

#### G4-47

- a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度を報告する。

#### サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割

この標準開示項目では、最高ガバナンス組織が、組織のサステナビリティ報告の作成および承認に関わっている程度、財務報告に関わるプロセスとの連携の程度を明らかにする。

#### G4-48

- a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職を報告する。

#### 経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割

この標準開示項目では、最高ガバナンス組織が、組織の経済、環境、社会テーマに関わるパフォーマンスのモニタリングおよび対応にどのように関わっているかを明らかにする。経済、環境、社会パフォーマンスにはリスクと機会が伴っており、最高ガバナンス組織は、そのモニタリングと必要に応じて対応が行われているかについて確認すべきである。またこの標準開示項目では、組織における重大な懸念事項を最高ガバナンス組織に通知するためのプロセスも取り扱う。

#### G4-49

- a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセスを報告する。

#### G4-50

- a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段を報告する。

#### 報酬とインセンティブ

この標準開示項目では、報酬方針について、報酬制度が組織の戦略的目的をサポートすること、ステークホルダーの関心事項に合致すること、最高ガバナンス組織のメンバーや役員、従業員の採用、動機付け、定着を可能にすることを確実にするため定められていることに焦点を当てている。

参考文献 124 を参照

#### G4-51

- a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬について報告する。
- 固定報酬と変動報酬
    - － パフォーマンス連動報酬
    - － 株式連動報酬
    - － 賞与
    - － 後配株式、権利確定株式
  - 契約金、採用時インセンティブの支払い
  - 契約終了手当
  - クローバック
  - 退職給付(最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む)

- b. 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているかを報告する。

#### G4-52

- a. 報酬の決定プロセスを報告する。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否かを報告する。報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、報告する。

#### G4-53

- a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているかを報告する。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果も記述する。

#### G4-54

- a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)に対する比率を報告する。

#### G4-55

- a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)の増加率に対する比率を報告する。

## 倫理と誠実性

この標準開示項目によって、次の事項について概要を把握することができる。

- 組織の価値、理念、基準・規範
- 倫理的、法的行為について助言を得るための組織内外のメカニズム
- 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、誠実性に関する事項を通報するための組織内外の制度

#### G4-56

- a. 組織の価値、理念および行動基準・規範(行動規範、倫理規定など)を記述する。

#### G4-57

- a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度(電話相談窓口)を報告する。

#### G4-58

- a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度(ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど)を報告する。

## 5.2 特定標準開示項目

本ガイドラインの特定標準開示項目は、経済、環境、社会の 3 カテゴリーとなっている。このうち社会カテゴリーは、労働慣行とディーセント・ワーク、人権、社会、製品責任の 4 つのサブカテゴリーに細分される。

各カテゴリーで、GRI の側面が定められている。次ページの表 5 に、カテゴリーと側面の概要を示す。

組織のサステナビリティ報告書は、マテリアルな側面、つまり組織がその影響をマテリアルと特定した側面に関する情報を提示するものである。マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している側面、あるいはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える側面である。

「報告内容に関する原則」は、組織がマテリアルな側面およびそのバウンダリーを特定することを支援するためのものであり、その影響がマテリアルであると特定される可能性のある事項を示すものである。（同原則と適用方法の手引きはそれぞれ、*実施マニュアル*の p. -と p. -を参照。）

特定した各マテリアルな側面について報告する情報は、DMA および指標として開示することができる。

なお持続可能性における経済面とは、ステークホルダーの経済状況や地域、国、グローバルレベルの経済システムに対して組織が与える影響に関するものであり、組織の財務状況に焦点を当てたものではない。

表5: 本ガイドラインのカテゴリーと側面

カテゴリー	経済	環境			
側面 <sup>Ⅳ</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済的パフォーマンス</li> <li>• 地域での存在感</li> <li>• 間接的な経済影響</li> <li>• 調達慣行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原材料</li> <li>• エネルギー</li> <li>• 水</li> <li>• 生物多様性</li> <li>• 大気への排出</li> <li>• 排水および廃棄物</li> <li>• 製品およびサービス</li> <li>• コンプライアンス</li> <li>• 輸送・移動</li> <li>• 環境全般</li> <li>• サプライヤーの環境評価</li> <li>• 環境に関する苦情処理制度</li> </ul>			
カテゴリー	社会				
サブカテゴリー	労働慣行とディーセント・ワーク	人権	社会	製品責任	
側面 <sup>Ⅳ</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用</li> <li>• 労使関係</li> <li>• 労働安全衛生</li> <li>• 研修および教育</li> <li>• 多様性と機会均等</li> <li>• 男女同一報酬</li> <li>• サプライヤーの労働慣行評価</li> <li>• 労働慣行に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資</li> <li>• 非差別</li> <li>• 結社の自由と団体交渉</li> <li>• 児童労働</li> <li>• 強制労働</li> <li>• 保安慣行</li> <li>• 先住民の権利</li> <li>• 人権評価</li> <li>• サプライヤーの人権評価</li> <li>• 人権に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域コミュニティ</li> <li>• 腐敗防止</li> <li>• 公共政策</li> <li>• 反競争的行為</li> <li>• コンプライアンス</li> <li>• サプライヤーの社会への影響評価</li> <li>• 社会への影響に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客の安全衛生</li> <li>• 製品およびサービスのラベリング</li> <li>• マーケティング・コミュニケーション</li> <li>• 顧客プライバシー</li> <li>• コンプライアンス</li> </ul>	

<sup>Ⅳ</sup> ガイドラインで「テーマ」とは、サステナビリティの主題になり得るあらゆるものを指す。「アспект」とは、本ガイドラインで取り上げる主題の一覧を指す。

## マネジメント手法の開示項目に関する手引き

### イントロダクション

マネジメント手法の開示項目(DMA:Disclosures on Management Approach)は、マテリアルな側面に関わる経済、環境、社会影響のマネジメント方法について、組織が説明するためのものである。

マテリアルな側面は、組織が「報告内容に関する原則」を適用して特定する(実施マニュアル、p. -の G4-18 のための手引きを参照)。そして、マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している側面、あるいはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える側面のことである。

DMA は、組織がもたらすマテリアルな経済、環境、社会影響(現実的、潜在的なもの)に関する特定、分析、対応方法について、記述的情報を提供するものである。

また、DMA によって指標のパフォーマンス情報の背景状況を知ることができる。

### 情報の整理

DMA は、通常、GRI の側面についてのマネジメントの具体的な実務慣行を報告する。

組織のマネジメント手法またはその要素(方針、具体的措置など)が複数の GRI 側面に共通して適用される場合には、報告書では当該 DMA を一度だけ提示し、報告書の各 GRI カテゴリー、側面、指標ごとに繰り返して提示する必要はない。ただ、DMA を側面のグループと結び付ける場合には、各 DMA の開示がどの側面を対象としているかについて報告書に明記する。

### 各種のマネジメント手法の開示項目

DMA の手引きは、**一般的な DMA**と**側面固有の DMA**の 2 種類に分かれる。一般的な DMA の手引きは、すべての側面について適用するものであり、側面固有の DMA の手引きは、各側面の報告情報について追加して詳細情報を提供するものである。

マネジメント手法を報告するときに、組織はまず一般的な DMA の手引きに取り組む。側面固有の DMA の手引きがある場合には、組織はそれを用いて当該側面におけるマネジメント手法を詳細に報告する。

側面固有の DMA の手引きは、全側面に対して作成されているわけではない。

側面固有の DMA の手引きは、次の側面に対して作成されている。

- 間接的な経済影響
- 調達慣行
- エネルギー
- 生物多様性
- 大気への排出
- サプライヤーの環境評価
- 環境に関する苦情処理制度
- 雇用
- 労働安全衛生
- 男女同一報酬
- サプライヤーの労働慣行評価
- 労働慣行に関する苦情処理制度

- 投資
- 結社の自由と団体交渉
- サプライヤーの人権評価
- 人権に関する苦情処理制度
- 地域コミュニティ
- 腐敗防止
- 公共政策
- サプライヤーの社会への影響評価
- 社会への影響に関する苦情処理制度
- 顧客の安全衛生
- 製品およびサービスのラベリング

一般的な DMA の手引き(すべてのマテリアルな側面にも適用できるもの)、および側面固有の DMA の手引き(特定の側面の報告について追加して詳細情報を提供するもの)は、*実施マニュアル*の p. -および p. -を参照。

#### 一般的なマネジメント手法の開示項目

DMA には、マテリアルな側面に対する組織の対応について、十分に説明する情報を掲載すべきである。マテリアルな側面の選定プロセスは、*実施マニュアル*、p. -の G4-18 の手引きを参照。

組織は、DMA で提示した情報が、一般標準開示項目の G4-20 および G4-21 で特定するマテリアルな側面のバウンダリーを網羅していない場合には、その旨を報告すべきである。

DMA には、次の標準開示項目を掲載すべきである。

<b>G4-DMA</b>
---------------

*参考文献 73、106、107、108 を参照*

- a. 側面がマテリアルである理由を報告する。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響を報告する。
- b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法を報告する。
- c. マネジメント手法の評価を、次の事項を含めて報告する。
  - マネジメント手法の有効性を評価する仕組み
  - マネジメント手法の評価結果
  - マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容



## 指標

指標は、組織のマテリアルな側面に関わる経済、環境、社会パフォーマンスや影響に関する情報を提供するものである。

マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している側面、もしくはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える側面のことである。

組織は、指標で提示する情報が、一般標準開示項目の G4-20、G4-21 で特定したマテリアルな側面のバウンダリーをカバーしていない場合は、その旨報告すべきである。

指標および関連手引きは、p. -の表 5 の通り、側面ごとに定めてある。

## カテゴリ: 経済

### イントロダクション

持続可能性における経済面とは、ステークホルダーの経済状況や、地域、国、グローバルレベルの経済システムに対して組織が与える影響に関するものである。

「経済カテゴリ」では、異なるステークホルダー間の資本の流れ、および組織が社会全体に与える主な経済影響を明らかにする。

### 側面: 経済パフォーマンス

#### G4-EC1

##### 創出、分配した直接的経済価値

参考文献 14、15、16、18 を参照

- a. 創出、分配した直接的経済価値(EVG&D)を発生主義ベースで報告する。これには、組織の全世界の事業所について、次に一覧表示する基本要素を含める。
  - 創出した直接的経済価値:
    - － 収入
  - 分配した経済価値:
    - － 事業コスト
    - － 従業員給与と福利
    - － 資本提供者に対する支払い
    - － 政府に対する支払い(国別)
    - － コミュニティへの投資
  - 留保している経済価値(「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの)
- b. 地域に対する経済影響をより適切に評価するため、影響が著しいものについて EVG&D を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準を報告する。

#### G4-EC2

##### 気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会

参考文献 6、9 を参照

- a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会、事業、収入、支出に実質的な変動が生じる可能性のあるものを報告する。報告には、次の事項を含めること。
  - リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類
  - リスクと機会に関連する影響の記述
  - リスクと機会の財務上の影響で、措置を講じる前に生じていたもの
  - リスクと機会をマネジメントするために用いた手法

- リスクと機会をマネジメントするために講じた措置のコスト

#### G4-EC3

##### 確定給付型年金制度の組織負担の範囲

参考文献 16 を参照

- a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額を報告する。
- b. 年金制度の債務を支払うために別個の基金がある場合は、次の事項を報告する。
  - 制度の債務額を別途積み立てた資産でカバーできると考えられる比率
  - 当該推定値の算出基礎
  - 推定値の算出時期
- c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が完全補償の状態にない場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する。
- d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める比率を報告する。
- e. 退職金積立制度への参加のレベルを報告する（義務的参加か任意制度か、地域的か国別制度か、経済影響があるものか、など）。

#### G4-EC4

##### 政府から受けた財務援助

参考文献 17 を参照

- a. 組織が報告期間中に政府から受け取った財務援助の総額を報告する。報告には次の項目を含めること。
  - 減税および税額控除
  - 補助金
  - 投資奨励金、研究開発(R&D)助成金、その他関連助成金
  - 賞金
  - 特許権等使用料免除期間
  - 輸出信用機関(ECA)からの財務援助
  - 金銭的インセンティブ
  - その他、事業所が政府から受け取った財務利益、または受け取る予定の財務利益
- b. 上記の情報は国別に報告する。
- c. 組織の株式保有構造の中における政府の位置を報告する。

##### 側面:地域での存在感

参考文献 82 を参照

#### G4-EC5

##### 重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率(男女別)

- a. 労働力の相当部分が最低賃金規則により賃金を支給されている場合、重要事業拠点における最低賃金に対する最低給与の比率(男女別)を報告する。
- b. 重要事業拠点を置いている地域に最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否かを男女別に報告する。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを男女別に報告する。
- c. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。

#### G4-EC6

##### 重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率

- a. 重要事業拠点で、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率を報告する。
- b. 使用した「上級管理職」の定義を報告する。
- c. 組織の「地域・地元」の地理的定義を報告する。
- d. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。

### 側面: 間接的な経済影響

#### G4-EC7

##### インフラ投資および支援サービスの展開と影響

- a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲を報告する。
- b. コミュニティや地域経済に与えている影響、または与えると思われる影響を報告する。プラスとマイナス双方の影響を報告する(該当する場合)。
- c. この投資、サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する。

#### G4-EC8

##### 著しい間接的な経済影響(影響の程度を含む)

- a. 組織が与える著しい間接的な経済影響(プラスおよびマイナス)を特定し、事例を報告する。報告事例には、次の事項などを含めること。
  - 組織、業界、経済全体の生産力の変化
  - 貧困度が高い地域の経済発展
  - 社会、環境状況の改善または悪化による経済影響
  - 低所得者にとっての製品・サービスの利用可能性
  - 専門家コミュニティや地理的地域における技能、知識の向上
  - サプライチェーン、流通チェーンにおいて支えられている雇用
  - 外国からの直接投資の活性化、推進、制限
  - 事業拠点や活動内容の変更による経済影響

- 製品・サービスの利用による経済影響
- b. 外部のベンチマークやステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)という意味合いにより、影響の「著しさ」を報告する。

## 側面: 調達慣行

### G4-EC9

#### 重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率

- a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出金額比率を報告する(地元で調達した商品やサービスの比率など)。
- b. 組織の「地域・地元」の地理的定義を報告する。
- c. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。

## カテゴリー: 環境

### イントロダクション

持続可能性における環境面とは、生物、非生物から成る自然体系(土地、空気、水、生態系など)に組織が与える影響に関するものである。

環境のカテゴリーには、インプット(エネルギー、水など)とアウトプット(大気への排出、排水、廃棄物など)に関連する影響が含まれる。さらに生物多様性、輸送・移動、製品・サービス関連の影響、環境法規制の遵守、環境支出が含まれる。

参考文献 94、96 を参照

## 側面: 原材料

### G4-EN1

#### 使用原材料の重量または量

- a. 組織が、報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または量を、次の分類により報告する。
  - 使用した再生不能原材料
  - 使用した再生可能原材料

### G4-EN2

#### 使用原材料におけるリサイクル材料の割合

- a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の比率を報告する。

## 側面: エネルギー

### G4-EN3

#### 組織内のエネルギー消費量

- a. 非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量を、ジュールまたはその倍数単位(キロ、メガなど)で報告する。使用した燃料の種類も記載する。
- b. 再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。使用した燃料の種類も記載する。
- c. 下記の総量を、ジュール、ワット時、またはその倍数単位で報告する。
  - 電力消費量
  - 暖房消費量
  - 冷房消費量
  - 蒸気消費量
- d. 下記の総量を、ジュール、ワット時、またはその倍数単位で報告する。
  - 販売した電力

- 販売した暖房
  - 販売した冷房
  - 販売した蒸気
- e. エネルギー総消費量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。
- f. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- g. 使用した変換係数の情報源を報告する。

#### G4-EN4

##### 組織外のエネルギー消費量

- a. 組織外で消費したエネルギーを、ジュールまたはその倍数単位(キロ、メガなど)で報告する。
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- c. 使用した変換係数の情報源を報告する。

#### G4-EN5

##### エネルギー原単位

参考文献 130、134 を参照

- a. エネルギー原単位を報告する。
- b. 比率計算のための組織固有の値(分数の分母)を選択して報告する。
- c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気またはこのすべて)を報告する。
- d. その比率計算に使用したのは、組織内消費エネルギー、組織外消費エネルギーもしくはこの両者であるかを報告する。

#### G4-EN6

##### エネルギー消費の削減量

- a. エネルギー消費の削減および効率化の取り組みによる直接的な結果としてエネルギー消費量が削減できた場合、削減量をジュールまたはその倍数単位で報告する。
- b. 削減したエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房および蒸気)を報告する。
- c. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の論理的根拠を報告する。
- d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

#### G4-EN7

##### 製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量

- a. 販売した製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間内における削減量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。

- b. エネルギー消費の削減量の算出に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の論理的根拠を報告する。
- c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

## 側面: 水

参考文献 8 を参照

### G4-EN8

#### 水源別の総取水量

- a. 次の水源からの総取水量を報告する。
  - 地表水(湿地、河川、湖、海など)
  - 地下水
  - 組織が直接貯めた雨水
  - 他の組織からの廃水
  - 地方自治体の水道や他の水道施設
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

### G4-EN9

#### 取水によって著しい影響を受ける水源

- a. 取水によって著しい影響を受ける水源の数を、種類別に報告する。
  - 水源の規模
  - 水源が(国内で、または国際的に)保護地域に指定されているか否か
  - 生物多様性から見た価値(種の多様性および固有性、保護種の数など)
  - 地域コミュニティや先住民族にとっての水源の価値、重要性
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

### G4-EN10

#### リサイクルおよびリユースした水の総量と比率

- a. 組織がリサイクルおよびリユースした水の総量を報告する。
- b. リサイクルおよびリユースした水量が、指標 G4-EN8 で報告する総取水量に占める比率をパーセンテージで報告する。
- c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。



## 側面: 生物多様性

参考文献 3、67、68、78、83、84、115、116 を参照

### G4-EN11

#### 保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト

- a. 保護地域内の内部や隣接地域または保護地域外で生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している各事業サイトについて、次の情報を報告する。
- 地理的な場所
  - 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地
  - 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域外の生物多様性価値の高い地域との位置関係
  - 事業形態（事務所、製造・生産、採掘）
  - 事業敷地の面積（km<sup>2</sup> で表記）
  - 次の点から見た生物多様性における価値:
    - 当該保護地域および保護地域外で生物多様性価値の高い地域についての特質（陸上、淡水域、海洋における生態系）
    - 保護地域としての登録先のリスト（IUCN 保護地域管理区分<sup>67</sup>、ラムサール条約<sup>78</sup>、国内規制など）

### G4-EN12

#### 保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述

- a. 下記の1つ以上の事項に関連して、生物多様性に対して直接、間接に及ぼされる著しい影響に関する情報を報告する。
- 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用
  - 汚染（生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも）
  - 侵入生物種、害虫、病原菌の導入
  - 種の減少
  - 生息地の改変
  - 生態学的プロセスの変化（塩分濃度、地下水位変動など）で、自然増減の範囲を超えるもの
- b. 下記の事項に関連した直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響を報告する。
- 影響を受ける生物種
  - 影響を受ける地域の範囲
  - 影響を及ぼす期間
  - 影響の可逆性、不可逆性

## G4-EN13

### 保護または復元されている生息地

- a. すべての生息地保護地域、復元地域の規模と所在地を報告する。復元措置の成功が外部の独立系専門家によって承認されたものかどうかについても報告する。
- b. 組織が復元や保護措置を監督・実施した場所とは違う生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無を報告する。
- c. 各地域の現状について、報告期間終了時の条件に基づいて報告する。
- d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

## G4-EN14

### 事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する

- a. IUCN レッドリストや国内保全種リストの対象生物種で、組織の事業による影響を受ける地域に生息する種の総数を、絶滅危険性のレベルで分類して報告する。
  - 絶滅危惧 IA 類 (CR)
  - 絶滅危惧 IB 類 (EN)
  - 絶滅危惧 II 類 (VU)
  - 準絶滅危惧 (NT)
  - 軽度懸念

## 側面: 大気への排出

参考文献 100、102、118、130、131、134 を参照

### イントロダクション

本ガイドラインの大気への排出の側面には、温室効果ガス (GHG) の排出、オゾン層破壊物質、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、その他重大な大気への排出物についての指標が含まれる。

GHG 排出に関する報告は、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」(GHG プロトコル) に記載されている報告要求事項による。

GHG プロトコルには GHG 排出について分類をしており、「スコープ」と呼んでいる。スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 である。

スコープとは、GHG が排出される事業上のバウンダリーを分類したものである。GHG を排出するのが組織自体か、他の関連組織 (電力供給業者や運送業者など) によって、次のようにスコープが分けられている。

- 組織が所有、管理する事業体からの直接的排出 (スコープ 1)
- 組織内で消費するために購入、取得した電力、暖房、冷房、蒸気の発生によって生じる間接的排出 (スコープ 2)
- その他の間接的温室効果ガス排出 (スコープ 3)。組織外で発生したすべての間接的排出 (ただしスコープ 2 に含まれないもの) で、上流部門、下流部門での排出を含む

GHG プロトコルのスコープ 1、2、3 は、次のように ISO 14064 の定義や GRI 指標に対応している。

- スコープ1 = GHG の直接的排出 (GRI 指標 G4-EN15)
- スコープ2 = GHG の間接的排出 (GRI 指標 G4-EN16)
- スコープ3 = その他の間接的 GHG 排出 (GRI 指標 G4-EN17)

GHG プロトコルでは、直接的排出(スコープ1)と間接的排出(スコープ2)の報告を規定している。その他の間接的排出(スコープ3)の報告は任意である。WRI や WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ3)算定・報告基準」では、その他の間接的排出(スコープ3)の報告を規定している。

#### G4-EN15

##### 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)

参考文献 7, 12, 13, 102, 130, 134 を参照

- 直接的(スコープ1)GHG 排出量の総計を、t-CO<sub>2</sub> で報告する。GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。
- 総計計算に含まれているガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、または全部)を報告する。
- 直接的(スコープ1)GHG 排出量の総計とは別に、生物由来の CO<sub>2</sub> 排出量を、t-CO<sub>2</sub> で報告する。
- 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。
- 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP 情報源の出典を報告する。
- 排出量に関して選択した連結情報(株式持分、財務管理、経営管理)を報告する。

#### G4-EN16

##### 間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)

- 間接的(スコープ2)GHG 排出量の総計を、t-CO<sub>2</sub> で報告する。GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。
- データがある場合には、総計計算に用いたガスを報告する。
- 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。
- 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- データがある場合には、使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP 情報源の出典を報告する
- 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理)を報告する。

#### G4-EN17

##### その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出(スコープ3)

- その他の間接的(スコープ3)GHG 排出量の総量を t-CO<sub>2</sub> で報告する。これには、組織が消費する目的で購入、取得した電力、暖房、冷房、蒸気の発生からの間接的排出量(指標 G4-EN16 で報告)は含めない。また、GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。

- b. データがある場合には、総計計算に用いたガスを報告する。
- c. その他の間接的(スコープ 3) GHG 排出量の総計とは別に、生物由来の CO2 排出量を t-CO2 で報告する。
- d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ 3) 排出量の区分と活動を報告する。
- e. 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。
- f. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- g. データがある場合には、使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP の情報源の出典を報告する。

#### G4-EN18

##### 温室効果ガス(GHG)排出原単位

- a. GHG 排出原単位を報告する。
- b. 比率計算するために選定した組織固有の値(分数の分母)を報告する。
- c. 原単位に用いられる GHG 排出量の種類を報告する。直接的な排出量(スコープ 1)、間接的な排出量(スコープ 2)、その他の間接的な排出量(スコープ 3)。
- d. 計算に用いたガスを報告する。

#### G4-EN19

##### 温室効果ガス(GHG)排出量の削減量

参考文献 7、102、130、131、132、134 を参照

- a. 排出量削減活動を実施した結果、直接的な成果として達成した GHG 排出量削減量を、t-CO2 で報告する。
- b. 計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、または全部)を報告する。
- c. 選択した基準年または基準値、およびその選択根拠を報告する。
- d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- e. GHG 排出量削減となったのが、直接的な排出(スコープ 1)、間接的な排出(スコープ 2)、その他の間接的な排出(スコープ 3)のどれなのかを報告する。

#### G4-EN20

##### オゾン層破壊物質(ODS)の排出量

- a. ODS の生産量、移入量、移出量を CFC-11 換算トンで報告する。
- b. 計算に用いた物質を報告する。
- c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- d. 使用した排出係数の情報源を報告する。

## G4-EN21

### NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、およびその他の重大な大気排出

- a. 重大な大気排出の量をキログラムまたはその倍数単位(トンなど)で報告する。次の掲げる種類別とする。
  - NO<sub>x</sub>
  - SO<sub>x</sub>
  - 残留性有機汚染物質(POPs)
  - 揮発性有機化合物(VOC)
  - 有害大気汚染物質(HAP)
  - 粒子状物質(PM)
  - その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- c. 使用した排出係数の情報源を報告する。

### 側面: 排水および廃棄物

参考文献 2、65、66、78 を参照

## G4-EN22

### 水質および排出先ごとの総排水量

- a. 計画内および計画外の排水量を、次の分類により報告する。
  - 排出先
  - 水質(処理方法を含む)
  - 他の組織によるリユースの有無
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

## G4-EN23

### 種類別および処分方法別の廃棄物の総重量

- a. 有害廃棄物や非有害廃棄物の重量を、次の処分方法別に報告する。
  - リユース
  - リサイクル
  - 堆肥化
  - 回収(エネルギー回収を含む)
  - 焼却(大量燃焼)
  - 深井戸注入
  - 埋め立て

- 現場保管
  - その他(詳細を記述)
- b. 廃棄物処分方法の判別方法を報告する。
- 自ら処分している場合または直接確認した場合
  - 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合
  - 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合

#### G4-EN24

##### 重大な漏出の総件数および漏出量

- a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量を報告する。
- b. 組織の財務報告書で報告している漏出については、上記に加え次の情報を案件ごとに報告する。
- 漏出場所
  - 漏出量
  - 漏出物の区分は次のとおり:
    - 石油漏出物(土壌または水面)
    - 燃料漏出物(土壌または水面)
    - 廃棄物の漏出(土壌または水面)
    - 化学物質の漏出(土壌または水面)
    - その他(詳細を記述)
- c. 重大な漏出の影響を報告する。

#### G4-EN25

##### バーゼル条約<sup>2</sup> 付属文書 I、II、III、VII に定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率

- a. 下記のそれぞれについて、総重量を報告する。
- 輸送した有害廃棄物
  - 輸入した有害廃棄物
  - 輸出した有害廃棄物
  - 処理した有害廃棄物
- b. 国際輸送した有害廃棄物の比率を報告する。

#### G4-EN26

##### 組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値

- a. 「編集方法」セクションで説明する基準に基づいて、排水による著しい影響を受ける水域および関連生息地を報告し、次の事項に関する情報を付記する。

- 水域および関連生息地の規模
- その水域および関連生息地が(国内的または国際的に)保護地域に指定されているか否か
- 生物多様性価値(保護種の数など)

## 側面: 製品およびサービス

### G4-EN27

#### 製品およびサービスによる環境影響緩和の程度

- 製品やサービスが及ぼす環境影響を、報告期間中にどの程度まで低減させたかを定量的に報告する。
- 使用ベースの数値を採用する場合には、消費パターンや正規化係数に関する基本的な前提条件を明確に示す。

### G4-EN28

#### 使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率(区分別)

- リユースやリサイクルされる製品や梱包材の比率を、製品区分別に報告する。
- この指標のデータの収集方法を報告する。

## 側面: コンプライアンス

### G4-EN29

#### 環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数

- 高額な罰金や罰金以外の制裁措置について、下記の観点から報告する。
  - 高額罰金の総額
  - 罰金以外の制裁措置の総件数
  - 紛争解決メカニズムに提起された事案
- 法規制に対して組織の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

## 側面: 輸送・移動

参考文献 103 を参照

### G4-EN30

#### 製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響

- 組織の業務に使用する製品その他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響について報告する。定量的データを示さない場合は、その理由を明らかにする。

- b. 製品、組織の従業員、その他物品や原材料の輸送・移動によって生じる環境影響をどのように緩和したかを報告する。
- c. 著しい環境影響を判断する際に準拠した基準、方法を報告する。

## 側面: 環境全般

参考文献 21、109 を参照

### G4-EN31

#### 環境保護目的の総支出と総投資(種類別)

- a. 環境保全支出について、次の項目別に報告する。
  - 廃棄物処分、排出物処理および是正のコスト
  - 予防および環境マネジメントのコスト

## 側面: サプライヤーの環境評価

参考文献 106、107、108 を参照

### G4-EN32

#### 環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率

- a. 環境クライテリアを用いて選定した新規サプライヤーの比率を報告する。

### G4-EN33

#### サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響(現実的、潜在的なもの)、および行った措置

- a. 環境影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。
- b. 著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤー数を報告する。
- c. サプライチェーン内で特定した著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)を報告する。
- d. 著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善を行うことに同意したサプライヤーの比率を報告する。
- e. 著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果により、事業関係を終了したサプライヤーの比率およびその理由を報告する。

## 側面: 環境に関する苦情処理制度

参考文献 106、107、108 を参照



**環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数**

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申立された環境影響関連の苦情総件数を報告する。
- b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。
  - 報告期間中に対応した苦情
  - 報告期間中に解決した苦情
- c. 報告期間より前に提起され、報告期間中に解決した環境影響関連の苦情総件数を報告する。

## カテゴリー: 社会

### イントロダクション

持続可能性における社会面とは、事業を展開している社会システムに対して組織が与える影響に関するものである。社会のカテゴリーには、次のサブカテゴリーが含まれる。

- 労働慣行とディーセント・ワーク
- 人権
- 社会
- 製品責任

サブカテゴリーに含まれる内容の大部分は、国際的に認められた普遍的基準または国際的参照資料に基づいている。

## サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク

### イントロダクション

労働慣行のサブカテゴリーの側面は、国際的に認められた次の普遍的基準に基づいている。

- 国連(UN)宣言、「世界人権宣言」、1948年
- 国連(UN)条約、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、B規約)、1966年
- 国連(UN)条約、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」(社会権規約、A規約)、1966年
- 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(CEDAW)」、1979年
- 国際労働機関(ILO)宣言、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、1998年、特に下記のILOの8つの中核的条約:
  - 国際労働機関(ILO)条約29、「強制労働条約」、1930年
  - 国際労働機関(ILO)条約87、「結社の自由および団体権の保護に関する条約」1948年
  - 国際労働機関(ILO)条約98、「団結権および団体交渉権に関する条約」1949年
  - 国際労働機関(ILO)条約100、「同一報酬条約」、1951年
  - 国際労働機関(ILO)条約105、「強制労働の廃止に関する条約」、1957年
  - 国際労働機関(ILO)条約111、「雇用・職業差別禁止条約」、1958年
  - 国際労働機関(ILO)条約138、「最低年齢条約」、1973年
  - 国際労働機関(ILO)条約182、「最悪の形態の児童労働条約」、1999年
- 国連(UN)宣言、「ウィーン宣言および行動計画」、1993年

労働慣行の指標は、企業の社会的責任に関する下記の2つの法律文書にも基づいている。

- 国際労働機関(ILO)、「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」1977年
- 経済協力開発機構(OECD)、「OECD多国籍企業行動指針」2011年

参考文献 50、51、59、88、96 も参照

## 側面: 雇用

参考文献 28、32、33、34、35、38、42、43、46、49 を参照

### G4-LA1

#### 従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率(年齢、性別、地域による内訳)

- a. 報告期間内に新規雇用した従業員の総数と比率を、年齢、性別、地域の内訳により報告する。
- b. 報告期間内に離職した従業員の総数と比率を、年齢、性別、地域の内訳により報告する。

### G4-LA2

#### 派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付(主要事業拠点ごと)

- a. 組織の正社員には標準支給するが、派遣社員やアルバイト従業員には支給しない給付について、主要事業拠点ごとに報告する。この給付には、少なくとも次のものを含める。
  - 生命保険
  - 医療
  - 身体障害、病気補償
  - 育児休暇
  - 定年退職金
  - 持ち株制度
  - その他
- b. 「主要事業拠点」の定義を報告する。

### G4-LA3

#### 出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)

- a. 育児休暇を取る権利を有していた従業員の総数(男女別)を報告する。
- b. 育児休暇を取った従業員の総数(男女別)を報告する。
- c. 育児休暇を取った後、復職した従業員の総数(男女別)を報告する。
- d. 育児休暇から復職し、復職後 12 ヶ月の時点で在籍している従業員の総数(男女別)を報告する。
- e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)を報告する。

## 側面: 労使関係

参考文献 25、26、36、40、44、53、54、55、61、62 を参照

#### G4-LA4

##### 業務上の変更を実施する場合の最低通知期間(労働協約で定めているか否かも含む)

- a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある業務変更を実施する場合、従業員や従業員代表者に対して通常、最低何週間前までに通知を行っているかを報告する。
- b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉を労働協約上に定めているか否かを報告する。

#### 側面: 労働安全衛生

参考文献 41、45、56、60 を参照

#### G4-LA5

##### 労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率

- a. 公式の労使合同安全衛生委員会のそれぞれの委員について、組織内における通常の活動レベルを報告する。
- b. 公式の労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率を報告する。

#### G4-LA6

##### 傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数(地域別、男女別)

- a. 総労働力(全従業員と派遣労働者の合計)を対象に傷害の種類、傷害率(IR)、業務上疾病率(ODR)、休業日数率(LDR)、欠勤率(AR)、および業務上の死亡者数を、次の内訳により報告する。
  - 地域
  - 性別
- b. 事業所内に勤務する請負業者(組織が労働環境の全般的安全性について法的責任を負っている者)を対象に傷害の種類、傷害率(IR)、業務上疾病率(ODR)、休業日数率(LDR)、欠勤率(AR)、および業務上の死亡者数を、次の内訳により報告する。
  - 地域
  - 性別
- c. 災害統計の記録、報告に適用する規則体系を報告する。

#### G4-LA7

##### 業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数

- a. 事故率や特定疾病発症率の高い業務活動に従事する労働者の有無を報告する。

#### G4-LA8

##### 労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ

- a. 労働組合(各地域、全世界のいずれか)と締結した正式協定で、安全衛生を定めているか否かを報告する。

- b. 定めている場合、安全衛生に関する様々なテーマが協定上でどの程度盛り込まれているか、比率で報告する。

## 側面: 研修および教育

参考文献 38、39、41、46 を参照

### G4-LA9

#### 従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別)

- a. 報告期間内に、組織の従業員が受講した研修の平均時間数を、次の内訳により報告する。
- 性別
  - 従業員区分

### G4-LA10

#### スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援

- a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、範囲や、提供した支援について報告する。
- b. 継続的な雇用適性を推進する移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了マネジメントについて報告する。

### G4-LA11

#### 業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別)

- a. 報告期間内に、業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率を、男女別、従業員区分別に報告する。

## 側面: 多様性と機会均等

参考文献 31、82、87、90、91、93、99、114、117 を参照

### G4-LA12

#### ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)

- a. 組織のガバナンス組織に属する個人で、次の多様性区分に該当する者の比率をそれぞれ報告する。
- 性別
  - 年齢:30歳未満、30～50歳、50歳超
  - マイノリティーグループ
  - その他の多様性の指標(該当する場合)
- b. 従業員区分別、次の多様性区分に該当する従業員の比率をそれぞれ報告する。
- 性別

- 年齢30歳未満、30～50歳、50歳超
- マイノリティーグループ
- その他の多様性の指標(該当する場合)

## 側面: 男女同一報酬

参考文献 27、31、82、99、117 を参照

### G4-LA13

#### 女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)

- 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率を報告する(従業員区分別、主要事業拠点別)。
- 「主要事業拠点」の定義を報告する。

## 側面: サプライヤーの労働慣行評価

参考文献 106、107、108 を参照

### G4-LA14

#### 労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

- 労働慣行基準クライテリアによりスクリーニングの対象とした新規サプライヤーの比率を報告する。

### G4-LA15

#### サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置

- 労働慣行に関する影響評価の対象となったサプライヤー数を報告する。
- 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤー数を報告する。
- サプライチェーン内での労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を特定した場合、その影響を報告する。
- 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善に同意したサプライヤーの比率を報告する。
- 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、関係を終了したサプライヤーの比率とその理由を報告する。

## 側面: 労働慣行に関する苦情処理制度

参考文献 106、107、108 を参照

**労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数**

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度により申立のあった労働慣行関連の苦情総件数を報告する。
- b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。
  - 報告期間内に対応した苦情
  - 報告期間内に解決した苦情
- c. 報告期間より前に申立があり、報告期間内に解決した労働慣行関連の苦情総件数を報告する。

### イントロダクション

人権のサブカテゴリーには、報告期間中に実施したプロセス、人権侵害の発生事例、ステークホルダーが自らの人権を享受・行使する能力の変化などが含まれる。

人権に関する課題には、非差別、男女平等、結社の自由、団体交渉、児童労働、強制労働、先住民の権利などが含まれる。

世界的に、組織は人権尊重の責任を負っているというコンセンサスが強くなってきている。<sup>v</sup>

人権に関する国際法フレームワークは、条約、規約、宣言その他法律文書などの法的体系により成立している。人権の基本は国連(UN)国際権利章典で、これは次の法律文書3点から成っている。

- 国連(UN)宣言、「世界人権宣言」、1948年
- 国連(UN)条約、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、1966年
- 国連(UN)条約、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」、1966年

これは、人権について報告する組織が第一に参照すべき資料である。人権に関する国際法フレームワークは、この重要な法律文書に加え、その他の80点以上の法律文書によって作られている。この法律文書は、緩やかな宣言や指導的原則から拘束力を持つ条約や規約に至るものがあり、また全世界を対象とするものから地域別のもので幅広いものである。

組織が影響を与える人権の範囲は幅広い。組織は、どのような人権が報告に関連性があるかを評価するため、あらゆる人権について検討すべきである。

組織が検討するに値する法律文書で、上記以外のものには次のものがある。

- 国際労働機関(ILO)宣言、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、1998年、特に下記のILOの8つの中核的条約<sup>vi</sup>
  - 国際労働機関(ILO)条約29、「強制労働条約」、1930年
  - 国際労働機関(ILO)条約87、「結社の自由および団体権の保護に関する条約」1948年
  - 国際労働機関(ILO)条約98、「団結権および団体交渉権に関する条約」1949年
  - 国際労働機関(ILO)条約100、「同一報酬条約」、1951年
  - 国際労働機関(ILO)条約105、「強制労働の廃止に関する条約」、1957年
  - 国際労働機関(ILO)条約111、「雇用・職業差別禁止条約」、1958年
  - 国際労働機関(ILO)条約138、「最低年齢条約」、1973年
  - 国際労働機関(ILO)条約182、「最悪の形態の児童労働条約」、1999年

v

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「*Report of the Special Representative of the Secretary-General on the Issue of Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises, John Ruggie* (人権と多国籍企業およびその他の企業の問題に関する事務総長特別代表の報告書、ジョン・ラギー)」、2011年

<sup>vi</sup> 条約100および111は無差別、条約87および98は結社の自由と団体交渉、条約138および182は児童労働の廃止、条約29および105は強制労働の防止に関連している。



- 国際権利章典に定める世界的な原則の下で、次のような地域別の規約が定められている。組織は、事業を展開する地域によって参照する。
  - － アフリカ連合憲章、「アフリカ人権憲章」、1981 年
  - － アラブ連盟、「アラブ人権憲章」、1994 年
  - － 米州機構(OAS)、「米州人権条約」、1969 年
  - － 欧州人権裁判所、「人権および基本的自由の保護に関する欧州条約」、1950 年
- 組織の業務によって影響を被る個人の権利を保護する規約の一例として、次のようなものがある。
  - － 国連(UN)条約、「女性差別撤廃条約(CEDAW)」、1979 年
  - － 国連(UN)条約、「子どもの権利条約」、1989 年
  - － 国連(UN)条約、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1965 年
  - － 国際労働機関(ILO)条約 107、「先住民および部族民条約」、1957 年
  - － 国際労働機関(ILO)条約 169、「先住民および部族民条約」、1991 年
  - － 国連(UN)宣言、「先住民の権利に関する国際連合宣言」、2007 年
  - － 国連(UN)条約、「障害者権利条約」、2006 年

人権パフォーマンスや影響について理解に役立つ側面は、本ガイドラインの人権のサブカテゴリーに限らず、その他の(サブ)カテゴリーにも多数含まれているので留意のこと。

参考文献 52、57、64、88、91、92、96、98、106、107、108 も参照

## 側面: 投資

### G4-HR1

#### 重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率

- 重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権についての適正審査を受けたものの総数とその比率を報告する。
- 組織の定める「重要な投資協定」の定義を報告する。

### G4-HR2

#### 業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率を含む)

- 報告期間内に、業務関連の人権側面についての方針や手順のみをテーマとして従業員研修を実施した場合、その総時間を報告する。
- 報告期間内に、業務関連の人権側面についての方針や手順を内容とする従業員研修を実施した場合、研修を受けた従業員数の比率を報告する。

## 側面: 非差別

参考文献 27、31、82、87、89、90、91、93、99、114、117 を参照

#### G4-HR3

##### 差別事例の総件数と実施した是正措置

- a. 報告期間内に生じた差別事例の総件数を報告する。
- b. 事例の状況と実施した措置について、次の事項を含めて報告する。
  - 組織による事例の確認
  - 実施中の是正計画
  - 実施済みの是正計画と、定例的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによる結果の確認
  - 措置が不要となった事例

##### 側面: 結社の自由と団体交渉

参考文献 25、26、40、55、58 を参照

#### G4-HR4

##### 結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策

- a. 従業員の結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー。次のいずれかの観点から報告する。
  - 業務(製造工場など)およびサプライヤーの種類
  - リスクにさらされていると思われる業務またはサプライヤーが存在する国または地域
- b. 報告期間内に、結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するために組織が実施した対策を報告する。

##### 側面: 児童労働

参考文献 39、48、86 を参照。

#### G4-HR5

##### 児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策

- a. 次の事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを報告する
  - 児童労働
  - 年少労働者による危険作業の従事
- b. 児童労働に関する著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを、次の観点から報告する。
  - 業務(製造工場など)およびサプライヤーの種類
  - リスクが生じると考えられる業務やサプライヤーが存在する国または地域

- c. 報告期間内に、児童労働の効果的な根絶のために組織が実施した対策を報告する。

## 側面: 強制労働

参考文献 24、29、70、104 を参照

### G4-HR6

#### 強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策

- a. 強制労働に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを、次のいずれかの観点から報告する。
- 業務(製造工場など)およびサプライヤーの種類
  - リスクが生じると思われる業務やサプライヤーが存在する国または地域
- b. 報告期間内に、あらゆる形態の強制労働を撲滅するために組織が実施した対策を報告する。

## 側面: 保安慣行

参考文献 20、128 を参照。

### G4-HR7

#### 業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率

- a. 保安要員のうち、組織の人権方針や具体的手順、保安への応用に関する正式な研修を受講した者の比率を報告する。
- b. 第三者組織から保安要員の提供を受けている場合、その第三者組織にも研修受講義務を課しているか否かを報告する。

## 側面: 先住民の権利

参考文献 22、30、47、95 を参照

### G4-HR8

#### 先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置

- a. 報告期間内に、先住民族の権利を侵害していると認められる事例の総数を報告する。
- b. 事例の状況と実施した措置について、次の事項を含めて報告する。
- 組織による事例の確認
  - 実施中の救済計画
  - 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによる結果の確認

- 措置が不要となった事例

## 側面: 人権評価

参考文献 106、107、108、122、126 を参照

### G4-HR9

#### 人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率

- a. 人権レビューや人権に関する影響評価の対象とした業務の総数とその比率を、国別に報告する。

## 側面: サプライヤーの人権評価

参考文献 106、107、108、122、126 を参照

### G4-HR10

#### 人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

- a. 人権クライテリアを使用してスクリーニングした新規サプライヤーの比率を報告する。

### G4-HR11

#### サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置

- a. 人権に関する影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。
- b. 人権に関して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーの数を報告する。
- c. サプライチェーン内で、人権に関して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を特定した場合には、その影響を報告する。
- d. 人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの比率を報告する。
- e. 人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、関係を終了したサプライヤーの比率、およびその理由を報告する。

## 側面: 人権に関する苦情処理制度

参考文献 106、107、108 を参照

### G4-HR12

#### 人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度に申立のあった人権影響関連の苦情の総件数を報告する。

- b. 特定した苦情のうち、次の件数を報告する。
- 報告期間中に対応した苦情
  - 報告期間中に解決した苦情
- c. 報告期間より前に申立があり、報告期間内に解決した人権影響関連の苦情の総件数を報告する。

## サブカテゴリー: 社会

### イントロダクション

社会のサブカテゴリーは、組織が社会や地域コミュニティに対して及ぼす影響に関するものである。コミュニティの住民は、下記に基づいて個人の権利を有している。

- 国連(UN)宣言、「世界人権宣言」、1948年
- 国連(UN)条約、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」、1966年
- 国連(UN)条約、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」、1966年
- 国連(UN)宣言、「発展の権利に関する宣言」、1986年

コミュニティ集団の権利や先住民・部族民の権利は、下記によって認められている。

- 国際労働機関(ILO)条約 107、「先住民および部族民条約」、1957年
- 国際労働機関(ILO)条約 169、「先住民および部族民条約」、1991年
- 国連(UN)宣言、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、2007年

特定する観点から、このような人々の権利は、集団および個人の両方に基づいたものである。合意形成に至るため、情報に基づいて自由意思により事前に行う協議を経ることが、上記の参考文献に明示的に認められている基本的な権利である。

## 側面: 地域コミュニティ

参考文献 22、23、76 を参照

### G4-SO1

#### 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率

- a. 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラム(次のものを活用したものなど)を実施したものの比率を報告する。
- 一般参加型アプローチに基づく社会影響評価(ジェンダー影響評価を含む)
  - 環境影響評価および継続的なモニタリング
  - 環境および社会影響評価の結果の公開
  - 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム
  - ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画
  - 広範なコミュニティ協議委員会や各種プロセス(社会的弱者が参画するもの)
  - 影響に対処するための労使協議会、職業安全衛生委員会、その他従業員代表機関
  - 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス

#### G4-SO2

##### 地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業

- a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業について、次の事項を含めて報告する。
  - 事業の場所
  - 事業の及ぼす著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)

#### 側面: 腐敗防止

参考文献 4、10、71、72、79、80、81、123、129 を参照

#### G4-SO3

##### 腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク

- a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業の総数と比率を報告する。
- b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスクを報告する。

#### G4-SO4

##### 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修

- a. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率を、地域別に報告する。
- b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率を、従業員区分別、地域別に報告する。
- c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について通達を行った者の総数と比率を、ビジネスパートナー種類別、地域別に報告する。
- d. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、地域別に報告する。
- e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、従業員区分別、地域別に報告する。

#### G4-SO5

##### 確定した腐敗事例、および実施した措置

- a. 確定された腐敗事例の総数と性質を報告する。
- b. 確定された腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数を報告する。
- c. 確定された腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数を報告する。
- d. 報告期間内に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果を報告する。

## 側面: 公共政策

参考文献 74、75 を参照

### G4-S06

#### 政治献金の総額(国別、受領者・受益者別)

- a. 組織が直接、間接に行った政治献金(現金や現物によるもの)の金額を、国別、受領者・受益者別に報告する。
- b. 現物支給による献金額を推計した方法を報告する(該当する場合)。

## 側面: 反競争的行為

### G4-S07

#### 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果

- a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間内に法的措置を受けた事例(終結しているもの、していないもの)の総件数を報告する。
- b. 法的措置が終結したものについては、結果(決定や判決を含む)の主要点を報告する。

## 側面: コンプライアンス

### G4-S08

#### 法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数

- a. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置について、次の観点から報告する。
  - 相当額以上の罰金の総額
  - 罰金以外の制裁措置の総件数
  - 紛争解決メカニズムに提起された事案
- b. 組織による法規制への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。
- c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯について報告する。

## 側面: サプライヤーの社会への影響評価

参考文献 106、107、108 を参照。

### G4-S09

#### 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

- a. 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率を報告する。



#### G4-S010

##### サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置

- a. 社会に及ぼす影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。
- b. 社会に対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼすと特定したサプライヤーの数を報告する。
- c. サプライチェーン内で特定した社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を報告する。
- d. 社会に対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼすと特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善に同意したサプライヤーの比率を報告する。
- e. 社会に対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼすと特定したサプライヤーのうち、評価の結果により、関係を終了したサプライヤーの比率、およびその理由を報告する。

#### 側面: 社会への影響に関する苦情処理制度

参考文献 106、107、108 を参照

#### G4-S011

##### 社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申立のあった社会に及ぼす影響に関する苦情の総件数を報告する。
- b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。
  - 報告期間中に対応した苦情
  - 報告期間中に解決した苦情
- c. 報告期間より前に申立があり報告期間内に解決した社会に及ぼす影響に関する苦情の総件数を報告する。

## サブカテゴリー: 製品責任

### イントロダクション

製品責任のサブカテゴリーに含まれる側面は、製品およびサービスで、ステークホルダー、とりわけ顧客に直接影響を及ぼすものに関連している。

## 側面: 顧客の安全衛生

### G4-PR1

**主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率**

- a. 主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率を報告する。

### G4-PR2

**製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）**

- a. 報告期間内に、製品やサービスについて発生した安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を次の分類により報告する。
- 罰金または処罰という結果になった規制違反の事例
  - 警告という結果になった規制違反の事例
  - 自主的規範の違反事例
- b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

## 側面: 製品およびサービスのラベリング

### G4-PR3

**組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率**

- a. 組織が、製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定め、製品およびサービスに関する次の情報を求めているか否かを報告する。

	要	不要
製品・サービスの部材調達に関する情報		
内容物、特に環境や社会に影響を及ぼす可能性のある物質に関する情報		
製品・サービスの安全な使用に関する情報		
製品の処分および環境・社会に与える影響に関する情報		
その他（具体的に記述）		

- b. この手順を適用して規制遵守評価の対象としている主要な製品およびサービスの比率を報告する。

#### G4-PR4

##### 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)

- a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数を、次の分類により報告する。
- 罰金または処罰という結果になった規制違反の事例
  - 警告という結果になった規制違反の事例
  - 自主的規範の違反事例
- b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

#### G4-PR5

##### 顧客満足度調査の結果

- a. 報告期間内に、次の事項について実施した顧客満足度調査(統計的に妥当なサンプル規模に基づくもの)について、その結果または主な結論を報告する。
- 組織全体
  - 主要な製品カテゴリまたはサービスカテゴリ
  - 主要な事業拠点

#### 側面: マーケティング・コミュニケーション

参考文献 19 を参照

#### G4-PR6

##### 販売禁止製品、係争中の製品の売上

- a. 組織が、次に該当する製品を販売しているか否かを報告する。
- 特定の市場で販売が禁止されているもの
  - ステークホルダーが疑問視しているもの、公の議論の対象となっているもの
- b. 製品に関する上記の疑問や懸念に対する組織の対応方法を報告する。

#### G4-PR7

##### マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)

- a. マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を、次の分類により報告する。
- 罰金または処罰という結果になった規制違反の事例

- 警告という結果になった規制違反の事例
  - 自主的規範の違反事例
- b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

## 側面: 顧客プライバシー

### G4-PR8

#### 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数

- a. 顧客プライバシーの侵害に関する実証された不服申立の総件数を、次の分類により報告する。
- 外部の当事者から申立を受け、組織が公的に認めたもの
  - 規制当局による申立
- b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数を報告する。
- c. 実証された不服申立が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

## 側面: コンプライアンス

### G4-PR9

#### 製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額

- a. 製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金の総額を報告する。
- b. 法律や規制の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

## 6. クイックリンク

本セクションでは、利用者が本ガイドラインを理解し使いこなすことに役立つ一連の標準開示項目やコンセプトを容易に特定するための手順を説明する。

### 6.1 統合報告とサステナビリティ報告の関連性

サステナビリティ報告とは、組織の目標設定、パフォーマンス測定、持続可能な世界経済に向かう変化への対応を支援するプロセスである。長期的な収益性と社会的責任や環境配慮を結びつけるプロセスの一つである。サステナビリティ報告は、経済、環境、社会およびガバナンス面におけるパフォーマンスと、それによるプラス、マイナスの影響を伝える基盤となるものであり、主にサステナビリティ報告書が用いられるが、それに限らない。サステナビリティ報告の作成にあたって最も大きな原動力となるのは、ステークホルダーの期待や関心を反映し、組織がマテリアルと考える側面である。この場合のステークホルダーには、組織に直接関わった者だけでなく、組織とそれ以外の関係を持つ者を含めることができる。

統合報告は、企業の報告活動における新しい動きであり現在も進化を続けている。統合報告は通常、現在、および未来の価値創造にとってマテリアル(重要)な要素を統合表現して、組織の財務資本の提供者に提示するものである。

統合報告書は、サステナビリティ報告における基本項目や開示項目を基に作成される。組織は統合報告書を使い、組織の戦略、ガバナンス、パフォーマンスや見通しが長期的な価値創造とどう結びつくのかを簡潔に伝えることができる。そのため、統合報告書は通常の年次報告書の抜粋として作られたり、年次財務報告書とサステナビリティ報告書の合本として作成されたりすることを目指すものではない。ただし統合報告書は、それぞれで提供される詳細情報を参照することにより、他の報告書や広報資料と互いに影響し合う。

サステナビリティ報告と統合報告は互いに異なる目的を持つ場合もあるが、統合報告にとってサステナビリティ報告は不可欠な要素である。サステナビリティ報告は、組織にとってのサステナビリティの意味を検討するとともに、優先課題と重点テーマに取り組み、サステナビリティに関する動向、リスクと機会が組織の長期的見通しとパフォーマンスに与える影響を追求していくものである。サステナビリティ報告は、重要課題や戦略目標を特定するだけでなく、目標達成や長期的な価値創造の能力の評価に向けた情報を提供することにより、組織の統合思考や報告プロセスの基盤を形づくる役割を果たす。

### 6.2 外部保証

外部保証は、本ガイドラインの以下の3セクションで取り上げている。

- 「準拠」基準のオプション(セクション 3.3 「本ガイドラインに『準拠』して作成する報告書のための注意事項」): 選んだ「準拠」基準オプションのほか、報告書またはその一部が外部保証を受けている場合はその旨を明記するよう求めている。
- G4-33(および実施マニュアル): 外部保証の依頼に関する方針と現在の慣行についての情報などを明記するよう求めている。
- G4-32 GRI 内容索引: 標準開示項目が外部保証を受けている場合、その旨を明記するよう求めている。

GRI では外部保証の利用を奨励するが、本ガイドラインに「準拠」するための要求事項とはなっていない。

### 6.3 サプライチェーンに関する標準開示項目

サプライチェーンに関する標準開示項目は、本ガイドラインの複数セクションに掲載されている。次に該当するセクションを挙げる。

## 一般標準開示項目

- 組織のプロフィール: G4-12、G4-13
- ガバナンス: G4-41

## 特定標準開示項目

- カテゴリー: 経済
  - 調達慣行: G4-EC9
- カテゴリー: 環境
  - エネルギー: G4-EN4
  - 大気への排出: G4-EN17
  - サプライヤーの環境評価: G4-EN32、G4-EN33、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)
- カテゴリー: 社会
  - サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク
    - 労働安全衛生: G4-LA6
    - サプライヤーの労働慣行評価: G4-LA14、G4-LA15、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)
  - サブカテゴリー: 人権
    - 結社の自由と団体交渉: G4-HR4
    - 児童労働: G4-HR5
    - 強制労働: G4-HR6
    - サプライヤーの人権評価: G4-HR10、G4-HR11、側面を特定した DMA の手引き(実施マニュアル)
  - サブカテゴリー: 社会
    - サプライヤーの社会への影響評価: G4-SO9、G4-SO10、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)

## 6.4 戦略、リスクと機会に関する標準開示項目

本ガイドラインには多様な標準開示項目を掲載している。組織の全般的な戦略に関連した項目、そのパフォーマンスや及ぼす影響に関連した項目もある。以下に、**戦略、リスクと機会**に直接関連する標準開示項目を挙げる。

### 一般標準開示

- 戦略と分析: G4-1、G4-2
- 特定されたマテリアル・側面およびバウンダリー: G4-17、G4-18、G4-19、G4-20、G4-21
- ガバナンス: G4-45、G4-47

### 特定標準開示

- カテゴリー: 経済
  - 経済パフォーマンス: G4-EC2

- カテゴリー: 社会
  - サブカテゴリー: 社会
    - 腐敗防止: G4-SO3

## 6.5 セクター開示項目

GRIでは、これまでG3およびG3.1と連動したセクター別補足文書を10種類公開しており、数百にのぼる組織が利用してきた。今回はその内容をまとめ直し、**GRI セクター開示項目**という新しい項目名でG4に盛り込んだ。

G4 ガイドラインと合わせて使用するセクター開示項目は [www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance](http://www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance) に記載してある。詳細は、本文書のセクション3「準拠」基準とセクション2.2、実施マニュアル「報告の指針」G4-18を参照。

## 6.6 「国連グローバル・コンパクト 10 原則(2000 年)」との関連性

表 6	
国連グローバル・コンパクト原則(2000 年)	GRI ガイドライン
原則 1 企業は、国際的に宣言された人権の保護を支持、尊重すべきである	サブカテゴリー: 人権(全側面) サブカテゴリー: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ</li> </ul>
原則 2 企業は、人権侵害に加担しないようにすべきである	サブカテゴリー: 人権(全側面)
原則 3 企業は、組合結成の自由と団体交渉権の実効的承認を支持すべきである	G4-11 サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>労使関係</li> </ul> サブカテゴリー: 人権 <ul style="list-style-type: none"> <li>結社の自由と団体交渉</li> </ul>
原則 4 企業は、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである	サブカテゴリー: 人権 <ul style="list-style-type: none"> <li>強制労働</li> </ul>
原則 5 企業は、児童労働の実効的な廃止を支持すべきである	サブカテゴリー: 人権 <ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働</li> </ul>
原則 6 企業は、雇用と職業に関する差別の撤廃を支持すべきである	G4-10 サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク(全側面) サブカテゴリー: 人権 <ul style="list-style-type: none"> <li>非差別</li> </ul>
原則 7 企業は、環境問題に対する予防的アプローチを支持すべきである	カテゴリー: 環境(全側面)
原則 8 企業は、環境に対して一層の責任を担うためのイニシアティブに取り組むべきである	カテゴリー: 環境(全側面)
原則 9 企業は、環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである	カテゴリー: 環境(全側面)
原則 10 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである	サブカテゴリー: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗防止</li> <li>公共政策</li> </ul>



## 6.7 「OECD 多国籍企業行動指針(2011年)」との関連性

表 7	
OECD ガイドライン	GRI ガイドライン
IV. 人権	サブカテゴリ: 人権(全側面) サブカテゴリ: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域コミュニティ</li> <li>• サプライヤーの社会への影響評価</li> <li>• 社会への影響に関する苦情処理制度</li> </ul>
V. 雇用および労使関係	G4-11 経済カテゴリ <ul style="list-style-type: none"> <li>• 経済パフォーマンス</li> </ul> サブカテゴリ: 労働慣行とディーセント・ワーク(全側面) サブカテゴリ: 人権 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 非差別</li> <li>• 結社の自由と団体交渉</li> <li>• 児童労働</li> <li>• 強制労働</li> </ul> サブカテゴリ: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域コミュニティ</li> </ul>
VI. 環境	カテゴリ: 環境(全側面) サブカテゴリ: 労働慣行とディーセント・ワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>• 労働安全衛生</li> <li>• 研修および教育</li> </ul> サブカテゴリ: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域コミュニティ</li> <li>• サプライヤーの社会への影響評価</li> <li>• 社会への影響に関する苦情処理制度</li> </ul> サブカテゴリ: 製品責任 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客の安全衛生</li> </ul>

VII. 贈賄、贈賄の要求および強要の防止	サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク <ul style="list-style-type: none"> <li>労働慣行に関する苦情処理制度</li> </ul> サブカテゴリー: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗防止</li> <li>公共政策</li> <li>サプライヤーの社会への影響評価</li> <li>社会への影響に関する苦情処理制度</li> </ul>
VIII. 消費者利益	サブカテゴリー: 製品責任(全側面)
IX. 科学および技術	なし
X. 競争	サブカテゴリー: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>反競争的行為</li> <li>コンプライアンス</li> <li>サプライヤーの社会への影響評価</li> <li>社会的影響に関する苦情処理制度</li> </ul>
XI. 納税	カテゴリー: 経済 <ul style="list-style-type: none"> <li>経済パフォーマンス</li> </ul> サブカテゴリー: 社会 <ul style="list-style-type: none"> <li>反競争的行為</li> <li>コンプライアンス</li> </ul>

## 6.8 国連「ビジネスと人権に関する指導原則(2011年)」との関連性

本ガイドラインは、多様な標準開示項目において、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則: 国連「保護、尊重、救済」枠組み実施のために(2011年)」との関連付けを行っている。関連する標準開示項目を以下に挙げる。

### 一般標準開示項目

- 戦略と分析: G4-1
- ガバナンス: G4-45、G4-46、G4-47

### 特定標準開示項目

- マネジメント手法に関する開示項目: G4-DMA(p. ー、実施マニュアル)
- カテゴリー: 環境
  - サプライヤーの環境評価: G4-EN32、G4-EN33、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)
  - 環境に関する苦情処理制度: G4-EN34、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)

- **カテゴリー: 社会**
  - **サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク**
    - サプライヤーの労働慣行評価: G4-LA14、G4-LA15、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)
    - 労働慣行に関する苦情処理制度: G4-LA16、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)
  - **サブカテゴリー: 人権(全開示項目)(p. 7、実施マニュアル)**
  - **サブカテゴリー: 社会**
    - サプライヤーの社会への影響評価: G4-SO9、G4-SO10、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)
    - 社会影響に関する苦情処理: G4-SO11、側面ごとの DMA の手引き(実施マニュアル)

## 6.9 報告内容決定のためのプロセス概要(\*)

### ステップ 1: 特定

- GRI 側面の一覧および、その他の関心事項であるテーマを検討する
- 「持続可能性の文脈の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する: 組織のすべての活動、製品、サービス、関係性に関連のある経済、環境、社会影響、あるいは、組織がステークホルダーの評価および意思決定に与える影響に基づいて、側面(およびその他関連性のあるテーマ)を特定する
- 影響が発生する場所を特定する: 組織内か組織外か
- 側面とその他関連性があると考えられるテーマ、およびそのバウンダリーを一覧表示する

### ステップ 2: 優先順位付け

- 「マテリアリティの原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する: 各側面およびその他関連性があると考えられるテーマを次の項目で評価する
- 組織の経済、環境、社会影響の著しさ
- ステークホルダーの評価および意思決定への影響
- 評価の取りまとめを行い、マテリアルな側面を特定する
- 側面をマテリアルであると判断するための閾値(基準値)を確定し、文書化する
- 特定された各マテリアルな側面について、開示情報の網羅性のレベル、データ量、記述説明に関する決定をする
- 報告書に取り上げるマテリアルな側面、そのバウンダリー、および網羅性のレベルを一覧表示する

### ステップ 3: 妥当性確認

- 「網羅性の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する: マテリアルな側面の一覧を、スコープ、側面のバウンダリー、期間について評価し、報告書が組織の経済、環境、社会影響の著しさを合理的に、かつバランスよく反映し、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価できるようにしていることを確認する
- 特定されたマテリアルな側面の一覧について担当上級意思決定者の承認を得る
- 開示する必要がある情報を収集するためのシステムとプロセスを整備する
- 特定されたマテリアルな側面を、標準開示項目(DMA および指標)に合うように変換する
- どの情報が入手可能であるか判断し、組織が情報入手のためにマネジメント手法と測定システムを確定・構築する必要があるものについては、その説明をする

#### ステップ4:レビュー

- 「持続可能性の文脈の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する: 前報告期間でマテリアルとされた側面をレビューする
- レビューの結果を、次の報告期間のステップ1、「特定」の作業における参考情報とする

#### 「主要用語の定義」参照

側面、側面のバウンダリー、スコープ、テーマ(実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照)

#### 図1 マテリアル・側面とバウンダリーを定義する一プロセス概要

[Appendix 参照のこと]

---

(\*)ここに概略したステップの詳細は実施マニュアル p. -の「報告の手引き」G4-18 を参照。

## 7. 主要用語の定義

### 側面 (Aspect)

本ガイドラインにおける側面とは、本ガイドラインが取り上げる一覧リストにある 46 の主題をいう。

### 側面のバウンダリー (Aspect Boundary)

側面のバウンダリーとは、マテリアルな側面のそれぞれについて影響が発生する範囲を記述したものをいう。組織が側面のバウンダリーを設定する際は、組織の内外に与える影響を考慮することが望ましい。側面のバウンダリーは報告される側面によって異なる。

### 一般標準開示項目 (General Standard Disclosures)

一般標準開示項目とは、組織および報告プロセスに関係する情報を提供するものをいう。

### 影響 (Impact)

別段の記載がない限り、本ガイドラインにおける「影響」とは、著しい経済、環境、社会影響(プラス、マイナス、現実的、潜在的、直接的、間接的、短期的、長期的、意図的、意図的でないものを含む)をいう。

### マテリアルな側面 (Material Aspects)

マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映する側面、またはステークホルダーによる評価および意思決定に実質的に影響を与える側面をいう。個々の側面が重要かどうかを決める際には、定性分析、定量評価、議論が必要となる。

### 報告原則 (Reporting Principle)

報告原則とは、報告書が達成すべき成果を記述し、報告プロセス(どの指標についてどのように報告するかなど)全体を通じて判断の指針となるコンセプトのことをいう。

### スコープ (Scope)

報告書に取り上げられている側面の範囲。

### 特定標準開示項目 (Specific Standard Disclosures)

特定標準開示項目とは、マテリアルな側面に関係する組織のマネジメントおよびパフォーマンス情報を提供するものをいう。

### ステークホルダー (Stakeholders)

ステークホルダーとは、合理的に考えて当該組織の活動、製品およびサービスから多大な影響を受けるとされる組織または個人、ならびに合理的に考えてその行動が当該組織の戦略実践および目的達成能力に影響を与えられる組織または個人のことをいう。ここでは、法律または国際協定に基づいて当該組織に対し直接に正当な要求を行う事のできる事業体および個人が含まれる。

ステークホルダーには、当該組織に直接関わる者(従業員、株主、サプライヤーなど)と、当該組織とそれ以外の関係を持つ者(地域コミュニティの社会的弱者、市民社会など)を含めることがある。

### テーマ (Topic)

本ガイドラインにおけるテーマとは、サステナビリティに関連する可能性のあるあらゆる主題をいう。

## 法的責任

本文書は、サステナビリティ報告の推進を目的とし、世界中の組織や報告書利用者の代表者から意見を聞く独自のマルチステークホルダー・プロセスを経て作成したものである。GRI 理事会はすべての組織に対して GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン(GRI ガイドライン)の使用を推奨しているが、GRI ガイドラインの全部または一部を利用した報告書についての作成発行責任は作成者が負う。GRI 理事会と GRI 法人は、報告書作成にあたり GRI ガイドラインを使用したこと、GRI ガイドラインに基づいて作成した報告書を使用することに直接、間接に起因する結果、損害について責任を負わない。

## 著作権および商標に関する注意事項

本文書の著作権は、法人 GRI に帰属する。サステナビリティ報告書の作成にあたり、情報の取得または使用を目的として GRI の事前許可を得ずに本文書を複製および配布することは認められている。ただしこれ以外の目的で、形態または手段(電子、機械、コピー印刷、録音その他)を問わず、GRI の書面による事前の許可を得ずに本文書および本文書の抜粋を複製、保存、翻訳または転送してはならない。

グローバル・レポート・イニシアティブ、グローバル・レポート・イニシアティブのロゴ、サステナビリティ・レポート・ガイドラインおよび GRI は、グローバル・レポート・イニシアティブの商標である。

## G4 協賛





# G4 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン

## 実施マニュアル

### Part 2

## 1. イントロダクション

GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン(以下「本ガイドライン」とする)は、組織がサステナビリティ報告書を作成するための報告原則、標準開示項目および実施マニュアルを提供するものであり、組織の規模、セクター、所在地を問わず利用できる。

さらに本ガイドラインは、組織のガバナンス・アプローチや、環境、社会、経済面でのパフォーマンス<sup>1</sup>や影響<sup>2</sup>の開示に関心を持つすべての者にとって国際的な参考資料となる。また、このような開示を必要とするあらゆる文書の作成に役立つ。

本ガイドラインは以下の二部構成となっている。

- **報告原則と標準開示項目**
- **実施マニュアル**

第一部「**報告原則と標準開示項目**」には、報告原則と標準開示項目のほか、組織が本ガイドラインに「準拠」してサステナビリティ報告書を作成する際に適用すべき基準を掲載する。また、主要用語の定義についても掲載する。

第二部「**実施マニュアル**」では、報告原則の適用、開示情報の準備、本ガイドライン内のコンセプトの解釈について説明する。参考文献、用語集および報告に関する一般留意事項も掲載する。

サステナビリティ報告書の作成にあたっては「**実施マニュアル**」を参照のこと。

<sup>1</sup> 持続可能性における経済面とは、ステークホルダーの経済状況や地域、国、グローバルレベルの経済システムに対して組織が与える影響に関するものであり、組織の財務状況に焦点を当てたものではない。

<sup>2</sup> 別段の記載がない限り、本ガイドラインにおける「影響」とは、著しい経済、環境、社会影響(プラス、マイナス、現実的、潜在的、直接的、間接的、短期的、長期的、意図的、意図的でないものを含む)をいう。



## 2. 実施マニュアルの使い方

実施マニュアルは、以下について重要な情報を提供する。

- 「報告原則と標準開示項目」で取り上げるコンセプトをどのように理解・解釈し、実施するか
- 最終報告書で開示すべき情報をどのように選択、準備するか。報告書作成にあたりどの参考文献が役に立つか
- 報告原則をどのように適用するか
- マテリアルな側面とそのバウンダリーをどのように特定するか
- GRI の内容が「OECD 多国籍企業行動指針 2011 年版」と「2000 年国連グローバル・コンパクト 10 原則」の実施報告にどのように利用できるか

本実施マニュアル内における参照は、「報告原則と標準開示項目」もしくは「実施マニュアル」という冊子名とページ番号の組み合わせによって明示している。

参考文献リストは、実施マニュアル p. 337-に掲載する。

用語の定義は、実施マニュアルの用語集 p. 343-に掲載する。

### 電子版利用者のための注

本実施マニュアルでは、一部の用語に下線が引いてある。そこをクリックすると関連する用語集の定義の位置に移動する。「alt」と左矢印のボタンを同時に押すことで元のページに戻ることができる。

本実施マニュアルの掲載項目は次の通り

### 3. 報告原則

### 4. 標準開示項目 標準開示項目は以下二つに分かれる。

#### 4.1 一般標準開示項目

- 戦略と分析
- 組織のプロフィール
- 特定されたマテリアルな側面とバウンダリー
- ステークホルダー・エンゲージメント
- 報告書のプロフィール
- ガバナンス
- 倫理と誠実性

#### 4.2 特定標準開示項目

- マネジメント手法の開示項目の手引き
- 指標や側面固有のマネジメント手法の開示項目の手引き

### 5. 参考文献

### 6. 用語集

### 7. 報告に関する一般留意事項

### 8. G4 ガイドラインの内容開発

### 3. 報告原則

報告原則は、サステナビリティ報告書の透明性を確保するための基本条件であり、サステナビリティ報告書を作成するすべての組織はこれを適用すべきである。実施マニュアルは、報告原則に基づく決定を行うために組織が遵守すべきプロセスの概要を示している。

報告原則は大きく二つに分かれる。「報告内容に関する原則」と「報告品質に関する原則」である。

報告内容に関する原則は、報告書に取り上げる内容を特定するための選択を案内するものであり、組織の活動、その活動が与える影響、さらにステークホルダーの実質的な期待や関心について検討を行う。

報告品質に関する原則は、サステナビリティ報告書上で情報の品質を確保するための選択の方法や適切な提示方法を案内するものである。ステークホルダーが組織のパフォーマンスについて正当で合理的な評価を行い適切な行動をとるためには、情報の品質が極めて重要である。

それぞれの原則は、定義、原則の適用の仕方の説明、確認方法、で構成されている。確認方法は自己診断ツールとして使う目的で作っており、確認方法の結果により特定の開示項目の報告を促すことは意図していない。

#### 3.1 報告内容に関する原則

「報告内容に関する原則」は、報告書の内容を決める複数の原則を組み合わせることを意図している。それぞれの原則については実施マニュアルの G4-18 における「手引き」p. -を参照

#### ステークホルダーの包含(Stakeholder Inclusiveness)

**原則:** 組織はステークホルダーを特定し、その合理的な期待や関心にどう対応してきたかを説明すべきである。

#### 手引き

##### 原則の適用:

ステークホルダーとは、合理的に考えて、当該組織の活動、製品、サービスから著しい影響を受けると思われる事業体や個人、およびその行動が当該組織の戦略実践や目的達成能力に影響を与えと思われる事業体や個人として定義される。ここには、法律や国際協定の規定により当該組織に対して直接に正当な要求を行う権利のある事業体や個人が含まれる。

ステークホルダーには、当該組織に直接関わる者(従業員、株主、サプライヤーなど)と、当該組織とそれ以外の関係を持つ者(地域コミュニティの社会的弱者、市民社会など)が含まれる。

ステークホルダーの合理的な期待や関心は、報告書作成に関係する決定の多くにとって重要な参照すべき論点となる。しかしすべてのステークホルダーが本報告書を利用するわけではない。このことは、報告書を利用すると合理的に考えられる特定のステークホルダーの関心や期待と、すべてのステークホルダーが説明責任に寄せる多種多様な期待の間でバランスを取るという課題を浮き上がらせる。

報告のスコープや側面のバウンダリーなどの決定にあたって、組織はステークホルダーの期待や関心を幅広く考慮する。例えば、報告書についての意見を表明できず委任状によって懸念を示すステークホルダーもいれば、違った形のコミュニケーションやエンゲージメントに依存し、報告書に対しては意見を表明しないステークホルダーもいるかもしれない。

そうであっても報告内容を決める際には、こうしたステークホルダーの合理的な期待や関心を確認すべきである。しかし、ステークホルダーにとっての有用性を確保するためにどこまで詳しい情報を出すべきかを決めたり、報告書に必要な明瞭さに対するステークホルダーごとの期待の大きさの違いに対処したりするためには、報告書を利用すると合理的に考えられるステークホルダーの方を強く重視する必要があるかもしれない。大切なのはこうした決定のプロセスと手法を文書化することである。

ステークホルダーの合理的な期待や関心を理解するためには、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスがツールとなる。組

織は、日常業務の一環で多様なステークホルダー・エンゲージメントを開始するのが一般的であり、そこから報告書作成に伴う決定のために有用なインプットを得ることができる。こうしたステークホルダー・エンゲージメントの例として、国際的に認められた基準の遵守、進行中の組織的プロセスやビジネス・プロセスに関する情報提供などが挙げられる。また、実際の報告書作成プロセスを具体的に伝えるステークホルダー・エンゲージメントを実施してもよい。メディア、科学コミュニティ、同業者やステークホルダーとのコラボレーションを利用することも考えられる。組織はこうした方法により、ステークホルダーの合理的な期待や関心について理解を深めることができる。

報告目的のためにステークホルダー・エンゲージメント・プロセスを利用する場合は、体系的な、または一般に認められた手法、方法論、原則に基づいて行われるべきである。全体として、ステークホルダーの情報に対するニーズを正しく理解できる効果的な手法をとるべきである。

ステークホルダー・エンゲージメント・プロセスでは、ステークホルダーの生の声や社会に根強く存在する合理的に確立された期待を特定することが大切である。ステークホルダーの中にも見解の対立や多様な期待があることが分かることがあり、また報告に伴う決定の際にこのような違いをどう調整したのか、説明する必要が出てくるかもしれない。

報告書の保証を可能にするためには、ステークホルダー・エンゲージメント・プロセスを文書化することが大切である。どのステークホルダーと、いつ、どのように関わったのか、エンゲージメントが報告書の内容と組織のサステナビリティ活動にどのような影響を与えてきたのかを明らかにするため、組織が行った手法を文書化する。

ステークホルダーの特定やステークホルダー・エンゲージメントを怠ると、どのステークホルダーにも適さず、したがって信頼性に欠ける報告書ができあがる可能性が高い。反対に、体系的なステークホルダー・エンゲージメントを実施すれば、ステークホルダーに受け入れられやすく、有用性の高い報告書となる。適切なステークホルダー・エンゲージメントは、組織内外で人々の理解を高め、広範なステークホルダーへの説明責任能力を向上させる。説明責任を果たすことにより、組織とステークホルダーとの信頼関係が強まり、報告書に対する信頼感も高まることになる。

#### 確認方法:

- 説明責任を果たすべきステークホルダーについて説明できるか
- 報告書の内容は、現在の活動で使用しているステークホルダー・エンゲージメント・プロセスの成果を反映しているか。それは現行の法律および制度の枠組みに沿って行っているか
- 報告書の内容には、特に報告書作成のために実施したステークホルダー・エンゲージメント・プロセスの成果が盛り込まれているか
- 報告書作成に伴う決定を伝えるステークホルダー・エンゲージメント・プロセスは、スコープや側面のバウンダリーと一致しているか

### 持続可能性の文脈 (Sustainability Context)

原則: 報告に際して、サステナビリティという広い文脈の中で組織のパフォーマンスを提示すべきである。

#### 手引き

##### 原則の適用:

パフォーマンス情報は、全体の文脈の中で提示すべきである。サステナビリティ報告の根底には、その組織が地方レベル、地域レベル、グローバルレベルで、経済、環境、社会状況の改善や悪化、また開発状況を含む様々な動向にどう寄与しているのか、あるいは将来寄与しようとしているのか、という問いかけがある。個々のパフォーマンス(または組織の効率性)の動向を報告するだけでは、この根本的な問いに答えることにならない。そのため報告書は、サステナビリティという幅広いコンセプトと関連付けてパフォーマンスを提示すべきである。これはセクター、地方、地域、グローバルといった様々なレベルで環境資源や社会資源の限界および需要をとらえ、その文脈の中で組織のパフォーマンスを考えることも意味する。例えば環境効率の動向を報告するだけでなく、地域の生態系の汚染物質吸収能力に関連付けて汚染負荷の絶対値を示すこともその一例になろう。

このコンセプトは、環境分野では世界的な資源利用の限界と汚染レベルという領域で最も明確に語られることが多い。さらにこれは、各国および世界の社会的・経済的な発展目標と持続可能な発展目標にも関連している。例えば組織は、従業員の賃金と社会保障のレベルを国の最低所得や平均所得と比較したり、貧困層や低所得者層に対する社会的セーフティネットの許容力と関連付けたりすることができる。

様々な地域、規模、セクターで事業を展開する組織は、サステナビリティという大きな文脈の中で総合的なパフォーマンスを示すにはどうすればいいかを検討しなくてはならない。その場合、グローバルな影響に関するテーマや要素（気候変動など）と、どちらかといえば地域や地方への影響が強いテーマや要素（コミュニティ開発など）を明確に区別することが必要になろう。地域にプラス、マイナスいずれかの影響を与えるテーマについて報告するときは、異なる地域コミュニティに与える影響についての考察も提供することが大切である。同様に、事業活動の全般的な影響の変化やパターンと、全体の中で事業所ごとの文脈を反映したパフォーマンスを位置付けることを明確に区別する必要がある。パフォーマンスについて議論するための文脈は、組織のサステナビリティ戦略とビジネス戦略が提供する。パフォーマンス報告の文脈を明確にすべきなのと同様に、サステナビリティ戦略と組織戦略の関係性を明確にすべきである。

#### 確認方法:

- 持続可能な発展について組織としての考えを示しているか。報告書で取り上げたテーマについて、持続可能な発展の目的、提供可能な情報、測定基準を明確にしているか
- セクター、地方、地域または国際的に認知されているような、持続可能な発展に関する幅広い条件や目標を参照し、パフォーマンスを提示しているか
- パフォーマンスを提示する際、影響と貢献の度合いを適切な地理的文脈のなかで伝えようとしているか
- サプライチェーンを含むサステナビリティのテーマを盛り込む際、長期的な組織戦略、リスクと機会がどのような関係にあるかを記述しているか

#### マテリアリティ (Materiality)

**原則:** 報告書では以下に該当する側面(アスペクト: Aspect 用語集参照)を取り上げるべきである。

- 組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している、または
- ステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える

#### 手引き

##### 原則の適用:

組織が報告対象とし得るテーマは多岐にわたっている。その中で、組織が経済、環境、社会に与える影響を反映していたり、ステークホルダーの意思決定に影響を与えたりすると合理的に考えられるものが、潜在的に報告書に掲載するに値する。マテリアリティは、ある側面が報告書に取り上げるのに十分な重要性を持つかどうかの閾値である。しかし、この閾値を超えたからといって、すべてのマテリアルな側面が同等の重要性を持つわけではない。報告に際しては、こうしたマテリアルな側面を相対的な優先順位に応じて扱うべきである。

財務報告におけるマテリアリティは通常、組織の財務報告書の利用者、特に投資家における経済上の意思決定に影響を与える閾値と見なされる。閾値というコンセプトはサステナビリティ報告においても重要だが、関連する影響やステークホルダーは財務報告よりも広範囲にわたる。サステナビリティ報告におけるマテリアリティは、組織に著しい財務上の影響を与える側面に限定されない。

また、サステナビリティ報告書のマテリアリティを判断するにあたっては、将来の世代がそのニーズを満たす能力を損なうことなく現代のニーズを満たすための閾値を設定し、それを超える経済、環境、社会への影響を検討する。このマテリアルな側面の多くは、短期または長期に財務上にも著しい影響を与えるため、組織の財務状況を注視しているステークホルダーにとっても大きな意味を持つ。

その側面がマテリアルであるかどうかを決めるには、内部要因と外部要因を組み合わせるべきである。例えば、組織全体

のミッション(使命)や競争戦略、ステークホルダーが直接表明している懸念事項、幅広い社会から寄せられる期待、組織が上流部門(サプライチェーンなど)や下流部門(顧客)に与える影響などの要因である。またマテリアリティの評価にあたっては、組織が遵守を期待される国際基準や国際協定に示されている基本的な期待も検討に含めるべきである。

情報の重要性を評価する場合、経済、環境、社会に与える著しい影響やステークホルダーの意思決定を反映しているかに関してこの内部要因や外部要因を考慮すべきである。影響の大きさを評価するための方法論は数多くある。一般に「著しい影響」とは、専門家コミュニティですでに大きな懸念となっているもの、または影響評価やライフサイクル・アセスメントなどのツールを使って特定したものを指す。組織の積極的なマネジメントやエンゲージメントが必要になるほどの重要性を持つ影響は、「著しい」影響と考えられる可能性が高い。

報告書では、最も重要なマテリアルな側面のパフォーマンス情報を強調すべきである。それ以外の関連するテーマを含めてもよいが、あまり強調すべきではない。その際、側面の相対的な優先順位を決めるプロセスを説明すべきである。

マテリアリティの原則は、報告する側面を選ぶときだけでなく、指標を使用するときの指針にもなる。

報告書上でパフォーマンス・データをどこまで幅広く詳細に開示できるかは、データによって異なる。全体としてデータの報告の仕方は、パフォーマンスの評価および適切な比較の促進ということに関する、データの重要性に基づいて判断すべきである。

マテリアルな側面についての報告は、日常的なマネジメントを目的として社内で利用する情報とは異なり、外部ステークホルダーが使用する情報を開示する必要があるかもしれない。報告書にあるこうした情報は、ステークホルダーの評価や意思決定に役立ち、ステークホルダーとのエンゲージメントをサポートする。それがパフォーマンスに大きな影響を与えたり、ステークホルダーが懸念を持つ重要テーマに取り組んだりする行動につながることもある。

#### 確認方法:

マテリアルな側面の定義にあたっては以下の要素を考慮する。

- その分野(地球温暖化、HIV-AIDS、貧困など)で認められた専門知識を持つ個人、または認められた資格をもつ専門団体による徹底的な調査により特定した合理的に推計可能なサステナビリティへの影響、リスクと機会
- サステナビリティに関してステークホルダー(地域コミュニティの社会的弱者、市民社会など)が提起した主要な関心とテーマおよび指標
- 同業者や競合企業の報告によるセクター内の主要テーマと将来の課題
- 関連する法律、規制、国際協定、組織とステークホルダーにとって戦略的重要性を持つ自主協定
- 組織の重要な価値、方針、戦略、マネジメント戦略、目標、ターゲット
- 組織の成功のために直接的な関係を持つステークホルダー(従業員、株主、サプライヤーなど)の関心や期待
- 組織にとっての重大なリスク
- 組織の成功に不可欠な要因
- 組織のコア・コンピテンシーと持続可能な発展に貢献すると思われる手法

#### 優先順位

- 報告書はマテリアルな側面および指標を優先する

#### 図1 側面の優先順位の図

[Appendix 参照のこと]

#### 網羅性(Completeness)

原則: 報告書は、経済、環境、社会への著しい影響を反映し、ステークホルダーが組織の報告期間内のパフォーマンスを評価するために十分な、マテリアルな側面とそのバウンダリー含んでいるべきである。



---

## 手引き

### 原則の適用:

網羅性には、主にスコープ、バウンダリー、時間という側面がある。網羅性というコンセプトは、情報収集の実務(例えば、組織および事業体内のすべての事業体、事業体グループまたは顕著な影響が生じる組織外の集団から取得した結果を編集データに含めること)を指すこともあれば、合理的で適切に情報提示しているかどうかを示す際に使われることもある。このテーマは報告書の品質にも関連しており、詳細は正確性およびバランスの原則を参照のこと。

「**スコープ**」とは、報告書に盛り込むサステナビリティ側面の範囲を指す。報告対象の側面と標準開示項目を合わせて、経済、環境、社会に与える著しい影響を十分に反映できるような範囲を確保すべきである。また、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価できることも必要である。報告書中の情報が十分かどうかを判断する際、組織はステークホルダー・エンゲージメント・プロセスから得た結果だけでなく、ステークホルダー・エンゲージメント・プロセスからは直接明らかにならないような幅広い社会からの期待についても検討すべきである。

「**側面のバウンダリー**」とは、マテリアルな側面のそれぞれについてどこで影響が生じるかを指す。側面のバウンダリーを設定する際、組織は組織内外の影響を考慮すべきである。側面のバウンダリーは、報告する側面により異なる。

「**時間**」とは報告書で特定した期間であり、選択した情報がこの期間内に該当するものを網羅している必要性を指す。報告期間内に発生した活動、事象、影響を可能な限り提示すべきである。ここでは、短期的影響は非常に小さいが、長期的には回避不能か不可逆的となりかねないような著しくかつ合理的に予測可能な累積作用を持つ活動(生物濃縮や残留汚染物質など)についての報告も含まれる。将来的な影響(プラス、マイナスともに)を推計する際は、影響の規模や性質を反映した確かな根拠のある推測に基づいて、情報提供すべきである。こうした推測は本質的に不確定なものだが、その根拠を明確に開示し、限界を明確に認識している限り、意思決定に有用な情報を提供する。こうした影響が目に見える形で現れるのはずっと先かもしれないが、その性質と可能性を開示することは、組織の経済、環境、社会パフォーマンスをバランスよく合理的に提示するという目的に合致している。

### 確認方法:

- 報告書は、組織内外への影響を考慮に入れているか。持続可能性の文脈、ステークホルダーの包含の各原則に基づいて、すべてのマテリアルな情報を網羅し優先順位をつけているか
- 報告書の情報には、報告対象期間内のすべての著しい影響が含まれているか。また、合理的に予測可能であり回避不能または不可逆的になりかねない著しい将来的影響についての合理的な推測を含んでいるか
- ステークホルダーの評価や意思決定に影響を及ぼす関連情報、または経済、環境、社会への著しい影響を反映する関連情報が省かれていないか

## 3.2 報告品質に関する原則

報告品質に関する原則は、サステナビリティ報告書に記載される情報の品質を確保するための要素を説明したものである。報告書作成プロセスに伴う意思決定は、これらの原則と一致しているべきである。これらの原則はすべて透明性を確保するための基本条件である。ステークホルダーが確実に合理的なパフォーマンス評価を行い、適切な行動をとるためには、情報の品質が大切である。

### バランス(Balance)

**原則:** 総合的なパフォーマンスを適正に評価するため、報告書には組織のパフォーマンスのプラス面とマイナス面を含めるべきである。

---

## 手引き

## 原則の適用:

報告書の内容は、組織のパフォーマンスについて全体像を偏りなく示すべきである。報告書は、読者による意思決定や判断に過度の、あるいは不適切な影響を与える可能性が高いと合理的に考えられるような選別、省略、表示形式を避けるべきである。報告書には好ましい結果と好ましくない結果の両方を盛り込み、ステークホルダーの意思決定に影響を与える可能性がある情報を、その重要性に比例して含めるべきである。また、提示しているものが事実なのか、組織による情報の解釈なのかを明確に区別すべきである。

## 確認方法:

- 報告書では、ポジティブな結果および側面と、ネガティブな結果および側面の両方を開示しているか
- 報告書の情報は、利用者が前年と比較してパフォーマンスのポジティブな傾向とネガティブな傾向の両方を把握できるように提示しているか
- 報告書におけるそれぞれの側面への重点の置き方は、その側面の相対的なマテリアリティに対応しているか

## 比較可能性 (Comparability)

**原則:** 組織は、一貫性を保って情報の選択、編集、報告をすべきである。情報は、ステークホルダーが組織のパフォーマンスの経年変化を分析でき、他の組織と関連させた分析が容易になるような形で提示すべきである。

---

### 手引き

#### 原則の適用:

パフォーマンス評価には、比較可能であることが必要である。報告書を利用するステークホルダーが、組織の経済、環境、社会パフォーマンスに関する情報をその組織の過去のパフォーマンスや目標と比較したり、可能であれば他組織のパフォーマンスと比較できるようにしたりするのが望ましい。報告に一貫性を持たせることで、組織内外の者が格付け、投資に関する意思決定、アドボカシー・プログラムなどの一環としてパフォーマンスをベンチマーク評価し、進捗状況を検討することができる。他組織との比較を行うには、組織の規模の違い、地域的な影響や、その他組織の相対的なパフォーマンスに影響を与える要素に細心の注意を要する。報告書作成者は、組織間のパフォーマンスの違いに影響を与えるかもしれない要素を理解してもらえよう、必要に応じて背景事情を説明すべきである。

長期的な比較を容易にするには、データの計算法、報告書のレイアウト、情報作成に用いた手法、前提条件に関する説明について、一貫性を維持することが大切である。時間の経過につれ、組織やステークホルダーにとって側面の相対的重要性も変わっていくため、報告書の内容も進化していく。

しかし組織は、マテリアリティの原則という制約の中で報告の長期的な一貫性を目指さなくてはならない。分析的な比較のために、数値(廃棄物の重量などの絶対値)と比率(生産単位あたりの廃棄物重量などの正規化データ)の両方を盛り込むべきである。

側面のバウンダリー、スコープ、報告対象期間の長さ、内容(報告書のデザイン、定義、使用する指標)などに変更がある場合は、できれば過去のデータの横に現在の開示項目(または現在のデータの横に過去の開示項目)を表示して修正があったことを伝えるべきである。これにより情報および比較がともに時系列において信頼でき、意味あるものであることが確保できる。このような修正表示を行わない場合は、理由と意味を説明し、現在の開示情報を解釈できるようにすべきである。

## 確認方法:

- 報告書ならびに掲載情報は、経年で比較できるようになっているか
- 組織のパフォーマンスは、適切な基準値と比較できるようになっているか

- 側面のバウンダリー、スコープ、報告対象期間の長さ、報告書に盛り込まれる情報について大きな変更があった場合は、それらを明記、説明しているか
- GRI ガイドラインの情報ははじめとする一般に認められたプロトコルが利用可能な場合、情報の編集、測定、提示に利用しているか
- GRI セクター開示項目が利用可能な場合、それを利用しているか

## 正確性(Accuracy)

**原則:** 報告書の情報は、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価するのに十分な正確さと詳細さを備えているべきである。

### 手引き

#### 原則の適用:

経済、環境、社会のマネジメント手法に関する開示項目や指標は、定量的データから詳細な定性的データまで、様々な形態で表すことができる。何を正確さとするかは情報の性質と利用者によって異なる。例えば、定性的情報の正確性は、適切な側面のバウンダリー内で示される明瞭性、詳細性、バランスに依存するところが多い。一方、定量的情報の正確性は、データの収集、編集や分析に使用した具体的な手法のいかんによって異なることがある。必要とされる正確性の具体的な線引きは、ある程度情報の利用意図によって決まる。意思決定によっては、通常より高いレベルの正確性が必要になることがある。

#### 確認方法:

- 測定したデータを示しているか
- データ測定の手法と計算の根拠を十分に説明しているか。その手法は繰り返し使っても同様の結果を導くことができるか
- 定量的データの誤差は、「パフォーマンスを根拠として情報に基づく適切な結論を出す」というステークホルダーの能力に影響を与えない範囲に抑えられているか
- どのデータが推計値なのかを明記しているか。推計値の算出に使用した前提条件と手法、そのデータを入手できる場所を明記しているか
- 報告書の定性的記述は、報告書内のその他の情報や利用可能なその他の情報を根拠とする正当なものであるか

## 適時性(Timeliness)

**原則:** 組織は、ステークホルダーが情報に基づく意思決定を行えるタイミングでの情報の入手を可能とするよう、定期的に報告すべきである。

### 手引き

#### 原則の適用:

情報の有用性は、ステークホルダーに対する情報開示のタイミングと密接に結びついている。ステークホルダーが情報を効果的に意思決定に生かせるかどうかは、開示のタイミングによって決まってくる。適時性とは、報告を規則正しく行うこと、報告書で直近の事象を取り上げていることを指す。

一定の目標を達成するには、情報の流れが途切れないことが望ましいが、組織はある時点の経済、環境、社会パフォーマンスの総合的開示を定期的実施することをコミットすべきである。また、情報の経年比較を可能にし、ステークホルダーのアクセシビリティ(入手しやすさ)を確保するには、報告の頻度と報告対象期間を常に一定に保つことも必要である。サステナビリティ報告と財務報告のスケジュールが一致していれば、ステークホルダーには有用であろう。組織は、情報のタイムリーな提供と情報の信頼性向上の間で、バランスを取ることが望ましい。



#### 確認方法:

- 報告期間に対して関連する情報は直近のものであっても開示しているか
- 主なパフォーマンス情報の収集と発行が、サステナビリティ報告のスケジュールと一致しているか
- 報告書(Web形式の報告書を含む)に記載する情報として、該当期間、更新予定時期、最終更新日を明記しているか

### 明瞭性(Clarity)

**原則:**情報は、報告書を利用するステークホルダーが理解しやすく、入手しやすい形で提供されるべきである。

---

#### 手引き

#### 原則の適用:

媒体が印刷物か否かを問わず、報告書は、組織の様々なステークホルダーが理解しやすく、入手しやすく、使いやすい形で提示されるべきである。ステークホルダーが無駄な労力を使わずに必要な情報を見つけられることが望ましい。情報は、組織とその活動に合理的な理解を持つステークホルダーに分かりやすいように提示すべきである。掲載情報の利用しやすさ、分かりやすさを向上するためには、グラフやデータをまとめた表が役に立つであろう。また、情報の集約度の程度がステークホルダーの期待を大幅に上回ったり、下回ったりすると、報告書の明瞭性に影響が生じる可能性がある。

#### 確認方法:

- 情報は、ステークホルダーが必要とするレベルで提供し、不必要で過剰な詳細を省いているか
- 目次、マップ、リンクなどの補助的手段を活用して、ステークホルダーが無駄な労力を使わずに必要な情報を見つけられるようになっているか
- 専門用語、略語、業界用語を使っていないか、ステークホルダーにとって馴染みのある内容か。必要に応じて該当するセクションや用語集に解説を含むのが望ましい
- 報告書内のデータと情報は、アクセシビリティへの特別なニーズ(能力、言語、技術の差異に起因するものなど)を考慮してステークホルダーに提供しているか

### 信頼性(Reliability)

**原則:**組織は、検証できる方法、情報の品質とマテリアリティを確立できる方法で、情報と報告書の作成に用いたプロセスを、収集、記録、編集、分析、開示すべきである。

---

#### 手引き

#### 原則の適用:

報告書に対する信頼感をステークホルダーに与えるべきである。そのためには、報告書の内容に信憑性があるかどうか、報告原則を適切に適用しているかをチェックできるようにすることが必要である。報告書に含まれる情報やデータは、内部統制による裏付けや、報告書作成者以外の個人がレビューできる文書による裏付けを備えているのが望ましい。証拠により実証されていないパフォーマンスの開示は、それがマテリアル情報であり、その情報に関わる不確実性について明確な説明を付さない限り、サステナビリティ報告書に掲載すべきではない。

報告書の基調を成す意思決定プロセス(例えば、報告書の内容と側面のバウンダリーを決定するプロセス、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセス)は、主な決定の根拠を検証できるように文書化するのが望ましい。情報システムの設計にあたっては、外部保証プロセスの一環として検証可能なシステムにすべきである。

#### 確認方法:

- 外部保証の範囲と程度を特定しているか

- 組織は報告書内の情報について元となる資料を特定できるか
- 組織は前提条件や複雑な計算を裏付ける信頼性の高い根拠を特定できるか
- 正確性が、許容できる誤差内であることを立証するために、元データや情報所有者からの再提示を利用可能か

## 4. 標準開示項目

標準開示項目には2つの種類がある。

### 4.1 一般標準開示項目

- 戦略および分析
- 組織のプロフィール
- 特定されたマテリアルな側面とバウンダリー
- ステークホルダー・エンゲージメント
- 報告書のプロフィール
- ガバナンス
- 倫理と誠実性

### 4.2 特定標準開示項目

- マネジメント手法の開示項目の手引き
- 指標や側面固有のマネジメント手法の開示項目の手引き

標準開示項目、開示すべき情報の作成方法、本ガイドラインの諸概念の解釈に関する詳細説明は、以下のセクションに掲載する。

## G4 一般標準開示項目の概要

戦略および分析										
G4-1*	G4-2									
組織のプロフィール										
G4-3*	G4-4*	G4-5*	G4-6*	G4-7*	G4-8*	G4-9*	G4-10*	G4-11*	G4-12*	G4-13*
							UNGC	OECD/ UNGC		
G4-14*	G4-15*	G4-16*								
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー										
G4-17*	G4-18*	G4-19*	G4-20*	G4-21*	G4-22*	G4-23*				
ステークホルダー・エンゲージメント										
G4-24*	G4-25*	G4-26*	G4-27*							
報告書のプロフィール										
G4-28*	G4-29*	G4-30*	G4-31*	G4-32*	G4-33*					
ガバナンス										
G4-34*	G4-35	G4-36	G4-37	G4-38	G4-39	G4-40	G4-41	G4-42	G4-43	G4-44
G4-45	G4-46	G4-47	G4-48	G4-49	G4-50	G4-51	G4-52	G4-53	G4-54	G4-55
倫理と誠実性										
G4-56*	G4-57	G4-58								

記号							
<b>G4-番号</b>	一般標準開示項目	*	2つの「準拠」基準オプションのどちらでも求められる一般標準開示	<b>OECD</b>	OECD 多国籍企業行動指針とのリンク	<b>UNGC</b>	国連グローバル・コンパクトの10原則とのリンク

## G4 特定標準開示項目の概要

マネジメント手法の開示項目				
G4-DMA				
側面別指標				
カテゴリー：経済				
経済的パフォーマンス				OECD
G4-EC1	G4-EC2	G4-EC3	G4-EC4	
地域での存在感				
G4-EC5	G4-EC6			
間接的な経済影響				
G4-EC7	G4-EC8			
調達慣行				
G4-EC9				
カテゴリー：環境				OECD/UNGC
原材料				
G4-EN1	G4-EN2			
エネルギー				
G4-EN3	G4-EN4	G4-EN5	G4-EN6	G4-EN7
水				
G4-EN8	G4-EN9	G4-EN10		
生物多様性				
G4-EN11	G4-EN12	G4-EN13	G4-EN14	
大気への排出				
G4-EN15	G4-EN16	G4-EN17	G4-EN18	G4-EN19
G4-EN20	G4-EN21			
排水および廃棄物				
G4-EN22	G4-EN23	G4-EN24	G4-EN25	G4-EN26

<b>側面別指標</b>				
<b>カテゴリ：環境</b>				OECD/UNGC
<b>製品およびサービス</b>				
G4-EN27	G4-EN28			
<b>コンプライアンス</b>				
G4-EN29				
<b>輸送・移動</b>				
G4-EN30				
<b>環境全般</b>				
G4-EN31				
<b>サプライヤーの環境評価</b>				
G4-EN32	G4-EN33			
<b>環境に関する苦情処理制度</b>				
G4-EN34				
<b>カテゴリ：社会</b>				
<b>労働慣行とディーセント・ワーク</b>				OECD/UNGC
<b>雇用</b>				
G4-LA1	G4-LA2	G4-LA3		
<b>労使関係</b>				UNGC
G4-LA4				
<b>労働安全衛生</b>				OECD
G4-LA5	G4-LA6	G4-LA7	G4-LA8	
<b>研修および教育</b>				OECD
G4-LA9	G4-LA10	G4-LA11		
<b>多様性と機会均等</b>				
G4-LA12				
<b>男女同一報酬</b>				
G4-LA13				

<b>側面別指標</b>				
労働慣行とディーセント・ワーク				OECD/UNGC
サプライヤーの労働慣行評価				
G4-LA14	G4-LA15			
労働慣行に関する苦情処理制度				OECD
G4-LA16				
人権				OECD/UNGC
投資				
G4-HR1	G4-HR2			
非差別				OECD/UNGC
G4-HR3				
結社の自由と団体交渉				OECD/UNGC
G4-HR4				
児童労働				OECD/UNGC
G4-HR5				
強制労働				
G4-HR6				
保安慣行				
G4-HR7				
先住民の権利				
G4-HR8				
人権評価				
G4-HR9				
サプライヤーの人権評価				
G4-HR10	G4-HR11			
人権に関する苦情処理制度				
G4-HR12				

<b>側面別指標</b>				
<b>社会</b>				
<b>地域コミュニティ</b>				OECD/UNGC
G4-SO1	G4-SO2			
<b>腐敗防止</b>				OECD/UNGC
G4-SO3	G4-SO4	G4-SO5		
<b>公共政策</b>				OECD/UNGC
G4-SO6				
<b>反競争的行為</b>				OECD
G4-SO7				
<b>コンプライアンス</b>				OECD
G4-SO8				
<b>サプライヤーの社会への影響評価</b>				OECD
G4-SO9	G4-SO10			
<b>社会への影響に関する苦情処理制度</b>				OECD
G4-SO11				
<b>製品責任</b>				OECD
<b>顧客の安全衛生</b>				OECD
G4-PR1	G4-PR2			
<b>製品およびサービスのラベリング</b>				
G4-PR3	G4-PR4	G4-PR5		
<b>マーケティング・コミュニケーション</b>				
G4-PR6	G4-PR7			
<b>顧客プライバシー</b>				
G4-PR8				
<b>コンプライアンス</b>				
G4-PR9				



## 4.1 一般標準開示項目

一般標準開示項目は、サステナビリティ報告書を作成するすべての組織に適用される。組織は、選択した「準拠」オプション(報告原則と標準開示項目、p. -)に応じて、報告が必要な一般標準開示項目を特定しなければならない。

一般標準開示項目は「戦略および分析」、「組織のプロフィール」、「特定されたマテリアルな側面とバウンダリー」、「ステークホルダー・エンゲージメント」、「報告書のプロフィール」「ガバナンス」および「倫理と誠実性」の 7 つのパートに分かれている。

このセクションには、一般標準開示項目のための手引きを掲載する。ここに一般標準開示項目を示すが、「手引き」(Guidance)の要素がないものもある。

手引きは、次の一般標準開示項目に記載する。

### 一般標準開示項目

- 戦略および分析: G4-1
- 組織のプロフィール: G4-9、G4-10、G4-11、G4-12、G4-13、G4-14、G4-15
- 特定されたマテリアルな側面とバウンダリー: G4-18、G4-19、G4-20、G4-21
- ステークホルダー・エンゲージメント: G4-24、G4-25、G4-26
- 報告書のプロフィール: G4-33
- ガバナンス: G4-38、G4-41、G4-50、G4-51、G4-54、G4-55
- 倫理と誠実性: G4-56、G4-57、G4-58

## 戦略および分析

この標準開示項目によって、組織の持続可能性に関する戦略の概要を把握することができ、本ガイドラインの他セクションに関する後述の詳細報告の背景状況を知ることができる。「戦略および分析」は、報告書の他の部分に記載する情報を利用することもあるが、それらの報告内容をただ要約するのではなく、戦略的テーマについての理解を促進することを目的としている。

### G4-1

- a. 組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明を記載する。

この声明には、短期的、中期的、長期的な全般的ビジョンと戦略が示される。特に、組織が与えるプラスまたはマイナスの著しい経済、環境、社会影響や、他者（例えばサプライヤー、地域コミュニティの人々や組織など）との関係性において、組織の活動のために生じるかもしれない影響のマネジメントについて記述すべきである。声明には次の内容を含めるべきである。

- 国際的に認知された基準の尊重など、持続可能性に関する短中期的な戦略的優先事項と主要テーマ、およびそうした基準が長期的な組織の戦略や事業の成功にどのように関係しているかという点
- 組織に影響を及ぼし、持続可能性に関わる優先事項に影響を与える幅広い動向（マクロ経済的あるいは政治的な動向など）
- 報告期間中の主要な出来事、成果、失敗
- 目標に照らしたパフォーマンスについての見解
- 組織の翌年の主要課題や目標、今後3～5年間の目標に関する展望
- 組織の戦略的アプローチに付随するその他の項目

## 手引き

### 参考文献

- 国連(UN)「企業と人権に関する指導原則：国連『保護、尊重および救済』枠組み実施のために」2011年
- 国連(UN) *保護、尊重および救済：企業と人権のための枠組み* 2008年
- 国連(UN) *人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書* 2011年

### G4-2

- a. 主要な影響、リスクと機会について説明する。

組織は、主要な影響、リスクと機会に関して、2つのセクションに簡潔に記述すべきである。

セクション1では、組織の持続可能性への主要な影響とステークホルダーに与える影響（国内法および国際的に認知された関連基準に規定されている権利を含む）に重点を置くべきである。この際、組織のステークホルダーの合理的な期待事項および関心事項の範囲を考慮すべきである。セクション1には次の事項を含めるべきである。

- 組織が経済、環境、社会に与える影響、およびそれに関連する課題と機会についての記述。国内法により規定され、国際的に認知された、基準・規範に定められている期待事項として明示されている、ステークホルダーの権利に対する影響などを含む
- これらの課題や機会の優先順位付けの方法の説明
- 報告期間中に行ったこのテーマへの取り組みに関する進捗状況および関連パフォーマンスについての主要な結論。パフォーマンスが基準を下回った場合または上回った場合には、その理由の評価を併記する

- パフォーマンスのために実施している主な取り組みと関連する変更の記述

セクション 2 では、持続可能性の動向、リスクと機会が組織の長期的な展望や財務パフォーマンスに与える影響に重点を置くべきである。この際、財務上のステークホルダーもしくは将来的にステークホルダーになり得るものに関連している情報に特に集中して記述すべきである。セクション 2 には次の事項を含める。

- 持続可能性の動向から生じるリスクや機会で、組織にとって最も重要なものの記述
- 主要な持続可能性のテーマの優先順位付け(長期的な組織の経営戦略、競争上の立場、定性的および可能な場合は定量的な財務的価値の駆動要因に対する組織の関連性に照らしたリスクや機会として)
- 次の項目をまとめる表
  - 現在の報告期間の目標、目標に照らしたパフォーマンスおよび学んだ教訓
  - 次期報告期間の目標および主要なリスクや機会に関する中期的(3~5年)な目的や目標
- これらのリスクや機会のマネジメントに特化して実施されているガバナンス・メカニズムの簡潔な記述、さらにその他の関連リスクや機会の特定

## 組織のプロフィール

この標準開示項目によって組織の特性の概要を把握することができ、本ガイドラインの他セクションに関する後述の詳細報告の背景状況を知ることができる。

### G4-3

- a. 組織の名称を報告する。

### G4-4

- a. 主要なブランド、製品およびサービスを報告する。

### G4-5

- a. 組織の本社の所在地を報告する。

### G4-6

- a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称を報告する。

### G4-7

- a. 組織の所有形態や法人格の形態を報告する。

### G4-8

- a. 参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む)を報告する。

### G4-9

- a. 組織の規模(次の項目を含む)を報告する。
  - 総従業員数
  - 総事業所数
  - 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について)
  - 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について)

- 提供する製品、サービスの量

## 手引き

組織は、上記に加え必要に応じて次のような追加関連情報を提供することが望ましい。

- 総資産
- 受益所有権(大株主の身元、株式保有率など)
- 次の事項に関して、国や地域ごとの内訳
  - 総収入の5%以上を占める国や地域の売上および収入
  - 総費用の5%以上を占める国や地域の費用
  - 従業員

## G4-10

- 雇用契約別および男女別の総従業員数を報告する。
- 雇用の種類別、男女別の総正社員数を報告する。
- 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力を報告する。
- 地域別、男女別の総労働力を報告する。
- 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者(請負業者の従業員とその派遣労働者を含む)以外の者であるか否かを報告する。
- 雇用者数の著しい変動(例えば観光業や農業における雇用の季節変動)があれば報告する。

## 手引き

### 関連性

労働力の大きさから、労働問題が生じた際に生じる影響の度合いを把握することができる。労働力の雇用の種類別、雇用契約別、地域(地域とは、「国」または「地理的領域」を指す)別の内訳を見ることで、組織が全体的な戦略を遂行するための人的資産の構成がどのようであるかが分かり、組織のビジネスモデルも把握できる。また、これにより、雇用の安定性や組織が提供する給付の水準が示唆される。このデータを男女別に分類してみると、組織全体の男女構成比や、利用可能な労働力、人材・能力の最適な活用について理解することができる。労働力の大きさは、いくつかの指標の算出基礎となり、また他の多くの指標における標準化の基準ともなる。報告データを基に算出した正味雇用数の増減を3年以上にわたり追跡したデータは、全体的な経済発展や労働力の持続可能性に向けた組織の貢献度を示す重要な要素である。

### 編集方法

報告期間末時点で、組織で働いていた総労働力(従業員と派遣労働者)を男女別に特定する。サプライチェーンの労働者は、この標準開示項目の対象とはしない。

労働者の居住国の国内法の定義に基づき、従業員の契約の種類および常勤・非常勤の状況を特定する。

国別の数値を集計し、グローバルの数値を算出するが、法律上の定義の差異は無視する。契約の種類や常勤・非常勤の雇用関係の定義の内容は国によって異なるが、それでもグローバルの合計数値は法律上の関係を反映したものとなろう。

従業員数は人員数、または常勤職換算(Full Time Equivalent: FTE)で表示することができる。開示方法を明らかにし、期間

内そして期間を越えて一貫して適用する。

報告期間に重大な変更がない限り、数値は報告期末時点のものを使用する。

## 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 従業員
- 雇用契約
- 雇用の種類
- 派遣労働者
- 総労働力
- 労働者

## 情報源

情報源としては、全国または事業所レベルで入手できる給与や人材の情報がある。

## 参考文献

- 国際労働機関(ILO)、主要労働指標(*Key Indicators of the Labour Market: KILM*)、<http://kilm.ilo.org/kilmnet>、情報取得日：2013年5月1日
- 国際労働機関(ILO)、LABORSTA インターネット、<http://laborsta.ilo.org/>、情報取得日：2013年5月1日
- 国際労働機関(ILO)、「従業員上の地位別国際分類(International Classification of Status in Employment: ICSE)に関する決議」1993年
- 国連(UN)、大地理的(大陸的)地域、小地理的地域、選択的経済区分、その他の区分の構成、<http://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm>、情報取得日：2013年5月1日

## リンク

### 国連グローバル・コンパクトの10原則

この標準開示項目は、国連グローバル・コンパクトの10原則(2000年)の第6原則の実施に関する報告に利用できる。

#### G4-11

- a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

結社の自由は、国際的な宣言および条約、特にILO条約第87号「結社の自由および団結権保護条約」と第98号「団結権および団体交渉権条約」で定められている人権項目である。団体交渉は、ステークホルダー・エンゲージメントの重要な形態の一つであり、特に報告ガイドラインとの関連性が高い。また、制度的枠組みを構築するために役立つステークホルダー・エンゲージメントの一つの形態であり、安定した社会の構築に寄与するものとして多くの人々が認めている。団体交渉は、コーポレート・ガバナンスとともに、責任あるマネジメントに寄与する全体的枠組みの一環に位置付けられる。組織の社会へのプラスの影響を強化する協働的取り組みの促進に向けて当事者が活用する手段でもある。団体交渉協定の対象従業員の比率は、結社の自由に関する組織の実態を最も直接的に表す指標である。

## 編集方法

この標準開示項目の比率の算出基礎として、G4-10 のデータを使用する。

団体交渉協定の対象となる従業員の総数を特定する。このデータを使用して比率を算出する。

## 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 団体交渉協定
- 従業員

## 情報源

公式の合意協定や独立した労働組合との締結済み労働協約の記録は、通常、組織の人事部門に保管されている。

## 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約第 87 号、「結社の自由および団結権保護条約」、1948 年
- 国際労働機関(ILO)条約第 98 号、「団結権および団体交渉権条約」、1949 年
- 国際労働機関(ILO)条約第 135 号、「労働者代表条約」、1971 年
- 国際労働機関(ILO)条約第 154 号、「団体交渉条約」、1981 年
- 国際労働機関(ILO)宣言、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、1998 年
- 国際労働機関(ILO)勧告第 91 号、「労働協約勧告」、1951 年
- 国際労働機関(ILO)勧告第 163 号、「団体交渉勧告」、1981 年

## リンク

### **OECD 多国籍企業行動指針**

この標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)の *OECD 多国籍企業行動指針*(2011 年)第 V 章「雇用および労使関係」の実施に関する報告に利用できる。

### **国連グローバル・コンパクトの 10 原則**

この標準開示項目は、国連グローバル・コンパクトの 10 原則(2000 年)の第 3 原則の実施に関する報告に利用できる。

## G4-12

- a. 組織のサプライチェーンを記述する。

## 手引き

## 関連性

この標準開示項目は、組織のサプライチェーンを理解するための全般的な背景を提供する。

## 編集方法

組織の主要な活動、製品、サービスに関わるサプライチェーンの主要要素を記述する。

組織のサプライチェーンの構造や特性を決定付ける要素として、次のような事項が考えられる。

- 組織に製品・サービスを供給する一連の活動や当事者
- 組織に参画するサプライヤーの総数、サプライチェーンの中の推計サプライヤー数
- 国別または地域別のサプライヤーの所在地
- サプライヤーの種類(請負業者、仲介業者、卸売業者、ライセンサーなど)。サプライヤーの具体例は、サプライヤーの定義を参照
- サプライヤーへの支払いの金銭的価値の推計
- サプライチェーンの業種固有の特性(労働集約的など)

### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 製品
- サービス
- サプライヤー
- サプライチェーン

### G4-13

- a. 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実を報告する。例えば、
- 所在地または事業所の変更(施設の開設や閉鎖、拡張を含む)
  - 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合)
  - サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選択や終了を含む)

### 手引き

#### 編集方法

サプライチェーンに関して著しい影響をもたらす変更のみを特定する。

著しい影響をもたらす変更の具体例は次の通り。

- サプライチェーンの一部を、ある国から別の国に移動させること
- サプライチェーンの構造を変える戦略的意思決定(組織の活動の相当部分をアウトソースする意思決定など)

#### 外部のイニシアティブへのコミットメント

### G4-14

- a. 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方について報告する。

### 手引き

「環境と開発に関するリオ宣言」の第15原則において、予防的アプローチが導入された。この標準開示項目に対応することにより、組織の経営計画や新製品の開発・導入におけるリスク・マネジメントへの取り組みを説明することができる場合がある。



## 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 予防原則

## 参考文献

- 国連(UN) 宣言「環境と開発に関するリオ宣言」、1992 年

### G4-15

- a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示する。

## 手引き

### 編集方法

採択日、適用される国や事業所、このイニシアティブの開発やガバナンスに関わるステークホルダーの範囲(マルチステークホルダーなど)を含める。拘束力のない自主的イニシアティブと、組織が遵守を義務付けられているものを区別する。

### G4-16

- a. (企業団体など) 団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格を一覧表示する。
- ガバナンス組織において役職を有しているもの
  - プロジェクトまたは委員会に参加しているもの
  - 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの
  - 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの

主として、組織全体レベルで保持している会員資格を指す。

## 特定されたマテリアルな側面とバウンダリー

この標準開示項目によって、報告書の内容、特定されたマテリアルな側面とそのバウンダリーおよび修正再記述事項を確定するために組織が実施したプロセスの概要を把握することができる。

### G4-17

- a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示する。
- b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか報告する。

組織は、この標準開示項目に関する報告を、一般に入手できる連結財務諸表または同等文書に掲載している情報を引用して行うことができる。

### G4-18

- a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセスを説明する。
- b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したかを説明する。

## 手引き



## イントロダクション

報告書の内容確定のプロセスを開始するために、組織はマテリアルな側面を選定することが必要である<sup>Ⅲ</sup>。

このセクションは、組織がマテリアルな側面およびそのマテリアルな影響を特定するために「報告内容に関する原則」を使用しながら実施するステップを説明する。

この特定作業の後、組織は報告する指標と「マネジメント手法の開示項目 (Disclosures on Management Approach: DMA)」を確定することができる。

### 重要な定義

ガイドラインにおいて、

- 報告の対象となる側面の範囲を「スコープ」と呼ぶ
- 各マテリアルな側面で影響が発生する範囲を「側面のバウンダリー」と呼ぶ
- 「テーマ」は持続可能性の主題になり得るものを指す。本ガイドラインで使用される「側面」という用語は、本ガイドラインに掲載してある主題の一覧を指し、その主題のために GRI 指標と DMA が作成されている

### 重要な留意事項

- 報告書の内容(組織が採用した方法論、前提条件、意思決定などを含む)を確定するためのプロセスを文書化することが不可欠である。記録が正確であることによって分析や保証が容易となり、一般標準開示項目の「特定されたマテリアルな側面とバウンダリー」(実施マニュアル、p. -)セクションの実行に役立つ。またそれによって、組織は選択した方法を説明することができる
- 報告書の内容を確定するプロセスでは、必然的に主観的な判断が必要になる。組織は、透明性をもって判断することが期待されている。それによって内外のステークホルダーが報告書の内容確定プロセスを理解することができる。組織の上級意思決定者は、報告書の内容を確定するプロセスに積極的に関わることを期待されており、関係する戦略的意思決定事項の承認に関わるべきである

## マテリアルな側面とバウンダリーの確定: プロセス

このセクションは、組織が報告書の報告内容を特定するために実施するステップを説明する。

ここに記載したステップは「報告内容に関する原則」の実施方法の手引きとなるよう作成してある。

このステップに従って進めることはガイドライン「準拠」のための要求事項ではないが、報告原則の適用は要求事項となっている。報告原則はサステナビリティ報告の透明性を確保するための基本であり、従ってすべての組織がサステナビリティ報告書を作成する際に適用すべきものである。

「報告内容に関する原則」は、開示情報を特定するために、組織の活動やその影響、ステークホルダーの実質的な期待事項や関心事項を考慮した上で適用するものである。「報告内容に関する原則」には、「マテリアリティ」、「ステークホルダーの包含」、「持続可能性の文脈」、「網羅性」の4つがある(報告原則と標準開示項目の p. -、実施マニュアルの p. -を参照)。それぞれの

<sup>Ⅲ</sup> ガイドラインで取り扱っている側面の一覧は、報告原則と標準開示項目の9ページと44ページ、および実施マニュアルの62ページを参照。

報告原則は2部構成となっており、定義と、原則適用の方法および理由、の説明がなされている。組織はこれらの要素を検討すべきである。

図表2は、異なるプロセス・ステップのどこで、各報告原則が適用可能なのかについて示している。「ステークホルダーの包含の原則」は全プロセスに適用されるが、適用の程度の差は存在する。

## 図表2 マテリアルな側面とバウンダリーの確定 - プロセス概要

[Appendix 参照のこと]

各ステップで適用される方法論は、個々の組織によって異なる。ビジネスモデルやセクター、事業の地理的、文化的、法的文脈、所有構造、影響の規模と性質、といった個別の要素は、報告するマテリアルな側面やその他のマテリアルなテーマをどのように特定するかに影響を与える。組織の個別性を考慮して、報告書の内容確定のステップの体系化と文書化を行い再生可能なものとする、また、各報告期間に一貫して使用することが必要である。評価方法の変更や変更の実施については、文書化が求められる。

### ステップ1: 特定 - 概要

最初のステップは、報告対象となり得る側面と関連テーマ、およびそのバウンダリーの**特定**である。特定は、「持続可能性の文脈の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」に基づいて行う。潜在的な関連テーマの範囲を評価する際、組織はこの2原則の基礎となる確認方法を利用すべきである。また組織は、活動、製品、サービス、関係性に関連する影響に基づいて、影響の発生が組織内か組織外かに関わらず、側面と関連テーマを特定すべきである<sup>IV</sup>。

組織が初めてサステナビリティ報告を行うような場合は、組織内で発生する影響に重点を置く傾向があるが、報告実務が成熟するにつれて、組織外の影響にも幅広く配慮できるようになるべきである。

### ステップ2: 優先順位付け - 概要

次のステップは、ステップ1で特定した側面と関連テーマの**優先順位付け**であり、重要であるために報告対象とすべきものを特定する。優先順位付けは「マテリアリティの原則」と「ステークホルダーの包含の原則」に基づいて行うべきである。優先度レベルを評価する際には、組織はこれらの2原則の基礎となる確認方法を利用すべきである。

### ステップ3: 妥当性確認 - 概要

次のステップは**妥当性確認**である。ここでは、「網羅性の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用して報告内容の最終的な特定を行う。特定されたマテリアルな側面(またはその他のマテリアルなテーマ)を検証する際に、組織はこれらの2原則の基礎となる確認方法を利用すべきである。

この最初の3ステップを経て、マテリアルな側面(およびその他のマテリアルなテーマ)とそのバウンダリーの一覧ができる。組織は、マテリアルな側面(およびその他のマテリアルなテーマ)の最終的な一覧を基に、関連する特定標準開示項目の一覧を確定し、報告書でその開示を行う。

<sup>IV</sup>

- 国連 (UN) 「企業と人権に関する指導原則: 国連『保護、尊重および救済』枠組み実施のために」 2011年
- 国連 (UN) 保護、尊重および救済: 企業と人権のための枠組み 2008年
- 国連 (UN) 人権と多国籍企業およびその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書 2011年

## ステップ4: レビュー - 概要

最後に、報告書を公表した後、組織が報告書のレビュー(ステップ4)を行うことが重要である。このレビューは、組織が次の報告サイクルに向けた準備をする際に行うものである。レビューでは、前報告期間でマテリアルとされた側面に焦点を当てるだけでなく、「ステークホルダーの包含の原則」や「持続可能性の文脈の原則」に照らして再度の検討を行うことが望ましい。そこで得られた知見は、次の報告サイクルのステップ1(特定)のための情報として有益である。

この手引きの本文の後に、各ステップで取るべき措置のサマリーを記載する。

## ステップ1: 特定

### 1.1 関連テーマを特定する

マテリアルな側面やその他のマテリアルなテーマの一覧を確定する前に、組織は広範囲なテーマの一覧を用いて、報告書に取り上げるテーマ(「関連テーマ」)を検討することが望ましい。

「関連テーマ」とは、組織が経済、環境、社会に与える影響を反映する、合理的に重要であると考えられるもの、またステークホルダーの評価や意思決定に影響を与えると考えられるものをいう。そのようなテーマはすべて、サステナビリティ報告書への組み入れの検討に値する。

この段階では、ガイドラインに掲載されている各カテゴリーすべてのGRI側面と関連する標準開示項目およびGRIセクター開示項目を、このステップの最初で使用するテーマの一覧と考えることができる。全GRI側面の概要は、*報告原則と標準開示の表1*、*表5*、*実施マニュアルの表1*を参照。

GRIセクター開示項目については、下記リンクを参照。

[www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance](http://www.globalreporting.org/reporting/sector-guidance)

関連テーマを特定するためには、組織のすべての活動、製品、サービス、関係性に関連する影響を、影響発生が組織内か組織外かに関わらず検討する必要がある。

特定された各関連テーマについて、組織は、関連する影響を評価し、バウンダリーを特定しなければならない。テーマのバウンダリーは、どこで影響が発生するか(組織内か組織外か)を示す。バウンダリーは、次の事項を特定するため十分に詳細に記述すべきである。

- 組織内のどこで影響が発生するか
- 組織外のどこで影響が発生するか

組織の関連テーマの特定は体系的であることが求められ、予防原則<sup>v</sup>を考慮することが望ましい。可能な場合には、科学的かつ国際的に妥当とされている測定方法を採用し、実証済みの専門知識や権威ある研究成果を活用することが望ましい。

<sup>v</sup> 国連(UN)宣言「環境と開発に関するリオ宣言」、1992年

潜在的関連テーマの範囲を評価する際に、組織は「持続可能性の文脈の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」の基礎となる確認方法を利用すべきである。

## 1.2 関連テーマのバウンダリーを決定する

このセクションでは、関連テーマおよびマテリアルな側面のバウンダリーの決定に役立つ概念を説明する。

関連テーマであると判断される影響は、組織内または組織外で発生する場合も、その両方で発生する場合もある。

「バウンダリー」は、各関連テーマ(マテリアルな側面の場合もある)において影響が発生する範囲を指す。バウンダリーを設定する際に、組織は組織内、組織外の影響を考慮すべきである。テーマによってバウンダリーは様々である。

### a. 組織内

関連テーマであると判断される影響が組織内で発生する場合がある。ガイドラインでは、「組織内」とは G4-17 で報告する事業体グループ(連結)を意味する。

これらの影響は必ず組織全体で発生するとは限らない。このステップにおいて組織は、組織内のどの事業体で影響が生じるのかを評価する必要がある。一般標準開示項目 G4-20 を参照。

### 図表 3 腐敗防止のテーマが組織内の特定の事業体だけに該当する事例

[Appendix 参照のこと]

### b. 組織外

関連テーマであると判断される影響が組織外で発生する場合がある。このプロセスで考慮すべき組織外の当事者を全部網羅した一覧は存在しない。従って組織は、それに代えて、関連する影響が発生する事象の把握に努めるべきである。この関連する影響は、テーマによって、直接的、間接的に記述できる場合と、組織が原因で、組織の貢献により、あるいは組織の関係性において、と記述できる場合がある<sup>vi</sup>。

評価目的のために、関連テーマであると判断される組織外での影響を、その地理的所在地や、組織が有する関係の性質(例えば X 国のサプライヤーなどというもの)によりグループ分けすることができる。一般標準開示項目 G4-21 を参照。

### 図表 4 児童労働のテーマが組織外の特定の事業体だけに該当する事例

[Appendix 参照のこと]

### c. 組織内と組織外

関連テーマであると判断される影響が、組織の内外で発生する場合がある。そのテーマのバウンダリーを記述する際には前述の

<sup>vi</sup>

- 国連(UN) 「企業と人権に関する指導原則: 国連『保護、尊重および救済』枠組み実施のために」 2011 年
- 国連(UN) 保護、尊重および救済: 企業と人権のための枠組み 2008 年
- 国連(UN) 人権と多国籍企業およびその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書 2011 年

通り、組織はバウンダリー決定のために組織内外の両方を考慮すべきである。

ステップ 1 の最後に、組織は関連テーマおよびそのバウンダリーの一覧を特定することができる。次のステップでは、この一覧について、マテリアリティ、報告の優先順位、網羅性のレベルを評価する。

## 図表 5 大気への排出のテーマが組織内と組織外に該当する事例

[Appendix 参照のこと]

## ステップ 2: 優先順位付け

### 2.1 何を分析するか

報告書に取り上げる可能性のある関連テーマの一覧(これは、GRI 側面および GRI セクター開示項目から選択したものの一覧となる可能性が高いが、必要に応じ他のテーマも補われる)を検討した次に、組織は関連テーマの優先順位付けを行わなければならない。そのためには、組織の経済、環境、社会影響の「著しさ」や、ステークホルダーの評価や意思決定への実質的な影響を検討する必要がある。

わかりやすさのため、ステップ 1 で特定した「関連テーマ」は、今後「側面」と呼ぶこととする。

「マテリアリティの原則」の定義には次のように記されている。

報告書では、以下に該当する側面を取り上げるべきである

- 組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している、または、
- ステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える

従って、側面がマテリアルであるか否かを判断するためには、定性的分析、定量的評価および考察が必要になる。組織の戦略および活動の文脈がこの分析と考察における重要部分となる。

テーマの定量化が困難であっても、そのテーマがマテリアルでないことを意味するものではない。特定されたマテリアルな側面について、何を報告するか決定については後に検討する。ここでの中心課題は、以上の点を踏まえた上での分析である。

優先順位付けは「マテリアリティの原則」と「ステークホルダーの包含の原則」に基づくべきである。優先度のレベルを評価する際には、組織はこれらの 2 原則の基礎となる確認方法を利用すべきである。

### 2.2 「ステークホルダーの評価や意思決定への影響」および「組織の経済、環境、社会影響の著しさ」の分析

「マテリアリティの原則」を実施するために、各側面について、「ステークホルダーの評価や意思決定への影響」および「組織の経済、環境、社会影響の著しさ」を評価すべきである。

これらの視点は、ある程度、組織内ステークホルダーのものと重なる。特に組織の成功のために注がれたステークホルダー(従業員、株主およびサプライヤーなど)の関心および期待は、分析において両方の視点を提供するものである。

#### a. ステークホルダーの評価や意思決定への影響

この視点の分析には、報告期間前と報告期間中にステークホルダーが示した見解の評価を含む。

組織は、「ステークホルダーの包含の原則」の下で主要ステークホルダーを特定し、それぞれのステークホルダーの見解と関心、およびその見解が報告書の内容決定にどのように影響するかについて検討することができる。この分析作業で、組織は異なるステークホルダーの多様な意見を受け止め、それらを基に何を報告書に取り上げ、何を除外するのかについて一連の決定を下す必要がある。

ガイドラインでは、G4-24 から G4-27 (報告原則と標準開示の p. -、実施マニュアルの p. -) に定めるステークホルダー・エンゲージメントに関する開示を求めている。組織は、ステークホルダーの特定や優先順位付けの方法、ステークホルダーからの声の活用状況、様々な期待や関心への評価、組織が当該方法を選択した根拠について記述するよう求められている。

ステークホルダーの意見は、現行のエンゲージメント・メカニズムや、特にサステナビリティ報告書の内容を確定させるために設定したステークホルダー・エンゲージメントから取り出すことも可能である。エンゲージメント・プロセス全体を通して、「ステークホルダーの包含の原則」が詳細に適用される。

ここに記載されているステークホルダー・エンゲージメントのプロセスは、主要ステークホルダーにとって重要な側面の特定と、組織とステークホルダーの間の認識差の把握を目的とするものである。主要ステークホルダーにとって重要度が高い側面はマテリアルであると見なすべきであり、とりわけステークホルダー自身の利害に関わる側面はそうすべきである。

組織による影響の性質や側面のバウンダリーは、地理的に重視するエンゲージメントの特定と一緒に検討を行う。ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスはステークホルダー・グループにとって適切なものである必要があり、また、ステークホルダー・エンゲージメントは、自らの見解を明確に示すことができないステークホルダー（将来世代、動物群、生態系など）の関心を特定する機会ともなる。組織は、マテリアリティを決定する際にそれらの見解（継続的およびわかりやすい対話が困難なステークホルダーの関心を含む）を考慮に入れるためのプロセスを確立すべきである。

適切なステークホルダー・エンゲージメントのプロセスは、双方向的で体系的、客観的なものである。従業員、コミュニティなど特定のステークホルダー・グループとのエンゲージメント・プロセスは、経営陣から独立し、ステークホルダーがその所在地に関する集合的意見を表明できるメカニズムを備えていることが求められる。

ステークホルダーによって特定された側面の分析には、次のものが含まれる場合がある。

- 各ステークホルダー・グループの、組織から受ける影響についての認識
- 各ステークホルダー・グループの、組織への依存状況についての認識
- ステークホルダーの地理的所在地と、当該地域における側面の重要性
- 関心を表明する、または影響を受けるステークホルダーの多様性と範囲
- 側面に対する措置と対応についてのステークホルダーの期待
- 特定の側面の透明性についてのステークホルダーの期待

また、ステークホルダーの優先順位付けのためには、ステークホルダーの、組織や検討対象となっている側面との関わり方を分析する必要がある。このプロセスには、次の分析が含まれる場合がある。

- ステークホルダーが、組織の活動、製品、サービス、関係性に関心を有する度合い、あるいはそこから影響を受けている可能性または今後受ける可能性の度合い
- ステークホルダーが組織内の事業成果に対して影響を与えることのできる度合い
- ステークホルダーが組織の事業成功・失敗に関わった度合い

組織の活動、製品、サービス、関係性は、経済、環境、社会影響をもたらすものである。この持続可能性への影響の一部はステークホルダーにとって明らかであり、当該ステークホルダーはそこに対して関心を表明する。しかしながら、ステークホルダーはすべての持続可能性への影響を認識できるわけではない。影響の中には徐々に進行して蓄積されていくものもある。また、影響によってはステークホルダーから離れたところで発生し、因果関係が明らかでない場合もある。

## b. 組織の経済、環境、社会影響の著しさ

この分析の目的は、組織がビジョンと戦略を実現する能力に対して、プラスまたはマイナスの影響を与える可能性のある側面について、優先順位付けを行うことである。

報告のための側面の優先順位付けをするにあたって、組織は特に次の要素を評価する必要がある。

- 影響の発生可能性
- 影響の深刻さ
- 側面からリスクと機会が生じる可能性
- 組織の長期的パフォーマンスに与える影響の重大さ
- 影響によって組織が成長する機会、利益を得る機会

これらの情報の要素は、確立されている内部方針、実務慣行、手順(戦略、重要業績評価指標(Key Performance Indicator: KPI)、リスク評価、財務報告書など)や、規制当局への開示から入手できる場合がある。

その他の要素も考えられるが、分析には次の事項を含めることが望ましい。

- 現在あるいは将来の財務上、および非財務上の意味合い
- 組織の戦略、方針、プロセス、関係性、コミットメントへの影響
- 競争優位性、経営の卓越性への影響

## 2.3 マテリアルな側面を決定する

### a. 閾値(しきいち)

「ステークホルダーの評価および意思決定への影響」および「組織の経済、環境、社会影響の著しさ」の分析を完了した後、組織はこれら2つの視点から側面を特定することができる。

組織はここで、側面をマテリアルであると判断するための閾値(基準値)を確定する。この閾値には、2つの視点の分析内容を反映すべきである。

組織が決める閾値は報告書に大きな影響を与える。閾値とその基になる基準値を組織が明確に定め、文書化して周知することが重要である。

この決定には、側面にどれほど**著しい影響**があるかの理解についての検討、定性的分析、定量的評価が必要になる。

テーマの定量化が困難であっても、そのテーマがマテリアルでないことを意味するものではない。特定されたマテリアルな側面について、何が報告可能かの決定については後に検討する。

組織は閾値を決めるにあたり、ある視点から見た重要性が他方の視点から見た時より高い場合に、側面をどう取り扱うのかを決める必要がある。報告する優先順位を高いと見なすにあたり、両方の視点において当該側面の重要性が高い必要はない。

例えば顕在化しつつある課題、つまり時間の経過とともに該当することが考えられる側面がこれに当てはまる。異なる視点を合わせるより、1つの視点において重要性が高いということが大切である。最低共通基準値を設定することは避けなければならない。また前述の通り、著しい側面が主要ステークホルダー自身の利害に関わる場合には、報告のためにマテリアルであると見なすことが期待されている。

図表 6 はこの特定作業を視覚的に表している。2つの軸の間の領域に、特定ステップにおいて特定した側面を表示する。この図表には「ステークホルダーの評価および意思決定への影響」と「組織の経済、環境、社会影響の著しさ」に対応して側面を配置している。優先順位付けのステップでは、図表内のすべての側面を検討すべきである。

#### 図表 6 側面の優先順位付けを視覚的に表した図

[Appendix 参照のこと]

#### b. 網羅性のレベル

網羅性のレベルとは、組織によるマテリアルな側面に関する開示の目立たせ方、データ量、記述説明のことを指す。DMAおよび指標、またはその両方の組み合わせが、異なった網羅性のレベルを表す。

組織は、報告における相対的優先順位に応じて、網羅性のレベルをどう取り扱うかの事例として、以下を考慮することが望ましい。

- 報告の優先順位が低い側面の場合には、規制当局の要求や報告要求事項を満たすために報告する。側面がマテリアルでない場合には、報告書に取り上げない決定をすることができる
- 報告優先順位が中程度の側面の場合には、報告書に取り上げることを検討すべきである。側面がマテリアルでない場合には、報告書に取り上げない決定をすることができる
- 報告の優先順位が高い側面の場合には、詳細に報告すべきである

DMA によって、組織がマテリアルな側面のためのマネジメント手法を持たない課題とジレンマについて検討ができる（*報告原則と標準開示項目*の p. -を参照）。

また、組織内で影響が発生するマテリアルな側面については、DMA に加えて指標を報告すべきである。

組織外で影響が発生するマテリアルな側面については、データが入手可能で品質の確保ができる場合に指標の報告をすることが求められる。

優先順位付けステップの最終段階で、組織は、報告書に取り上げるすべてのマテリアルな側面の一覧と各マテリアルな側面との



バウンダリーや網羅性のレベルを確定している。

組織は、DMA もしくは指標に関して提供された情報が、一般標準開示項目 G4-20 および G4-21 (報告原則と標準開示項目の p. -、および実施マニュアルの p. -) で特定したマテリアルな側面のバウンダリーを網羅していない場合には、そのことについて報告すべきである。

### ステップ 3 : 妥当性確認

妥当性確認のステップでは、報告情報を収集する前に、特定したすべてのマテリアルな側面を、「網羅性の原則」(報告原則と標準開示項目の p. -、実施マニュアルの p. -) に照らして評価する。

妥当性確認のステップでは、次の事項についてマテリアルな側面を評価する。

1. スコープ - 報告に取り上げられる側面の範囲
2. 側面のバウンダリー - 各マテリアルな側面で影響が発生する範囲
3. 期間 - 選定情報の報告期間に対する網羅性

妥当性確認は、報告書が組織の持続可能性パフォーマンス(プラスとマイナスの両方の影響を含む)を妥当に、かつバランスよく反映していることの確認を目的として行う。

ここでは、「網羅性の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用して報告内容の最終的な特定を行う。特定したマテリアルな側面(またはその他のマテリアルなテーマ)を検証する際に、組織はこの 2 原則の基礎となる確認方法を利用すべきである。

報告書に取り上げることになったマテリアルな側面の一覧は、組織内部の担当上級意思決定者の承認を得ることが不可欠である。一部の組織では、この承認プロセスに外部のステークホルダーを関与させる場合もある。妥当性確認ステップは文書化すべきである。

特定したマテリアルな側面の一覧が承認されたら、特定したマテリアルな側面を標準開示項目 (DMA および指標) に合うように変換する必要がある。妥当性確認ステップの後に、組織は各マテリアルな側面の報告情報を収集して最終報告書を取りまとめる。情報の収集は、「報告品質に関する原則」(報告原則と標準開示項目の p. -、実施マニュアルの p. -) を適用して実施する。組織は、関連するマネジメントとパフォーマンスの情報が既に入手可能となっている側面と、組織がマネジメント手法とパフォーマンスの測定システムを確定・構築する必要のある側面をそれぞれ特定する。<sup>vi</sup>

組織は、本ガイドラインの側面一覧および指標、GRI セクター開示項目に記載されていないマテリアルなテーマを特定することがある。そのようなテーマを取り扱う場合、組織は「一般的な DMA」を適用できる。また、組織は「一般的な DMA」を補完するものとして代替指標や業種固有の指標および独自の指標を使用できる。組織固有の指標が報告書に含まれている場合は、その指標は GRI の標準開示項目と同じ報告原則に則り、同様の技術的厳密さを確保すべきである。

<sup>vi</sup> 側面がマテリアルであると特定したが報告する十分な情報を得られない場合は、サステナビリティ報告書に、その情報不足解消のため講じる手段とその実施時期も記載すべきである。

組織は、妥当性確認ステップにおいて、マテリアリティの評価手法を用いて指標を評価する場合がある。側面はマテリアルとして特定されなかったが、指標がマテリアルと見なされた場合には、当該側面はマテリアルと判断すべきである。

## ステップ4 : レビュー

レビューは、報告書の公表後、組織が次の報告サイクルを準備するときに行う。レビューでは、前報告期間でマテリアルと判断した側面に焦点を当てるだけでなく、ステークホルダーからのフィードバックも検討する。そこで得られた知見は、次の報告サイクルの特定ステップのための情報として有益である。

「ステークホルダーの包含の原則」と「持続可能性の文脈の原則」、およびガイドラインにある関連の確認方法から、報告書レビューに有益な情報が得られる。この情報によって、報告内容の提示および評価に対するチェックができ、また報告プロセス全体のチェックもできる。

組織は、組織の影響と持続可能性パフォーマンスの間のバランスを合理的に保って報告内容を提示しているか否か、また、報告内容を導き出すためのプロセスが報告原則の趣旨を反映したのか否かをそれぞれチェックするため、内部、外部のステークホルダーを関与させることもできる。

### ステップ 1: 特定

- GRI 側面の一覧および、その他の関心事項であるテーマを検討する
- 「持続可能性の文脈の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する：組織のすべての活動、製品、サービス、関係性に関連のある経済、環境、社会影響、あるいは、組織がステークホルダーの評価および意思決定に与える影響に基づいて、側面（およびその他関連性のあるテーマ）を特定する
- 影響が発生する場所を特定する：組織内か組織外か
- 側面とその他関連性があると考えられるテーマ、およびそのバウンダリーを一覧表示する

### ステップ 2: 優先順位付け

- 「マテリアリティの原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する：各側面およびその他関連性があると考えられるテーマを次の項目で評価する
  - 組織の経済、環境、社会影響の著しさ
  - ステークホルダーの評価および意思決定への影響
- 評価の取りまとめを行い、マテリアルな側面を特定する
- 側面をマテリアルであると判断するための閾値（基準値）を確定し、文書化する
- 特定された各マテリアルな側面について、開示情報の網羅性のレベル、データ量、記述説明に関する決定をする
- 報告書に取り上げるマテリアルな側面、そのバウンダリー、および網羅性のレベルを一覧表示する

### ステップ 3: 妥当性確認

- 「網羅性の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する：マテリアルな側面の一覧を、スコープ、側面のバウンダリー、期間について評価し、報告書が組織の経済、環境、社会影響の著しさを合理的に、かつバランスよく反映し、ステークホルダーが組織のパフォーマンスを評価できるようにしていることを確認する
- 特定されたマテリアルな側面の一覧について担当上級意思決定者の承認を得る
- 開示する必要がある情報を収集するためのシステムとプロセスを整備する
- 特定されたマテリアルな側面を、標準開示項目（DMA および指標）に合うように変換する
- どの情報が入手可能であるか判断し、組織が情報入手のためにマネジメント手法と測定システムを確定・構築する必要があるものについては、その説明をする

### ステップ 4: レビュー

- 「持続可能性の文脈の原則」および「ステークホルダーの包含の原則」を適用する：前報告期間でマテリアルとされた側面をレビューする
- レビューの結果を、次の報告期間のステップ 1、「特定」の作業における参考情報とする

## 「主要用語の定義」参照

側面、側面のバウンダリー、スコープ、テーマ(実施マニュアルの用語集、p.343 -を参照)

### 図表 7 マテリアルな側面とバウンダリーの確定 - プロセス概要

[Appendix 参照のこと]

#### G4-19

a. 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面を一覧表示する。

#### 手引き

G4-18 のための手引き(実施マニュアル、p. -)を参照。

#### G4-20

a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリーを次の通り報告する。

- 当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する
- 当該側面が、組織内のすべての事業体(G4-17 による)にとってマテリアルでない場合、次の 2 つの方法のどちらかを選択して報告する
  - G4-17 の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、
  - G4-17 の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧
- 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項があれば報告する

#### 手引き

G4-18 のための手引き(実施マニュアル、p. -)を参照。

#### G4-21

a. 各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリーを次の通り報告する。

- 当該側面が組織外でマテリアルであるか否かを報告する
- 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定する。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述する
- 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項があれば報告する

#### 手引き

G4-18 のための手引き(実施マニュアル、p. -)を参照。

#### G4-22

a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由を報告する。

#### 手引き

再記述は、次の事象が発生、変更が生じた場合などに行う。

- 合併・買収

- 基準年、基準期間の変更
- 事業の性質
- 測定方法

#### G4-23

- a. スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更を報告する。

### ステークホルダー・エンゲージメント

この標準開示項目によって、報告期間中に行った組織のステークホルダー・エンゲージメントの概要を把握することができる。この標準開示項目は、報告書作成の目的で行ったエンゲージメントに制限する必要はない。

#### G4-24

- a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧を提示する。

#### 手引き

ステークホルダー・グループの例は次の通りである。

- 市民社会
- 顧客
- 従業員、その他の労働者、それらの労働組合
- 地域コミュニティ
- 株主、資本提供者
- サプライヤー

#### G4-25

- a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準を報告する。

#### 手引き

#### 編集方法

組織のステークホルダー・グループを確定するプロセス、およびエンゲージメントするグループとしないグループを判断するプロセスを記述する。

#### G4-26

- a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法(種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など)を報告する、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。

#### 手引き

これには、調査(サプライヤー調査など)、フォーカス・グループ、コミュニティ・パネル、アドバイザリーパネル、文書によるコミュニケーション、経営陣や組合組織、その他エンゲージメント手段や方法が含まれる。

#### G4-27

- b. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループを報告する。

## 報告書のプロフィール

この標準開示項目によって、報告書、GRI 内容索引、外部保証に関するアプローチについての基本情報の概要を把握することができる。

### G4-28

- a. 提供情報の報告期間(会計年度、暦年など)。

### G4-29

- a. 最新の発行済報告書の日付(該当する場合)。

### G4-30

- a. 報告サイクル(年次、隔年など)。

### G4-31

- a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口を提示する。

## GRI 内容索引

### G4-32

- a. 組織が選択した「準拠」のオプションを報告する。  
 b. 選択したオプションの GRI 内容索引を報告する(以下の表を参照)。  
 c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報を報告する。(GRI では外部保証の利用を推奨しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない)。

## 「準拠」(In Accordance)に関する GRI 内容索引 - 中核(Core)

一般標準開示項目		
一般標準開示項目	ページ	外部保証 標準開示項目が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。
<b>戦略および分析</b>		
G4-1		
<b>組織のプロフィール</b>		
G4-3		
G4-4		
G4-5		
G4-6		
G4-7		

G4-8		
G4-9		
G4-10		
G4-11		
G4-12		
G4-13		
G4-14		
G4-15		
G4-16		

一般標準開示項目		
一般標準開示項目	ページ	外部保証
		標準開示項目が外部保証を受けているか否か表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー		
G4-17		
G4-18		
G4-19		
G4-20		
G4-21		
G4-22		
G4-23		
ステークホルダー・エンゲージメント		
G4-24		
G4-25		
G4-26		
G4-27		
報告書のプロフィール		
G4-28		
G4-29		
G4-30		
G4-31		
G4-32		
G4-33		

ガバナンス		
G4-34		
倫理と誠実性		
G4-56		

特定標準開示項目			
マテリアルな側面	DMAと指標	省略	外部保証
(G4-19に従って) 特定したマテリアルな側面を一覧表示する。	特定した各マテリアルな側面に関連する特定標準開示項目を一覧表示する(ページ番号またはリンクを表示する)。	例外的に、要求される特定の情報の開示が不可能な場合は、省略の理由を記載する(報告原則と標準開示項目p.-に定める通り)。	標準開示が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。

### 「準拠」(In Accordance)に関する GRI 内容索引 - 包括(Comprehensive)

一般標準開示項目			
一般標準開示項目	ページ	省略	外部保証
		例外的に、要求される特定の情報の開示が不可能な場合は、省略の理由を記載する(報告原則と標準開示項目のp.-に定める通り)。	標準開示項目が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。
戦略および分析			
G4-1		該当せず	
G4-2		該当せず	
組織のプロフィール			
G4-3		該当せず	
G4-4		該当せず	
G4-5		該当せず	
G4-6		該当せず	



G4-7		該当せず	
G4-8		該当せず	
G4-9		該当せず	
G4-10		該当せず	
G4-11		該当せず	
G4-12		該当せず	
G4-13		該当せず	
G4-14		該当せず	
G4-15		該当せず	
G4-16		該当せず	
<b>特定されたマテリアルな側面とバウンダリー</b>			
G4-17		該当せず	
G4-18		該当せず	
G4-19		該当せず	
G4-20		該当せず	
G4-21		該当せず	
G4-22		該当せず	
G4-23		該当せず	
<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>			
G4-24		該当せず	
G4-25		該当せず	
G4-26		該当せず	
G4-27		該当せず	

<b>一般標準開示項目</b>			
<b>一般標準開示項目</b>	<b>ページ</b>	<b>省略</b>	<b>外部保証</b>
		例外的に、要求される特定の情報の開示が不可能な場合は、省略の理由を記載する(報告原則と標準開示項目 p. -に定める通り)。	標準開示項目が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを

			表示する。
<b>報告書のプロフィール</b>			
G4-28		該当せず	
G4-29		該当せず	
G4-30		該当せず	
G4-31		該当せず	
G4-32		該当せず	
G4-33		該当せず	
<b>ガバナンス</b>			
G4-34		該当せず	
G4-35			
G4-36			
G4-37			
G4-38			
G4-39			
G4-40			
G4-41			
G4-42			
G4-43			
G4-44			
G4-45			
G4-46			
G4-47			
G4-48			
G4-49			
G4-50			
G4-51			
G4-52			
G4-53			

G4-54			
G4-55			
<b>倫理と誠実性</b>			
G4-56		該当せず	
G4-57			
G4-58			

特定標準開示項目			
マテリアルな側面	DMAと指標	省略	外部保証
(G4-19に従って) 特定したマテリアルな側面を一覧表示する。	特定した各マテリアルな側面に関連する特定標準開示項目を一覧表示する(ページ番号またはリンクを表示する)。	例外的に、要求される特定の情報の開示が不可能な場合は、省略の理由を記載する(報告原則と標準開示項目p. -に定める通り)。	標準開示が外部保証を受けているか否かを表示する。 受けている場合、報告書の外部保証の声明が掲載されているページを表示する。

### 他の報告媒体からの引用による標準開示項目の報告

「準拠」オプションで求められている標準開示項目に関わる情報が、組織が作成した株主向け年次報告書や規制当局へ報告書、自主報告書などに既に掲載してあることがある。このような場合には、組織は、その開示をサステナビリティ報告書に繰り返し掲載せずに、当該情報が閲覧できる個所を表示し、引用する方法を選ぶことができる。

この表示方法は、引用個所を具体的に表示し、当該情報が公開されていて容易に閲覧できる場合に利用することができる。具体的でない表示(例えば「株主向け年次報告書を引用」)は許されないが、セクションや表などの名称が明記されていればよい。このようなケースは、サステナビリティ報告書が電子データやWebベースの形で提供されていて、他のWebベースの報告書へのリンクが付されている場合に多い。

### 報告媒体

報告には、電子データもしくはWebベース、および紙のどちらの媒体も適している。組織はWebと紙ベースの組み合わせ、またはどちらか一方の媒体のみの利用も選択できる。例えば、Webサイトで詳細報告を行い、紙媒体で戦略、分析、パフォーマンス情報などエグゼクティブサマリーを提供することも可能である。こうした媒体の選択は、報告期間、内容の更新、想定利用者、配布戦略などの実務的な要因により決定することになるだろう。

少なくとも Web もしくは紙媒体のどちらか一方において、報告期間における全ての情報にアクセスできるようにすべきである。

## 本ガイドラインに「準拠」せず作成した報告書における留意事項

組織が本ガイドラインの標準開示項目の報告をしてはいるが、どちらかの「準拠」オプションの全要求事項を満たしていない場合、報告書に次の声明を記載しなければならない。

「本報告書には GRI サステナビリティ・レポーティング・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されている」。組織の報告書には、この声明および標準開示項目の一覧と掲載個所を記載すべきである。

### 保証

#### G4-33

- a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行を報告する。
- b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準を報告する。
- c. 組織と保証の提供者の関係を報告する。
- d. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否かを報告する。

### 手引き

#### 関連性

組織は、報告書の信憑性を高めるために様々な方法を利用する。

GRI では、内部のリソースに加えてサステナビリティ報告書への外部保証を利用することを推奨している。ただし、これは要求事項ではない。

GRI で使用する「外部保証」という用語は、報告書および報告書の掲載情報(定量的、定性的に関わらず)の品質に関する結論を公表するために行う活動のことを指す。また、外部保証は、報告内容を定義するためのシステムやプロセス(例えば、「マテリアリティの原則」の適用、ステークホルダー・エンゲージメントのプロセスなど)に関する結論を公表するために行う活動のことを指す場合もある。これは、パフォーマンスの認証やコンプライアンス・アセスメントの結果の公表など、組織のパフォーマンスの質やレベルを評価、妥当性を確認するための活動とは異なるものである。

報告書作成者は、現在、専門の保証提供者や、その他の外部グループまたは個人に依頼するなど、様々な方法で外部保証を実施している。具体的にどのような方法を取るにしても、外部保証は、外部の能力のあるグループまたは個人(「保証提供者」)が、専門的保証基準に則り、あるいは体系化、文書化されている証拠主義のプロセスに則り、実施されるべきである。

一般に、ガイドラインを用いた報告書の外部保証では、保証提供者が次の要求事項を満たしていることが重要である。

- 組織とは独立性があり、そのため報告書に対して客観的で公平な意見または結論の形成、表明ができること
- 主題および保証実務の両方において、能力があることを実証できること
- 保証業務に品質管理手順を適用していること

- 体系化、文書化され、事実に基づき、また定められた手順により業務を実施していること
- 報告書が、正当でバランスの取れた状態でパフォーマンスを表示しているか否かについて、報告書のデータの正確さと全体的な内容の選定を勘案しながら評価していること
- 報告書作成者が、結論に至る過程でガイドラインをどの程度適用したかについて評価していること
- 意見や結論、報告書作成者と保証提供者の責任の記述、保証報告書が提供する保証の性格を説明する保証業務の要約が記載された報告書が発行され、開示されていること

組織が、内部統制のシステムを整備している場合がある。司法管轄区域によっては、コーポレート・ガバナンス規範の定めにより取締役が調査を行い、要求事項が満たされている場合に、組織の内部統制が適切であると年次報告書に明示するよう求めている場合もある。また組織が、リスク・マネジメント・プロセスの一環として、また情報のマネジメント、報告のため、内部監査機能を構築・運用している場合もある。

これらの内部システムは、報告書の誠実性や信憑性全般にとって重要なものである。

組織は、ステークホルダー・パネルを招集して、サステナビリティ報告に対するアプローチ全般のレビューの実施やサステナビリティ報告の内容に関する助言提供を求めることもできる。

## 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 最高ガバナンス組織
- 役員

## ガバナンス

この標準開示項目によって、次の項目について概要を把握することができる。

- ガバナンス構造とその構成
- 組織の目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割
- 最高ガバナンス組織の能力とパフォーマンスの評価
- リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割
- サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割
- 経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割
- 報酬とインセンティブ

## 参考文献

- 国連グローバル・コンパクト LEAD、取締役会の新しい課題：企業の持続可能性に関わる責任の受け入れと監視、2012年

## 定義

ガバナンス・セクション内のすべての標準開示項目に関して、次の事項の定義を考慮すること。

- 最高ガバナンス組織

- 役員
- 二層役員会システム

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

### ガバナンスの構造と構成

組織のガバナンスの構造や構成に関する透明性は、関連する組織および個人の説明責任を保証する上で重要である。この標準開示項目において、最高ガバナンス組織が、組織の目的達成のためにどのように設立・組織されたか、その目的が経済、環境、社会面とどのような関連性を有するかについて記述する。

#### G4-34

- 組織のガバナンス構造(最高ガバナンス組織の委員会を含む)を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定する。

#### G4-35

- 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセスを報告する。

#### G4-36

- 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否かを報告する。

#### G4-37

- ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセスを報告する。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて記述する。

#### G4-38

- 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成を、次の項目別に報告する。
  - 執行権の有無
  - 独立性
  - ガバナンス組織における任期
  - 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質
  - ジェンダー
  - 発言権の低いグループのメンバー
  - 経済、環境、社会影響に関する能力
  - ステークホルダーの代表

### 手引き

#### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 社会的弱者層

#### G4-39

- a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否かを報告する(兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由も報告する)。

#### G4-40

- a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセスを報告する。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準を、次の事項を含めて報告する。
- 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか
  - 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか
  - 経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか
  - ステークホルダー(株主を含む)が関与しているか、どのように関与しているか。

#### G4-41

- a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセスを報告する。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか報告する。
- 役員会メンバーの相互就任
  - サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い
  - 支配株主の存在
  - 関連当事者の情報

#### 手引き

支配株主の定義を、組織の連結財務諸表や同等の文書で使われている定義と一致させる。

#### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 利益相反

#### 参考文献

- 経済協力開発機構(OECD)原則、「コーポレート・ガバナンス原則」2004年

#### 目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割

最高ガバナンス組織は、組織の品格を定め、組織の目的、価値、戦略の設定に大きな役割を果たしている。

#### G4-42

- a. 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割を報告する。

#### 最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価

この標準開示項目では、経済、環境、社会影響を理解・考察して効果的に対応するための、最高ガバナンス組織と役員の取り組み姿勢や能力を記述する。また、最高ガバナンス組織を継続的に有効に機能させるためのプロセスを整備しているか、またそれが組織内、組織外で実施されているかを記述する。

#### G4-43

- a. 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策を報告する。

#### G4-44

- a. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセスを報告する。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度を報告する。また当該評価が自己評価であるか否かを報告する。
- b. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置を報告する。この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載する。

#### リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割

この標準開示項目では、最高ガバナンス組織がリスク・マネジメント・プロセスおよびその全般的な有効性について説明責任を負っているか否かを記述する。長期にわたり幅広い影響を与えるリスク要因について最高ガバナンス組織や役員が配慮し戦略的計画の中に組み込んでいることが、ガバナンスの開示情報として重要である。

#### 参考文献

- 経済協力開発機構(OECD)原則、「コーポレート・ガバナンス原則」2004年
- 国連(UN)「企業と人権に関する指導原則:国際連合『保護、尊重および救済』枠組み実施のために」2011年
- 国連(UN) *保護、尊重および救済: 企業と人権のための枠組み* 2008年
- 国連(UN) *人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書* 2011年

#### G4-45

- a. 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割を報告する。この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含める。
- b. ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否かを報告する。

#### G4-46

- a. 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割を報告する。

#### G4-47

- a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度を報告する。

#### サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割

この標準開示項目では、最高ガバナンス組織が、組織のサステナビリティ報告の作成および承認に関わっている程度、財務報告に関わるプロセスとの連携の程度を明らかにする。

#### G4-48

- a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職を報告する。



## 経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割

この標準開示項目では、最高ガバナンス組織が、組織の経済、環境、社会テーマに関わるパフォーマンスのモニタリングおよび対応にどのように関わっているかを明らかにする。経済、環境、社会パフォーマンスにはリスクと機会が伴っており、最高ガバナンス組織は、そのモニタリングと必要に応じて対応が行われているかについて確認すべきである。またこの標準開示項目では、組織における重大な懸念事項を最高ガバナンス組織に通知するためのプロセスも取り扱う。

### G4-49

- a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセスを報告する。

### G4-50

- a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段を報告する。

### 手引き

懸念事項の性質が規制や法的制約に照らして慎重に取り扱うべきものである場合、この標準開示項目への対応は、組織が機密保持を危険にさらすことなく提供できる情報に限定するよう対応すべきである。

## 報酬とインセンティブ

この標準開示項目では、報酬方針について、報酬制度が組織の戦略的目的をサポートすること、ステークホルダーの関心事項に合致すること、最高ガバナンス組織のメンバーや役員、従業員の採用、動機付け、定着を可能にすることを確実にするため定められていることに焦点を当てている。

## 参考文献

- 国連グローバル・コンパクト LEAD および責任投資原則(Principles for Responsible Investment: PRI)、*ESG 問題の役員報酬への組み入れ*、2012 年

### G4-51

- a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬について報告する。
  - 固定報酬と変動報酬
    - － パフォーマンス連動報酬
    - － 株式連動報酬
    - － 賞与
    - － 後配株式または権利確定株式
  - 契約金、採用時インセンティブの支払い
  - 契約終了手当
  - クローバック
  - 退職給付(最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む)
- b. 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているかを報告する。

---

## 手引き

### 編集方法

パフォーマンスに関連する報酬制度が導入されている場合、報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員  
の、報告期間または将来の報告期間における経済、環境、社会目的にどのように関係するかを記述する。

パフォーマンスに関連する報酬制度が導入されている場合、役員への報酬とインセンティブの支払い制度が、どのように長期的  
パフォーマンスに報いるよう設計されているかを記述する。

契約終了手当が導入されている場合、次の事項について説明する。

- ガバナンス組織のメンバーおよび役員のための通知期間が、その他の従業員のための通知期間と異なっているか
- ガバナンス組織のメンバーおよび役員への契約終了手当が、その他の従業員への契約終了手当と異なっているか
- 離職するガバナンス組織のメンバーや役員に対して、通知期間に関連する支払い以外の支払いを行っているか
- 契約終了手当が制度に緩和条項があれば

### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- クローバック
- 契約終了手当

#### G4-52

- a. 報酬の決定プロセスを報告する。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営  
陣から独立しているか否かを報告する。報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、報告する。

#### G4-53

- a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているかを報告する。該当する場合は、報酬方針や提案に  
関する投票結果も記述する。

#### G4-54

- a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間  
報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)に対する比率を報告する。

---

## 手引き

### 編集方法

重要事業所が所在するそれぞれの国について、

- 報告年の最高給与受給者(報酬総額ベース)を特定する。最高給与受給者の年間報酬総額の構成を明らかにし  
て開示する
- 最高給与受給者を除く全従業員の年間報酬総額の中央値を計算する。全従業員の年間報酬総額の構成を、次  
の通りに明らかにして開示する
  - 計算対象となった報酬の種類を一覧表示する
  - この計算に、常勤、非常勤、派遣従業員が含まれているか否かを特定する。各非常勤従業員に、常勤と同  
等の賃金率が適用されている場合は、それを特定する

- 組織が、組織全体についての比率計算を計算しないことを選択する場合は、比率計算にどの事業所や国が含まれているかを明確に特定する
- 最高給与受給者の年間報酬総額について、全従業員の年間報酬総額の中央値に対する比率を計算する。

組織の報酬方針やデータの入手可能性に応じて、計算に際して次の要素を考慮する

- 基本給: 金額保証、短期、固定現金報酬
- 現金報酬: 基本給の合計 + 現金手当 + 賞与 + 手数料収入 + 現金利益分配 + その他の種類の変動現金収入
- 直接報酬: 現金報酬総額の合計 + 年間に付与したすべての長期的インセンティブ(ストックオプション報奨、譲渡制限付株式、パフォーマンス・シェア、自社株連動型報酬、株式評価益権、長期現金報奨など)の合計現在価値

## 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 年間報酬総額

### G4-55

- a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値(最高給与受給者を除く)の増加率に対する比率を報告する。

## 手引き

### 編集方法

重要事業所が所在するそれぞれの国について、

- 報告年の最高給与受給者(報酬総額ベース)を特定する
- 報告年の最高給与受給者の報酬額について、前年からの増加率を計算する
- 最高給与受給者を除く全従業員の年間報酬総額の中央値を計算する
- 最高給与受給者および全従業員の年間報酬総額の構成を、次の通り明らかにし開示する
  - 計算対象となった報酬の種類を一覧表示する
  - この計算に、常勤、非常勤、派遣従業員が含まれているか否かを明らかにする。各非常勤従業員に、常勤と同等の賃金率が適用されている場合は、それを明らかにする
  - 組織が、組織全体についての比率計算を計算しないことを選択する場合は、比率計算にどの事業所や国が含まれているかを明確に記載する
- 報告年の年間報酬総額の中央値について、前年からの増加率を計算する
- 最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、全従業員の年間報酬総額の中央値の増加率に対する比率を計算する

組織の報酬方針やデータの入手可能性に応じて、計算に際して次の要素を考慮する

- 基本給: 金額保証、短期、固定現金報酬
- 現金報酬: 基本給の合計 + 現金手当 + 賞与 + 手数料収入 + 現金利益分配 + その他の種類の変動現金収入
- 直接報酬: 現金報酬総額の合計 + 年間に付与した全長期インセンティブ(ストックオプション報奨、譲渡制限付株式、パフォーマンス・シェア、仮想株式、株式評価益権、長期現金報奨など)の合計現在価値

## 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 年間報酬総額

## 倫理と誠実性

この標準開示項目によって、次の事項について概要を把握することができる。

- 組織の価値、理念、基準・規範
- 倫理的、法的行為について助言を得るための組織内外のメカニズム
- 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、誠実性に関する事項を通報するための組織内外の制度

### G4-56

a. 組織の価値、理念および行動基準・規範(行動規範、倫理規定など)を記述する。

#### 手引き

#### 編集方法

組織の価値、理念および行動基準・規範(行動規範、倫理規定など)をどのように作成、承認し、運用しているかを明らかにする。次の事項を含める

- すべてのガバナンス組織のメンバーと従業員(新任、新入者を含む)、およびビジネスパートナーに対して、関連する研修を定期的実施しているか
- 理念や規範は、すべてのガバナンス組織のメンバーと従業員(新任、新入者を含む)、およびビジネスパートナーが定期的に読み、確認署名をする必要があるものか
- 組織は、理念や規範制定の責任者に、役員レベルの地位にある者を任命しているか
- 該当する場合、すべてのガバナンス組織メンバー、従業員、ビジネスパートナーおよびその他のステークホルダーに周知するため、理念や規範を多言語で作っているか

組織の価値声明の作成、承認、更新にあたっての最高ガバナンス組織や役員の果たす役割は G4-42 に記載する。

### G4-57

a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度(電話相談窓口)を報告する。

#### 手引き

倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度の記述には、次の事項を含めることが望ましい。

- 助言制度全般の責任者は誰か
- 助言制度で、組織から独立しているものがあるか
- 従業員やビジネスパートナー、その他のステークホルダーが、助言制度について知らされているか、どのような形で知らされているか
- 従業員やビジネスパートナーにとっての助言制度の利用可能性と利用容易性(1日当たりの合計利用可能時間、1週間当たりの日数、地域の言語で利用できるか否かなど)
- 助言の依頼内容は秘匿されているか
- 助言制度では、匿名により助言の依頼が可能か

- 報告期間内に、組織の助言制度により助言の依頼を受けた合計件数。報告期間内に回答が済んだ依頼の比率、受けた依頼の種類も記述する
- 助言制度利用者の満足度

#### G4-58

- a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）を報告する。

#### 手引き

非倫理的または違法な行為についての懸念や、誠実性に関する事項を通報するために組織内外に設けてある制度の記述には、次の事項を含めることが望ましい。

- 通報制度全般の責任者は誰か
- 組織から独立した通報制度があるか
- 従業員やビジネスパートナーにとっての通報制度の利用可能性と利用容易性（1日当たりの合計利用可能時間、1週間当たりの日数、地域の言語で利用できるか否かなど）
- 従業員やビジネスパートナー、その他のステークホルダーが通報制度について知らされているか、また、どのような形で知らされているか
- 従業員およびビジネスパートナーに通報制度に関する研修を実施しているか
- 懸念事項の通報内容は秘匿しているか
- 通報制度では、（法律で許容されている場合）匿名により懸念事項の通報ができるか
- 組織は報復禁止の方針を有しているか
- 懸念事項を調査するプロセス
- 報告期間中に通報された懸念事項の合計件数。報告期間中に対応、解決、または確証がないと判明した件数の比率、通報された不正行為の種類も記述する
- 通報制度の利用者の満足度

#### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や誠実性に関する事項を通報するための制度

## 4.2 特定標準開示項目

本ガイドラインの特定標準開示項目は、経済、環境、社会の3カテゴリとなっている。このうち社会カテゴリは、労働慣行とディーセント・ワーク、人権、社会、製品責任の4つのサブカテゴリに細分される。

各カテゴリで、GRIの側面が定められている。次ページの表1に、カテゴリと側面の概要を示す。

組織のサステナビリティ報告書は、マテリアルな側面つまり、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している側面、あるいはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える側面についての情報を提示するものである。

「報告内容に関する原則」は、組織がマテリアルな側面およびそのバウンダリーを特定することを支援するためのものであり、その影響がマテリアルであると特定される可能性のある事項を示すものである。(同原則と適用方法の手引きはそれぞれ、実施マニュアルのp. -とp. -を参照。)

特定した各マテリアルな側面について報告する情報は、DMA および指標として開示することができる。

なお持続可能性における経済面とは、ステークホルダーの経済状況や地域、国、グローバルレベルの経済システムに対して組織が与える影響に関するものであり、組織の財務状況に焦点を当てたものではない。

表1: 本ガイドラインのカテゴリと側面

カテゴリ	経済	環境
側面 <sup>viii</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的パフォーマンス</li> <li>地域での存在感</li> <li>間接的な経済影響</li> <li>調達慣行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料</li> <li>エネルギー</li> <li>水</li> <li>生物多様性</li> <li>大気への排出</li> <li>排水および廃棄物</li> <li>製品およびサービス</li> <li>コンプライアンス</li> <li>輸送・移動</li> <li>環境全般</li> <li>サプライヤーの環境評価</li> <li>環境に関する苦情処理制度</li> </ul>
カテゴリ	社会	

<sup>viii</sup> 本ガイドラインにおけるテーマとは、サステナビリティに関連する可能性のあるあらゆる主題をいう。本ガイドラインにおける側面とは、本ガイドラインが取り上げる一覧リストにある主題をいう。

サブカテゴリー	労働慣行とディーセント・ワーク	人権	社会	製品責任
側面 <sup>Ⅷ</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 雇用</li> <li>• 労使関係</li> <li>• 労働安全衛生</li> <li>• 研修および教育</li> <li>• 多様性と機会均等</li> <li>• 男女同一報酬</li> <li>• サプライヤーの労働慣行評価</li> <li>• 労働慣行に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 投資</li> <li>• 非差別</li> <li>• 結社の自由と団体交渉</li> <li>• 児童労働</li> <li>• 強制労働</li> <li>• 保安慣行</li> <li>• 先住民の権利</li> <li>• 人権評価</li> <li>• サプライヤーの人権評価</li> <li>• 人権に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域コミュニティ</li> <li>• 腐敗防止</li> <li>• 公共政策</li> <li>• 反競争的行為</li> <li>• コンプライアンス</li> <li>• サプライヤーの社会への影響評価</li> <li>• 社会への影響に関する苦情処理制度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 顧客の安全衛生</li> <li>• 製品およびサービスのラベリング</li> <li>• マーケティング・コミュニケーション</li> <li>• 顧客プライバシー</li> <li>• コンプライアンス</li> </ul>



## マネジメント手法の開示項目に関する手引き

### イントロダクション

マネジメント手法の開示項目 (DMA: Disclosures on Management Approach) は、マテリアルな側面に関わる経済、環境、社会影響のマネジメント方法について、組織が説明するためのものである。

マテリアルな側面は、組織が「報告内容に関する原則」を適用して特定する(実施マニュアル, p. -の G4-18 のための手引きを参照)。そして、マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している側面、あるいはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える側面のことである。

DMA は、組織がもたらすマテリアルな経済、環境、社会影響(現実的、潜在的なもの)に関する特定、分析、対応方法について、記述的情報を提供するものである。

また、DMA によって指標のパフォーマンス情報の背景状況を知ることができる。

### 情報の整理

DMA は、通常、GRI の側面についてのマネジメントの具体的な実務慣行を報告する。

組織のマネジメント手法またはその要素(方針、具体的措置など)が複数の GRI 側面に共通して適用される場合には、報告書では当該 DMA を一度だけ提示し、報告書の各 GRI カテゴリー、側面、指標ごとに繰り返して提示する必要はない。ただ、DMA を側面のグループと結び付ける場合には、各 DMA の開示がどの側面を対象としているかについて報告書に明記する。

### 各種のマネジメント手法の開示項目

DMA の手引きは、**一般的な DMA**と**側面固有の DMA**の2種類に分かれる。一般的な DMA の手引きは、すべての側面について適用するものであり、側面固有の DMA の手引きは、各側面の報告情報について追加して詳細情報を提供するものである。

マネジメント手法を報告するときに、組織はまず一般的な DMA の手引きに取り組む。側面固有の DMA の手引きがある場合には、組織はそれを用いて当該側面におけるマネジメント手法を詳細に報告する。

本ガイドラインの公表時において、側面固有の DMA の手引きは、全側面に対しては作成されているわけではない。

側面固有の DMA の手引きは、次の側面に対して作成されている。

- 間接的な経済影響
- 調達慣行
- エネルギー
- 生物多様性
- 大気への排出
- サプライヤーの環境評価
- 環境に関する苦情処理制度
- 雇用
- 労働安全衛生
- 男女同一報酬
- サプライヤーの労働慣行評価



- 労働慣行に関する苦情処理制度
- 投資
- 結社の自由と団体交渉
- サプライヤーの人権評価
- 人権に関する苦情処理制度
- 地域コミュニティ
- 腐敗防止
- 公共政策
- サプライヤーの社会への影響評価
- 社会への影響に関する苦情処理制度
- 顧客の安全衛生
- 製品およびサービスのラベリング

一般的な DMA の手引き(すべてのマテリアルな側面にも適用できるもの)、および側面固有の DMA の手引き(特定の側面の報告について追加して詳細情報を提供するもの)は、*実施マニュアル*の p. -および p. -を参照。

#### 一般的なマネジメント手法の開示項目

DMA には、マテリアルな側面に対する組織の対応について、十分に説明する情報を掲載すべきである。マテリアルな側面の選定プロセスは、*実施マニュアル*、p. -の G4-18 の手引きを参照。

組織は、DMA で提示した情報が、一般標準開示項目の G4-20 および G4-21 で特定するマテリアルな側面のバウンダリーを網羅していない場合には、その旨を報告すべきである。

DMA には、次の標準開示項目を掲載すべきである。

## G4-DMA

- a. 側面がマテリアルである理由を報告する。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響を報告する。
- b. マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法を報告する。
- c. マネジメント手法の評価を、次の事項を含めて報告する。
  - マネジメント手法の有効性を評価する仕組み
  - マネジメント手法の評価結果
  - マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容

### 手引き

#### G4-DMA-aの手引き

側面がマテリアルである理由を記述する。この情報には少なくとも、当該側面に関わる組織の影響（プラスかマイナスかに関わらず）を含める。マテリアルな側面の特定方法に関連する追加の手引きは、G4-18の手引き（実施マニュアル、p. -）を参照。

実際に与えている影響や与える可能性のある影響を特定するためのプロセス（デュー・デリジェンスなど）があれば記述する。

#### G4-DMA-bの手引き

報告書利用者が、マテリアルな側面やその影響に対する組織のマネジメント手法を理解するために十分な情報を提供する。

マネジメント手法が、マイナスの影響を回避、軽減、修復するためのものか、またはプラスの影響を拡大するためのものかについて記述する。

組織がマネジメント手法を持たないマテリアルな側面がある場合、マネジメント手法の導入計画があればそれを特定し、ない場合にはその理由を特定する。

マネジメント手法の要素を記述する。マネジメント手法の要素には次のものを含めることが望ましい。ただし次に示す手引きは網羅的、絶対的なものではない（順不同）。

- 方針
- コミットメント
- 目的および目標
- 責任
- 経営資源
- 具体的な措置

### 方針

マテリアルな側面に対する組織のマネジメント手法の手引きとなっている方針に関する情報を提供する。

当該マテリアルな側面に関連する方針を公表している場合、公表方針の抜粋、サマリー、リンクを含めることができる。この方針について、次の情報を提供する。

- 方針の対象となっている事業体の範囲と所在地
- 方針を承認する責任者または委員会の特定
- 国際基準や広く認識されたイニシアティブの参照情報
- 発行日および最終レビュー日

### コミットメント

マテリアルな側面への影響のマネジメントに関する意思を表明する。

意思表示がない場合は、次の事項を記述する。

- 組織のマテリアルな側面に対する立場
- マテリアルな側面のマネジメントへのコミットメントが法規制遵守のためのものか、それ以上のものか
- 当該側面に関連する国際基準や広く認識されたイニシアティブの遵守状況

### **目的および目標**

次の事項を記述する。

- 目的、目標の基準値や背景状況
- 目的、目標の対象となっている事業体の範囲と所在地
- 期待される結果(定量的、または定性的)
- 目的・目標達成のための期待スケジュール
- 目的、目標には(法令による)強制力があるか、ある場合には関係法令を一覧表示する

### **責任**

次の事項を特定する。

- マテリアルな側面のマネジメント責任者は誰か
- 責任がパフォーマンス評価やインセンティブ制度と関連付けられているか

最高ガバナンス組織の責任の開示に関する手引きは、*実施マニュアル*の「4.1 一般標準開示項目」の「手引き」のセクションを参照。

### **経営資源**

マテリアルな側面のマネジメントに割り当てる経営資源(財務的、人的、技術的資源など)を特定し、割り当ての理由を説明する。

### **具体的な措置**

マテリアルな側面に関する具体的な措置を特定し、目的・目標を達成するために取った措置を説明する。具体的な措置には、次の事項を含める。

- プロセス
- プロジェクト
- プログラム
- イニシアティブ

組織は、特定した各具体的な措置について、次の事項について説明することが望ましい。

- 措置の対象となっている事業体の範囲と所在地
- 当該措置は特例的なものか、全体系的に実施するものか
- 当該措置は短期的、中期的、長期的なものか
- 措置の優先順位付けはどう行っているか
- 具体的な措置はデュー・デリジェンスの一環として実施するものか、またマテリアルな側面のマイナスの影響を回避、軽減、修復するためのものか
- 当該措置が国際的な規範や基準(OECDの*多国籍企業行動指針*、*国連の保護、尊重および救済: 企業と人権のための枠組み*、*国連「企業と人権に関する指導原則」*など)に呼応するものか

### **G4-DMA-c の手引き**

マネジメント手法の評価を開示するときは、組織は次の3項目に重点を置いて説明するとよい。

- マネジメント手法の有効性をモニタリングする仕組み。これには次の事項などが含まれる。
  - － 組織内外の監査や検証(種類、システム、範囲)
  - － 測定システム
  - － 外部のパフォーマンス格付け
  - － ベンチマーキング
  - － ステークホルダーのフィードバック
- 結果
  - － 結果の報告でを使用した GRI の指標や組織固有の指標
  - － 目的・目標に照らしたパフォーマンス - 主要な成果および未達成事項
  - － 結果の伝達のあり方
  - － マネジメント手法の課題とギャップ
  - － 直面した障害、失敗した取り組み、そこで学んだ教訓
  - － マネジメント手法実施の進捗状況
- 結果を受けて、組織にどのような変化が生じたか
  - － 経営資源の割り当て、目的、目標、パフォーマンス改善のための具体的な措置における変化
  - － その他のマネジメント手法の変化

#### 参考文献

- 経済協力開発機構(OECD)原則、*OECD 多国籍企業行動指針*、2011年
- 国連(UN)「ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合『保護、尊重および救済』枠組み実施のために」2011年
- 国連(UN) *保護、尊重および救済: 企業と人権のための枠組み* 2008年.
- 国連(UN) *人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書* 2011年

## 指標および側面固有のマネジメント手法の開示項目に関する手引き

指標は、組織のマテリアルな側面に関わる経済、環境、社会パフォーマンスや影響に関する情報を提供するものである。

マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映している側面、もしくはステークホルダーの評価や意思決定に実質的な影響を与える側面のことである。

指標と関連手引きは、実施マニュアル p. -の表 1 にある通り、側面ごとに定めている。

このセクションでは、カテゴリ、側面の指標ごとに手引きを記載する。この手引きには、側面固有のDMAの手引きも含まれる。側面固有のDMAの手引きは、本ガイドラインの公表時において、全側面に対しては作成されているわけではない。

組織は、指標や側面固有のDMAで提示した情報が、一般標準開示項目のG4-20およびG4-21で特定するマテリアルな側面のバウンダリーを網羅していない場合には、その旨を報告すべきである。

内容は次の通り提示する。

### 各カテゴリ（またはサブカテゴリ）について

- イントロダクション
- リンク（該当する場合）
  - OECD 多国籍企業行動指針
  - 国連グローバル・コンパクトの10原則
- 参照情報（カテゴリに関するもの、該当する場合）

### 各側面について

- 標準開示項目の概要
- 側面固有のDMAの手引き（該当する場合）
- 指標（標準開示項目、関連性、編集方法、定義、情報源、参考文献など、サブ項目の全部あるいは一部を掲載）
- リンク（該当する場合）
  - OECD 多国籍企業行動指針
  - 国連グローバル・コンパクトの10原則
- 参照情報（側面に関するもの）、該当する場合

## カテゴリ: 経済

### イントロダクション

持続可能性における経済面とは、ステークホルダーの経済状況や、地域、国、グローバルレベルの経済システムに対して組織が与える影響に関するものである。

「経済カテゴリ」では、異なるステークホルダー間の資本の流れ、および組織が社会全体に与える主な経済影響を明らかにする。

「経済指標」への回答を作成する際には、可能な限り監査済み財務諸表や内部監査済み管理会計の数値を用いて編集することが望ましい。すべての場合において、データは次のいずれかに基づいて編集すること。

- 関連する国際財務報告基準(IFRS)および国際会計基準審議会(IASB)発行の基準解釈指針(いくつかの指標の手引きは、特定の参照すべきIFRS基準を参考文献として記載している)
- 国際的に認知された各国のあるいは地域の財務報告基準

## 側面: 経済パフォーマンス

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

##### G4-EC1 創出、分配した直接的経済価値

手引き p. -

##### G4-EC2 気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会

手引き p. -

##### G4-EC3 確定給付型年金制度の組織負担の範囲

手引き p. -

##### G4-EC4 政府から受けた財務援助

手引き p. -

\* この「概要」のページ番号は、どれも *実施マニュアル* のものを示す。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面における標準開示は、経済協力開発機構 (OECD) の *OECD 多国籍企業行動指針* (2011 年) 第 V 章「雇用および労使関係」および第 XI 章「課税」の実施に関する報告に利用できる。

### G4-EC1

#### 創出、分配した直接的経済価値

- a. 創出、分配した直接的経済価値(EVG&D)を発生主義ベースで報告する。これには、組織の全世界の事業所について、次に一覧表示する基本要素を含める。
- 創出した直接的経済価値:
    - － 収入
  - 分配した経済価値:
    - － 事業コスト
    - － 従業員給与と福利
    - － 資本提供者に対する支払い
    - － 政府に対する支払い(国別 - 以下の手引きを参照)
    - － コミュニティへの投資
  - 留保している経済価値(「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの)
- b. 地域に対する経済影響をより適切に評価するため、影響が著しいものについて EVG&D を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

経済価値の創出・分配の情報は、組織がステークホルダーのためにどのように富を創出したかを示す基本的な指標となる。創出、分配した経済価値(EVG&D)中の要素もまた、組織の経済的プロフィールを提示しており、他のパフォーマンスの数値を標準化するのに有用な場合がある。国レベルでの詳細情報が提示された場合、EVG&D は地域経済に直接的にもたらされた金銭的付加価値に関する有益な情報となる。

#### 編集方法

EVG&D のデータは、可能な限り組織の監査済み財務諸表や損益計算書または内部監査済み管理会計の数値を用いて編集する。

#### 収入

- 純売上高は、製品・サービスの総売上高から、割戻額、割引額、引当金を差し引いたものに等しい
- 財務投資からの収入には、貸付金利息、保有株式の配当、特許権等使用料などの受取現金や、資産(不動産賃貸など)に起因する直接的収入が含まれ
- 資産売却収入には、有形資産(不動産、インフラ、設備など)や無形資産(知的財産権、デザイン、ブランド名など)が含まれる

#### 事業コスト

- 購入した原材料、製品の部品、設備、サービス代金の組織外部への現金支払い。これには不動産賃借料、ライセンス料、ファシリテーション・ペイメント(明確な業務目的がある場合)、特許権等使用料、請負労働者への支払い、従業員研修費用(外部講師を起用する場合)、従業員保護衣代などが含まれる

#### 従業員給与と福利



- 給与総額は従業員に支払う給与で、これには組織が従業員に代理して政府機関に支払う金額(従業員に課された諸税、賦課金、失業基金など)が含まれる。業務上の役割を担う非従業員の分は通常これには含めず、サービス購入代金として事業コストに計上する
- 総福利費には、通常の負担金(年金、保険、会社車両、民営健康保険など)、その他の住宅、無利息ローン、公共交通機関利用補助金、教育補助金、余剰人員解雇手当などの従業員サポートが含まれる。ただし、これには従業員の職務に直接関係のあるもの(研修、作業保護具など)の費用は含まれない

#### 資本提供者への支払い

- 全株主への配当金
- 資金提供者への支払金利。これには、すべての債務および借入金(長期債務に限らない)の金利と、優先株主への繰越配当金が含まれる

#### 政府への支払い

- 組織に課されたすべての税金(法人税、所得税、資産税など)および国際、国、地方レベルで支払った関連性のある罰金。繰延税金は支払わない可能性があるため、この数値に含めない。2カ国以上で事業活動している組織は、支払った税金を国別に報告する。用いた分類法の定義を報告する

#### コミュニティ投資

- 広範な地域における自発的寄付や資金投資で、対象の受益者が組織の外部者であるもの。これには、慈善団体やNGO、研究機関(組織の商業目的のR&Dと無関係なもの)への寄付金、コミュニティ・インフラ(レクリエーション施設など)のための資金援助、社会活動の直接コスト(芸術、教育イベントなど)等が含まれる。報告期間内に実際に支払った金額を計上する。約束だけの金額は計上しない
- インフラ投資の総投資額の算出では、資本コストに加え、物品コストや労働力コストを含めるべきである。現在稼働中の設備やプログラムへの援助(組織が負担する公的施設の日常運用コストなど)については、報告する投資額に事業コストを含める
- 法的活動や商業活動、あるいは投資を専ら商業目的で行う場合は除く。政党への献金は含まれるが、これについては別にG4-S06でも詳しく取り上げる
- インフラ投資のうち、中核的な事業上の必要に基づくもの(鉱山や工場への道路建設など)や、組織の事業活動を推進するためのものは含まない。投資額の計算には、組織の主たる事業の範疇外で建設したインフラ(従業員やその家族向けの学校や病院など)を含む場合がある

#### 情報源

情報源には、組織の財務部門や会計部門などがある。

#### 参考文献

- 国際会計基準審議会(IASB)、IAS第12号「所得税」、2001年
- 国際会計基準審議会(IASB)、IAS第18号「収入」、2001年
- 国際会計基準審議会(IASB)、IAS第19号「従業員福利」、2001年
- 国際会計基準審議会(IASB)、IAS第8号「事業セグメント」、2006年

### 気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会

- a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会、事業、収入、支出に実質的な変動が生じる可能性のあるものを報告する。報告には、次の事項を含めること。
- リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類
  - リスク・機会に関連する影響の記述
  - リスク・機会の財務上の影響で、措置を講じる前に生じていたもの
  - リスク・機会をマネジメントするために用いた手法
  - リスク・機会をマネジメントするために講じた措置のコスト

### 手引き

#### 関連性

気候変動は組織、投資家、ステークホルダーに対して、リスクと機会の両方をもたらす。

組織は、気候システムと天候パターンの変化によって、次に示すような物理的なリスクや機会を受けることがある。

- 頻繁化、激化する暴風の影響
- 海水位、気温、水供給量の変動
- 健康障害(例えば、熱中症)などの労働力への影響や、事業所移転の必要性

政府は気候変動の原因となる活動の規制に乗り出しており、温室効果ガスの排出に直接、間接に責任を負っている組織は、規制によりリスクにも機会にも直面する。リスクには、経費増や、その他の競争力に影響する要因が含まれる。しかし、温室効果ガス(GHG)の排出制限によって新しい技術や市場が生まれ、組織が新たな事業機会を得る場合もあり得る。特に、より効果的にエネルギーや省エネ製品を使用・製造する組織にとって、その可能性が高い。

#### 編集方法

気候変動によってもたらされるリスクと機会、組織の事業、収入、支出に実質的な変動が生じる可能性のあるものを特定する。特定したリスクと機会について、次の事項・特性を開示する。

- リスク要因と機会要因 — リスク・機会を分類する
  - 物理的なもの
  - 規制関連のもの
  - その他
- リスク要因と機会要因の記述 — 具体的な法令や、物理的なリスク要因(水不足など)を特定する
- 潜在的影響 — 潜在的影響の概要を記述する。少なくとも次の事項を含めること
  - 資本コスト、事業コストの増減
  - 製品・サービスに対する需要の増減
  - 資本調達力の向上・低下、投資機会の増減
- リスク・機会が実質的な財務上の影響を与えると見込まれる期間
- 直接的・間接的影響 — 組織に与える影響は直接的なものか、バリューチェーンを介した間接的なものか
- 可能性 — 組織が影響を被る可能性
- 影響の大きさ — 影響が発生した場合、組織が被る財務上の影響の程度
- 措置を講じる前の、リスク・機会の財務上の影響

- リスク・機会をマネジメントするために用いる手法(炭素捕捉・貯留(CCS)、燃料転換、再生可能エネルギーや低カーボン・フットプリント・エネルギーの使用、エネルギー効率の改善、フレアリング・放出・逸散排出の削減、再生可能エネルギー証書、カーボンオフセットの利用など)
- 上記の措置に関わるコスト

組織が、財務上の影響・コストの計算や収入見込みの算出を行うシステムを持っていない場合は、必要なシステムを整備するための計画と日程を特定する。

リスクと機会は、次のように分類することができる。

- 物理的— 気候変動に関連する物理的変化によるもの(洪水、干ばつ、熱中症など)
- 規制関連 — 規制の枠組みの変化によるもの
- その他— 気候変動関連の諸課題に対処するための新技術、製品、サービスの実現・入手可能性など

### 情報源

情報源としては、組織のガバナンス組織(環境委員会を含む)の記録や議事録、環境損益計算書などがある。気候変動の物理的影響に関する情報が、施設部門に保管されていたり、保険契約書に記載されていたりすることがある。

### 参考文献

- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(Carbon Disclosure Project: CDP)、*投資家の CDP 情報要求に対応する企業のための手引き*、毎年更新
- 気候変動情報開示基準審議会(Climate Disclosure Standards Board: CDSB)、*気候変動報告フレームワーク第1版、2010年、気候変動報告フレームワーク・バウンダリー更新*、2012年6月

### 確定給付型年金制度の組織負担の範囲

- a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額を報告する。
- b. 年金制度の債務を支払うために別個の基金がある場合は、次の事項を報告する。
  - 制度の債務額を別途積み立てた資産でカバーできると考えられる比率
  - 当該推定値の算出基礎
  - 推定値の算出時期
- c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が完全補償の状態にない場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する。
- d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める比率を報告する。
- e. 退職金積立制度への参加のレベルを報告する（義務的参加か任意制度か、地域的か国別制度か、経済影響があるものか、など）。

### 手引き

#### 関連性

組織が自社の労働力のため退職金積立制度を採用している場合、その給付約束は、制度加入者が長期にわたり経済的福祉のために依存するものである。確定給付型年金制度は、給付債務の負担という意味において雇用者に潜在的な影響を与える。これ以外の確定拠出型年金などの制度は、退職金積立制度の利用可能性や給付の質についての保証がない。どの種類の制度を選択するかは、従業員と雇用者の双方に影響を及ぼす。反対に、積み立てが適切に行われていれば、年金制度は安定した労働力の確保、維持に貢献し、雇用者の長期的な財務計画や戦略的計画を支援することになる。

#### 編集方法

従業員に提供している退職金積立制度の構造は、次のどれかを特定する。

- 確定給付型年金制度
- 確定拠出型年金制度
- その他の種類の退職給付

確定給付型年金制度については、制度による雇用者の年金支払い債務が組織の一般財源により直接的に手当てされているものか、組織の財源とは別個に保有・維持されている基金により手当てされているものを特定する。

退職給付制度の補償範囲の決定の際に用いる計算方法は、それぞれの司法管轄区域（国など）で解釈と手引きを持っている。当該管轄区域の規則と方法に則って計算して総計を報告する。連結手法は、組織の財務諸表作成で用いた手法と同じものにすべきである。年金給付制度は、国際会計基準審議会（IASB）のIAS第19号「従業員給付」<sup>16</sup>の内容に含まれている。ただしIAS第19の方が、取扱い項目が多いことに留意。

#### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 確定給付型年金制度
- 確定拠出型年金制度
- 完全補償

#### 情報源

情報源としては、組織の財務部門や会計部門などがある。

## 参考文献

- 国際会計基準審議会(IASB)、IAS 第19号「従業員福利」2001年

### 政府から受けた財務援助

- a. 組織が報告期間中に政府から受け取った財務援助の総額を報告する。報告には次の項目を含めること。
- 減税および税額控除
  - 補助金
  - 投資奨励金、研究開発(R&D)助成金、その他関連助成金
  - 賞金
  - 特許権等使用料免除期間
  - 輸出信用機関(ECA)からの財務援助
  - 金銭的インセンティブ
  - その他、事業所が政府から受け取った財務利益、または受け取る予定の財務利益
- b. 上記の情報は国別に報告する。
- c. 組織の株式保有構造の中における政府の位置を報告する。

---

### 手引き

#### 関連性

この指標は受入国政府の組織に対する貢献度を測るものである。政府から受け取る相当額の財務援助を納付税額と対比してみるとは、組織・政府間の金銭的やり取りのバランスを見る上で有益である。

#### 編集方法

上述の各項目について、政府が支給した財務援助の金額を特定する。この特定に当たって、一般に認められた会計原則(GAAP)を一貫して適用すること。

#### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 金銭的援助

#### 情報源

情報源としては、組織の法務部門や財務部門、会計部門などがある。

#### 参考文献

- 国際会計基準審議会(IASB)、IAS 第20号「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」、2001年

## 側面: 地域での存在感

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

##### G4-EC5 重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率(男女別)

手引き p. -

##### G4-EC6 重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率

手引き p. -

\* この「概要」のページ番号は、どれも実施マニュアルのものを示す。

### 参考文献

- 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW)、1979年

## 指標

### G4-EC5

#### 重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率(男女別)

- a. 労働力の相当部分が最低賃金規則により賃金を支給されている場合、重要事業拠点における最低賃金に対する最低給与の比率(男女別)を報告する。
- b. 重要事業拠点を置いている地域に最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否かを男女別に報告する。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを男女別に報告する。
- c. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

組織が従業員のために行う投資の一つに経済的福祉がある。この指標は、組織が重要事業拠点の従業員の経済的福祉にどのように貢献しているかを示すものである。またこの指標は、組織の賃金競争力の目安となり、地域の労働力市場における賃金効果の評価に適した情報となる。最低賃金を上回る賃金を提供することは、地域コミュニティでの強力な関係作りや従業員の忠誠心の醸成、また組織に対する社会からの「操業許可」をより確かなものとするための一つの要因になる。

最低賃金関連の法令に関連性が高い方法・体系によって組織が労働力の相当部分に賃金支給を行っている場合、この指標が最も有意な情報となる。

#### 編集方法

すべての重要事業拠点について地域の最低賃金を特定し、組織の最低給与との比率(%)を見る。

給与制の雇用のみを行っている組織は、給与から時間当たり賃金を推計する。

#### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 最低給与
- 地域の最低賃金

#### 情報源

情報源としては、組織の給与部門や財務部門、会計部門などがある。事業展開しているそれぞれの国や地域の関係法令も、この指標の情報源になり得る。



**重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率**

- a. 重要事業拠点で、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率を報告する。
- b. 使用した「上級管理職」の定義を報告する。
- c. 組織の「地域・地元」の地理的定義を報告する。
- d. 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。

---

**手引き****関連性**

上級管理職に地域コミュニティ出身の人材を登用することは、地域コミュニティの利益となる。経営陣が多様性を持ち地域コミュニティ出身の人材登用を行うことにより、組織の人的資本が充実し、地域コミュニティの経済的利益が増加する。また組織が地域ニーズを把握するための能力を強化できる。

**編集方法**

常勤従業員のデータを使用して、この比率を計算する。

**定義**

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 地元従業員

**情報源**

情報源としては、人事部門や人材部門などがある。

## 側面: 間接的な経済影響

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的な DMA は p. -、側面固有の DMA は p. -

#### 指標

##### G4-EC7 インフラ投資および支援サービスの展開と影響

手引き p. -

##### G4-EC8 著しい間接的な経済影響(影響の程度を含む)

手引き p. -

\* この「概要」のページ番号は、どれも実施マニュアルのものを示す。

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-a のための側面固有の手引き

国や地域、地方レベルの間接的な経済影響を把握するために実施している取り組みを記述する。

外部のベンチマークやステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)という意味合いにより、間接的な経済影響の「著しさ」を説明する。

##### G4-DMA-b のための側面固有の手引き

組織がインフラその他のサービスの必要性を判断するにあたって、コミュニティのニーズ評価を実施したかどうかを説明する。実施している場合は、その評価結果を記述する。

## 指標

### G4-EC7

#### インフラ投資および支援サービスの展開と影響

- a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲を報告する。
- b. コミュニティや地域経済に与えている影響、または与えると思われる影響を報告する。プラスとマイナス双方の影響を報告する(該当する場合)。
- c. この投資、サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する。

#### 手引き

##### 関連性

組織は、経済価値の創出・分配に加え、インフラ投資によっても経済に影響を与えることがある。インフラ投資の影響は、組織の事業範囲の枠を超え、また長期にわたり存続する可能性がある。これに該当するものには、例えば交通網、公共施設、コミュニティ交流施設、スポーツセンター、保健福祉センターなどが挙げられる。事業用投資だけでなくこのようなインフラ投資も、組織が資本投資によって行う経済貢献の尺度となる。

##### 編集方法

組織が実施した重要なインフラ投資や支援サービスのそれぞれについて、規模、コスト、継続期間を特定する。

個々のインフラ投資や支援サービスが与えている影響、与えると予想される影響の両方を特定する。コミュニティや地域経済に与える影響(プラスとマイナスの双方)に関わる情報を収集する。組織の事業によって異なる複数のコミュニティや地域経済に影響を与えている場合、その情報を収集する。

個々のインフラ投資や支援サービスに関連する財務的取り決めを特定する。商業目的のもの、現物支給するもの、無償で実施するものに3分類する。

##### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- インフラ
- 支援サービス

##### 情報源

情報源としては、組織の財務部門や会計部門などがある。

### 著しい間接的な経済影響(影響の程度を含む)

- a. 組織が与える著しい間接的な経済影響(プラスおよびマイナス)を特定し、事例を報告する。報告事例には、次の事項などを含めること。
  - 組織、業界、経済全体の生産力の変化
  - 貧困度が高い地域の経済発展
  - 社会、環境状況の改善または悪化による経済影響
  - 低所得者にとっての製品・サービスの利用可能性
  - 専門家コミュニティや地理的地域における技能、知識の向上
  - サプライチェーン、流通チェーンにおいて支えられている雇用
  - 外国からの直接投資の活性化、推進、制限
  - 事業拠点や活動内容の変更による経済影響
  - 製品・サービスの利用による経済影響
- b. 外部のベンチマークやステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)という意味合いにより、影響の「著しさ」を報告する。

### 手引き

#### 関連性

組織の経済影響の中で、間接的な経済影響は、持続可能な発展という意味で重要である。直接的な経済影響や市場への影響は、どちらかといえばステークホルダーへの金銭の流れというすぐに現れる結果に注目するものであるのに対して、間接的な経済影響は、金銭が経済を循環する中で生じる付加的な影響も包含するものである。

直接的な経済影響は通常、組織とステークホルダー間の経済取引の価値によって測定されるが、間接的な経済影響は経済取引の結果としてもたらされるもので、金銭的なものでない場合もある。組織は、社会経済的な変化に参加する、または変化をもたらす主体としての役割を担っているが、間接的な影響は、組織の役割において重要な側面であり、特に開発途上経済においてその傾向が強い。間接的な影響は、地域コミュニティや地域経済に関わる評価および報告において特に重要となる。経営的視点で見ると、間接的な経済影響は、社会的評判に関わるリスクがどこで発生するか、また市場参入や社会から「操業許可」を得る機会を開拓・拡大するかを示す重要な指標である。

#### 編集方法

プラスとマイナス双方で、著しい間接的な経済影響の事例を特定する。報告事例には次の項目を含めること。

- 組織、業界、経済全体の生産力の変化(IT技術の導入・配置の拡大などによる)
- 貧困度が高い地域の経済発展(一つの職の収入によって扶養される者の合計など)
- 社会、環境状況の改善または悪化による経済影響(小家族農業から大規模農園などに転換された地域における職業市場の変化、汚染の経済影響など)
- 低所得者にとっての製品・サービスの利用可能性(医薬品の優遇価格設定による住民の健康向上と経済活動への完全参加促進、低所得者の経済力を超えた価格体系の採用など)
- 専門家コミュニティや地理的地域における技能、知識の向上(例えば、サプライヤー基盤をつくる必要性があるところに熟練労働者を擁する組織が集積する。それによって新しい教育機関が生まれる)
- サプライチェーン、流通チェーンにおいて支えられている雇用(例えば、組織の拡大あるいは縮小がサプライヤー群に与える影響を評価する)

- 外国からの直接投資の活性化、推進、または制限(例えば、開発途上国におけるインフラサービスの拡大・中止は、外国直接投資を増加・減少させる可能性がある)
- 事業拠点や活動内容の変更による経済影響(業務の海外アウトソーシングなど)
- 製品・サービスの利用による経済影響(経済成長パターンと特定の製品やサービスの利用との関連など)

#### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 経済影響
- 間接的な経済影響

## 側面: 調達慣行

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的な DMA は p. -、側面固有の DMA は p. -

#### 指標

##### G4-EC9 重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率

手引き p. -

\* この「概要」のページ番号は、どれも実施マニュアルのものを示す。

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b のための側面固有の手引き

組織の調達慣行で、サプライチェーンでマイナスの影響を発生させる原因となっているものを特定し、調整するために取った措置を記述する。記述内容には、次の事項を含めること。

- 組織の調達慣行で、サプライチェーンでマイナスの影響を発生させる原因となっているものの特定のため、サプライヤーとの対話をどのように用いたか
- 代金支払いの方針や手順を調整するために取った措置

組織の調達慣行で、サプライチェーンでマイナスの影響を発生させる原因となっているものには、次のような例が挙げられる。

- サプライヤーとの関係の安定性および持続期間
- リードタイム
- 発注および代金支払いの慣行
- 購入価格
- 注文の変更・取り消し

地元サプライヤー選定の際に適用する全社的または事業所固有の方針および実務慣行を記述する。

購入した原材料やその他の生産投入の供給源、原産地、生産状況を追跡する理由と方法論を説明する(該当する場合)。

サプライヤー選定の際に適用する経済的インクルージョン(Economic Inclusion)を促進するための方針および実務慣行を記述する。

経済的インクルージョンの事例として、次の事項などが挙げられる。

- 女性が所有するサプライヤー
- 社会的弱者、阻害されているまたは発言権の低いグループが所有もしくは構成員であるサプライヤー
- 中小規模のサプライヤー

## 指標

### G4-EC9

#### 重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率

- 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所地元にあるサプライヤーへの支出金額比率を報告する（地元で調達した商品やサービスの比率など）。
- 組織の「地域・地元」の地理的定義を報告する。
- 使用した「重要事業拠点」の定義を報告する。

---

#### 手引き

##### 関連性

組織が地域経済に与える影響は、雇用や賃金や税金の支払いなどの直接的なものだけではない。組織は、サプライチェーンの中にある、地域の組織を支援することにより、間接的に地域経済への付加的投資を誘発する可能性がある。

組織は、地域にプラスの経済影響を与えていることを示すことなどにより、社会からの「操業許可」を取得・維持することができる。地元調達は、供給を確保し地域経済の安定に貢献するための戦略の一つであり、遠隔地での事業所にとってはより効率的な手段と言える。

地域経済に貢献し、コミュニティとの関係を維持する上で、地域への支出が占める比率も重要な要素となる。ただし地元調達の全般的な影響は、サプライヤーの長期持続可能性にも左右される。

##### 編集方法

報告期間内の請求書や発生した債務に基づいて（即ち、発生主義会計により）比率を計算する。

地元購入は、事業拠点の予算、組織本部の予算のいずれによるものでも良い。

##### 定義

実施マニュアルの用語集、p. 343-を参照

- 地元サプライヤー

## カテゴリー: 環境

### イントロダクション

持続可能性における環境面とは、生物、非生物から成る自然体系(土地、空気、水、生態系など)に組織が与える影響に関するものである。

環境のカテゴリーには、インプット(エネルギー、水など)とアウトプット(大気への排出、排水、廃棄物など)に関連する影響が含まれる。さらに生物多様性、輸送・移動、製品・サービス関連の影響、環境法規制の遵守、環境支出が含まれる。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

このカテゴリーの標準開示は、経済協力開発機構(OECD)の、「多国籍企業に関する OECD ガイドライン」2011 年の第 VI 章、「環境」の実践状況の報告に役立つ。

#### 国連グローバル・コンパクト「10 原則」

このカテゴリーの標準開示は、国連グローバル・コンパクト「10 原則」2000 年の第 7、8、9 原則の実践状況の報告に役立つ。

### 参考文献

- 国連(UN)宣言「環境と開発に関するリオ宣言」、1992 年
- 国連(UN)宣言「国連ミレニアム宣言」、2000 年



## 側面: 原材料

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

**G4-EN1** 使用原材料の重量または量

手引き p. -

**G4-EN2** 使用原材料におけるリサイクル材料の割合

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも*実施マニュアル*のページ番号である。

## 指標

### G4-EN1

#### 使用原材料の重量または量

- a. 組織が、報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または量を、次の分類により報告する。
- 使用した再生不能原材料
  - 使用した再生可能原材料

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、世界の資源基盤の保全への組織の貢献度、経済の原材料負荷を下げ、経済効率の向上の努力を表すものである。これらは、経済協力開発機構(OECD)理事会や各国の様々な持続可能性戦略で表明されている目標である。組織のマネージャーやその他財務状況に関心を持つ者にとって、原材料の消費は事業コスト全体に直接関わるものである。組織内で製品ごとまたは製品区分ごとに原材料消費の追跡調査を行うことにより、その効率性や物資フローに関わるコストのモニタリングが容易になる。

#### 編集方法

組織の主要製品やサービスを特定する。

使用されたすべての原材料を特定する。これには、少なくとも下記のものを含む。

- 原材料(製品やサービスに転換される天然資源。鉱石、鉱物、木材など)
- 関連する生産プロセスに使用する資材(製造工程に必要なが最終製品の一部にならない原材料。製造機器の潤滑油など)
- 半製品や部品。あらゆる形態の原材料や構成部品を含む。ただし最終製品の一部となる原材料を除く
- 梱包用資材(紙、ボール紙、プラスチックなど)

原材料の種類別に、外部サプライヤーから購入したもの、社内供給源から取得したもの(自社生産、採掘活動など)の、いずれかに特定する。

原材料の種類別に、再生不能な供給源、再生可能な供給源の、いずれに由来するものなのか特定する。

データが、推計数値か、直接測定によるものなのか明記する。推計が必要な場合、使用した手法を明記する。使用量データは手を加えず、「現状のまま」で表記する。乾重量ベース換算としない。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 再生不能原材料
- 再生可能原材料

#### 情報源

情報源としては、組織の請求・会計システム、調達・供給マネジメント部門などが挙げられる。

### 使用原材料におけるリサイクル材料の割合

- a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の比率を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、組織のリサイクル材料の使用能力を明らかにすることを目的としている。リサイクル材料を使用することにより、バージン原材料に対する需要が減少し、世界の資源基盤の保全に役立つ。組織のマネージャーやその他財務状況に関心を持つ者にとって、リサイクル材料への代替は、事業コスト全体の削減につながる可能性がある。この指標によって、天然資源への依存度低下に向けた管理の進捗の動向が明らかになる。

#### 編集方法

G4-EN1 で報告する使用原材料の総重量または総量を特定する。

その原材料のうち、投入したリサイクル材料の総重量または総量を明らかにする。推計が必要な場合、使用した推計手法を明記する。

この情報を使用して、次の計算式を適用して、リサイクル材料の比率を計算する。

$$\text{使用したリサイクル材料の比率} = \frac{\text{使用したリサイクル材料の総量}}{\text{使用原材料の総量}} \times 100$$

原材料の重量や量の測定値が異なる単位で示されている場合は、単位標準化のための換算が必要である。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- リサイクル材料

#### 情報源

情報源としては、請求・会計システム、調達・供給マネジメント部門、社内の生産記録および廃棄物処理記録などが挙げられる。

## 側面: エネルギー

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

##### G4-EN3 組織内のエネルギー消費量

手引き p. -

##### G4-EN4 組織外のエネルギー消費量

手引き p. -

##### G4-EN5 エネルギー原単位

手引き p. -

##### G4-EN6 エネルギー消費量の削減

手引き p. -

##### G4-EN7 製品およびサービスのエネルギー所要量の削減

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

組織が、国、地域または業界が定める何らかのエネルギー関連の規制や方針に従っているかどうかを記述する。このような規制や方針の例を提示する。

### G4-EN3

#### 組織内のエネルギー消費量

- a. 非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量を、ジュールまたはその倍数単位(キロ、メガなど)で報告する。使用した燃料の種類も記載する。
- b. 再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。使用した燃料の種類も記載する。
- c. 下記の総量を、ジュール、ワット時、またはその倍数単位で報告する。
  - 電力消費量
  - 暖房消費量
  - 冷房消費量
  - 蒸気消費量
- d. 下記の総量を、ジュール、ワット時、またはその倍数単位で報告する。
  - 販売した電力
  - 販売した暖房
  - 販売した冷房
  - 販売した蒸気
- e. エネルギー総消費量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。
- f. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- g. 使用した変換係数の情報源を報告する。

---

#### 手引き

##### 関連性

エネルギー消費量は、事業コストに直接影響を及ぼすものであり、またエネルギーの供給状況や価格の変動により大きな影響を受けることがある。組織の環境フットプリントは、ある面でそのエネルギー選択により形成される。このようなエネルギー源のバランスを変化させることは、組織による環境影響最小化の努力を示す場合がある。

組織によっては、消費エネルギーの形態が電力のみという場合もある。他方、地域の暖房施設や冷水プラントから供給される蒸気や水など、電気以外のエネルギー源が重要な役割を果たしている組織もある。

再生不能燃料の消費は、温室効果ガス(GHG)の直接排出(スコープ1)の主原因となるのが通例である。直接排出については指標 G4-EN15 で報告する。購入した電力、暖房、冷房、蒸気の消費は、GHG の間接排出(スコープ2)となる。間接排出については指標 G4-EN16 で報告する。

##### 編集方法

組織内で消費したエネルギー(燃料、電力、暖房、冷房、および蒸気)の種類を特定する。

組織内で消費したエネルギー(燃料、電力、暖房、冷房、および蒸気)の量を、ジュールまたはその倍数単位で特定する。

組織自体が生産したエネルギーについて消費量を報告する場合、燃料消費量を2回カウントする必要はない。例えば、組織が石炭を用いて発電してその電力を消費する場合、燃料消費におけるエネルギー消費は1回のみカウントする。

エネルギーは組織外部から購入する場合と、組織自体で生産する場合（自社生産）がある。この指標では、組織が所有、支配する事業体が消費したエネルギーのみを報告することが求められる。

### 燃料

燃料消費量を、下記のとおり再生不能な燃料源と再生可能な燃料源に分けて報告する。

- 再生不能な燃料源には、組織が所有、管理するボイラー、火炉、ヒーター、タービン、フレア、焼却炉、発電機、車両による燃焼に使われる燃料などである。再生不能な燃料源は、購入した燃料に限らず、採掘した石炭や石油・ガス抽出に伴うガスなど、企業活動によって得た燃料も対象とする
- 再生可能な燃料源とは、組織が所有、管理するエネルギー源で、バイオ燃料（直接使用のために購入したもの）やバイオマスなどである

### 電力、暖房、冷房、および蒸気

消費目的で購入したエネルギー、組織自体が生産したエネルギーの種類別に、下記の計算式を使用して、組織内のエネルギー総消費量をジュールまたはその倍数単位で計算する。

#### 組織内のエネルギー総消費量

$$=(\text{再生不能燃料の消費量}) + (\text{再生可能燃料の消費量}) + (\text{消費目的で購入した電力、暖房、冷房、蒸気}) \\ + (\text{組織自体が生産した電力、暖房、冷房、蒸気}) - (\text{販売した電力、暖房、冷房、蒸気})$$

エネルギー消費量の計算や測定にあたり、使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい（使用した計算ツールも併記）。様々な基準や方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにする必要がある。

エネルギーの側面で報告するすべてのデータについて、一貫性のある方法で変換係数を用いることが望ましい。可能な限り、燃料をジュールまたはその倍数単位に変換するための、地域別の変換係数を使用する。地域別の変換係数がない場合には、汎用的な変換係数を使用することができる。

エネルギー消費量について、一貫性のあるバウンダリーを選択することが望ましい。可能な限り、指標 G4-EN15 と G4-EN16 で使用するバウンダリーと一致させる。

エネルギー消費量データについて、経時的に透明性や比較可能性の向上に役立つのであれば、さらに分割することができる。例えば、下記のような分類でデータを細分することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 供給源の種類ごと（非再生可能、再生可能エネルギー源の一覧は「定義」を参照）
- 事業活動の種類ごと

### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 非再生可能エネルギー源
- 再生可能エネルギー源

### 情報源

情報源としては、請求書、測定値、計算値、推計値がある。報告に使用する単位は、請求書やメーターの単位をそのまま採用しても、元の単位から報告単位に変換してもよい。

### 組織外のエネルギー消費量

- a. 組織外で消費したエネルギーを、ジュールまたはその倍数単位（キロ、メガなど）で報告する。
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- c. 使用した変換係数の情報源を報告する。

### 手引き

#### 関連性

組織の事業展開に伴い、組織の上流、下流で行われるすべての活動においてエネルギー消費が発生する。販売した製品を消費者が使用したり、耐用期間後に廃棄処分したりする場合も含まれる。

組織の外部におけるエネルギー消費を数量化することで、関連するその他の間接的な GHG 排出（スコープ 3、指標 G4-EN17）の計算基盤が得られる。組織外のエネルギー消費量を追跡、削減することができれば、製品やサービスの全体的なライフサイクル・パフォーマンスの改善につながり、総合的設計プログラムの一部とすることもできる。

#### 編集方法

組織は、自組織外におけるエネルギー消費の原因となる活動、そして、その活動に伴う消費量を見積もることができる。この指標には、指標 G4-EN3 で報告するエネルギー消費量は含まない。

関連性の判断では、当該活動によるエネルギー消費が次の項目に当てはまるかどうかの確認を行う。

- 組織外における予測エネルギー総消費量に対し、著しく大きい比率を占めている
- 組織の取り組みや影響力により、潜在的に削減できる可能性がある
- 組織にとって気候変動に関連するリスク要因（財務、法規制、サプライチェーン、製品および顧客、訴訟、評判など）となる
- 主要ステークホルダー（顧客、サプライヤー、投資家、市民社会）から重要と見なされている
- 従来社内でも処理していたものをアウトソーシングしたことにより生じている、もしくは、同じセクターの他組織では、通常社内でも処理されている活動によって生じている
- 業種固有の手引きによると重大と見なされている
- 関連性を判断するための別の基準（組織自体が設定したもの、セクター内の諸組織が設定したもの）に合致している

上流部門、下流部門における関連するエネルギー消費を、下記の区分別および活動別に特定する。

#### 上流部門

1. 購入した商品・サービス
2. 資本財
3. 燃料およびエネルギーに関連する活動（指標 G4-EN3 に含まれるものは除く）
4. 上流部門における輸送と流通
5. 事業によって発生する廃棄物
6. 出張
7. 従業員の通勤
8. 上流部門のリース資産

その他の上流部門

## 下流部門

9. 下流部門における輸送と流通
10. 販売した製品の加工
11. 販売した製品の使用
12. 販売した製品の廃棄後の処理
13. 下流部門のリース資産
14. フランチャイズ
15. 投資

### その他の下流部門

上に記した上流部門、下流部門の区分と活動は、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」に記載する区分と活動に対応している。G4 と、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」の相互参照を容易にするため、共通の番号を用いている。上記の関連する区分と活動について、エネルギー消費量を計算または推計する。

組織は、非再生可能エネルギー源と再生可能エネルギー源について、別々にエネルギー消費量を報告することができる。

エネルギー消費量の計算や測定にあたり、使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールも併記)。様々な基準や方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにすべきである。

## 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 非再生可能エネルギー源
- 再生可能エネルギー源

## 情報源

情報源としては、サプライヤーの情報、ライフサイクルの計算や推計(社内で、または調査機関が行ったもの)が挙げられる。

## 参考文献

- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」、2011 年



## エネルギー原単位

- a. エネルギー原単位を報告する。
- b. 比率計算のための組織固有の値(分数の分母)を選択して報告する。
- c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気またはこのすべて)を報告する。
- d. その比率計算に使用したのは、組織内消費エネルギー、組織外消費エネルギーもしくはこの両者であるかを報告する。

## 手引き

### 関連性

原単位は、組織によるエネルギー消費量を、組織固有の原単位を考慮して算出するものである。原単位の計算では、エネルギー消費量の絶対値(分子)を組織固有の値(分母)で割り算する。

エネルギー原単位は、組織固有の値(活動単位、アウトプット単位など)に必要なエネルギーを表す。原単位は、正規化された環境影響データとも呼ばれる。原単位としては、下記のものがある。

- 生産高原単位(生産した製品 1 台あたりの消費エネルギー量など)
- サービスの原単位(1 つの機能または 1 つのサービスあたりのエネルギー消費量など)
- 売上高原単位(売上の金額単位あたりのエネルギー消費量など)

エネルギー原単位は、指標 G4-EN3 や G4-EN4 で報告する組織のエネルギー総消費量と組み合わせることで、組織のエネルギー消費の効率性(他の組織との比較も含む)の説明に役立つ。

### 編集方法

単位あたりのアウトプット、活動、その他の組織固有の値を表すために適切な分母を選択する。下記のような例がある。

- 製品の台数
- 生産量(メートルトン、リッター、MWh)
- サイズ(床面積 m<sup>2</sup>)
- 常勤従業員の総数
- 金額単位(収益、売上)

組織は、透明性や比較可能性の向上に役立つのであれば、エネルギー原単位を複数報告してもよい。例えば、次のような分類により比率を計算することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 供給源の種類ごと(非再生可能、再生可能エネルギー源の一覧は「定義」を参照)
- 活動の種類ごと

原単位の計算は、エネルギー消費量の絶対値(分子)を、組織固有の値(分母)で割り算する。

組織は、組織内、組織外のいずれかの消費エネルギー原単位を報告することができる。組織内、組織外で消費したエネルギーの両方について原単位を計算する場合は、その原単位を別々に表記する。

### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 非再生可能エネルギー源
- 再生可能エネルギー源

#### 情報源

分子の情報源としては、請求書、測定値、計算値、推計値がある。報告に使用する単位は、請求書またはメーターの単位をそのまま採用しても、元の単位から報告単位に変換してもよい。分母の情報源としては、エネルギー報告に関するセクターレベルおよび国レベルの手引きがある。

#### 参考文献

- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」、改訂版、2004 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「温室効果ガス・プロトコル算出ノート No. 1、算出・報告基準修正案」、2012 年

## エネルギー消費の削減量

- a. エネルギー消費の削減および効率化の取り組みによる直接的な結果としてエネルギー消費量が削減できた場合、削減量をジュールまたはその倍数単位で報告する。
- b. 削減したエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房および蒸気)を報告する。
- c. エネルギー消費削減量の算出に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の論理的根拠を報告する。
- d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

## 手引き

### 関連性

エネルギーを効率的に使用する組織の能力は、エネルギー消費削減量によって明らかになる。エネルギー消費量は、組織の環境フットプリントや事業コストに直接影響し、エネルギーの供給および価格の変動にさらされる。

### 編集方法

エネルギー使用量の削減やエネルギー効率向上のために実施した取り組みにより節約できたエネルギー量を計算、推計する。ただし生産規模の縮小やアウトソーシングの結果としてエネルギー消費量が低下した場合には、この指標に含めない。

取り組みには、少なくとも次のものが含まれる。

- プロセスの再設計
- 設備機器の転換や改造
- 従業員行動の変化
- 業務の変更

エネルギー削減量の算出が、推計、モデリング、直接測定のうち、どれによるものなのか明記する。推計またはモデリングを使用した場合、その使用した手法を開示する。

組織は下記の方法を選択することができる。

- エネルギーの種類を結合したかたちで、エネルギー消費の削減量を報告する
- 燃料、電気、暖房、冷房、蒸気に関して、個別にエネルギー消費の削減量を報告する

組織は、エネルギー削減量を、取り組み別または取り組んでいるグループ別に細分して報告してもよい。

組織が、エネルギー消費量削減を目的として、取り組みを多数実施している場合、報告期間中に実施した取り組みの中で、エネルギー消費量削減に著しく貢献する可能性があるものを優先して報告することができる。これらの取り組みや関連目標は、エネルギーの側面の DMA で記載することができる。

エネルギー消費削減量の計算や測定にあたり、使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールも併記)。様々な基準や方法を使用した場合には、選択した根拠を明らかにすべきである。

### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 基準年
- 基準値
- エネルギー消費の削減および効率化

- エネルギー削減量

#### **情報源**

情報源としては、社内のエネルギー測定、サプライヤーの情報(新しい機械や省エネ電球のエネルギー仕様書など)が挙げられる。

### 製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量

- a. 販売した製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間内における削減量を、ジュールまたはその倍数単位で報告する。
- b. エネルギー消費の削減量の算出に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の論理的根拠を報告する。
- c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

---

### 手引き

#### 関連性

再生不能燃料の燃焼によって温室効果ガス(GHG)が発生したり、その他の環境影響が引き起こされたりすることから、エネルギー消費は気候変動の大きな原因とされている。気候変動に対処する上で、エネルギー利用の効率化が大きな意味を持っている。エネルギー効率に優れた製品やサービスを提供することは、製品スチュワードシップにおける重要な取り組みである。

#### 編集方法

使用時の数値としては、例えば自動車やコンピューターのエネルギー必要量などがある。

消費パターンとしては、例えば走行距離 100 キロメートルあたり、時間単位(1 時間、平均営業日)あたりのエネルギー使用量 10%削減などがある。

入手可能な業界基準(例えば 100 キロメートルの距離を時速 90 キロで走行した場合の自動車の燃料消費量など)を参考にする。

エネルギー消費の削減量の計算、測定にあたり、使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールも併記)。様々な基準および方法を使用した場合には、選択した根拠を明らかにすべきである。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 基準年
- 基準値
- エネルギー削減量

#### 情報源

情報源としては、社内の製品テストと測定値、使用パターン調査、ライフサイクル評価、業界基準などが挙げられる。

## 側面: 水

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

**G4-EN8** 水源別の総取水量

手引き p. -

**G4-EN9** 取水によって著しい影響を受ける水源

手引き p. -

**G4-EN10** リサイクルおよびリユースした水の総量と比率

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### 参考文献

- Ceres『*The Ceres Aqua Gauge: A Framework for 21st Century Water Risk Management (Ceres アクアゲージ: 21世紀の水リスク・マネジメントのためのフレームワーク)*』、2011年

## 指標

### G4-EN8

#### 水源別の総取水量

- a. 次の水源からの総取水量を報告する。
  - 地表水(湿地、河川、湖、海など)
  - 地下水
  - 組織が直接貯めた雨水
  - 他の組織からの廃水
  - 地方自治体の水道や他の水道施設
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

#### 手引き

##### 関連性

水源別に総取水量を報告することにより、組織の水使用に関連する影響やリスクの全体規模を把握することができる。総取水量は、水の利用者である組織の相対的規模および重要度を表す。また効率性や使用に関連する計算を行う上での基準値となる。

組織が、水の効率的利用に向けて、モニタリング、改善の努力を体系的に進めることは、水の消費コストに直結する。また、水の総使用量は、水の供給途絶やコスト高騰の際の危険度も示している。クリーンな淡水は益々希少な存在となっており、製造工程が大量の水に依存している場合には影響が出る可能性がある。水資源の利用についての制約が厳しい地域では、組織の水使用パターンが他のステークホルダーとの関係にも影響を及ぼす可能性もある。

##### 編集方法

すべての水源からの総取水量を特定する。冷却水のための取水も対象となる。この計算が、推計、モデリング、直接測定のうち、どれによるものなのか明記する。推計またはモデリングが必要な場合、使用した手法を開示する。

この指標には、組織が直接得た水量と、水道施設など仲介手段によって得た水量の、両方が含まれる場合がある。

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 総取水量

##### 情報源

組織の取水に関する情報は、水道メーター、水道料金請求書、その他の水関連のデータから求めた計算値、あるいは(水道メーターや請求書、参考データがない場合に)組織独自の推計によって得ることができる。

### 取水によって著しい影響を受ける水源

- a. 取水によって著しい影響を受ける水源の数を、種類別に報告する。
  - 水源の規模
  - 水源が(国内で、または国際的に)保護地域に指定されているか否か
  - 生物多様性から見た価値(種の多様性および固有性、保護種の数など)
  - 地域コミュニティや先住民族にとっての水源の価値、重要性
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

---

### 手引き

#### 関連性

水系からの取水は、地下水位の低下、使用可能な水量の減少、生態系の機能の変化などにより環境に影響を及ぼす可能性がある。このような変化は、経済、社会への影響をはじめ、各分野で生活の質に幅広い影響を及ぼす。

この指標では、組織の水使用に関連する影響の大きさを測定する。この指標によって同じ水源を共有する他の使用者との関係という観点から、特定地域におけるリスクや改善、組織自体が所有する独自の水源の安定性について評価することができる。

#### 編集方法

組織による取水によって著しい影響を受ける水源を特定する。著しい影響のある取水とは、以下の基準を1つ以上満たす場合をいう。

- 当該水域の年間平均水量の平均 5%以上にあたる取水
- その相対規模、機能、状態により、希少もしくは絶滅が危惧される、あるいは絶滅危惧種の植物や動物を育む役目を担っている生態系として特に脆弱性が高いと専門家が認める水域からの取水
- 国内または国際的に指定された保護地域(ラムサール条約 78 登録湿地など)からの取水。取水の比率は問わない
- 生物多様性の観点から高い価値(種の多様性および固有性、保護種の数など)があると認められる水源
- 地域コミュニティや先住民族にとって高い価値または重要性があると認められる水源

公営や民間の水供給業者から水の供給を受ける場合には、水域や水源を特定して報告する。

#### 情報源

水源の特性や保護地域に関する情報は、地方や国の水関連の省庁や政府部局、環境影響評価などの調査結果から入手できる。

#### 参考文献

- 国際自然保護連合(IUCN)絶滅危惧種のレッドリスト、<http://www.iucnredlist.org/>、2013/5/1 アクセス



## G4-EN10

### リサイクルおよびリユースした水の総量と比率

- a. 組織がリサイクルおよびリユースした水の総量を報告する。
- b. リサイクルおよびリユースした水量が、指標 G4-EN8 で報告する総取水量に占める比率をパーセンテージで報告する。
- c. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

---

### 手引き

#### 関連性

この指標では、リユース前に処理された水とリユース前に処理されなかった水の、両方を測定する。グレー・ウォーター（収集した雨水や、皿洗いや洗濯、入浴などによる生活廃水）を含める。

水のリユース率とリサイクル率は使用効率を表す尺度であり、組織による総取水量の削減努力の成否を示すものである。リユースとリサイクルを拡大することによって、水に関わる使用、処理、処分のコストを削減することができる。リユースやリサイクルを行うことで水の使用量を経時的に削減すると、地方、国、地域における水供給マネジメントの目標達成に貢献することになる。

#### 編集方法

リサイクルおよびリユースされる水量を特定する。

水道メーターや流量計がない場合は、モデリングによる推計が必要である。

例えば、組織の生産活動で1 サイクルあたり20m<sup>3</sup>の水を必要とすると仮定する。1 サイクル用として20m<sup>3</sup>取水し、その後、同じ水を3 サイクルにわたってリユースすると、このプロセスで使用したリサイクル水・リユース水の総量は60m<sup>3</sup>になる。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 水のリサイクルとリユース

#### 情報源

水道メーターまたは流量計から情報を取得できる。

## 側面: 生物多様性

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-EN11** 保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト

手引き p. -

**G4-EN12** 保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述

手引き p. -

**G4-EN13** 保護または復元されている生息地

手引き p. -

**G4-EN14** 事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- BirdLife International、『*Important Bird Areas (重要野鳥生息地)*』、<http://www.birdlife.org/action/science/sites/index.html>、2013/5/1 アクセス
- 国際自然保護連合 (IUCN)、『*保護地域管理区分適用ガイドライン*』、2008 年
- 国際自然保護連合 (IUCN) 絶滅危惧種のレッドリスト、<http://www.iucnredlist.org/>、2013/5/1 アクセス
- ラムサール条約、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」、1994 年
- 国連 (UN) 条約、「生物多様性条約」、1992 年
- 国連 (UN) 条約、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」、1979 年
- 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、生物圏保護区、[www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/biosphere-reserves/](http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/biosphere-reserves/)、2013/5/1 アクセス
- 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、世界遺産リスト、<http://whc.unesco.org/en/list>、2013/5/1 アクセス

---

## 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

生物多様性マネジメントに関する方針の達成に向けた組織の戦略を記述する。その一例として、生物多様性についての配慮を織り込んだ分析ツールの使用(拠点の環境影響評価の実施など)がある。

## 指標

### G4-EN11

#### 保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト

- a. 保護地域内の内部や隣接地域または保護地域外で生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している各事業サイトについて、次の情報を報告する。
- 地理的な場所
  - 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地
  - 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域外の生物多様性価値の高い地域との位置関係
  - 事業形態（事務所、製造・生産、採掘）
  - 事業敷地の面積（km<sup>2</sup>で表記）
  - 次の点から見た生物多様性における価値：
    - 当該保護地域および保護地域外で生物多様性価値の高い地域についての特質（陸上、淡水域、海洋における生態系）
    - 保護地域としての登録先のリスト（IUCN 保護地域管理区分<sup>67</sup>、ラムサール条約<sup>78</sup>、国内規制など）

#### 手引き

##### 関連性

法的な保護を受ける地域の内部にある土地、保護地域を含む土地、または保護地域に隣接する土地、さらに保護地域外だが生物多様性価値の高い土地に対して及ぼす潜在的な影響を報告することにより、組織は、生物多様性に関するリスクの特定、把握を行うことができる。保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域でどのような事業活動が行われているかをモニタリングすることにより、組織は、影響によるリスクを軽減することができる。同時に、組織が生物多様性に及ぼす影響をマネジメントし、誤ったマネジメントを回避することが可能になる。このような影響を適切にマネジメントしないと、社会的評判の失墜、計画していた認可取得の遅れ、事業活動に対する社会的容認の喪失につながる場合がある。

##### 編集方法

保護地域の内部または隣接場所、保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイトの所在地と面積を特定する。今後、事業活動を行う旨を正式発表した地域も対象とする。

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 生物多様性価値の高い地域
- 保護地域

##### 情報源

情報源としては、売買契約書、賃貸契約書、国または地域の土地登記書がある。

国レベルでは、環境保護・保全を担当する公的機関が、国内的・国際的な保護地域や生物多様性価値の高い地域に関する情報を持っている場合がある。また、国の生物多様性戦略や行動計画に、保護地域や生物多様性価値の高い地域の情報や登録事項が記載されていることも多い。

### 保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述

- a. 下記の1つ以上の事項に関連して、生物多様性に対して直接、間接に及ぼされる著しい影響に関する情報を報告する。
  - 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用
  - 汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも)
  - 侵入生物種、害虫、病原菌の導入
  - 種の減少
  - 生息地の改変
  - 生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの
- b. 下記の事項に関連した直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響を報告する。
  - 影響を受ける生物種
  - 影響を受ける地域の範囲
  - 影響を及ぼす期間
  - 影響の可逆性、不可逆性

### 手引き

#### 関連性

この指標では、保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域で、組織が生物多様性に直接、間接に与える著しい影響についての情報を提供する。またこの指標によって、組織がこうした影響を緩和するために行う戦略を理解(および作成)するための背景情報も得られる。この指標は、構造化された定性情報を提示することで、組織間における影響の相対規模、重要度、性質の経年比較を行うことができる。

#### 編集方法

組織が活動、製品、サービスを介して生物多様性に与える著しいプラスの影響、マイナスの影響を特定する。直接的な影響に加え、間接的な影響(サプライチェーンにおける影響など)も含める。

影響を受ける地域としては、公式に指定された保護地域に限らず、緩衝地域に及ぼす影響についての検討も含める。また特別な重要性や脆弱性を有すると公式に指定された地域も含む。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 生物多様性価値の高い地域
- 生物多様性に対する著しい影響

#### 情報源

情報源としては、組織の環境マネジメント・システムその他の内部資料がある。環境・社会影響評価やライフサイクル評価、および上流部門、下流部門にある他の組織から情報を入手することもできる。

### 保護または復元されている生息地

- すべての生息地保護地域、復元地域の規模と所在地を報告する。復元措置の成功が外部の独立系専門家によって承認されたものかどうかについても報告する。
- 組織が復元や保護措置を監督・実施した場所とは違う生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無を報告する。
- 各地域の現状について、報告期間終了時の条件に基づいて報告する。
- 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

### 手引き

#### 関連性

自然生息地を保全することにより、組織の社会的評判を高め、周辺の自然環境や資源の安定性を強化し、周辺コミュニティからの支持を向上することができる。生物多様性戦略には、組織の事業活動によって生息地へ与える損害について、防止、管理、修復に関わる一連の要素が含まれる。この指標によって、組織の活動に伴うマイナスの影響を防止、修復するための戦略の実践状況を測定する。

#### 編集方法

この指標の対象となるのは、是正が完了した地域か、積極的に保護されている地域(定義を参照)である。引き続き事業活動が活発に行われている地域については、「復元」または「保護」状態の定義に合致した場合に、計算に加える。

生息地の保護、復元に関する規制要求事項や認可要求事項が存在する場合、この指標に含める情報は、これらの要求事項に沿った内容とする。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 保護地域
- 復元地域

#### 情報源

保護地域に関する情報は、組織の環境マネジメント・システム、敷地図、環境・社会影響評価、組織の方針に関する資料から入手できる。

土地の復元に関する情報(土地復元の要求事項)は、土地の賃貸契約または売買契約、あるいは環境・社会影響評価、リスクリストから入手できる。

**事業の影響を受ける地域に生息する IUCN レッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する**

- a. IUCN レッドリストや国内保全種リストの対象生物種で、組織の事業による影響を受ける地域に生息する種の総数を、絶滅危険性のレベルで分類して報告する。
- 絶滅危惧 IA 類 (CR)
  - 絶滅危惧 IB 類 (EN)
  - 絶滅危惧 II 類 (VU)
  - 準絶滅危惧 (NT)
  - 軽度懸念

---

**手引き****関連性**

この指標は、組織が自己の事業活動により絶滅危惧植物・動物種に脅威を与える可能性がある地域を把握する上で有益である。組織は、この脅威を特定することにより、危害の発生回避や種の絶滅防止に向けた適切な措置を開始できる。IUCN レッドリストや国内保全種リストは、事業の影響を受ける地域にある生息地の脆弱性や、マネジメントの観点から見た生息地の相対的重要性についての根拠となる。

**編集方法**

組織の事業によって影響を受ける生息地の中で、IUCN レッドリストや国内または地域の保全種リストに登録されている生物種が生息する場所を特定する。

上記リストの情報を、計画書やモニタリング記録に記載されている生物と照合して、一貫性を確認する。この情報を用いて、生息地に存在する該当生物種の総数を絶滅リスク別に特定する。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- IUCN レッドリスト

**情報源**

IUCN レッドリストや国内保全種リストに登録されている生物種の存在については、国や地域の保全機関、地元の当局、環境関連の NGO から情報入手できる。保護地域の内部や隣接場所、および保護地域外の生物多様性価値の高い地域で事業活動を行う組織では、保護地域内の生物多様性に関する情報が計画調査報告書などの許認可資料にも記載されていることがある。

**参考文献**

- 国際自然保護連合 (IUCN) 絶滅危惧種のレッドリスト、<http://www.iucnredlist.org/>、2013/5/1 アクセス

## 側面: 大気への排出

### イントロダクション

本ガイドラインの大気への排出の側面には、温室効果ガス(GHG)の排出、オゾン層破壊物質、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、その他重大な大気への排出物についての指標が含まれる。

GHG 排出に関する報告は、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」(GHG プロトコル)に記載されている報告要求事項による。

GHG プロトコルには GHG 排出について分類をしており、「スコープ」と呼んでいる。スコープ 1、スコープ 2、スコープ 3 である。

スコープとは、GHG が排出される事業上のバウンダリーを分類したものである。GHG を排出するのが組織自体か、他の関連組織(電力供給業者や運送業者など)かによって、次のようにスコープが分けられている。

- 組織が所有、管理する事業体からの直接的排出(スコープ 1)
- 組織内で消費するために購入、取得した電力、暖房、冷房、蒸気の発生によって生じる間接的排出(スコープ 2)
- その他の間接的温室効果ガス排出(スコープ 3)。組織外で発生したすべての間接的排出(ただしスコープ 2 に含まれないもの)で、上流部門、下流部門での排出を含む

GHG プロトコルのスコープ 1、2、3 は、次のように ISO 14064 の定義や GRI 指標に対応している。

- スコープ 1 = GHG の直接的排出(GRI 指標 G4-EN15)
- スコープ 2 = GHG の間接的排出(GRI 指標 G4-EN16)
- スコープ 3 = その他の間接的 GHG 排出(GRI 指標 G4-EN17)

GHG プロトコルでは、直接的排出(スコープ 1)と間接的排出(スコープ 2)の報告を規定している。その他の間接的排出(スコープ 3)の報告は任意である。WRI や WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」では、その他の間接的排出(スコープ 3)の報告を規定している。

### 参考文献

- 国連(UN) 枠組み条約「国連気候変動枠組条約」、1992 年
- 国連(UN) 議定書「国連気候変動枠組条約の京都議定書」、1997 年
- 国連環境計画(UNEP)および世界気象機関(WMO)、『ブラックカーボン・対流圏オゾン統合アセスメント』、2011 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」、改訂版、2004 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」、2011 年。
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「温室効果ガス・プロトコル算出ノート No. 1、算出・報告基準修正案」、2012 年

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。



## 概要\*

### マネジメント手法の開示項目

#### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-EN15** 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)

手引き p. -

**G4-EN16** 間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)

手引き p. -

**G4-EN17** その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)

手引き p. -

**G4-EN18** 温室効果ガス(GHG)排出原単位

手引き p. -

**G4-EN19** 温室効果ガス(GHG)排出量の削減量

手引き p. -

**G4-EN20** オゾン層破壊物質(ODS)の排出量

手引き p. -

**G4-EN21** NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、およびその他の重大な大気排出

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

---

### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

#### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

組織が、国、地域または業界の定める何らかの排出物関連規制や方針の適用を受けているか否かを説明する。その規制、方針の例を提示する。

GHG 排出量目標について報告する場合は、目標の報告に関する DMA 手引きを使用し、目標を達成するためにオフセットを使用しているか否かを明らかにする。その種類、金額、基準、計画を明記する。

## 指標

### G4-EN15

#### 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ 1)

- a. 直接的(スコープ 1) GHG 排出量の総計を、t-CO<sub>2</sub> で報告する。GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。
- b. 総計計算に含まれているガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、または全部)を報告する。
- c. 直接的(スコープ 1) GHG 排出量の総計とは別に、生物由来の CO<sub>2</sub> 排出量を、t-CO<sub>2</sub> で報告する。
- d. 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。
- e. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP 情報源の出典を報告する。
- g. 排出量に関して選択した連結情報(株式持分、財務管理、経営管理)を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、国連「京都議定書」ならびに WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」に記載されている GHG について、直接的(スコープ 1) GHG 排出量の情報を CO<sub>2</sub> 換算値で開示するものである。

- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)
- メタン(CH<sub>4</sub>)
- 亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- パーフルオロカーボン(PFC)
- 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)
- 三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)

GHG の排出は気候変動の主な原因であり、国連で採択された「気候変動枠組条約<sup>100</sup>」とその後の「京都議定書」によって規定されている。メタン(CH<sub>4</sub>)など一部の GHG は、生態系、大気環境、農業、人間や動物の健康に著しい悪影響を及ぼす大気汚染物質でもある。その結果、GHG ガスの排出量を抑え、その削減に資することを目的として、様々な国内および国際的な規制や奨励制度(排出権取引など)が導入されている。

直接的(スコープ 1) GHG 排出量は、組織が所有、管理する排出源(大気に GHG を排出する物理的な設備やプロセス)に由来するものである。

直接的(スコープ 1) GHG 排出量には、指標 G4-EN3 で報告する燃料消費によって生じる CO<sub>2</sub> の排出を含む(これに限るわけではない)。

この指標を、指標 G4-EN16(スコープ 2、間接的な排出量)と G4-EN17(スコープ 3、その他の間接的な排出量)と組み合わせて使用すると、組織の GHG 総排出量を報告することができる。

直接的な排出量と間接的な排出量を組み合わせることによって、課税や取引システムのコスト面での見通しを得ることができる。さらに組織のカーボン・フットプリントと環境パフォーマンスも把握できる。

#### 編集方法

組織が所有、管理する次のような排出源からの GHG の直接的排出量を特定する。

- 生産した電力、暖房、冷房、蒸気。固定的な排出源(ボイラー、炉、タービンなど)による燃料の燃焼や、その他の燃焼プロセス(フレアリングなど)による排出である
- 物理的、化学的処理。大部分が、化学物質や材料の製造・処理(セメント、鋼鉄、アルミニウム、アンモニア、廃棄物処理など)から発生する排出である
- 材料、製品、廃棄物、従業員、乗客の輸送。組織が所有、管理する可動式の燃焼源(トラック、電車、船舶、航空機、バス、乗用車など)による燃料の燃焼から発生する排出である
- 漏洩による排出。意図的または偶発的な放出によって発生する排出である。ジョイント、シール、パッキング、ガスケットなど機器からの漏洩、炭鉱からのメタンの排出や通気、冷蔵設備や空調設備からのハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出、ガス輸送中のメタンの漏洩などがある

特定した排出源に基づいて、報告期間中における組織の直接的 GHG 排出量の総計を出し、適切な GWP 係数を用いて CO<sub>2</sub> 換算値に変換する。GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。

排出量の計算、測定に使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールを併記)。様々な基準および方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにすべきである。

排出量に関して一貫性のある連結アプローチを選択し、そのアプローチを適用して直接的(スコープ 1) GHG 排出量の総計を計算する。可能な限り、指標 G4-EN16 で使用するものに合致するアプローチを選択する。組織は、WRI や WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」に記載されている株式持分、財務管理、経営管理方式を選択する。

基準年(排出量データがある年に限る)を選択、特定し、その年の選択理由を明記する。前年の排出量を再計算する場合は、WRI や WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」に記載されているアプローチに従うことができる。

組織は、生物由来の CO<sub>2</sub> 排出量を報告することができる。ただし、その排出量は直接的(スコープ 1) GHG 排出量の総計とは別個に報告し、加算しない。生物由来の排出量とは、バイオマスの燃焼や生分解のみによって発生する CO<sub>2</sub> 排出量であり、CO<sub>2</sub> 以外の GHG (CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O など)を含まず、また燃焼、生分解以外のバイオマス・ライフサイクルで発生する GHG の排出(バイオマスの処理、輸送による GHG の排出など)を含めない。

オフセットの情報は、大気への排出の側面に関する DMA で報告することができる。

排出量の算出手法には、下記のものがある。

- 消費されたエネルギー源(石炭、ガス)または冷却システムの損失分(補充分)の直接的な測定、GHG への変換(CO<sub>2</sub> 換算値)
- 物質収支計算
- 拠点別のデータに基づく計算(燃料構成分析など)
- 公開された基準に基づく計算(排出係数および GWP)
- 推計。デフォルト値がないために推計値を使用する場合は、推計値の根拠と前提条件を明示する。
- GHG の直接的な測定(連続的なオンライン分析など)

組織は、透明性や比較可能性の経時的改善に役立つのであれば、直接的(スコープ 1) GHG 排出量データをさらに細分することができる。例えば、下記の分類でデータを分割することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 排出源の種類ごと(燃焼、プロセス、漏洩)
- 活動の種類ごと

大気への排出の側面で報告するデータに用いる排出係数や GWP 係数は、可能な限り一貫性のあるものにする。排出係数は、義務的な報告要求事項や自発的な報告フレームワークに由来するもの、業界団体が開発したものを使用できる。GWP の推計値は、時間の経過により科学研究の発展にともなって変化していく。組織は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の*評価報告書*に記載されている GWP を使用することができる。国連の「京都議定書」に基づく国際交渉では、根拠として IPCC の第 2 次*評価報告書*に記載されている GWP が使用されているため、国や地域の報告要求事項と矛盾しない場合、GHG 排出量の開示にこの係数を使用することができる。また組織は、最新の IPCC *評価報告書*に記載されている最新の GWP を使用することもできる。IPCC *評価報告書*では、いくつかの異なる期間で GWP が表記されている。組織は、100 年の期間に対応する係数を使用する。

WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」や IPCC 発行の資料で、この指標についての詳しい情報や手引きを入手することができる。

## 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 基準年
- CO<sub>2</sub> 換算値
- 温室効果ガス(GHG)の直接的排出(スコープ 1)
- 地球温暖化係数(GWP)

## 情報源

直接的(スコープ 1) GHG 排出量の情報源になるものとして、指標 G4-EN3 で報告するデータの一部が挙げられる。

## 参考文献

- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、『*Investor CDP Information Request (投資家による CDP 質問書)*』、毎年更新
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 1995: The Science of Climate Change, Contribution of Working Group I to the Second Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動 1995: 気候変動の科学、気候変動に関する政府間パネルの第 2 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)*』、1995 年
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 2007: The Physical Science Basis, Contribution of Working Group I to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動 2007: 物理学的根拠、気候変動に関する政府間パネルの第 4 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)*』、2007 年
- 国連(UN) 議定書「国連気候変動枠組条約の京都議定書」、1997 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」、改訂版、2004 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「温室効果ガス・プロトコル算出ノート No. 1、算出・報告基準修正案」、2012 年

### 間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)

- a. 間接的(スコープ2)GHG排出量の総計を、t-CO<sub>2</sub>で報告する。GHG取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。
- b. データがある場合には、総計計算に用いたガスを報告する。
- c. 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。
- d. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- e. データがある場合には、使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典を報告する
- f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理)を報告する。

### 手引き

#### 関連性

この指標は、国連の「京都議定書」ならびに WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」に記載されている GHG について、間接的(スコープ2)GHG 排出量の情報を CO<sub>2</sub> 換算値で開示する。

GHG の排出は気候変動の主な原因であり、国連で採択された「気候変動枠組条約<sup>100</sup>」とその後の「京都議定書」によって規定されている。メタン(CH<sub>4</sub>)など一部の GHG は、生態系、大気環境、農業、人間や動物の健康に著しい悪影響を及ぼす大気汚染物質でもある。その結果、GHG ガスの排出量を抑え、その削減に資することを目的とした、様々な国内および国際的な規制や奨励制度(排出権取引など)が導入されている。

組織の間接的(スコープ2)GHG 排出量は、組織が自ら消費するために他の組織から購入した電力、暖房、冷房、蒸気の発生に由来するものである。

組織では、購入した電力の発生によって生じる間接的(スコープ2)GHG 排出量の方が、直接的な GHG 排出量よりはるかに大きいことが多い。

この指標を、指標 G4-EN15(スコープ1の排出量)と G4-EN17(スコープ3の排出量)と組み合わせて使用すると、組織の GHG 総排出量を報告することができる。直接的な排出量と間接的な排出量を組み合わせることによって、課税や取引システムのコスト面での見通しを得ることができる。さらに、組織の環境フットプリントやパフォーマンスについても把握できる。

#### 編集方法

組織が自ら消費するために購入、取得した電力、暖房、冷房、蒸気の発生に由来する間接的な GHG 排出量を特定する。

その他の間接的(スコープ3)排出量を除外する。除外した間接的(スコープ3)排出量は、指標 G4-EN17 で報告する。

購入した電力、暖房、冷房、蒸気の発生に由来する間接的な GHG 排出量の総計を計算する。GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。

排出量に関する一貫性のある連結アプローチを選択し、そのアプローチを適用して間接的(スコープ2)GHG 排出量の総計を計算する。可能な限り指標 G4-EN15 で使用するものに合致するアプローチを選択する。組織は WRI や WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」に記載されている株式持分、財務管理、経営管理方式を選択することができる。

基準年(排出量データがある年に限る)を選択、報告し、その年を選択した理由を明記する。

排出量の計算、測定に使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールも併記)。様々な基準および方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにすべきである。

組織は、透明性や比較可能性の経時的改善に役立つのであれば、間接的(スコープ 2) GHG 排出量データをさらに細分することができる。例えば、下記の分類でデータを分割することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 排出源ごと(電力、暖房、冷房、蒸気)
- 活動の種類ごと

前年の排出量を再計算する場合は、組織は WRI や WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」に記載されているアプローチに従うことができる。

大気への排出の側面で報告するデータに用いる排出係数や GWP 係数は、可能な限り一貫性のあるものにする。排出係数は、義務的な報告要求事項や自発的な報告フレームワークに由来するもの、業界団体が開発したものを使用できる。GWP の推計値は、時間の経過により科学研究の発展にともなって変化していく。組織は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の*評価報告書*に記載されている GWP を使用することができる。国連の「京都議定書」に基づく国際交渉では、根拠として第 2 次評価報告書に記載されている GWP が使用されているため、国や地域の報告要求事項と矛盾しない場合、GHG 排出量の開示にこの係数を使用することができる。また組織は、最新の IPCC 評価報告書に記載されている最新の GWP を使用することもできる。IPCC *評価報告書*では、いくつかの異なる期間で GWP が表記されている。組織は、100 年の期間に対応する係数を使用する。

## 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 基準年
- CO<sub>2</sub> 換算値
- 温室効果ガス(GHG)の間接的排出(スコープ 2)
- 地球温暖化係数(GWP)

## 情報源

間接的(スコープ 2) GHG 排出量の情報源としては、指標 G4-EN3 で報告する電力、暖房、冷房、蒸気の消費量が挙げられる。

## 参考文献

- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、『*Investor CDP Information Request (投資家による CDP 質問書)*』、毎年更新
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 1995: The Science of Climate Change, Contribution of Working Group I to the Second Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動 1995: 気候変動の科学、気候変動に関する政府間パネルの第 2 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)*』、1995 年
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 2007: The Physical Science Basis, Contribution of Working Group I to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動 2007: 物理学的根拠、気候変動に関する政府間パネルの第 4 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)*』、2007 年
- 国連(UN) 議定書「国連気候変動枠組条約の京都議定書」、1997 年

- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」、改訂版、2004 年

### その他の間接的な温室効果ガス(GHG) 排出(スコープ 3)

- a. その他の間接的(スコープ 3) GHG 排出量の総量を t-CO<sub>2</sub> で報告する。これには、組織が消費する目的で購入、取得した電力、暖房、冷房、蒸気の発生からの間接的排出量(指標 G4-EN16 で報告)は含めない。また、GHG 取引(オフセットや排出枠の購入・販売・移送など)は考慮しない。
- b. データがある場合には、総計計算に用いたガスを報告する。
- c. その他の間接的(スコープ 3) GHG 排出量の総計とは別に、生物由来の CO<sub>2</sub> 排出量を t-CO<sub>2</sub> で報告する。
- d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ 3) 排出量の区分と活動を報告する。
- e. 選択した基準年と、その基準年を選択した根拠、基準年における排出量を報告する。排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合には、その経緯を報告する。
- f. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- g. データがある場合には、使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP の情報源の出典を報告する。

### 手引き

#### 関連性

GHG の排出は気候変動の主な原因であり、国連で採択された「気候変動枠組条約<sup>100</sup>」とその後の「京都議定書」によって規定されている。メタン(CH<sub>4</sub>)など一部の GHG は、生態系、大気環境、農業、人間や動物の健康に著しい悪影響を及ぼす大気汚染物質でもある。

組織によって、組織外で発生する GHG 排出量や、製品の使用によって発生する GHG 排出量が、直接的(スコープ 1) GHG 排出量や間接的(スコープ 2) GHG 排出量を大きく上回ることがある。その他の間接的(スコープ 3) 排出量を測定し、削減の取り組みを報告することにより、気候変動に対処するためのリーダーシップを示すことができる。

その他の間接的(スコープ 3) 排出量は、組織の事業活動の結果であるが、組織が所有、管理していない排出源から発生するものである。スコープ 3 の活動の例としては、購入した原材料の採取と製造、組織が所有、管理していない車両の購入燃料による輸送、製品やサービスの最終使用などが挙げられる。

ガイドラインにおける GHG 排出量の報告は、世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)が提供する「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」<sup>130</sup>、「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」に記載されている報告要求事項に基づいている。

この指標を、指標 G4-EN15(スコープ 1 の排出量)と G4-EN16(スコープ 2 の排出量)と組み合わせて使用すると、組織の GHG 総排出量を報告することができる。

#### 編集方法

この指標は、国連の「京都議定書」や、WRI と WBCSD の「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」<sup>130</sup>に記載されている GHG について、その他の間接的(スコープ 3) 排出量の情報を CO<sub>2</sub> 換算値で開示する。

- 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)
- メタン(CH<sub>4</sub>)
- 亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)
- ハイドロフルオロカーボン(HFC)
- パーフルオロカーボン(PFC)
- 六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)
- 三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)



組織外で発生しており指標 G4-EN16 で報告していない間接的な排出量を特定する。これには、上流部門、下流部門の両方における排出量が含まれる。間接的な排出は、組織の廃棄物の分解工程、購入品の加工・製造を行う工程関連の排出、組織が所有管理していない施設からの漏洩によっても発生することがある。

どのような活動が間接的排出の原因になるかを評価し、該当量を計算する。

この活動報告についての関連性の判断では、活動による排出が次の条件に合致するか否かを検討する。

- 予測される組織のスコープ 3 総排出量に対して著しい割合を占めること
- 組織の取り組みや影響力によって削減できる潜在的可能性があること
- 組織が、気候変動に関連する財務、法規制、サプライチェーン、製品・顧客、訴訟、評判などのリスクを負う要因が生じること
- 主要ステークホルダー（顧客、サプライヤー、投資家、市民社会）から重要と見なされていること
- 従来は社内で処理していたアウトソーシング業務、または通常、同じセクターの他の組織によって社内で処理されている活動によって生じる
- 業種固有の手引きで重大と見なされている
- 組織自身で、またはセクター内の組織が開発した、関連性を判別するための別の基準に合致する

この指標の排出量の報告で、組織は、下記の区分や活動別にデータを細分することができる。

#### **上流部門**

1. 購入した商品、サービス
  2. 資本財
  3. 燃料・エネルギーに関連する活動（スコープ 1、スコープ 2 の排出量に含まれないもの）
  4. 上流部門における輸送や流通
  5. 事業によって発生する廃棄物
  6. 出張
  7. 従業員の通勤
  8. 上流部門のリース資産
- その他の上流部門

#### **下流部門**

9. 下流部門における輸送や流通
  10. 販売した製品の加工
  11. 販売した製品の使用
  12. 販売した製品の廃棄後の処理
  13. 下流部門のリース資産
  14. フランチャイズ
  15. 投資
- その他の下流部門

上記の区分や活動別に CO<sub>2</sub> 換算値を報告する。一部のデータが含まれない場合には、理由を説明する。

この上流部門、下流部門の区分と活動(番号も)は、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」に記載する区分と活動に対応している。G4 と、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」の相互参照を容易にするため、共通の番号が用いられている。

組織は、生物由来の CO<sub>2</sub> 排出量を報告してもよい。ただし、その排出量はその他の間接的(スコープ 3) 排出量とは別個に報告し、加算しない。生物由来の排出量とは、バイオマスの燃焼や生分解のみによって発生する CO<sub>2</sub> 排出量であり、CO<sub>2</sub> 以外の GHG(CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O など)を含まず、また燃焼または生分解以外のバイオマス・ライフサイクルで発生する GHG の排出(バイオマスの処理または輸送による GHG の排出など)を含めない。

組織は、透明性や比較可能性の経時的改善に役立つのであれば、その他の間接的(スコープ 3)GHG 排出量データをさらに細分することができる。例えば、下記の分類でデータを分割することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 排出源の種類ごと
- 活動の種類ごと

基準年(排出量データがある年に限る)を選択、報告し、その年の選択理由を明記する。前年の排出量を再計算する場合は、WRI や WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」に記載されているアプローチに従うことができる。

排出量の計算、測定に使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールを併記)。様々な基準および方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにすべきである。

大気への排出の側面で報告するデータに用いる排出係数や GWP 係数は、可能な限り一貫性のあるものにする。排出係数は、義務的な報告要求事項や自発的な報告フレームワークに由来するもの、業界団体が開発したものを使用できる。GWP の推計値は、時間の経過により科学研究の発展にともなって変化していく。組織は、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の*評価報告書*に記載されている GWP を使用することができる。国連の「京都議定書」に基づく国際交渉では、根拠として第 2 次評価報告書に記載されている GWP が使用されているため、国や地域の報告要求事項と矛盾しない場合、GHG 排出量の開示にこの係数を使用することができる。また組織は、最新の IPCC *評価報告書*に記載されている最新の GWP を使用することもできる。IPCC *評価報告書*では、いくつかの異なる期間で GWP が表記されている。組織は、100 年の期間に対応する係数を使用すべきである。

この指標の編集に関するさらに詳しい情報は、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」で参照できる。

## 定義

*実施マニュアル*、p. 343-「用語集」を参照。

- 基準年
- CO<sub>2</sub> 換算値
- 地球温暖化係数(GWP)
- その他の間接的温室効果ガス排出量(スコープ 3)

## 情報源

その他の間接的(スコープ 3) 排出量の情報源としては、指標 G4-EN4 で報告する組織外のエネルギー消費量が挙げられる。情報源としてその他に、製品とサービスの外部サプライヤーが提供する情報がある。間接的排出量の一部のもの(出張など)については、組織自体の記録と外部の情報源からのデータを組み合わせて推計しなければならないことがある。

## 参考文献

- 英国規格協会 (BSI)、『*Assessing the Life-Cycle Greenhouse Gas Emissions of Goods and Services PAS 2050*(商品とサービスのライフサイクル温室効果ガス排出の評価)』、2011 年
- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)、『*Investor CDP Information Request*(投資家による CDP 質問書)』、毎年更新
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、『*Climate Change 1995: The Science of Climate Change, Contribution of Working Group I to the Second Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*(気候変動 1995: 気候変動の科学、気候変動に関する政府間パネルの第 2 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)』、1995 年
- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、『*Climate Change 2007: The Physical Science Basis, Contribution of Working Group I to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*(気候変動 2007: 物理学的根拠、気候変動に関する政府間パネルの第 4 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)』、2007 年
- 国連 (UN) 議定書「国連気候変動枠組条約の京都議定書」、1997 年
- 世界資源研究所 (WRI) および持続可能な発展のための世界経済人会議 (WBCSD)、「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」、2011 年。
- 世界資源研究所 (WRI) および持続可能な発展のための世界経済人会議 (WBCSD)、「GHG プロトコル製品ライフサイクル算定・報告基準」、2011 年
- 世界資源研究所 (WRI) および持続可能な発展のための世界経済人会議 (WBCSD)、「温室効果ガス・プロトコル算出ノート No. 1、算出・報告基準修正案」、2012 年

### 温室効果ガス(GHG)排出原単位

- a. GHG 排出原単位を報告する。
- b. 比率計算するために選定した組織固有の値(分数の分母)を報告する。
- c. 原単位に用いられる GHG 排出量の種類を報告する。直接的な排出量(スコープ 1)、間接的な排出量(スコープ 2)、その他の間接的な排出量(スコープ 3)。
- d. 計算に用いたガスを報告する。

### 手引き

#### 関連性

原単位は、組織による GHG 排出量を、組織固有の値に関連づけて報告するものである。原単位の計算は、排出量の絶対値(分子)を組織固有の値(分母)で割り算する。

GHG 排出原単位は、組織固有の値(活動単位、アウトプット単位など)に必要な GHG 排出量を表す。原単位を用いて環境パフォーマンスを追跡している企業が多い。原単位は、正規化された環境影響データとも呼ばれる。

原単位には、次のものがある(ただし、これに限らない)。

- 生産高原単位(生産した製品 1 台あたりの t-CO<sub>2</sub> の排出量など)
- サービスの原単位(1 つの機能または 1 つのサービスあたりの t-CO<sub>2</sub> の排出量など)
- 売上高原単位(売上の金額単位あたりの t-CO の排出量など)

排出原単位は、指標 G4-EN15、G4-EN16、G4-EN17 で報告する組織の GHG 排出量絶対値と組み合わせることによって、組織の効率性(他の組織との比較も含む)を考える上で有益である。

#### 編集方法

単位あたりのアウトプット、活動、その他の組織固有の値を表すために適切な分母を選択する。下記のような例がある(ただし、これに限らない)。

- 製品の台数
- 生産量(メートルトン、リッター、MWh)
- サイズ(床面積 m<sup>2</sup>)
- 常勤従業員の数
- 金額単位(収益、売上)

組織は、透明性や比較可能性の向上に役立つのであれば、複数の GHG 排出原単位を報告することができる。例えば、下記のような分類により個別の比率を計算することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 排出源の種類ごと
- 活動の種類ごと

原単位の計算は、排出量の絶対値(分子)を、組織固有の値(分母)で割り算する。

直接的な排出量(スコープ 1)と間接的な排出量(スコープ 2)を組み合わせる原単位を報告する場合は、指標 G4-EN15 と G4-EN16 で報告する値を加算して GHG 総排出量の絶対値を求める。これと別に、指標 G4-EN15 と G4-EN16 で報告する GHG 排出量の値をそれぞれ個別に使用することもできる。

この指標を使用して、その他の間接的な GHG 排出量(スコープ 3)の排出原単位を報告してもよい。ただしその原単位は、直接的な排出量(スコープ 1)、間接的な排出量(スコープ 2)の排出原単位とは組み合わせず、個別に提示することが望ましい。

### 情報源

分子の情報源としては、請求書、測定値、計算値、推計値がある。分母の情報源としては、GHG 排出量報告に関するセクターレベル、国レベルの手引きがある。

### 参考文献

- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、『*Investor GDP Information Request (投資家による GDP 質問書)*』、毎年更新
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」、改訂版、2004 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「温室効果ガス・プロトコル算出ノート No. 1、算出・報告基準修正案」、2012 年

### 温室効果ガス(GHG)排出量の削減量

- 排出量削減活動を実施した結果、直接的な成果として達成した GHG 排出量削減量を、t-CO<sub>2</sub>で報告する。
- 計算に用いたガス(CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、または全部)を報告する。
- 選択した基準年または基準値、およびその選択根拠を報告する。
- 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- GHG 排出量削減となったのが、直接的な排出(スコープ 1)、間接的な排出(スコープ 2)、その他の間接的な排出(スコープ 3)のどれなのかを報告する。

### 手引き

#### 関連性

GHG の排出は気候変動の大きな原因となっており、国連で採択された「気候変動枠組条約<sup>100</sup>」とその後の「京都議定書」によって規定されている。その結果、GHG ガスの排出量を抑え、その削減に資することを目的とした様々な国内および国際的な規制や奨励制度(排出権取引など)が導入されている。

この指標を指標 G4-EN15、G4-EN16、G4-EN17 と組み合わせて使用することによって、組織の目標や国内外の法規制、取引制度などに照らして、GHG 排出量の削減状況を追跡することができる。

#### 編集方法

GHG 排出量の削減成果をもたらした活動を特定する。

活動としては、次のものがある(ただし、これらに限らない)。

- プロセスの再設計
- 設備機器の転換や改造
- 燃料の切り替え
- 従業員行動の変化
- オフセット

GHG 排出量削減を目的とする活動を多数行っている組織では、報告期間中に実施した活動の中で、排出量削減に著しく貢献する可能性の高いものを優先して報告することができる。イニシアティブとその削減目標を、大気への排出の側面の DMA で記述することができる。

組織は、活動別または活動のグループ別に、削減量を分割して報告することができる。

直接的な排出(スコープ 1)、間接的な排出(スコープ 2)、その他の間接的な排出(スコープ 3)のそれぞれについて、個別に GHG 排出量の削減量を報告する。ただし、生産規模の縮小やアウトソーシングの結果として排出量が削減された場合には、この指標に含めない。

オフセットによる削減量は、その他の削減量と別に報告する。

排出量の削減量の計算には、インベントリー方式、プロジェクト方式のいずれかを使用することができる。インベントリー方式では排出量の削減量を基準年と比較するのに対し、プロジェクト方式では基準値と比較する。インベントリー方式、プロジェクト方式に関する詳しい情報は、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」と、WRI および WBCSD の「GHG プロトコル・プロジェクト排出削減量算定基準」で入手できる。

GHG 排出量の削減量の計算、測定に使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールも併記)。様々な基準や方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにすべきである。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 基準年
- 基準値
- 温室効果ガス(GHG)削減

### 情報源

情報源としては、指標 G4-EN15、G4-EN16、G4-EN17 で報告する排出量の測定値、推計値、算出データからの計算値などがある。活動に関する情報は、環境マネジメント担当者(エネルギーや施設の管理者など)が保管している可能性がある。

### 参考文献

- カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、『*Investor CDP Information Request* (投資家による CDP 質問書)』、毎年更新
- 国連(UN)議定書「国連気候変動枠組条約の京都議定書」、1997 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」、改訂版、2004 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ 3)算定・報告基準」、2011 年。
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル・プロジェクト排出削減量算定基準」、2005 年
- 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「温室効果ガス・プロトコル算出ノート No. 1、算出・報告基準修正案」、2012 年

### オゾン層破壊物質(ODS)の排出量

- ODS の生産量、移入量、移出量を CFC-11 換算トンで報告する。
- 計算に用いた物質を報告する。
- 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- 使用した排出係数の情報源を報告する。

### 手引き

#### 関連性

オゾン層は、太陽から放射される生物学的に有害な紫外線(UV-B)の大部分を遮っている。ODSを原因とするオゾン層の破壊が観測・予測されており、世界的な懸念となっている。UNEP が採択した「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」では、ODS の国際的な段階的削減が規定されている。

ODS の生産量、移入量、移出量を測定することにより、組織が法規制の遵守やリスク対処をどのように進めているかの評価ができる。組織が、プロセス、製品、サービスの中で ODS を生産または使用していて、段階的削減のコミットメントに沿って新技術への移行が必須となっている場合には、特にこの指標と関係が深い。組織が ODS 段階的削減を達成した実績は、組織の技術的リーダーシップを示すとともに、ODS 規則に関係する製品やサービスについての市場競争上の優位性を示す上で役立つ。

#### 編集方法

この指標は、UNEP の「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」付属文書 A、B、C、E に記載されている物質の生産量、移入量、移出量を対象としており、組織がこの他の ODS を生産、移入、移出した場合には、それも含める。

組織が生産、移入、移出している ODS を特定する。

ODS の生産量は、ODS 生産量マイナス「承認された技術で破壊した量」マイナス「他の化学物質の製造原料として完全に使用した量」で算出する。リサイクルやリユースをした ODS は含めない。

透明性や比較可能性の経時的向上に役立つのであれば、組織は ODS データをさらに細分することができる。例えば、次の分類でデータを分割することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 排出源の種類ごと
- 活動の種類ごと

組織は該当物質について、ODS データを個別報告することも、一括報告することも可能である。

ODS データの計算および測定に使用した基準、方法、前提条件報告することが望ましい(使用した計算ツールも併記)。様々な基準や方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにすべきである。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- CFC-11 換算値
- オゾン層破壊物質(ODS)

#### 情報源

情報源としては、排出量の測定値、算出データやデフォルトからの計算値、推計値がある。



## 参考文献

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 1995: The Science of Climate Change, Contribution of Working Group I to the Second Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* (気候変動 1995: 気候変動の科学、気候変動に関する政府間パネルの第 2 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)』、1995 年
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 2007: The Physical Science Basis, Contribution of Working Group I to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* (気候変動 2007: 物理学的根拠、気候変動に関する政府間パネルの第 4 次評価報告書に対するワーキング・グループ I の寄稿)』、2007 年
- 国連環境計画(UNEP)、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」、1987 年
- 国連環境計画(UNEP)、『*Standards and Codes of Practice to Eliminate Dependency on Halons - Handbook of Good Practices in the Halon Sector* (ハロンへの依存をなくすための基準と規約 - ハロンの分野における良き慣行のハンドブック)』、2001 年

### NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、およびその他の重大な大気排出

- a. 重大な大気排出の量をキログラムまたはその倍数単位(トンなど)で報告する。次の掲げる種類別とする。
  - NO<sub>x</sub>
  - SO<sub>x</sub>
  - 残留性有機汚染物質(POPs)
  - 揮発性有機化合物(VOC)
  - 有害大気汚染物質(HAP)
  - 粒子状物質(PM)
  - その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。
- c. 使用した排出係数の情報源を報告する。

### 手引き

#### 関連性

大気汚染は、気候、生態系、大気環境、生息地、農業、人間や動物の健康に悪影響を及ぼすものである。大気環境の悪化、酸性化、森林劣化、一般社会の健康問題などを引き金として、地域的、国際的な排気物管理規制につながっている。対象となっている汚染物質を削減することが、従業員や近隣コミュニティの健康状態の改善につながる。規制の遵守を越えた削減活動とその実績は、影響を被るコミュニティや従業員との関係を改善し、事業の維持、拡大の可能性を高める。排出枠が定められている地域では、排出量は組織の直接経費にも影響を及ぼす。

この指標は、組織による大気排出の規模も示す。これにより、他の組織からの大気排出と比較して、その相対規模や重要度を示すことが可能になる。

#### 編集方法

組織が排出する重大な大気汚染物質と、環境に著しい影響を及ぼす排気物質の排出源を特定する。

上で特定した大気汚染物質と排出源を使用して、環境に対する重大な大気排出の量を算出する。

大気排出量の計算、測定に使用した基準、方法、前提条件を報告することが望ましい(使用した計算ツールも併記)。様々な基準や方法を使用した場合は、選択した根拠を明らかにすべきである。計算に複雑な定量化作業が必要な排気物質がある(NO<sub>x</sub> など)ため、計算に使用したアプローチを次の中から1つ選んで報告する。

- 排出量の直接的な測定(オンライン分析など)
- 拠点固有のデータに基づく計算
- 公開されている排出係数に基づく計算
- 推計(デフォルト値がないために推計値を使用する場合は、推計値の根拠を明示する)

透明性や比較可能性の経時的向上に役立つのであれば、組織は大気排出データをさらに細分することができる。例えば、次の分類によりデータを分割することができる。

- ビジネス・ユニットまたは施設ごと
- 国ごと
- 排出源の種類ごと
- 活動の種類ごと

## 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 重大な大気排出

## 情報源

情報源としては、排出量の測定値、算出データやデフォルトからの計算値、推計値がある。

## 参考文献

- 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「揮発性有機化合物の排出規制とその越境移動に関するジュネーブ議定書」、1991年
- 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「酸性化、富栄養化、地上レベル・オゾンの低減に関するヨーテボリ議定書」、1999年
- 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「硫黄排出規制とその越境移動に関するヘルシンキ議定書」、1985年
- 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「窒素酸化物の排出規制とその越境移動に関するソフィア議定書」、1988年
- 国連環境計画(UNEP)条約、「残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約」、付属文書 A、B、C、2009年

## 側面: 排水および廃棄物

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

##### G4-EN22 水質および排出先ごとの総排水量

手引き p. -

##### G4-EN23 種類別および処分方法別の廃棄物の総重量

手引き p. -

##### G4-EN24 重大な漏出の総件数および漏出量

手引き p. -

##### G4-EN25 バーゼル条約<sup>2</sup> 付属文書I、II、III、VIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率

手引き p. -

##### G4-EN26 組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも*実施マニュアル*のページ番号である。

### 参考文献

- バーゼル条約、「有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約の禁止令」、1995年
- 国際海事機関(IMO)条約、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)」、1972年
- 国際海事機関(IMO)条約、「船舶による汚染防止のための国際条約(マルポール条約)」、1973年、1978年の議定書により改訂
- ラムサール条約、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」、1994年

### G4-EN22

#### 水質および排出先ごとの総排水量

- a. 計画内および計画外の排水量を、次の分類により報告する。
  - 排出先
  - 水質(処理方法を含む)
  - 他の組織によるリユースの有無
- b. 使用した基準、方法、前提条件を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

組織が排出した水の量と質は、生態系への影響や事業コストに直結するものである。排水の水質を段階的に改善するとともに、排水量削減に努めることにより、組織は、周辺環境への影響を低減することができる。化学的、栄養的な負荷(主に窒素、リン、カリウム)の高い排水を垂れ流しにすると、排出先の水域に著しい影響が及ぶおそれがある。その結果、組織が利用する水道の質や、コミュニティその他の水使用者との関係に悪影響が生じることがある。

排水やプロセス水を処理施設に移送すれば、汚染レベルが低下するだけでなく、組織の財務コストや環境規制違反のリスクも低減できる。これはすべて、組織の事業活動に対する社会的評価の向上につながる。

#### 編集方法

計画内、計画外の排水量(集めた雨水や生活下水を除く)を、排出先と処理方法別に特定する。組織に排水量の測定メーターがない場合は、G4-EN8で報告する取水量から現場の概算消費量を差し引いて、数値を推計することが必要である。

排水やプロセス水を排出する組織は、標準的排水パラメータ(生物化学的酸素要求量(BOD)や総浮遊物質量(TSS)など)を用いて排水総量ベースでの水質を報告する。具体的にどの水質パラメータを選択するかは、組織の製品やサービス、事業内容によって異なる。

パラメータの選択では、組織が属するセクターで使用しているパラメータと一貫性を保たなければならない。

国や地域の規制により、水質の測定基準が異なることがある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 総排水量

#### 情報源

組織の排水量についての情報源としては、流量計(点源からの排水、パイプ経由での排水の場合)や、規制当局の許可などがある。

### 種類別および処分方法別の廃棄物の総重量

a. 有害廃棄物や非有害廃棄物の重量を、次の処分方法別に報告する。

- リユース
- リサイクル
- 堆肥化
- 回収(エネルギー回収を含む)
- 焼却(大量燃焼)
- 深井戸注入
- 埋め立て
- 現場保管
- その他(詳細を記述)

b. 廃棄物処分方法の判別方法を報告する。

- 自ら処分している場合または直接確認した場合
- 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合
- 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合

---

### 手引き

#### 関連性

廃棄物発生量に関する複数年のデータがあると、組織が、廃棄物削減に向けて取り組みを進めている状況が把握できる。またプロセスの効率性や生産性を今後どこまで改善できるかの目安にもなる。財務的な観点では、廃棄物の削減は、原材料、加工、処分のコスト削減に直結するものである。

廃棄物の最終処分に関する情報から、各種処分方法と一様ではない環境影響の間でどうバランスを取るか、組織が対処してきた状況が明らかになる。例えば、埋め立てとリサイクルでは、環境影響や残留効果が大きく異なる。廃棄物の最小化戦略では、リユース、リサイクル、回収という選択肢を他の処分方法より優先しているものがほとんどである。

#### 編集方法

組織の事業活動によって発生する廃棄物の重量を、次の種類の分類により特定する。

- 有害廃棄物(発生の時点で、国の法令により規定されているもの)
- 非有害廃棄物(その他のすべての固体または液体廃棄物。廃水を除く)

重量データがない場合は、廃棄物の密度や収集量、物質収支(マスバランス)その他これに類する入手可能な情報を用いて、重量を推計する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 廃棄物処分方法

#### 情報源

情報源としては、処分業者による外部廃棄物監査や廃棄物バランスシート、組織の内部請求・会計システム、調達供給管理部門などが挙げられる。

### 重大な漏出の総件数および漏出量

- a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量を報告する。
- b. 組織の財務報告書で報告している漏出については、上記に加え次の情報を案件ごとに報告する。
  - 漏出場所
  - 漏出量
  - 漏出物の区分は次のとおり:
    - 石油漏出物(土壌または水面)
    - 燃料漏出物(土壌または水面)
    - 廃棄物の漏出(土壌または水面)
    - 化学物質の漏出(多くは土壌または水面)
    - その他(詳細を記述)
- c. 重大な漏出の影響を報告する。

### 手引き

#### 関連性

化学物質や石油、燃料の流出は、周辺環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがあり、土壌、水、大気、生物多様性、人の健康、の被害につながる。有害物質の漏出回避に向けた体系的な取り組みは、組織の規制遵守をはじめ、原材料の損失による財務リスク、是正コスト、規制措置リスク、社会的評判の毀損にも直接関わってくる。この指標は、組織のモニタリングスキルを評価する間接尺度という役割も果たす。

#### 編集方法

記録したすべての重大な漏出と漏出量を特定する。

この漏出のうち、組織の財務報告書で報告しているもの、または報告する予定のものを特定する。

組織の財務報告書で報告した漏出については、上記に加えて次の情報を案件ごとに報告する。

- 漏出場所
- 漏出量
- 漏出物の区分は下記のとおり:
  - 石油漏出物(土壌または水面)
  - 燃料漏出物(土壌または水面)
  - 廃棄物の漏出(土壌または水面)
  - 化学物質の漏出(多くは土壌または水面)
  - その他(詳細を記述)

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 重大な漏出
- 漏出

#### 情報源

燃料、石油、化学物質の漏出に関する情報源としては、既存の環境マネジメント・システムにある内部記録や、関連環境規制当局に提出した正式報告書、環境規制当局が作成した公的声明がある。



## バーゼル条約<sup>2</sup> 付属文書 I、II、III、VII に定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率

- a. 下記のそれぞれについて、総重量を報告する。
- 輸送した有害廃棄物
  - 輸入した有害廃棄物
  - 輸出した有害廃棄物
  - 処理した有害廃棄物
- b. 国際輸送した有害廃棄物の比率を報告する。

### 手引き

#### 関連性

有害廃棄物の管理は、多くのステークホルダーにとって重大な関心事である。有害廃棄物の輸送方法が不適切であると、健康や環境に損害を与えることがある。とりわけインフラが未整備で有害廃棄物の取り扱いに関する国内規制のない国では重大である。さらに有害廃棄物の管理がずさんな場合には、国内規制や国際規制の違反という法的責任を負い、社会的評判の失墜を招くことがある。

#### 編集方法

報告期間中に組織が有害廃棄物を輸送した場合や輸送させた場合に、目的地別に特定する。これには事業体内部での輸送と、事業体のバウンダリーを越えた輸送の両方が含まれる。

この情報に基づき、下記の計算式を用いて、輸送した有害廃棄物の総重量を算出する。

#### 有害廃棄物の輸送総重量(目的地別)

$$\begin{aligned}
 &= \text{組織が所有していない外部供給源やサプライヤーから組織に輸送された有害廃棄物の重量(目的地別)} \\
 &+ \text{組織が所有していない外部供給源やサプライヤーに向けて輸送した有害廃棄物の重量(目的地別)} \\
 &+ \text{組織が所有、賃借、管理する拠点間で国内・国際輸送した有害廃棄物の重量(目的地別)}
 \end{aligned}$$

国境を越えて輸送されて組織のバウンダリー内に到着した有害廃棄物の総重量を目的地別に特定する。組織内の異なる拠点間で輸送された廃棄物は、輸入と見なさない。

輸送した有害廃棄物の総量(目的地別)のうち、組織から国外の場所に輸送したものの比率を特定する。組織のバウンダリーから出発して国境を越えたすべての廃棄物が対象となる。ただし組織内の異なる拠点間での輸送を除く。

輸送や輸出した廃棄物総量(目的地別)のうち、組織が処理した量の比率を特定する。

外部の供給源・サプライヤーが処理した廃棄物総量(目的地別)のうち、組織が輸送、輸出、輸入した量の比率を特定する。

量を重量推定値に換算する。使用した推計方法の簡単な説明を併記する。

#### 情報源

情報源としては、物流業者や処分業者の請求データ、会計システム、調達供給管理部門などが挙げられる。一部の国では、有害廃棄物輸送の際には必要書類の添付が義務付けられている。この書類から、指標の関連データがすべて入手できると思われる。

## 組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値

- a. 「編集方法」セクションで説明する基準に基づいて、排水による著しい影響を受ける水域および関連生息地を報告し、次の事項に関する情報を付記する。
- 水域および関連生息地の規模
  - その水域および関連生息地が(国内的または国際的に)保護地域に指定されているか否か
  - 生物多様性価値(保護種の数など)

### 手引き

#### 関連性

この指標は、排水についての定量的指標に対する定性的指標で、排水の影響を説明するのに役立つ。水生生息地に影響する排水や流出液は、水源の利用可能性に著しい影響を与えることがある。排水によって影響を受ける水域を特定することにより、懸念の強い地域、すなわち具体的なリスク(コミュニティの懸念や限られた水資源)を受けるおそれのある地域を特定することができる。

#### 編集方法

組織の排水によって著しい影響を受ける水域で、次の基準のうち 1 つ以上に当てはまる水域を特定する。

- 当該水域の年間平均水量の平均 5%以上にあたる排水
- しかるべき専門家(自治体当局など)の助言から、水域および関連生息地に対して著しい影響を及ぼしていること、または今後及ぼす可能性が高いことが認識されている排水
- その相対的規模、機能、状態により、希少もしくは絶滅が危惧される、あるいは絶滅危惧種の植物や動物を育む役目を担っている生態系として特に脆弱性が高いと専門家が認める水域への排水
- ラムサール条約<sup>78</sup>登録湿地や、国内または国際的に指定された保全地域への排水。排水の比率を問わない。
- 生物多様性の観点から高い価値(種の多様性や固有性、保護種の総数など)があると認められる水源
- 地域コミュニティにとって高い価値や重要性があると認められる水源

#### 情報源

水源の状態や保護地域に関する情報は、地方または国の水関連の省庁や政府部局、組織または他の機関が実施した環境影響評価などの調査結果から入手できる。

#### 参考文献

- 国際自然保護連合(IUCN)絶滅危惧種のレッドリスト、<http://www.iucnredlist.org/>、2013/5/1 アクセス

## 側面: 製品およびサービス

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

##### G4-EN27 製品およびサービスによる環境影響緩和の程度

手引き p. -

##### G4-EN28 使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率(区分別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

## 指標

### G4-EN27

#### 製品およびサービスによる環境影響緩和の程度

- a. 製品やサービスが及ぼす環境影響を、報告期間中にどの程度まで低減させたかを定量的に報告する。
- b. 使用ベースの数値を採用する場合には、消費パターンや正規化係数に関する基本的な前提条件を明確に示す。

#### 手引き

#### 関連性

一部のセクターでは、製品やサービスの使用段階における影響（例えば洗濯機による水の使用量など）と耐用期間後の影響が、生産段階における影響と同等または大きく上回ることがある。このような影響の重大性は、顧客の行動や製品・サービスの全般的な設計の双方によって決まる。組織は、製品やサービスの環境影響の評価、改善のために、先取りアプローチを採用することが望ましい。

この指標は、製品やサービスの設計、流通による環境へのマイナスの影響を減らしプラスの影響を強化するために、組織が実施した措置を評価するものである。製品やサービスの設計に環境配慮を取り入れていると、新しい事業チャンスの開拓、製品・サービス差別化、革新的な技術開発の活発化などを達成することができる。さらには将来の環境規制に適合できないリスクを軽減したり、社会的評判の向上につながる可能性もある。

#### 編集方法

次の影響は、別の環境指標の対象であるためこの指標では除外する。

- 製品とその梱包材のリユース・リサイクル（G4-EN28）
- 生物多様性への影響（G4-EN12）

組織が、製品やサービスのグループが及ぼす最も重大な環境影響を緩和させるために、報告期間中に実施した具体的イニシアティブを特定する。次のような事項に関連するものである。

- 原材料の使用（再生不能、高エネルギー負荷、有毒な原材料の使用など）
- 水の使用（生産段階または使用段階における水の量など）
- 排出物（GHG、有害排出物、オゾン層破壊物質の排出など）
- 排水（生産段階、使用段階で使う水の水質など）
- 騒音
- 廃棄物（再生利用が不可能な原材料、有毒な原材料、化合物など）

製品やサービスが及ぼす環境影響を、報告期間中にどの程度まで低減させたかを特定する。

例えば洗濯機の水使用量について考える場合、使用パターンや正規化係数が洗濯物 5 キログラムあたり水使用量 10%削減などとすることができる。

#### 情報源

情報源としては、製品ライフサイクル評価（LCA）や、製品の設計、開発、試験の関連資料が挙げられる。

### 使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率(区分別)

- a. リユースやリサイクルされる製品や梱包材の比率を、製品区分別に報告する。
- b. この指標のデータの収集方法を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

製品や梱包材が使用後に廃棄されることが、環境問題として次第に深刻化してきた。リサイクルやリユースシステムを効率よく行って製品サイクルを完結することが、原材料や資源の効率化に大きく貢献することになり、廃棄関連の問題緩和やコスト低減にもつながる。

この指標から、組織の製品、部品、原材料の収集や新しい生産工程のための有益な原材料への変換について、どの程度行っているかを把握できる。また組織が、リサイクルやリユースが可能な製品・梱包材の設計にどの程度取り組んできたかも把握できる。この尺度はとりわけ、製品や梱包材のリサイクルが公的に義務付けられているセクターでは、競争上の差別化要因にすることができる。

#### 編集方法

報告期間内に、使用後にリユース・リサイクルされた製品や梱包材の量を特定する。不合格品および不良回収品を計算に含めない。梱包材のリサイクルやリユースは、個別に報告する。

リユース・リサイクルの対象である製品と梱包材の比率(製品区分別)の算出には、下記の計算式を使用する。

$$\text{リユース・リサイクル対象の製品と梱包材の比率} = \frac{\text{報告期間内にリユース・リサイクルされた製品と梱包材}}{\text{報告期間内に販売した製品}} \times 100$$

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 製品区分
- リユース・リサイクル

#### 情報源

情報源としては、内部の情報収集システムにより収集したデータ、組織に代わって製品を再生利用している社外の情報収集システムにより提供されたデータがある。

## 側面: コンプライアンス

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

##### G4-EN29 環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも*実施マニュアル*のページ番号である。

### G4-EN29

#### 環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数

- a. 高額な罰金や罰金以外の制裁措置について、下記の観点から報告する。
  - 高額罰金の総額
  - 罰金以外の制裁措置の総件数
  - 紛争解決メカニズムに提起された事案
- b. 法規制に対して組織の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

#### 手引き

##### 関連性

組織のコンプライアンス違反のレベルは、事業活動を一定のパフォーマンス内にとどめておくマネジメント能力を示す上で有益である。経済的観点から見ると、法規制を確実に遵守することが、罰金による直接的な財務リスクや社会的評判の失墜による間接的な財務リスクの低減につながる。場合によっては、法規制への違反から、汚染除去義務など高額な環境関連の法的責任が生じることがある。組織による法遵守の実績は、事業の拡大や許可取得などについての組織能力にも作用する。

##### 編集方法

環境法規制の遵守違反に関しての行政・司法上の制裁措置を特定する。環境法規制には少なくとも、次の事項を含めること。

- 国際的な宣言、規約および条約ならびに各行政レベルの規制。G4-EN24 で開示する漏出に関連する違反で G4-EN29 の基準に該当するものを含む。
- 環境を所管する規制当局との間で締結した自主的取り決め(新規規制の導入に代えて策定されたもの)で、拘束力があると見なされるもの。管轄区域によっては、このような取り決めは「協定」と呼ばれることがある
- 組織に対して提起された事案で、政府当局の監督下にある国際的紛争解決メカニズムまたは国内紛争解決メカニズムを利用したもの

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 環境法規制

##### 情報源

データ源としては、監査結果、法務部門が運用する規制関連の追跡システム、環境マネジメント・システムが挙げられる。罰金の総額に関する情報は、経理部門で入手できる。

## 側面: 輸送・移動

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

**G4-EN30** 製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### 参考文献

- 国連(UN)勧告、「危険物輸送勧告」、2001年



## 指標

### G4-EN30

#### 製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響

- a. 組織の業務に使用する製品その他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響について報告する。定量的データを示さない場合は、その理由を明らかにする。
- b. 製品、組織の従業員、その他物品や原材料の輸送・移動によって生じる環境影響をどのように緩和したかを報告する。
- c. 著しい環境影響を判断する際に準拠した基準、方法を報告する。

---

#### 手引き

##### 関連性

輸送システムがもたらす環境への影響は、地球温暖化から地域のスモッグや騒音に至るまで広範に及んでいる。組織によって、組織の環境フットプリント全体の中で物流に関連する環境影響が大きな比重を占めることがある。これは特に、大規模な供給・流通ネットワークを有している組織について言える。製品、物品、原材料の輸送（物流）や従業員の移動（人流）による影響を評価することは、環境マネジメント戦略を立案するための総合的なアプローチの一環となっている。

##### 編集方法

組織が使用する輸送手段のために生じる著しい環境影響を特定する。少なくとも次の点を踏まえて分析する。

- エネルギー使用（石油、灯油、燃料、電力など）
- 大気への排出（温室効果ガス、オゾン層破壊物質、NOX、SOX、およびその他の排気物質）
- 排水（各種の化学物質など）
- 廃棄物（各種の梱包材など）
- 騒音
- 漏出（化学物質、石油、燃料の漏出など）

製品、組織の従業員、その他物品や原材料の輸送・移動による影響をどのように緩和したかを特定する。

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 物流
- 輸送
- 従業員の移動（人流）

##### 情報源

情報源としては、流通サービス業者やサプライヤーの請求書、流通部門の報告書、車両の使用および整備の記録、環境部門などが実施したモニタリング・測定の結果がある。

## 側面: 環境全般

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標方法

##### G4-EN31 環境保護目的の総支出と総投資(種類別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### 参考文献

- 国際会計士連盟(IFAC)、『*International Guidance Document: Environmental Management Accounting* (国際的な手引き書: 環境管理会計)』、2005年
- 国連持続可能開発部(UNSD)、『*Environmental Management Accounting Procedures and Principles* (環境管理会計の手続きと原則)』、2001年

## 指標

### G4-EN31

#### 環境保護目的の総支出と総投資（種類別）

- a. 環境保全支出について、次の項目別に報告する。
- 廃棄物処分、排出物処理および是正のコスト
  - 予防および環境マネジメントのコスト

---

#### 手引き

#### 関連性

環境負荷低減や環境保全のために行った支出を測定することにより、組織の環境イニシアティブの効率性を評価することができる。また、社内の費用対効果分析のために貴重なインプットも得られる。環境パフォーマンスのデータが、環境負荷低減や環境保全のための支出に照らして測定したものであれば、組織がパフォーマンス改善のために行っている資源利用の有効性を判断する目安になる。この支出データを長期的、総合的に追跡・分析を行うことにより、環境パフォーマンス改善のために行う複雑な組織的・技術的な投資について、その価値を判断することができる。

組織内に、完全な環境マネジメント会計システムを設定して複数分野の情報を追跡することができる。この指標は、廃棄物処分、排出物処理、是正のためのコストと、予防および環境マネジメントのコストに重点を置いたものである。

#### 編集方法

支出額に基づいて廃棄物処分、排出物処理および是正のコストを特定する。少なくとも次の事項を含める。

- 廃棄物の処理と処分
- 排出物の処理（ろ過装置や薬剤の支出額など）
- 排出ガス検査修了証の取得や使用にともなう支出額
- 関連機器の支出額、維持費、運用に必要な原材料とサービス、および関連する人件費
- 環境関連の法的責任を対象とした保険
- 汚染除去のコスト（G4-EN24 で報告する漏出の是正コストを含む）

支出額に基づいて、予防および環境マネジメントのコストを特定する。少なくとも次の項目を含める。

- 環境教育および研修
- 環境マネジメントのための外部サービス
- マネジメント・システムの外部認証
- 研究開発
- よりクリーンな技術を導入するための追加費用（標準技術に対する割増コストなど）
- グリーン購入のための追加費用
- その他の環境マネジメントのコスト

IFAC の『*国際ガイダンス文書 環境管理会計*<sup>21</sup>』に定められているとおり、この指標を導き出すための支出額からは、次の項目を除外する。

- 環境法規制への違反に関する罰金（G4-EN29 を参照）

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 環境保全支出

#### **情報源**

情報源としては、請求および会計システム(環境マネジメント会計)、調達、人事、法務の各部門が挙げられる。

## 側面: サプライヤーの環境評価

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

##### G4-EN32 環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率

手引き p. -

##### G4-EN33 サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響(現実的、潜在的なもの)および行った措置

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

環境クライテリアを用いて新規サプライヤーを選別するシステムを記述する。新規サプライヤーの選別に使用する環境クライテリアを挙げる。環境クライテリア、環境影響評価は、本ガイドラインの「環境のカテゴリの側面」をカバーするとよい。

サプライチェーンにおける著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)の特定、評価のために使用しているプロセス(デュー・デリジェンスなど)を記述する。マイナスの影響としては、組織が原因となって引き起こされる影響、組織とサプライヤーの関係による活動、製品またはサービスに関連する影響を含む。

組織が、環境影響評価の目的によりサプライヤーを特定・優先順位付けしている方法を記述する。評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメントおよび苦情処理制度から入手することができる。

サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)に対処するために実施している措置を記述する。その措置が、影響の予防、緩和、是正のどれを目的とするものであるかを説明する。実施する措置としては、組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更、サプライヤーとの関係の打ち切りなどがある。

著しいマイナスの環境影響(現実のもの、潜在的なもの)の予防、緩和、是正を促進するため、サプライヤーと締結する契約上で期待事項(目標と目的を含む)をどう設定、確立しているかを記述する。

著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）の予防、緩和、是正に関して、サプライヤーにインセンティブや報奨を提供しているか否かを記述する。

環境クライテリアを用いて、サプライヤーとその製品、サービスを評価・監査するための慣行を記述する。

実施している評価、監査の種類、システム、範囲、頻度、現在の実践状況を示し、認証・監査の対象がサプライチェーンのどの部分であるかを示す。環境クライテリアによるサプライヤーとその製品、サービスの評価・監査を実施主体は、組織自体、第二者または第三者のいずれでも構わない。

環境影響評価の結果、サプライヤーとの関係を終了することによって潜在的に発生するマイナスの影響が生じる場合、その影響評価のためにどのようなシステムを設けているか、影響緩和のためにどのような戦略を備えているか、記述する。

## 指標

### G4-EN32

#### 環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率

- a. 環境クライテリアを用いて選定した新規サプライヤーの比率を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、環境に関するデュー・デリジェンス・プロセスによって選択、契約したサプライヤーの比率について、ステークホルダーに情報を提供するものである。新たにサプライヤーとの関係を構築するときは、可能な限り早い段階でデュー・デリジェンスを開始すべきである。

契約などの取り決めを結ぶ段階で、潜在的な著しいマイナスの環境影響を予防、緩和することができる。

#### 編集方法

組織が選択、契約を検討した新規サプライヤーの総数を特定する。

環境クライテリアを用いて選定した新規サプライヤーの総数を特定する。

環境クライテリアとしては、環境のカテゴリーの側面を含む場合がある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー
- サプライヤー・スクリーニング

#### 情報源

情報源としては、組織の調達、購買、法務部門が挙げられる。

### サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置

- a. 環境影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。
- b. 著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤー数を報告する。
- c. サプライチェーン内で特定した著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）を報告する。
- d. 著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善を行うことに同意したサプライヤーの比率を報告する。
- e. 著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果により、事業関係を終了したサプライヤーの比率およびその理由を報告する。

### 手引き

#### 関連性

この指標は、サプライチェーン内の著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）に関する組織の認識状況について、ステークホルダーに情報を提供するものである。

組織は、サプライチェーン内の著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定、評価するプロセスによりこれに対処することができる。

#### 編集方法

著しい影響に関して適切な状況を表せるのであれば、組織はこの指標で求められている情報について、細分して示すことが望ましい。サプライヤーの所在地別、著しいマイナス環境影響（現実のもの、潜在的なもの）の内訳別などである。

マイナスの影響としては、組織が原因となって生じる影響、組織とサプライヤーの関係による活動、製品またはサービスに結び付いた影響が含まれる。

環境影響の評価には、本ガイドラインの「環境のカテゴリーの側面」をカバーするとよい。

パフォーマンス期待事項を事前に設定しサプライヤーに通知し、合意を得ている場合には、このパフォーマンス期待事項に照らして評価を行うことができる。

評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメントおよび苦情処理制度から入手することができる。

改善策には、報告組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修およびプロセスの変更などがある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー

#### 情報源

情報源としては、調達、購買、法務部門が挙げられる。



## 側面: 環境の苦情処理制度

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

G4-EN34 環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

環境影響に関する苦情処理制度の有用性や利用性、是正プロセスを記述する。組織のサプライチェーンの状況、有効性モニタリングのためのステークホルダー関与も含める。組織の苦情処理制度や是正プロセスのモニタリングに関わるステークホルダーに、サプライヤー、地域コミュニティ、労働者代表が含まれる場合がある。

苦情処理制度や原状回復プロセスへの利用可能性についての研修の種類を一覧表示する。

G4-EN34

**環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数**

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申立された環境影響関連の苦情総件数を報告する。
- b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。
  - 報告期間中に対応した苦情
  - 報告期間中に解決した苦情
- c. 報告期間より前に申立され、報告期間中に解決した環境影響関連の苦情総件数を報告する。

手引き

**関連性**

組織の事業活動による環境影響や、他者(サプライチェーン内の業者など)との関係による環境影響をめぐって、紛争が発生する場合がある。効果的な苦情処理制度は、環境影響の是正に向けて重要な役割を果たす。

**編集方法**

既設の正式な苦情処理制度を特定する。正式な苦情処理制度は、報告組織が管理することも、外部者が管理することもある。

報告期間内、正式な苦情処理制度を通じて申立された環境影響関連の苦情総件数を特定する。

当年および前年にされた苦情のうち、報告期間内に対処、解決した苦情の総件数を特定する。

著しい影響に関して適切な状況を表せるのであれば、組織は、苦情件数を細分して示すことが望ましい。苦情の性質別、発生場所別、苦情を申立た当事者別などである。苦情を申立た当事者には、次の者が含まれる。

- 内部のステークホルダー(従業員など)
- 外部のステークホルダー(サプライヤー、地域コミュニティなど)
- 次によって特定される個人または集団:
  - 発言権の低いグループのメンバー
  - その他の多様性の指標

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 正式な苦情処理制度

**情報源**

情報源としては、組織の法務、法規則遵守、調達、購買、人事部門が挙げられる。

## カテゴリー: 社会

### イントロダクション

持続可能性における社会面とは、事業を展開している社会システムに対して組織が与える影響に関するものである。

社会のカテゴリーには、次のサブカテゴリーが含まれる。

- 労働慣行とディーセント・ワーク
- 人権
- 社会
- 製品責任

サブカテゴリーに含まれる内容の大部分は、国際的に認められた普遍的基準または国際的参照資料に基づいている。

## サブカテゴリー: 労働慣行とディーセント・ワーク

### イントロダクション

労働慣行のサブカテゴリーの側面は、国際的に認められた次の普遍的基準に基づいている。

- 国連(UN)宣言、「世界人権宣言」、1948年
- 国連(UN)条約、「市民的および政治的権利に関する国際規約」(自由権規約、B規約)、1966年
- 国連(UN)条約、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」(社会権規約、A規約)、1966年
- 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(CEDAW)」、1979年
- 国際労働機関(ILO)宣言、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、1998年、特に下記のILOの8つの中核的条約:
  - 国際労働機関(ILO)条約29、「強制労働条約」、1930年
  - 国際労働機関(ILO)条約87、「結社の自由および団体権の保護に関する条約」1948年
  - 国際労働機関(ILO)条約98、「団結権および団体交渉権に関する条約」1949年
  - 国際労働機関(ILO)条約100、「同一報酬条約」、1951年
  - 国際労働機関(ILO)条約105、「強制労働の廃止に関する条約」、1957年
  - 国際労働機関(ILO)条約111、「雇用・職業差別禁止条約」、1958年
  - 国際労働機関(ILO)条約138、「最低年齢条約」、1973年
  - 国際労働機関(ILO)条約182、「最悪の形態の児童労働条約」、1999年
- 国連(UN)宣言、「ウィーン宣言および行動計画」、1993年

労働慣行の指標は、企業の社会的責任に関する次の2点の法律文書にも基づいている。

- 国際労働機関(ILO)、「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」1977年
- 経済協力開発機構(OECD)、「OECD多国籍企業行動指針」、2011年
- 

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

このサブカテゴリーの標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、「多国籍企業に関するOECDガイドライン2011年の第V章「雇用と労使関係」の実践状況の報告に有益である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10原則」

このサブカテゴリーの標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10原則」2000年における原則6の実践状況の報告に有益である。

### その他の参照資料

- 国際労働機関(ILO)宣言、「国際労働機関の目的に関する宣言(フィラデルフィア宣言)」、1944年
- 国際労働機関(ILO)宣言、「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」、2008年

- 国際労働機関(ILO)、「ディーセント・ワーク」、1999 年
- 国連(UN)条約、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」1990 年
- 国連(UN)宣言、「国連ミレニアム宣言」、2000 年

## 側面: 雇用

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

##### 指標

**G4-LA1** 従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率(年齢、性別、地域による内訳)

手引き p. -

**G4-LA2** 派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付(主要事業拠点ごと)

手引き p. -

**G4-LA3** 出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 102、「社会保障(最低基準)条約」、1952年
- 国際労働機関(ILO)条約 121、「業務災害給付条約」、1964年
- 国際労働機関(ILO)条約 128、「障害、老齢、および遺族給付条約」、1967年
- 国際労働機関(ILO)条約 130、「医療および疾病給付条約」、1969年
- 国際労働機関(ILO)条約 132、「有給休暇条約(改正)」、1970年
- 国際労働機関(ILO)条約 140、「有給教育休暇条約」、1974年
- 国際労働機関(ILO)条約 156、「家族的責任を有する労働者条約」、1981年
- 国際労働機関(ILO)条約 157、「社会保障の権利維持条約」、1982年
- 国際労働機関(ILO)条約 168、「雇用の促進および失業に対する保護条約」、1988年
- 国際労働機関(ILO)条約 183、「母性保護条約」、2000年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

組織のサプライチェーン内で行われている労働が、然るべき制度的、法的枠組みに沿っていない状況について明らかにし、対処のために実施している措置を記述する。適切な制度的、法的枠組みに沿って業務を行うことは通常、特定可能で法的に認められている雇用者と認知されている雇用関係が必要であろう。

サプライヤーで働いている人が、国の労働法によって保証されている社会的保護や労働者保護を受けていない状況について明らかにし、対処のために実施している措置を記述する。

組織のサプライチェーン内の労働条件が、国際的な労働基準や国の労働法に沿っていない状況について明らかにし、対処のために実施している措置を記述する。労働条件としては、賃金、労働時間、休憩時間、休日、懲罰および解雇の慣行、母性保護、職場環境、労働衛生と安全、居住施設(提供される場合)の品質の他、安全な飲用水、社員食堂、医療サービスの利用など福利厚生が含まれる。

組織のサプライチェーン内で行われる労働に対して報酬が適切に支払われない状況について、判別および対処のために実施している措置を記述する。業務に対する適切な報酬の支払いとは、標準的な1週間の労働時間(時間外勤務を除く)に対する給与・賃金が法定および業界の最低基準を満たし、労働者と家族の基本的なニーズを満たすに十分であり、さらにある程度の可処分所得をもたらすことを意味する。労働に対する報酬が不適切な状況に対処するために実施する措置としては、次の項目が考えられる。

- サプライヤーへの代金支払いと労働者に支払う賃金の関係について、サプライヤーとの対話
- 調達慣行の変更
- 団体交渉による賃金決定の支援
- 時間外勤務をどの程度行っているか、それは義務か、時間外勤務に対して割増し報酬を支払っているか否かの判別

組織のサプライチェーン内の労働者について、偽って自営業者として扱われたり、もしくは法的に認められた雇用者のいない、偽装した雇用関係状況を明らかにし、対処するために実施している措置を記述する。

組織のサプライチェーン内で行う労働が家庭内で行われ、法的に認められた契約に沿っていない状況について、判別および対処のために実施している措置を記述する。

## 指標

### G4-LA1

#### 従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率(年齢、性別、地域による内訳)

- a. 報告期間内に新規雇用した従業員の総数と比率を、年齢、性別、地域の内訳により報告する。
- b. 報告期間内に離職した従業員の総数と比率を、年齢、性別、地域の内訳により報告する。

#### 手引き

#### 関連性

組織が新規に雇用した者の人数やその年齢、性別、地域による内訳は、多様な資質を備えた従業員を引き付ける組織の戦略と能力を表すものといえる。この情報から、年齢と性別に関して包含的な採用慣行を実践して各地域で才能ある労働力を最適に活用しようとする組織の取り組み状況を読み取ることができる。

従業員の離職率の高さは、従業員の間にある不安感や不満足度の強さを表していることがある。そうでなければ、組織の中核的事業の構造に大きな変化が表れていることが考えられる。年齢や性別によって離職率に相違がある場合、職場に不適応が見られたり潜在的に不平等が存在していたりする可能性がある。従業員の離職は、組織の人的資本と知的資本が変動して生産性に影響を及ぼす可能性がある。離職者数は、人件費の削減、労働者採用費用の増大という点で、コストに直接関わってくる。

#### 編集方法

報告期間内に新規に雇用した従業員の総数を、年齢(30歳未満、30～50歳、50歳超)、性別、地域の内訳により特定する。

報告期間内の従業員の離職率を、年齢(30歳未満、30～50歳、50歳超)、性別、地域の内訳により特定する。

正味の雇用創出は、G4-10の指標で報告するデータを使用して推計することができる。

報告期間末時点における総従業員数を使用して、比率を計算する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 離職者数
- 新規雇用従業員

#### 情報源

情報源としては、全国レベルや事業所レベルでの給与情報が挙げられる。この数値に大きな変動がある場合、経営計画や組織の主要戦略のターゲット変更が原因となっている場合がある。



**派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付(主要事業拠点ごと)**

a. 組織の正社員には標準支給するが、派遣社員やアルバイト従業員には支給しない給付について、主要事業拠点ごとに報告する。この給付には、少なくとも次のものを含める。

- 生命保険
- 医療
- 身体障害、病気補償
- 育児休暇
- 定年退職金
- 持ち株制度
- その他

b. 「主要事業拠点」の定義を報告する。

**手引き****関連性**

この指標で報告するデータは、組織が人的資産に行う投資と正社員に支給する最低給付についての目安となる。正社員に支給する給付の質は、従業員を維持するための重要な要因である。

**編集方法**

正社員に支給する標準的な給付を、主要事業拠点ごとに特定する。

この給付のうち、派遣社員やアルバイト従業員には支給しないものはどれか、主要事業拠点ごとに特定し、その情報を開示する。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 給付金
- 従業員
- 標準給付

**情報源**

情報源としては、地域または中央の労働協約がある。これにより、法定最低限度を超えて支給している給付の例が得られるだろう。この他の情報源としては、給付概要、従業員向けオリエンテーションおよび定年退職説明会の資料、雇用契約などがある。

### 出産・育児休暇後の復職率と定着率(男女別)

- 育児休暇を取る権利を有していた従業員の総数(男女別)を報告する。
- 育児休暇を取った従業員の総数(男女別)を報告する。
- 育児休暇を取った後、復職した従業員の総数(男女別)を報告する。
- 育児休暇から復職し、復職後12ヶ月の時点で在籍している従業員の総数(男女別)を報告する。
- 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)を報告する。

### 手引き

#### 関連性

多くの国で、育児休暇の提供を規定する法律を導入している。この法律の主旨は、従業員が育児休暇を終えた後も、以前と同等の地位で復職できるようにすることにある。

法律の運用については、各国政府、雇用企業、従業員の解釈によって様々である。雇用企業が慣行によって雇用の確保、報酬、キャリア設計に悪い影響を与えているような場合、育児休暇の取得や復職への意欲をくじかれている女性が多い。また男性も、育児休暇を取る権利の行使に躊躇することが多い。

出産・育児休暇やその他の休暇取得で性差のない公平な選択ができるようになれば、優秀なスタッフの雇用や定着につながるだけでなく、従業員の士気や生産性の向上も見込むことができる。男性による育児休暇の取得率は、父親の休暇取得を組織がどの程度まで奨励しているかを示す尺度になる。育児休暇資格を行使する男性が増えると、女性がキャリア設計を犠牲にすることなく育児休暇を取得するうえでプラスの作用を及ぼす。

#### 編集方法

組織が方針、協約、契約上に育児休暇取得の権利を定めている場合、対象となる従業員の比率を、男女別に特定する。

次に該当する従業員の総数を、男女別に特定する。

- 報告期間内に育児休暇を取得した従業員
- 報告期間内に育児休暇から復職した従業員
- 復職後、12ヶ月が経過しても在籍している従業員。この部分については、前の報告期間の記録を調査する。

この情報を使用して、復職率と定着率(男女別)を計算する。下記の計算式を使用する。

$$\text{復職率} = \frac{\text{育児休暇後、復職した従業員の総数}}{\text{育児休暇後、復職する予定だった従業員の総数}} \times 100$$

$$\text{定着率} = \frac{\text{育児休暇から復職した後、12ヶ月が経過しても在籍している従業員の総数}}{\text{前の報告期間中、育児休暇から復職した従業員の総数}} \times 100$$

### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 従業員
- 育児休暇

#### **情報源**

情報源としては、組織の人事部門がある。

## 側面: 労使関係

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

**G4-LA4** 業務上の変更を実施する場合の最低通知期間(労働協約で定めているか否かも含む)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### リンク

#### 国連グローバル・コンパクト 10 原則

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10 原則」2000 年の原則 3 の実践状況の報告に有益である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 87、「結社の自由および団体権の保護に関する条約」1948 年
- 国際労働機関(ILO)条約 98、「団結権および団体交渉権に関する条約」1949 年
- 国際労働機関(ILO)条約 135、「労働者代表条約」、1971 年
- 国際労働機関(ILO)条約 154、「団体交渉条約」、1981 年
- 国際労働機関(ILO)条約 158、「雇用終了条約」、1982 年
- 国際労働機関(ILO)勧告 91、「労働協約勧告」、1951 年
- 国際労働機関(ILO)勧告 94、「企業における協力勧告」、1952 年
- 国際労働機関(ILO)勧告 163、「団体交渉勧告」、1981 年
- 国際労働機関(ILO)、**主要労働市雇用終了条約場指標(KILM)**、<http://kilm.ilo.org/kilmnet>、2013/5/1 アクセス
- 国際労働機関(ILO)、LABORSTA インターネット、<http://laborsta.ilo.org/>、2013/5/1 アクセス

## 指標

G4-LA4

### 業務上の変更を実施する場合の最低通知期間(労働協約で定めているか否かも含む)

- a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある業務変更を実施する場合、従業員や従業員代表者に対して通常、最低何週間前までに通知を行っているかを報告する。
- b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉を労働協約上に定めているか否かを報告する。

### 手引き

#### 関連性

最低通知期間は、組織が業務上の著しい変更を行う際、従業員の満足度や意欲の維持を図る能力を表す尺度である。

この指標から、業務上の重大な変更を伴う場合に、タイムリーに協議を行い、そのような変更(労働者にとってプラスの結果をもたらす場合も、マイナスの結果をもたらす場合もある)に関する交渉、実践の場に従業員とその代表者を関与させる組織の慣行について、理解を得ることができる。労働者やその他の関係者とタイムリーで効果的に協議を行うことが(対関係官庁の協議のように)実際に可能であるなら、業務上の変更によって労働者や関連コミュニティに与えるマイナスの影響を最小化するうえで有益である。

この指標からは、関連する国際規範に定められる期待事項に関連する協議について、組織の慣行を評価することもできる。協議を実施する慣行から良好な労使関係が生じるのであれば、肯定的な職場環境、離職率の低下、業務中断などの最小化につながるだろう。

#### 編集方法

企業方針や標準雇用契約に定められている最低通知期間を特定する。地域ごとに異なる方針が存在する場合はある。

G4-11 に従って団体交渉協定を特定し、当該文書に定められる通知期間の条項を確認する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 従業員
- 事業の重大な変更

#### 情報源

情報源になるものとして、人事部門または法務部門が管理している企業方針、標準雇用契約、団体交渉協定がある。

## 側面: 労働安全衛生

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-LA5** 労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率

手引き p. -

**G4-LA6** 傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数(地域別、男女別)

手引き p. -

**G4-LA7** 業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数

手引き p. -

**G4-LA8** 労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*OECD 多国籍企業行動指針*2011年の第VI章、「環境」の実践状況の報告に有益である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 155、「職業上の安全および健康に関する条約」および関連議定書 155、1981年
- 国際労働機関(ILO)条約 161、「職業衛生機関条約」、1985年
- 国際労働機関(ILO)、*労働災害と職業病の記録と通知に関する行動規範*、1996年
- 国際労働機関(ILO)、*Guidelines on Occupational Safety and Health Management Systems (ILO-OSH 2001)*、2001年

---

手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

#### **G4-DMA-b に関する側面固有の手引き**

重篤な疾病に関して、労働者、その家族、コミュニティのメンバーの支援のために設けているプログラムについて記述する(教育および研修、カウンセリング、予防およびリスク管理対策、治療に関することも対象としているかも含める)。

#### **定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 疾病のリスク管理

## 指標

G4-LA5

**労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率**

- a. 公式の労使合同安全衛生委員会のそれぞれの委員について、組織内における通常の活動レベルを報告する。
- b. 公式の労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率を報告する。

---

### 手引き

#### 関連性

共同代表制による労働安全衛生委員会は、建設的な安全衛生文化の発展に役立つ。委員会の活用は、職場における労働安全衛生の向上に労働者を参画させる方法の一つである。この指標は、労働力が安全衛生に主体的に参画している程度の目安の一つとなる。

#### 編集方法

労働安全プログラムについてモニタリング、フィードバック収集、助言を行っている公式の安全衛生委員会を特定する。このような委員会は、施設、複数施設、地域、グループ、組織全体レベルで存在する場合がある。

この種の委員会に代表者を送る母体となっている労働者数を計算し、総労働力の人数に占める比率を求める。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 公式委員会
- 総労働力

#### 情報源

情報源になるものとして、組織の手順書および労働安全衛生委員会の議事録がある。



### 傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）

- a. 総労働力（全従業員と派遣労働者の合計）を対象に傷害の種類、傷害率（IR）、業務上疾病率（ODR）、休業日数率（LDR）、欠勤率（AR）、および業務上の死亡者数を、次の内訳により報告する。
  - 地域
  - 性別
- b. 事業所内に勤務する請負業者（組織が労働環境の全般的安全性について法的責任を負っている者）を対象に傷害の種類、傷害率（IR）、業務上疾病率（ODR）、休業日数率（LDR）、欠勤率（AR）、および業務上の死亡者数を、次の内訳により報告する。
  - 地域
  - 性別
- c. 災害統計の記録、報告に適用する規則体系を報告する。

### 手引き

#### 関連性

安全衛生のパフォーマンスは、組織の注意義務に関する重要な評価基準である。傷害率や欠勤率が低いことは、一般的にスタッフの士気や生産性でプラスの傾向につながる。この指標は、マネジメントの中でも安全衛生に関する慣行が、労働安全衛生事例の減少に結び付いているか否かを示すものである。傾向やパターンを評価することにより、職場における潜在的な不平等が読み取れる場合もある。

#### 編集方法

災害統計の記録や報告に適用する規則の体系を特定する。職場災害の報告、記録、通知に関しては、*労働災害と職業病の記録と通知に関するILO行動規範*<sup>56</sup>が策定されている。国内法がILO規範に準拠している場合は、その旨を記述し、法律に基づいて業務を行っていることを述べるだけでよい。国内法がILO規範に準拠していない場合は、適用している規則の体系を示し、その体系とILO規範の関係を示す。

安全衛生関連の事例やパフォーマンスの追跡、報告に使用している体系を特定する。この体系が、主要な業務や地域をすべてカバーしていることを確認する。場合によっては、組織全体で複数の体系が使用されていることもある。このような体系の情報を利用して、次の統計値を計算する。

#### 死亡者数

報告期間内の死亡者の絶対数を特定する。

総労働力（全従業員と派遣労働者の合計）と、事業所内に勤務する請負業者（組織が労働環境の全般的な安全性に関して法的責任を負っている者）についてそれぞれ別個に、この情報を次の内訳により報告する。

- 地域
- 性別

#### 傷害率（IR）

報告期間内の傷害率（IR）を特定する。

組織によっては軽傷（応急処置程度）でもデータに含める場合があるため、そのような傷害が含まれているか否かを明記する。

総労働力（全従業員と派遣労働者の合計）と、事業所内に勤務する請負業者（組織が労働環境の全般的な安全性に関して法的責任を負っている者）についてそれぞれ別個に、この情報を次の内訳により報告する。

- 地域
- 性別

傷害率には、死亡者も含める。

#### **業務上疾病率(ODR)**

報告期間内の業務上疾病率(ODR)を特定する。

総労働力(全従業員と請負労働者の合計)と、事業所内に勤務する社外の請負業者(組織が労働環境の全般的な安全性に関して法的責任を負っている者)についてそれぞれ別個に、この情報を次の内訳により報告する。

- 地域
- 性別

#### **損失日数率(LDR)**

報告期間内の損失日数率(LDR)を特定する。「損失日数」の計算では、次の項目を明記する。

- 「日」は、「暦日」と「予定された就業日」のどちらを意味するか
- どの時点で「損失日数」のカウントが始まるか(例えば事故の翌日、事故の3日後など)

総労働力(全従業員と請負労働者の合計)と、事業所内に勤務する社外の請負業者(組織が労働環境の全般的な安全性に関して法的責任を負っている者)についてそれぞれ別個に、この情報を次の内訳により報告する。

- 地域
- 性別

#### **欠勤率(AR)**

報告期間内の欠勤率(AR)を特定する。

総労働力(全従業員と請負労働者の合計)と、事業所内に勤務する社外の請負業者(組織が労働環境の全般的な安全性に関して法的責任を負っている者)についてそれぞれ別個に、この情報を次の内訳により報告する。

- 地域
- 性別

#### **定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 欠勤者
- 欠勤率
- 死亡者
- 傷害
- 傷害率
- 休業日数
- 休業日数率
- 業務上疾病
- 業務上疾病率
- 派遣労働者
- 総労働力

## 情報源

情報源としては、従業員記録、雇用契約、出勤記録、および災害記録がある。

**業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数**

- a. 事故率や特定疾病発症率の高い業務活動に従事する労働者の有無を報告する。

**手引き****関連性**

この指標は、労働力の安全衛生管理における予防的戦略の一環として、すべての組織に当てはまる。この指標はとりわけ、伝染病発症のリスクのある国で事業を展開する組織や、特定疾病の発症率が高い業種の組織について関連性が高い。重大疾病を予防することは、労働力の健康、満足度、安定性に貢献し、コミュニティや地域における組織の事業活動についての操業許可の維持に有益である。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 重大疾病
- 労働者

**情報源**

情報源としては、組織の方針や業務手順書、内部の労働安全衛生委員会の議事録、および人事部門と保健センターの記録がある。

### 労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ

- a. 労働組合（各地域、全世界のいずれか）と締結した正式協定で、安全衛生を定めているか否かを報告する。
- b. 定めている場合、安全衛生に関する様々なテーマが協定上でどの程度盛り込まれているか、比率で報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、労働力の安全衛生を確保する方法の一つを示すものである。正式協定は、両当事者による責任の受容と安全衛生文化の建設的な発展を推進するであろう。この指標は、安全衛生マネジメントの取り決めである労使間の正式協定に、労働力が主体的に参画している程度を示すものである。

#### 編集方法

報告期間内に、組織と各地域または全世界の労働組合の間で、協定が存在していたかどうかを特定する。

これらの協定で、安全衛生のテーマを盛り込んでいる度合いと範囲を特定する。

地域レベルの協定に盛り込むテーマは、例えば次のようなものである。

- 個人保護具
- 労使合同の安全衛生委員会
- 安全衛生に関する検査、監査、事故調査への労働者代表の参加
- 研修および教育
- 苦情処理制度
- 安全でない業務の拒否権
- 定期的な検査

グローバルレベルの協定に盛り込むテーマは、例えば次のようなものである。

- 国際労働機関（ILO）規則の遵守
- 問題解決のための取り決めや仕組み
- 目標とするパフォーマンス基準、適用すべき慣行のレベルに関するコミットメント

上記の情報を利用して、この情報を含む協定と含まない協定のパーセンテージ差を計算する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 正式協定

#### 情報源

情報源としては、労働組合との団体協定がある。

## 側面: 研修および教育

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

**G4-LA9** 従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別)

手引き p. -

**G4-LA10** スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援

手引き p. -

**G4-LA11** 業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示は、経済協力開発機構(OECD)、**多国籍企業に関する OECD ガイドライン**2011 年の第 VI 章、「環境」の実践状況の報告に有益である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 140、「有給教育休暇条約」、1974 年
- 国際労働機関(ILO)条約 142、「人的資源開発条約」、1975 年
- 国際労働機関(ILO)条約 155、「職業上の安全および健康に関する条約」および関連議定書 155、1981 年
- 国際労働機関(ILO)条約 168、「雇用の促進および失業に対する保護条約」、1988 年

## 指標

G4-LA9

### 従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別)

- a. 報告期間内に、組織の従業員が受講した研修の平均時間数を、次の内訳により報告する。
- 性別
  - 従業員区分

#### 手引き

#### 関連性

人的資本の維持や改善、とりわけ従業員の知識を広げる研修は、組織を発展させるうえでの重要な要素である。この指標は、組織がこの分野にどの程度まで投資しているか、その投資が従業員全体にどこまで広く行き渡っているかを表す目安となっている。研修の機会があることは、社会パフォーマンスの別の分野(職場における機会均等の確保など)における進歩にも貢献する。さらに個人レベルや組織レベルでの改善への動機付けにも貢献する。

#### 編集方法

従業員の総数を男女別に特定する。G4-10 の情報を利用する。

従業員数は、人数または正規職員換算(FTE: Full Time Equivalent)で表すことができる。用いたアプローチを開示し、一期間内でも数期間にわたっても、そのアプローチを一貫して適用する。

従業員区分ごとの従業員数を特定する。この情報は G4-LA12 から導き出すことができる。

全従業員と各従業員区分について、報告期間内に実施された研修時間の合計を特定する。

報告期間内に従業員一人あたりの平均研修受講時間を特定する。次の算式を使用する。

$$\text{従業員一人あたりの平均研修時間} = \frac{\text{従業員に提供した研修時間の合計}}{\text{従業員総数}}$$

報告期間内の従業員一人あたりの平均研修受講時間を、男女別に特定する。次の算式を使用する。

$$\text{女性従業員一人あたりの平均研修時間} = \frac{\text{女性従業員に提供した研修時間の合計}}{\text{女性従業員の総数}}$$

$$\text{男性従業員一人あたりの平均研修時間} = \frac{\text{男性従業員に提供した研修時間の合計}}{\text{男性従業員の総数}}$$

報告期間内の従業員一人あたりの平均研修受講時間を、従業員区分別に特定する。次の算式を使用する。

$$\text{従業員区分あたりの平均研修時間} = \frac{\text{各従業員区分に提供した研修時間の合計}}{\text{区分に含まれる従業員数}}$$

従業員区分に関する報告では、いくつかの計算が必要になる場合がある。この計算は、組織ごとに固有である。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 従業員
- 従業員区分
- 研修

#### **情報源**

情報源としては、従業員記録や研修スケジュールなどが挙げられる。



### スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援

- a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、範囲や、提供した支援について報告する。
- b. 継続的な雇用適性を推進する移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了マネジメントについて報告する。

#### 手引き

##### 関連性

組織は、スキル・マネジメントのための各種プログラムを提供することにより、変化を続ける業務環境の中で労働力に戦略目標に沿ってスキルを獲得させる計画を進めることができる。従業員のスキルや認識の向上は、組織の人的資本を強化するとともに、パフォーマンス改善と相関性の高い従業員満足度の向上にも貢献する。退職を間近に控えた従業員は、退職に際して組織から支援が得られると分かっているれば安心し、業務関係の質が向上する。生涯学習は、個人が目まぐるしく変化する労働市場に適応し生涯にわたって経済活動に積極的に関わることができるよう、知識や能力の発達を促すことを目標にしている。

##### 編集方法

スキル向上を目的とする従業員研修プログラムを特定する。このプログラムには、少なくとも次のものを含める。

- 内部の研修コース
- 外部の研修・教育受講に対する資金的支援
- 雇用復帰が保証されている長期有給休暇

退職を間近に控えた従業員や退職した従業員を支援するための移行支援プログラムを特定する。このプログラムには、少なくとも次のものを含める。

- 退職予定者を対象とする退職前プラン
- 継続勤務を予定する人を対象とする再研修
- 退職金
- 退職金を支給する場合、従業員の年齢や勤続年数についての考慮の有無
- 就職斡旋サービス
- 自適生活への移行に向けた支援(研修、カウンセリングなど)

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 雇用の終了
- 継続的な雇用適性
- 従業員
- 生涯学習
- スキル・マネジメント

##### 情報源

情報源になるものとして、雇用の終了に関する組織の手順書、および従業員記録がある。

**業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率(男女別、従業員区分別)**

- a. 報告期間内に、業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率を、男女別、従業員区分別に報告する。

**手引き****関連性**

共通目標に照らして従業員のパフォーマンスを評価することは、従業員個人の能力開発に役立つだけでなく、組織におけるスキル・マネジメントや人的資本の開発にも貢献する。組織のパフォーマンス改善と相関関係の高い従業員満足度も向上する可能性がある。この指標は、組織が従業員のスキルセットをモニタリング、維持するために行っている取り組みを間接的に表すものである。この指標を G4-LA10 と組み合わせると、スキル向上のための組織のアプローチを具体的に示すことができる。業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率を男女別に示すことで、このシステムが組織全体にどの程度まで広く適用されているか、このような機会に不均等がないか否かを示すことができる。

**編集方法**

従業員の総数を、男女別、従業員区分別に特定する。この情報は G4-10、G4-LA12 から導き出すことができる。報告期間内に、業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率を、男女別、従業員区分別に特定する。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 従業員
- キャリア開発についての定期的評価

**情報源**

情報源としては、人事記録が挙げられる。

## 側面: 多様性と機会均等

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

**G4-LA12** ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 111、「差別待遇(雇用および職業)条約」、1958 年
- 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(CEDAW)」、1979 年
- 国連(UN)条約、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1965 年
- 国連(UN)宣言、「宗教および信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」、1981 年
- 国連(UN)宣言、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する宣言」、1963 年
- 国連(UN)宣言、*Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities*、1992 年
- 国連(UN)第 4 回世界女性会議、「北京宣言および行動綱領」、1995 年
- 国連教育科学文化機関(UNESCO)宣言、「人種と人種偏見に関する声明」、1978 年
- ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN ウィメン)および国連グローバル・コンパクト、「女性のエンパワメント原則」、2011 年

## 指標

### G4-LA12

#### ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳(性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別)

- a. 組織のガバナンス組織に属する個人で、次の多様性区分に該当する者の比率をそれぞれ報告する。
- 性別
  - 年齢:30歳未満、30～50歳、50歳超
  - マイノリティーグループ
  - その他の多様性の指標(該当する場合)
- b. 従業員区分別、次の多様性区分に該当する従業員の比率をそれぞれ報告する。
- 性別
  - 年齢:30歳未満、30～50歳、50歳超
  - マイノリティーグループ
  - その他の多様性の指標(該当する場合)

---

#### 手引き

##### 関連性

この指標は、組織内に見られる多様性に関する定量的な尺度を提供するものであり、業種や地域によるベンチマークと併せて利用することができる。組織内の多様性のレベルを知ることにより、組織の人的資本の状況について知見が得られる。また広範囲の労働力の多様性と経営陣の多様性を比較すると、機会均等についての情報も得られる。また、労働力構成に関する詳しい情報は、特定の労働力セグメントと強い関連性を有する問題点を評価するに際して、役立つ場合もある。

##### 編集方法

##### ガバナンス組織

組織内のガバナンス組織を特定する。例えば取締役会、経営委員会、または企業以外の組織でこれと類似の機関である。

このガバナンス組織に属する個人・従業員の総数を特定する。この情報を、次の多様性区分を用いて分析する。

- 性別
- 年齢:30歳未満、30～50歳、50歳超
- マイノリティーグループ
- その他の多様性の指標(該当する場合)

モニタリングと記録に当たり組織が用いた、報告することに関連性が高いであろう他の多様性指標がある場合はその指標を特定する。報告における関連性が高いという理由により、組織がモニタリングと報告にこれ以外の多様性指標を使用した場合は、その指標を特定する。

##### 従業員区分

従業員区分ごとの従業員数を特定する。従業員区分に関する報告では、いくつもの計算が必要になる。この計算は、組織ごとに固有である。詳しい手引きについては「従業員区分」の定義を参照。

総従業員数は、G4-10での報告と一致すること。各従業員区分で、次の内訳により従業員数を特定する。

- 性別
- 年齢:30 歳未満、30～50 歳、50 歳超
- マイノリティーグループ
- その他の多様性の指標(該当する場合)

モニタリングと記録にあたり組織が用いた、報告することに関連性が高いであろう他の多様性指標がある場合はその指標を特定する定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 従業員
- 従業員区分
- ガバナンス組織
- 多様性の指標

#### 情報源

情報源としては、従業員記録および機会均等委員会の議事録などが挙げられる。

## 側面: 男女同一報酬

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

##### G4-LA13 女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 100、「同一報酬条約」、1951 年
- 国際労働機関(ILO)条約 111、「差別待遇(雇用および職業)条約」、1958 年
- 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(CEDAW)」、1979 年
- 国連(UN)第 4 回世界女性会議、「北京宣言および行動綱領」、1995 年
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN ウィメン)および国連グローバル・コンパクト、「女性のエンパワーメント原則」、2011 年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-a に関する側面固有の手引き

職場における男女の公平性に対して、法的、社会経済的な環境がもたらす機会や障壁について記述する。この中には、女性の労働力参加率、最高レベルのガバナンス組織への参画、同一報酬などの情報が含まれる。

**女性の基本給と報酬総額の対男性比(従業員区分別、主要事業拠点別)**

- a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率を報告する(従業員区分別、主要事業拠点別)。
- b. 「主要事業拠点」の定義を報告する。

**手引き****関連性**

同一価値の労働に対して同一賃金を支払う原則を実施する法律が導入されている国は多い。この問題について、ILO 条約 100「同一報酬条約」<sup>27</sup>による裏付けがある。同一報酬の原則は、有能な従業員を労働力として定着させるための要因の一つである。不均等が存在すると、組織の社会的評判へのリスクや、男女差別による法的問題が生じかねない。

**編集方法**

G4-LA12 の情報を利用して、組織の全事業分野における従業員区分別の従業員総数を、男女別に特定する。従業員区分は、組織自身の人事システムによって定義する。総従業員数と採用先の地域は、G4-10 で報告する情報と一致すること。

従業員区分ごとに男女の基本給を特定する。

従業員区分ごとに男女の報酬を特定する。報酬は、各従業員区分の平均支給額(男女別)に基づいて算定する。

この情報を利用して、従業員区分別、主要事業拠点別に、女性の基本給と報酬の対男性比を計算する。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 基本給
- 従業員区分
- 報酬

**情報源**

情報源としては、賃金表、従業員記録、および支払記録がある。

## 側面: サプライヤーの労働慣行評価

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

##### G4-LA14 労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

手引き p. -

##### G4-LA15 サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

#### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

労働慣行基準クライテリアにより新規サプライヤーをスクリーニングするシステムを記述する。新規サプライヤーのスクリーニングに用いる労働慣行基準クライテリアを挙げる。労働慣行基準クライテリアや労働慣行の影響評価には、下記の事項が含まれることがある。

- 雇用慣行
- 安全衛生慣行
- 違反事例(暴言、精神的虐待、暴行、性的虐待、抑圧、ハラスメントなど)
- 労使関係
- 賃金および報酬
- 労働時間

サプライチェーンにおける労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)の特定、評価のために使用しているプロセス(デュー・デリジェンスなど)を記述する。マイナスの影響には、組織が原因となって生じるもしくは寄与する影響、または組織とサプライヤーの関係により活動、製品、サービスに関連する影響が含まれる。

労働慣行への影響評価の手順で、組織がサプライヤーの特定、優先順位をつける方法を記述する。評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理制度から入手可能である。



サプライチェーンで労働慣行に対する著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定した場合、対処するために実施する措置を記述する。その措置が、影響の予防、緩和、是正のどれを目的とするものかを説明する。実施する措置には、組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更、サプライヤーとの関係終了などがある。

労働慣行に対する著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の予防、緩和、是正（目標と目的含む）を促進するために、サプライヤーとの契約上で期待事項をどう規程、確定しているかを記述する。

労働慣行に対する著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の予防、緩和、是正に関して、サプライヤーにインセンティブや報奨を与えているか否かを記述する。

労働慣行基準クライテリアによりサプライヤーやその製品、サービスを評価・監査するための慣行を記述する。

評価・監査の種類、システム、範囲、頻度、現在の実践状況を示し、サプライチェーンのどの部分が認証や監査の対象となっているかを示す。労働慣行基準クライテリアによりサプライヤーやその製品、サービスの評価・監査を実施するのは、組織自体、第三者、第三者のいずれでもよい。

労働慣行に対する影響評価を行った結果サプライヤーとの関係を終了することによる潜在的なマイナスの影響を評価するためのシステムや、組織がそのような影響を緩和するために有している戦略について記述する。

## 指標

G4-LA14

### 労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

a. 労働慣行基準クライテリアによりスクリーニングの対象とした新規サプライヤーの比率を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、労働慣行に関するデュー・デリジェンス・プロセスにもとづいて選択し、契約を行ったサプライヤーの比率についての情報をステークホルダーに提供するものである。新たにサプライヤーとの関係を構築するときには、できるだけ早い段階でデュー・デリジェンスを開始すべきである。

契約などの取り決めを結ぶ段階で、労働慣行に関する著しくマイナスな潜在的影響について、予防や緩和をすることができる。

#### 編集方法

組織が選択や契約締結を検討した新規サプライヤーの総数を特定する。

労働慣行基準クライテリアにもとづいてスクリーニングの対象とした新規サプライヤーの総数を特定する。

労働慣行基準クライテリアには、下記の事項を含む。

- 雇用慣行
- 安全衛生慣行
- 違反事例（暴言、精神的虐待、暴行、性的虐待、抑圧、ハラスメントなど）
- 労使関係
- 賃金および報酬
- 労働時間

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー
- サプライヤー・スクリーニング

#### 情報源

情報源としては、組織の調達、購買、および法務部門が挙げられる。

### サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)と実施した措置

- a. 労働慣行に関する影響評価の対象となったサプライヤー数を報告する。
- b. 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤー数を報告する。
- c. サプライチェーン内での労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を特定した場合、その影響を報告する。
- d. 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善に同意したサプライヤーの比率を報告する。
- e. 労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、関係を終了したサプライヤーの比率とその理由を報告する。

### 手引き

#### 関連性

この指標は、サプライチェーン内の労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)に関する組織の認識状況について、ステークホルダーに情報を提供するものである。

サプライチェーン内の労働慣行に関する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を特定、評価するプロセスを実行することにより、組織はこれに対処することが可能になる。

#### 編集方法

著しい影響について適切な状況が把握できるのであれば、組織は、この指標で求められている情報について、サプライヤーの所在地別、労働慣行に関する著しいマイナス影響(現実のもの、潜在的なもの)の内訳別に示すことが望ましい。

マイナスの影響には、組織が原因となって生じるもしくは寄与する影響、または組織とサプライヤーの関係による活動、製品、サービスに関連する影響が含まれる。

労働慣行に関する影響評価には、次の事項を含む。

- 雇用慣行
- 安全衛生慣行
- 違反事例(暴言、精神的虐待、暴行、性的虐待、抑圧、ハラスメントなど)
- 労使関係
- 賃金および報酬
- 労働時間

評価は、パフォーマンス期待事項を事前設定してサプライヤーに伝達し、同意を得ているのであれば、その期待事項に照らして行うことができる。

評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理制度から入手することができる。

改善策には、報告組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更などがある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー

## 情報源

情報源としては、調達、購買、および法務部門が挙げられる。

## 側面: 労働慣行に関する苦情処理制度

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-LA16** 労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 VII 章、「贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止」の実践状況の報告に有益である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011 年
- 国連(UN)、*保護、尊重、および救済:ビジネスと人権に関する枠組み*、2008 年
- 国連(UN)、*人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書*、2011 年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

労働慣行への影響に関する苦情処理制度について、その有用性や利用性、救済プロセスを、組織のサプライチェーンにおける状況や、有効性モニタリングでのステークホルダーの関与も含めて記述する。組織の苦情処理制度や救済プロセスの有効性モニタリングに関わるステークホルダーとしては、サプライヤー、地域コミュニティ、労働者代表が含まれる。

苦情処理制度の有用性や利用性、および救済プロセスに関する研修の種類を挙げる。

G4-LA16

**労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数**

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度により申立のあった労働慣行関連の苦情総件数を報告する。
- b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。
  - 報告期間内に対応した苦情
  - 報告期間内に解決した苦情
- c. 報告期間より前に申立があり、報告期間内に解決した労働慣行関連の苦情総件数を報告する。

手引き

**関連性**

組織の事業活動や他者（サプライチェーン内の業者など）との関係による労働慣行をめぐって、紛争が発生することがある。効果的な苦情処理制度を備えていると、労働慣行への影響を救済するうえで大きな役割を果たす。

**編集方法**

正式な苦情処理制度を設置している場合、それを特定する。正式な苦情処理制度は、報告組織が管理する場合も、外部の当事者が管理する場合もある。

報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申立のあった労働慣行関連の苦情総件数を特定する。

今年および前年に申立のあった苦情のうち、報告期間内に対処を図ったまたは解決した苦情の総件数を特定する。

著しい影響について適切な状況が把握できるのであれば、組織は、苦情件数について、苦情の性質、発生場所、苦情を申立た当事者別の内訳を示すことが望ましい。苦情を申立た当事者には、次の者が含まれる。

- 内部のステークホルダー（従業員など）
- 外部のステークホルダー（サプライヤー、地域コミュニティなど）
- 下記によって特定される個人や集団：
  - － 社会的弱者層の構成員
  - － その他の多様性の指標

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 正式な苦情処理制度

**情報源**

情報源としては、組織の法務、法規則遵守、調達、購買、および人事部門が挙げられる。

### イントロダクション

人権のサブカテゴリーには、報告期間中に実施したプロセス、人権侵害の発生事例、ステークホルダーが自らの人権を享受・行使する能力の変化などが含まれる。

人権に関する課題には、非差別、男女平等、結社の自由、団体交渉、児童労働、強制労働、先住民の権利などが含まれる。

世界的に、組織は人権尊重の責任を負っているというコンセンサスが強くなってきている。

人権に関する国際法フレームワークは、条約、規約、宣言その他法律文書などの法的体系により成立している。人権の基本は国連(UN)国際権利章典で、これは次の法律文書 3 点から成っている。

- 国連(UN)宣言、「世界人権宣言」、1948 年
- 国連(UN)条約、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、1966 年
- 国連(UN)条約、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」、1966 年

これは、人権について報告する組織が第一に参照すべき資料である。人権に関する国際法フレームワークは、この重要な法律文書に加え、この他の 80 点以上の法律文書によって作られている。この法律文書は、緩やかな宣言や指導的原則から拘束力を持つ条約や規約に至るものがあり、また全世界を対象とするものから地域別のもので幅広いものである。

組織が影響を与える人権の範囲は幅広い。組織は、どのような人権が報告に関連性があるかを評価するため、あらゆる人権について検討すべきである。

組織が検討するに値する法律文書で、上記以外のものには次のものがある。

- 国際労働機関(ILO)宣言「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、1998 年、特に下記の ILO の 8 つの中核的条約<sup>IX</sup>
  - 国際労働機関(ILO)条約 29、「強制労働条約」、1930 年
  - 国際労働機関(ILO)条約 87、「結社の自由および団体権の保護に関する条約」1948 年
  - 国際労働機関(ILO)条約 98、「団結権および団体交渉権に関する条約」1949 年
  - 国際労働機関(ILO)条約 100、「同一報酬条約」、1951 年
  - 国際労働機関(ILO)条約 105、「強制労働の廃止に関する条約」、1957 年
  - 国際労働機関(ILO)条約 111、「雇用・職業差別禁止条約」、1958 年
  - 国際労働機関(ILO)条約 138、「最低年齢条約」、1973 年
  - 国際労働機関(ILO)条約 182、「最悪の形態の児童労働条約」、1999 年
- 組織が事業を展開する地域によっては、国際権利章典に定める普遍原則の下で、次のような地域別の規約が定められている。
  - アフリカ連合憲章、「アフリカ人権憲章」、1981 年
  - アラブ連盟、「アラブ人権憲章」、1994 年
  - 米州機構(OAS)、「米州人権条約」、1969 年

<sup>IX</sup> 条約 100 および 111 は非差別、条約 87 および 98 は結社の自由と団体交渉、条約 138 および 182 は児童労働の廃止、条約 29 および 105 は強制労働の防止に関連している。

- 欧州人権裁判所、「人権および基本的自由の保護に関する欧州条約」、1950年
- 組織の業務により影響を被る個人の権利を保護する規約として、次のようなものがあるが、これに限られない。
  - 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(CEDAW)」、1979年
  - 国連(UN)条約、「子どもの権利条約」、1989年
  - 国連(UN)条約、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1965年
  - 国際労働機関(ILO)条約107、「先住民および部族民条約」、1957年
  - 国際労働機関(ILO)条約169、「先住民および部族民条約」、1991年
  - 国連(UN)宣言、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、2007年
  - 国連(UN)条約、「障害者権利条約」、2006年

人権パフォーマンスや影響について理解に役立つ側面は、本ガイドラインの人権のサブカテゴリーに限らず、その他の(サブ)カテゴリーにも多数含まれているので留意のこと。

## リンク

### OECD 多国籍企業行動指針

このサブカテゴリーの標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011年の第IV章、「人権」の実施状況の報告に有用である。

### 国連グローバル・コンパクト「10原則」

このサブカテゴリーの標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10原則」2000年の原則1および2の実施状況の報告に有用である。

## その他の参照資料

- 国際労働機関(ILO)、条約勧告適用専門家委員会、『*Report III – Information and reports on the application of Conventions and Recommendations*』、毎年更新
- 国際労働機関(ILO)、「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」1977年
- 国連(UN)条約、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」1990年
- 国連(UN)宣言、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する宣言」、1963年
- 国連(UN)宣言、「発展の権利に関する宣言」、1986年
- 国連(UN)宣言、「国連ミレニアム宣言」、2000年
- 国連(UN)宣言、「ウィーン宣言および行動計画」、1993年
- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済:ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011年



## 側面: 投資

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

##### 指標

**G4-HR1** 重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率

手引き p. -

**G4-HR2** 業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間(研修を受けた従業員の比率を含む)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも*実施マニュアル*のページ番号である。

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

適用可能な方針や手順を外部当事者(ジョイント・ベンチャーや子会社など)まで広げるための戦略について記述する。

契約上での人権クライテリアや人権条項の定めについて記述する。条項の種類や、当該条項が一般に適用される契約や協定の種類(投資、ジョイント・ベンチャーなど)の記述も含める。

## 指標

### G4-HR1

#### 重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率

- a. 重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権についての適正審査を受けたものの総数とその比率を報告する。
- b. 組織の定める「重要な投資協定」の定義を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、経済的な意思決定をするにあたり、人権についてどの程度考慮しているかを示す尺度の一つである。この指標は、人権保護について著しい懸念がある地域で事業を展開している組織、そのような地域のベンチャーと提携関係を結んでいる組織にとって、特に関連性の強い指標である。スクリーニングに人権クライテリアによる観点を取り入れたり、人権パフォーマンス要求事項を含めたりすることが、投資リスクを削減する戦略の一つになる。それに反して組織の人権に関する実績に問題があると、投資組織の社会的評判の失墜を招き、投資の安定性に悪影響が及びかねない。

#### 編集方法

報告期間内に重要な投資協定や契約を締結して、組織が別の事業体の所有者となった場合、または財務上マテリアルと考えられる資本投資事業を始めた場合、そのような重要な投資協定や契約の総数を特定する。

ここでは、規模や戦略的な重要性の観点から重要と見なされる協定や契約のみを対象とする。

該当する協定や契約が重要か否かは、組織内で投資について必要な承認のレベルや、その他協定締結に常時適用される基準によって判断することができる。同じパートナーと重要な投資協定や契約を複数締結した場合には、協定の総数は、実施した個別プロジェクト数や設立した事業体数を反映したものとする。

この協定や契約には、人権条項を定めているか否かを特定する。定めている場合、そのような条項を定めている協定の総数をカウントする。

既存の協定や契約について、人権の観点からスクリーニングを実施した場合には、その実施プログラムを特定する。人権スクリーニングを実施した協定や契約の総数をカウントする。

この情報を使用して、重要な協定や契約の中で人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを実施したものの総数を加算する。

重要なすべての協定や契約の中で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを実施したものと、そうでないものを比較し、比率を算出する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 人権条項
- 人権スクリーニング

#### 情報源

情報源としては、組織の法務、IR、内部監査、財務部門の他、品質マネジメント・システムから収集した資料が挙げられる。

**業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間（研修を受けた従業員の比率を含む）**

- a. 報告期間内に、業務関連の人権側面についての方針や手順のみをテーマとして従業員研修を実施した場合、その総時間数を報告する。
- b. 報告期間内に、業務関連の人権側面についての方針や手順を内容とする従業員研修を実施した場合、研修を受けた従業員数の比率を報告する。

**手引き****関連性**

この指標から得られる情報は、人権に関する方針と手順についての組織の実施能力を物語るものである。人権は、国際的な基準や法律で明確に規定されている。そのため、従業員が日常業務の中で人権に対処できるようにするため、組織には専門的研修の実施が義務付けられるようになった。研修を受けた従業員数、実施された研修の量から、人権に関する組織の理解の深さが評価できる。

**編集方法**

G4-LA9 のデータを使用して、従業員研修に費やした時間数を特定する。

G4-10 のデータを使用して、従業員総数を特定する。

事業関連の人権側面についての組織の人権方針や手順をテーマとする正式な研修を実施した場合、受講した従業員を特定する。各従業員の業務における人権方針や手順の適用性も含めて記述する。人権というテーマに特化した研修と、全般的な研修プログラムに人権についてのセッションを含む場合の、いずれでもよい。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 従業員

**情報源**

情報源としては、従業員研修記録や研修スケジュールなどが挙げられる。

## 側面: 非差別

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

##### G4-HR3 差別事例の総件数と実施した是正措置

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、**多国籍企業に関する OECD ガイドライン**2011 年の第 V 章「雇用と労使関係」の実施状況の報告に有用である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10 原則」

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10 原則」2000 年の原則 6 の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 100、「同一報酬条約」、1951 年
- 国際労働機関(ILO)条約 111、「差別待遇(雇用および職業)条約」、1958 年
- 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(CEDAW)」、1979 年
- 国連(UN)条約、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、1965 年
- 国連(UN)条約、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、1966 年、および関連議定書
- 国連(UN)宣言、「宗教および信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」、1981 年
- 国連(UN)宣言、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する宣言」、1963 年
- 国連(UN)宣言、「民族的、宗教的、および言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言」、1992 年
- 国連(UN)第 4 回世界女性会議、「北京宣言および行動綱領」、1995 年
- 国連教育科学文化機関(UNESCO)宣言、「人種と人種偏見に関する声明」、1978 年
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN ウィメン)および国連グローバル・コンパクト、「女性のエンパワーメント原則(WEPs)」、2011 年

### G4-HR3

#### 差別事例の総件数と実施した是正措置

- a. 報告期間内に生じた差別事例の総件数を報告する。
- b. 事例の状況と実施した措置について、次の事項を含めて報告する。
  - 組織による事例の確認
  - 実施中の是正計画
  - 実施済みの是正計画と、定例的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによる結果の確認
  - 措置が不要となった事例

---

#### 手引き

##### 関連性

人権とは、職場における従業員の持つ諸権利を超えるものである。差別撤廃の方針は、国際条約上、社会立法や各種の社会的ガイドライン上、重要な要求事項である。

差別の問題は、ILO 条約第 100 号「同一報酬条約」<sup>27</sup> および第 111 号「差別待遇（雇用および職業）条約」<sup>31</sup>でも取り上げられている。組織のあらゆる事業で法規制遵守を図るために、有効なモニタリングシステムが必要である。ステークホルダーは、このような方針とモニタリングが効果的に行われているという確証を求めている。

##### 編集方法

報告期間内に、人種、肌の色、性別、宗教、政治的見解、出身国または社会的出自による差別（ILO の定義にもとづくもの）、その他内外のステークホルダーが関与する差別事例が発生した場合、当該事例を特定する。

各事例の状況について、組織が当該事例を確認したか否か、実施した是正計画や定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによるその結果の確認、および当該事例が措置の対象とならなくなった（組織によって解決済み、完了、以降の措置が不要となった）か否かを含めて、特定する。

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 差別
- 違反事例

##### 情報源

情報源としては、組織の法務部門およびコンプライアンス部門が挙げられる。

## 側面: 結社の自由と団体交渉

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

##### 指標

**G4-HR4** 結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構 (OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 V 章「雇用と労使関係」の実施状況の報告に有用である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10 原則」

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10 原則」2000 年の原則 3 の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 国際労働機関 (ILO) 条約 87、「結社の自由および団体権の保護に関する条約」1948 年
- 国際労働機関 (ILO) 条約 98、「団結権および団体交渉権に関する条約」1949 年
- 国際労働機関 (ILO) 条約 154、「団体交渉条約」、1981 年
- 国際労働機関 (ILO) 勧告 163、「団体交渉勧告」、1981 年
- 国際労働機関 (ILO)、結社の自由委員会、*- Digest of decisions and principles of the Freedom of Association Committee of the Governing Body of the ILO (第 5 版(改訂版)、2006 年*

---

### 手引き

#### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

労働組合への加入や団体交渉の実施についての従業員の意思決定に影響を及ぼすと考えられる組織方針について記述する。

## 指標

G4-HR4

**結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策**

- a. 従業員の結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー。次のいずれかの観点から報告する。
- 業務（製造工場など）およびサプライヤーの種類
  - リスクにさらされていると思われる業務またはサプライヤーが存在する国または地域
- b. 報告期間内に、結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するために組織が実施した対策を報告する。

### 手引き

#### 関連性

結社の自由と団体交渉の権利には、労働者（および雇用者も）が自らの選択により組織内で結社化する権利が保護されている。結社の自由の権利は、国連世界人権宣言<sup>97</sup>の基本条項であり、ILO 条約第 87 号「結社の自由および団体権の保護に関する条約」<sup>25</sup> および第 98 号「団結権および団体交渉権条約」<sup>26</sup> にも規定されている。

この指標は、労働者が結社の自由や団体交渉の権利を行使する機会の有無を評価するため、組織が取った措置を明らかにすることを目的としている。

さらに、当該権利の支援のため、組織の業務の全範囲にわたって実施した措置を明らかにすることを目的としている。この指標では、国家の法体制の質について組織が具体的な意見を表明する必要はない。

#### 編集方法

従業員の結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー。次のいずれかの観点から特定する。

- 業務（製造工場など）およびサプライヤーの種類
- リスクにさらされていると思われる業務およびサプライヤーが存在する国または地域

特定するプロセスは、この課題に関する組織のリスク評価アプローチを反映すべきであり、ILO『*Information and reports on the application of Conventions and Recommendations*』<sup>57</sup> および ILO『*Freedom of association – Digest of decisions and principles of the Freedom of Association Committee of the Governing Body of the ILO*』<sup>58</sup> など、国際的に認められるデータ源を利用できる。

報告期間内に、結社の自由や団体交渉の権利を支援するために組織が実施した対策を特定する。詳しい手引きについては、ILO『*多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言*』<sup>64</sup> および OECD『*多国籍企業行動指針*』<sup>73</sup> を参照。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 結社の自由
- サプライヤー

#### 情報源

情報源としては、組織の法務、コンプライアンス、および人事部門が挙げられる。

## 側面: 児童労働

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

**G4-HR5** 児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

## リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 V 章「雇用と労使関係」の実施状況の報告に有用である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10 原則」

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10 原則」2000 年の原則 5 の実施状況の報告に有用である。

## 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 142、「人的資源開発条約」、1975 年
- 国際労働機関(ILO)条約 182、「最悪の形態の児童労働条約」、1999 年
- 国連(UN)条約、「子どもの権利条約」、1989 年



## 指標

### G4-HR5

児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策

- a. 次の事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを報告する
  - 児童労働
  - 年少労働者による危険作業の従事
- b. 児童労働に関する著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを、次の観点から報告する。
  - 業務（製造工場など）およびサプライヤーの種類
  - リスクが生じると考えられる業務やサプライヤーが存在する国または地域
- c. 報告期間内に、児童労働の効果的な根絶のために組織が実施した対策を報告する。

### 手引き

#### 関連性

児童労働の廃止は、主要な人権宣言や法制度の重要原則および目的で、ILO 条約第 138 号「最低年齢条約」<sup>37</sup> および第 182 号「最悪の形態の児童労働条約」<sup>48</sup> の対象にもなっている。児童労働に関する方針の策定や効果的な実施は、基本的な社会的責任のある行動として期待されている。

#### 編集方法

業務やサプライヤーで、下記の事項に関する著しいリスクがあると考えられるものを特定する。

- 児童労働
- 年少労働者による危険作業の従事

特定するプロセスは、この課題に関する組織のリスク評価アプローチを反映すべきであり、ILO『*Information and reports on the application of Conventions and Recommendations*』<sup>57</sup> など、国際的に認められるデータ源を利用できる。

児童労働に関する著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを、次のいずれかの観点から記述し、次の観点によりどのように異なるかを説明する。

- 業務（製造工場など）およびサプライヤーの種類
- リスクが生じると思われる業務やサプライヤーが存在する国または地域

報告期間内に、上記それぞれの分野で児童労働の効果的な根絶のために組織が実施した対策を特定する。詳しい手引きについては、ILO『*多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言*』<sup>64</sup> および OECD『*多国籍企業行動指針*』<sup>73</sup> を参照。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 児童
- サプライヤー
- 年少労働者

#### 情報源

情報源としては、組織の法務、コンプライアンスおよび人事部門が挙げられる。

## 側面: 強制労働

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

**G4-HR6** 強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、**多国籍企業に関するOECDガイドライン2011年**の第V章「雇用と労使関係」の実施状況の報告に有用である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10原則」

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10原則」2000年の原則4の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 国際労働機関(ILO)条約 29、「強制労働条約」、1930年
- 国際労働機関(ILO)条約 105、「強制労働の廃止に関する条約」、1957年
- 国際連盟条約、「奴隷取引および奴隷制度の廃止条約」、1926年
- 国連(UN)補足条約、「奴隷制度、奴隷取引ならびに奴隷制類似の制度および慣行の廃止に関する補足条約」1956年

## 指標

### G4-HR6

**強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策**

- a. 強制労働に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤーを、次のいずれかの観点から報告する。
  - 業務（製造工場など）およびサプライヤーの種類
  - リスクが生じると思われる業務やサプライヤーが存在する国または地域
- b. 報告期間内に、あらゆる形態の強制労働を撲滅するために組織が実施した対策を報告する。

### 手引き

#### 関連性

強制労働を課せられないことは基本的人権の一つと考えられており、国連「世界人権宣言」<sup>97</sup>の条項であると同時に、ILO条約第29号「強制労働条約」<sup>24</sup>および第105号「強制労働廃止条約」<sup>29</sup>の対象でもある。強制労働は様々な形態で存在する。報告するデータによって、組織が強制労働の撲滅に貢献する際の課題を提示する。

#### 編集方法

業務やサプライヤーで、強制労働の著しいリスクがあると考えられるものを、次のいずれかの観点から特定する。

- 業務（製造工場など）およびサプライヤーの種類
- リスクが生じると思われる業務やサプライヤーが存在する国または地域

特定するプロセスは、この課題に関する組織のリスク評価アプローチを反映すべきであり、ILO『*Information and reports on the application of Conventions and Recommendations*』<sup>57</sup>など、国際的に認められるデータ源を利用できる。

報告期間内に、あらゆる形態の強制労働を撲滅するために組織が実施した対策を特定する。詳しい手引きについては、ILO『*多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言*』<sup>64</sup>およびOECD『*多国籍企業行動指針*』<sup>73</sup>を参照。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 強制労働
- サプライヤー

#### 情報源

情報源としては、組織の法務、コンプライアンス、および人事部門が挙げられる。

## 側面: 保安慣行

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

##### G4-HR7 業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

### 参考文献

- 民間セキュリティサービス会社の国際行動規範、2010 年
- 安全と人権に関する自主原則、<http://voluntaryprinciples.org/>、2013/5/1 アクセス

## 指標

G4-HR7

### 業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率

- a. 保安要員のうち、組織の人権方針や具体的手順、保安への応用に関する正式な研修を受講した者の比率を報告する。
- b. 第三者組織から保安要員の提供を受けている場合、その第三者組織にも研修受講義務を課しているか否かを報告する。

---

### 手引き

#### 関連性

保安要員が第三者に対して行う行為、特に実力の行使は、保安要員が受けてきた人権についての研修に左右されるものである。保安要員に研修を行うことにより、組織が容認しない不適切な行為や手法を保安要員が取り、社会的評判の失墜や訴訟リスクを招く事態を防ぐことができる。この指標で提示する情報は、人権に関連するマネジメント・システムを実施している程度を表すことに役立つ。この指標は、保安要員の中で、組織が期待する人権パフォーマンスを理解していると思われる要員の比率を示す。

#### 編集方法

組織が直接雇用している保安要員の総数を特定する。

保安要員のうち、組織の人権方針や具体的な手順、保安への応用に関する正式な研修を受講した者の人数を特定する。研修は、このテーマに特化した研修と、全般的な研修プログラムにこのテーマのセッションを含む場合の、いずれでもよい。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 保安要員

#### 情報源

情報源としては、組織の人事部門の他、内部の保安要員が受講した研修の記録、および内部監査プログラムがある。

請負業者が自社従業員に関する同様の情報を保有している場合もある。

## 側面: 先住民の権利

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

マネジメント手法の開示項目

G4-DMA

手引き p. -

指標

G4-HR8 先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも*実施マニュアル*のページ番号である。

### 参考文献

- 国際金融公社(IFC)、*環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準*、2012年
- 国際労働機関(ILO)条約 107、「先住民および部族民条約」、1957年
- 国際労働機関(ILO)条約 169、「先住民および部族民条約」、1991年
- 国連(UN)宣言、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、2007年

### G4-HR8

#### 先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置

- a. 報告期間内に、先住民族の権利を侵害していると認められる事例の総数を報告する。
- b. 事例の状況と実施した措置について、次の事項を含めて報告する。
  - 組織による事例の確認
  - 実施中の救済計画
  - 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによる結果の確認
  - 措置が不要となった事例

#### 手引き

##### 関連性

先住民族の権利を侵害した事例の総数から、先住民族に関する組織の方針の実施状況に関する情報が得られる。この情報から、このようなステークホルダー・コミュニティとの関係を読み取ることができる。とりわけ、先住民族が組織の事業拠点に近い場所に居住していたり利害関係を有していたりする場合には、特に当てはまる。この情報は、支援グループにとって問題解決への新たな糸口にもなる。先住民の権利については、ILO 条約第 107 号「先住民族および部族民条約」<sup>30</sup>および第 169 号「先住民および部族民条約」<sup>47</sup>に規定されている。

##### 編集方法

組織の従業員の間で先住民の権利に関連する事例が発生した場合、または組織の事業拠点の近隣にコミュニティがあり、計画中または提案中の組織の将来事業において影響を被る可能性のある状況で先住民の権利に関連する事例が発生したような場合、当該事例を特定する。

事例の状況と実施した措置について、次の事項を含めて特定する。

- 組織による事例の確認
- 実施中の救済計画
- 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスによる結果の確認
- 措置が不要となった事例

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 事例
- 先住民族

##### 情報源

情報源としては、この課題に関する組織の業務手順およびガイドラインが挙げられる。さらに、組織のカントリー・マネージャーや法律専門家からその他の情報を入手できる場合がある。組織の労働力における先住民族に関するデータは、従業員記録から入手できることがある。



## 側面: 人権評価

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

##### G4-HR9 人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済:ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011年
- 国連グローバル・コンパクトおよび責任投資原則(PRI)、「*Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas: A Resource for Companies and Investors*」、2010年
- 国連グローバル・コンパクト、「*Global Compact Business Guide for Conflict Impact Assessment and Risk Management*」、2002年

## 指標

### G4-HR9

#### 人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率

a. 人権レビューや人権に関する影響評価の対象とした業務の総数とその比率を、国別に報告する。

#### 手引き

##### 関連性

組織は、人権尊重に特別な責任を負っているとの認識が必要である。組織の事業活動は、人権保護の尊重に対してプラスの影響を及ぼす場合もマイナスの影響を及ぼす場合もある。組織は自己の行為や事業により、人権に直接影響を及ぼすと同時に、政府、地域コミュニティ、サプライヤーその他の者との相互交流や関係を通じて間接的に影響を及ぼすこともある。

この指標で報告する情報は、事業拠点の決定に際して、組織がどの程度人権について配慮しているかを示すものである。さらに、組織が人権侵害に関連または加担する可能性を評価するための情報も得られる。

##### 編集方法

組織が事業を展開している国を特定する。

業務の総数を国別に特定する。

人権レビューや人権に関する影響評価の対象としている業務の数を、国別に特定する。

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 人権レビュー

##### 情報源

情報源としては、報告組織の法務、コンプライアンスおよび人事部門の他、カンントリー・マネージャー、内部監査プログラム、リスク・マネジメント事務局または外部で実施した評価から得られる情報がある。

## 側面: サプライヤーの人権評価

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

##### G4-HR10 人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

手引き p. -

##### G4-HR11 サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)、および実施した措置

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011年
- 国連グローバル・コンパクトおよび責任投資原則(PRI)、「Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas: A Resource for Companies and Investors」、2010年
- 国連グローバル・コンパクト、「Global Compact Business Guide for Conflict Impact Assessment and Risk Management」、2002年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

人権クライテリアにより新規サプライヤーのスクリーニングを行うシステムを記述する。新規サプライヤーのスクリーニングに適用する人権クライテリアを挙げる。人権クライテリアや人権に関する影響評価で考慮する事項には、次のものがある。

- 児童労働
- 差別
- 強制労働
- 結社の自由と団体交渉

- 先住民の権利
- 保安慣行

サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定、評価するために使用しているプロセス（デュー・デリジェンスなど）を記述する。マイナスの影響には、組織が引き起こすものや寄与するものもしくは組織とサプライヤーの関係による活動、製品、サービスに関連して生じる影響がある。

組織が、人権に関する影響評価のためにサプライヤーの特定、優先順位化を行う方法を記述する。評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理制度から入手できる。

サプライチェーンで人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定した場合、その対処のために実施している措置を記述する。その措置が、影響の予防、緩和、救済のどれを目的とするものかを説明する。実施する措置には、組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更、サプライヤーとの関係終了などがある。

人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の予防、緩和、救済を促進するために、サプライヤーとの契約上で期待事項をどのように設定、特定しているかを記述する（目標と目的含む）。

人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の予防、緩和、救済に関連して、サプライヤーにインセンティブや報奨を提供しているか否かを記述する。

人権クライテリアによりサプライヤーやその製品、サービスの評価、監査を行っている実務慣行を記述する。

評価、監査について、その種類、システム、範囲、頻度、現在の実施状況を示し、サプライチェーンのどの部分が認証、監査の対象となっているかを示す。人権クライテリアによりサプライヤーやその製品、サービスの評価、監査を行うのは、組織自体、第三者、第三者のいずれでもよい。

人権に関する影響評価を行った結果、サプライヤーとの関係を終了することになると、マイナスの影響が生じるおそれがあるが、そのような影響を評価するシステムと、影響緩和のための組織の戦略について記述する。

## 指標

### G4-HR10

#### 人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

a. 人権クライテリアを使用してスクリーニングした新規サプライヤーの比率を報告する。

#### 手引き

##### 関連性

この指標は、人権に関するデュー・デリジェンス・プロセスに則って選択し契約したサプライヤーの比率について、ステークホルダーに情報提供するものである。

国連の「*保護、尊重、および救済:ビジネスと人権に関する枠組み*」<sup>107</sup>には、組織の活動ならびに他者との関係全体を通じて、人権を尊重すべきであるという期待事項が定められている。

サプライヤーと新たに関係を構築するときには、できるだけ早い段階で人権に関するデュー・デリジェンスを開始すべきである。そうすることにより、契約などの取り決めを結ぶ段階で、人権へのマイナスの著しい潜在的影響を予防、緩和することが可能になる。

##### 編集方法

組織が選択し契約を検討した新規サプライヤーの総数を特定する。

人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの総数を特定する。

人権クライテリアに定めるべき事項には、次のものがある。

- 児童労働
- 差別
- 強制労働
- 結社の自由と団体交渉
- 先住民の権利
- 保安慣行

##### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー
- サプライヤー・スクリーニング

##### 情報源

情報源になるものには、組織の調達、購買および法務部門が挙げられる。

### サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置

- a. 人権に関する影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。
- b. 人権に関して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーの数を報告する。
- c. サプライチェーン内で、人権に関して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定した場合には、その影響を報告する。
- d. 人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの比率を報告する。
- e. 人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーのうち、評価の結果、関係を終了したサプライヤーの比率、およびその理由を報告する。

### 手引き

#### 関連性

この指標は、サプライチェーン内における人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）についての組織の認識状況を、ステークホルダーに情報提供するものである。

国連の「*保護、尊重、および救済:ビジネスと人権に関する枠組み*」<sup>107</sup>には、組織は活動や他者との関係全体を通じて、人権を尊重すべきであるという期待事項が定められている。

サプライチェーン内における人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定、評価するプロセスにより、組織はこれに対処することができる。

#### 編集方法

著しい影響について適切な状況が把握できるのであれば、組織は、この指標で求められている情報を、サプライヤーの所在地、人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の内訳別に示すことが望ましい。

マイナスの影響には、組織が引き起こすものや寄与するもの、もしくは組織とサプライヤーとの関係による活動、製品、サービスに関連して生じる影響がある。

人権に関する評価に定めるべき事項には、次のものがある。

- 児童労働
- 差別
- 強制労働
- 結社の自由と団体交渉
- 先住民の権利
- 保安慣行

評価は、パフォーマンス期待事項を事前設定してサプライヤーに伝達し、同意を得ているのであれば、その期待事項に照らして行うことができる。

評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理制度から入手できる。

改善事項には、組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更などがある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー

#### **情報源**

情報源になるものには、調達、購買および法務部門が挙げられる。

## 側面: 人権に関する苦情処理制度

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

G4-HR12 人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み」、2008年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

人権影響に関する苦情処理制度について、その利用可能性やアクセス可能性、救済プロセスを、組織のサプライチェーンにおける状況や、有効性をモニタリングするステークホルダーの関与も含めて記述する。組織の苦情処理制度や救済プロセスのモニタリングに関わるステークホルダーには、サプライヤー、地域コミュニティ、労働者代表などがある。

苦情処理制度の利用可能性やアクセス可能性、救済プロセスに関して行っている研修の種類を挙げる。



G4-HR12

**人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数**

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度に申立のあった人権影響関連の苦情の総件数を報告する。
- b. 特定した苦情のうち、次の件数を報告する。
  - 報告期間中に対応した苦情
  - 報告期間中に解決した苦情
- c. 報告期間より前に申立があり、報告期間内に解決した人権影響関連の苦情の総件数を報告する。

手引き

**関連性**

組織の事業活動や他者（サプライチェーン内の業者など）との関係による人権影響をめぐって、紛争が発生することがある。効果的な苦情処理制度は、人権の保護を行ううえで重要な役割を果たす。

**編集方法**

正式な苦情処理制度を設置している場合、それを特定する。正式な苦情処理制度は、報告組織が管理する場合も、外部の当事者が管理する場合もある。

報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申立のあった人権影響関連の苦情の総件数を特定する。

本年および前年に申立のあった苦情のうち、報告期間内に対処または解決を図った苦情の総件数を特定する。

著しい影響について適切な状況が把握できるのであれば、組織は、苦情件数について、苦情の性質、発生場所、苦情を申立たた当事者別の内訳を示すことが望ましい。苦情を申立たた当事者には、次の者が含まれる。

- 内部のステークホルダー（従業員など）
- 外部のステークホルダー（サプライヤー、地域コミュニティなど）
- 下記によって特定される個人や集団:
  - 発言権の低いグループのメンバー
  - その他の多様性の指標

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 正式な苦情処理制度

**情報源**

情報源になるものには、組織の法務、コンプライアンス、調達、購買および人事部門が挙げられる。

## サブカテゴリー: 社会

### イントロダクション

社会のサブカテゴリーは、組織が社会や地域コミュニティに対して及ぼす影響に関するものである。コミュニティの住民は、下記に基づいて個人の権利を有している。

国連(UN)宣言、「世界人権宣言」、1948年

国連(UN)条約、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」、1966年

国連(UN)条約、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」、1966年

国連(UN)宣言、「発展の権利に関する宣言」、1986年

コミュニティ集団の権利や先住民・部族民の権利は、下記によって認められている。

国際労働機関(ILO)条約 107、「先住民および部族民条約」、1957年

国際労働機関(ILO)条約 169、「先住民および部族民条約」、1991年

国連(UN)宣言、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、2007年

特定する観点から、このような人々の権利は、集団および個人の両方に基づいたものである。合意形成に至るため、情報に基づいて自由意思により事前に行う協議を経ることが、上記の参考文献に明示的に認められている基本的な権利である。

## 側面: 地域コミュニティ

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-SO1** 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率

手引き p. -

**G4-SO2** 地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、多国籍企業に関するOECDガイドライン2011年の第IV章「人権」、第V章「雇用と労使関係」、および第VI章「環境」の実施状況の報告に有用である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10原則」

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10原則」2000年の原則1の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 国際金融公社(IFC)、環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準、2012年
- 国際金融公社(IFC)、Stakeholder Engagement: A Good Practice Handbook for Companies Doing Business in Emerging Markets、2007年
- 経済協力開発機構(OECD)、ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール、2006年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

下記の事項について記述する。

- 地域コミュニティの集団的権利に関する参考文献および声明

- 男女両者が地域コミュニティでどのようにエンゲージメントしているか
- 地域コミュニティへの影響に対処するため、労働審議会、労働衛生安全委員会、その他の独立的従業員代表機関に付与している権限とその実績

## 指標

### G4-S01

#### 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率

- a. 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラム(次のものを活用したものなど)を実施したものの比率を報告する。
- 一般参加型アプローチに基づく社会影響評価(ジェンダー影響評価を含む)
  - 環境影響評価および継続的なモニタリング
  - 環境および社会影響評価の結果の公開
  - 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム
  - ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画
  - 広範なコミュニティ協議委員会や各種プロセス(社会的弱者が参画するもの)
  - 影響に対処するための労使協議会、職業安全衛生委員会、その他従業員代表機関
  - 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス

#### 手引き

#### 関連性

地域コミュニティの人々に及ぼす影響をマネジメントするには、現実の影響や潜在的な影響を把握するための評価と計画や、期待事項やニーズを把握するための地域コミュニティとの強力なエンゲージメントが重要な要素となる。エンゲージメント、影響評価、開発プログラムには、多くの要素が組み込まれていることがある。この指標は組織全体で一貫してどのような要素を適用しているかを特定しようとするものである。

地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、開発プログラムはがどのようなものか、一貫した適用と相まって、組織による取り組みの全体的な品質や、方針についてのフォローアップの状況についての情報を提供する。

#### 編集方法

事業の総数を特定する。事業の総数は、G4-9 で報告する事業と一致すること。

組織全体で実施している地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラム(次のものを活用したものなど)を特定する。

- 一般参加型アプローチに基づく社会影響評価(ジェンダー影響評価を含む)
- 環境影響評価および継続的なモニタリング
- 環境および社会影響評価の結果の公開
- 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム
- ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画
- 広範なコミュニティ協議委員会や各種プロセス(社会的弱者が参画するもの)
- 影響に対処するための労使協議会、職業安全衛生委員会、その他従業員代表機関
- 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス

事業のうち、組織全体に関わる地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの総数を特定する。

この情報を使用して、事業のうちで、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率を計算する。

### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- コミュニティ開発プログラム
- 地域コミュニティ
- 社会的弱者

### 情報源

この指標の情報源になるものには、下記のものがある。

- 公的協議会および協議の計画
- 労使協議会、職業安全衛生委員会、その他従業員代表機関との協議項目や議事録
- 社会経済、衛生、環境、文化などの基礎研究
- 社会影響評価
- ジェンダー影響評価
- 健康影響評価
- 環境影響評価
- 社会行動計画
- 居住地移転行動計画
- コミュニティ開発計画
- 苦情処理制度
- コミュニティ情報センターに保管されている資料

### 地域コミュニティに著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業

- a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)を及ぼす事業について、次の事項を含めて報告する。
- 事業所の場所
  - 事業の及ぼす著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)

#### 手引き

##### 関連性

組織の事業が地域コミュニティへの参入、操業、撤退に関わる場合には、地域コミュニティに著しいマイナスの影響を及ぼすことがある。本ガイドラインに示す環境への排出物や経済関連などのデータはプラスの影響やマイナスの影響を全体的に把握するためのもので、地域コミュニティに関連する影響については提示できないこともある。

この指標は、事業に関連する著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)に注目するものであり、コミュニティへの投資や寄付(G4-EC1で報告する)に関するものではない。

この指標は、地域コミュニティに及ぼす影響について組織がどのように認識しているか、ステークホルダーに情報を提供するものである。またこの指標によって、組織の地域コミュニティに対する注意を優先順位化し、改善することも可能になる。

ステークホルダーは、事業が抱えている固有の課題について組織全体のプロセスに関する情報と合わせて理解することにより、組織の全体的なコミュニティ・パフォーマンスを評価することができる。組織は、マイナスの影響についての分析から、マネジメント・システムにおける自己のアプローチを省みることができる。その結果、潜在的パートナーとしてのブランドや社会的評判を高めることができる。同時に、組織が既存事業の維持や新規事業の展開を図る能力も強化できる。

##### 編集方法

事業が地域コミュニティに及ぼすマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)について、内部の情報源を特定する。例えば次のものがある。

- 実際のパフォーマンス・データ
- 内部的な投資計画や、これに関連するリスク評価
- 個々のコミュニティに関連して、GRI 指標(G4-EC8、G4-EN1、G4-EN3、G4-EN8、G4-EN12、G4-EN14、G4-EN20～G4-EN27、G4-EN30、G4-LA7、G4-HR5～G4-HR8、G4-SO11、G4-PR1、G4-PR2)で収集したすべてのデータ

潜在的な著しいマイナスの影響を特定する。この中には、少なくとも次のものに関する検討事項を含める。

- 地域社会が、次のような要因による潜在的影響に対して持っている脆弱性とリスク:
  - 地域コミュニティの物理的、経済的な孤立度
  - コミュニティにおける男女平等の程度など、社会経済的な発展のレベル
  - 社会経済インフラの状態(衛生、教育)
  - 事業拠点への近接度
  - 社会組織のレベル
  - 地域コミュニティを取り巻く地域や国家機関のガバナンスの強さと質

組織の事業活動によって、共有資源の平均以上の使用や共有資源に及ぼす影響を通じて地域コミュニティに生じる危険の度合いを特定する。次の事項などがある。

- 環境や人の健康全般、中でも生殖機能に影響を及ぼす有害物質の使用
- 放出される汚染物質の量と種類
- 地域コミュニティ内の大規模雇用者としての立場
- 土地の用途転換や居住地の移転
- 自然資源の消費

経済、社会、文化、環境の分野で、地域コミュニティとその権利に対して及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定する。次のものに関する検討事項を含める。

- 影響の強度や重大度
- 影響の予測持続期間
- 影響の可逆性
- 影響の規模

#### **定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 地域コミュニティ
- 地域コミュニティに著しいマイナス影響を与えている、または与える可能性のある事業

#### **情報源**

情報源としては、組織の方針やリスク評価手順、地域コミュニティ・プログラムにおけるデータ収集の結果、さらに外部のステークホルダー・フォーラムによる分析結果、共同コミュニティ委員会、ステークホルダーの報告書、その他のインプットが挙げられる。



## 側面: 腐敗防止

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-SO3** 腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク

手引き p. -

**G4-SO4** 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修

手引き p. -

**G4-SO5** 確定した腐敗事例、および実施した措置

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 VII 章、「贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止」の実施状況の報告に有用である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10 原則」

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10 原則」2000 年の原則 10 の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 英国法務省、*2010 年贈収賄法の手引き*、2011 年
- 米国司法省刑事局および米国証券取引委員会監視課、*米国海外腐敗行為防止法リソース・ガイド*、2012 年
- 経済協力開発機構(OECD)条約、「国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関する条約」、1997 年
- 経済協力開発機構(OECD)、*内部統制、倫理、およびコンプライアンスに関するグッドプラクティス・ガイダンス*、2010 年
- トランスペアレンシー・インターナショナル、「贈収賄防止のためのビジネス原則」、2011 年

- トランスパレンシー・インターナショナル、腐敗認識指数、  
<http://www.transparency.org/research/cpi/overview>、2013/5/1 アクセス
- 国連(UN)条約、「腐敗防止条約」、2003年
- 国連グローバル・コンパクトおよびトランスパレンシー・インターナショナル、腐敗防止に関する第10原則の報告の手引き、2009年
- 世界銀行、世界ガバナンス指標(WGI)、腐敗の抑制、  
[http://info.worldbank.org/governance/wgi/mc\\_countries.asp](http://info.worldbank.org/governance/wgi/mc_countries.asp)、2013/5/1 アクセス

---

## 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

### G4-DMA-a に関する側面固有の手引き

組織が持っている腐敗リスクの評価手順について記述する。リスク評価で使用するクライテリア(場所、活動、業種など)も含める。

### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

組織の活動、製品、サービスに関係する従業員や個人が直面する利益相反について、どのように特定や対処しているかの方法を記述する。最高ガバナンス組織における利益相反は、G4-41に含める。

他の組織への慈善寄付や支援(献金や現物)を贈賄の偽装のために用いることがないよう、どのような対策を講じているか記述する。慈善寄付や支援(献金や現物)の受取人には、非営利団体、宗教団体、民間組織、イベントなどがある。

ガバナンス組織のメンバー、従業員、ビジネスパートナーで、腐敗のリスクを高いと特定したものがある場合、どの程度、腐敗防止に関するコミュニケーションや研修を策定、実施しているかを記述する。

ガバナンス組織のメンバー、従業員、ビジネスパートナーを対象に、腐敗防止に関する研修を実施している段階(従業員の入社時、新規ビジネスパートナーとの取引開始時など)、研修の頻度(毎年、半年ごとなど)を記述する。

組織が腐敗撲滅のための集团的行動に参加している場合、次の事項を含めて記述する。

- 集团的行動の戦略
- 組織が参加している集团的行動イニシアティブの一覧
- このイニシアティブの主要コミットメントの説明

## 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 腐敗撲滅のための集团的行動
- 利益相反
- 腐敗

## 指標

G4-SO3

### 腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク

- a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業の総数と比率を報告する。
- b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスクを報告する。

---

#### 手引き

#### 関連性

腐敗リスクに対処するためには、サポート手順を備えたシステムを整備しておく必要がある。この指標は、組織全体でのリスク評価の実施状況を示す尺度となる。リスク評価によって、組織内で、または組織に関連して腐敗事例が発生する可能性が明らかになり、腐敗を撲滅するための方針や手順の策定が可能になる。

#### 編集方法

腐敗に関するリスク評価の対象としている業務を特定する。評価は、腐敗に特化したリスク評価と、全体的なリスク評価の中に腐敗リスクの評価を含める場合の、どちらでもよい。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 腐敗
- 事業

#### 情報源

情報源になるものとしては、モニタリング報告書、リスク表、リスク・マネジメント・システムがある。

### 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修

- a. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率を、地域別に報告する。
- b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の通達を行った者の総数と比率を、従業員区分別、地域別に報告する。
- c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について通達を行った者の総数と比率を、ビジネスパートナー種類別、地域別に報告する。
- d. ガバナンス組織メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、地域別に報告する。
- e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と比率を、従業員区分別、地域別に報告する。

### 手引き

#### 関連性

コミュニケーションと研修によって、組織内でも組織外でも問題認識が生まれ腐敗撲滅に必要な能力が備わる。この指標は、組織のガバナンス組織メンバー、従業員、ビジネスパートナーの中で、腐敗防止についての組織の方針や手順を理解していると思われる人の比率を示すものである。

#### 編集方法

G4-LA12 のデータを使用して、次の事項を特定する。

- 組織内にあるガバナンス組織。例えば取締役会、経営委員会、または企業以外の組織でこれと類似の機関。
- このガバナンス組織に属する個人・従業員の総数。
- 各従業員区分の従業員総数(ガバナンス組織のメンバーを除く)

ビジネスパートナーの総数を推計する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- ビジネスパートナー
- 腐敗
- 従業員
- 従業員区分

#### 情報源

情報源になるものには、研修記録がある。

**確定した腐敗事例、および実施した措置**

- a. 確定された腐敗事例の総数と性質を報告する。
- b. 確定された腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数を報告する。
- c. 確定された腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数を報告する。
- d. 報告期間内に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果を報告する。

**手引き****関連性**

腐敗は、組織の社会的評判とビジネスにとって著しいリスクとなる。腐敗が関連するマイナスの影響は数多く、途上国の貧困、環境破壊、人権侵害、民主主義の悪用、誤った投資、法の支配の弱体化など広範に及んでいる。市場や国際基準、そしてステークホルダーから誠実性、ガバナンス、優れたビジネス慣行について組織に求める期待は、ますます強くなっている。この指標は、腐敗リスクの防止のために行った具体的な行動を示すものである。ステークホルダーとしては、事例の発生状況と組織による対応の両面に関心を寄せている。

**編集方法**

確定した腐敗事例の総数を特定する。確定した腐敗事例とは、立証された個々の腐敗事例を指す。

確定した腐敗事例の性質を特定する。

腐敗関連の訴訟には、現在取り調べ中、訴追手続き中、結審済みの案件を含む。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- ビジネスパートナー
- 確定した腐敗事例
- 腐敗
- 従業員

**情報源**

情報源としては、組織や従業員、ビジネスパートナーに対して提起された訴訟についての法務部門の記録、内部の懲戒委員会の議事録、ビジネスパートナーとの契約がある。

## 側面: 公共政策

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

##### G4-SO6 政治献金の総額(国別、受領者・受益者別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済開発協力機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 VII 章、「贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止」の実施状況の報告に有用である。

#### 国連グローバル・コンパクト「10 原則」

この側面の標準開示項目は、国連グローバル・コンパクト「10 原則」2000 年の原則 10 の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 経済協力開発機構(OECD)原則、「企業統治に関する原則」、2004 年
- 経済協力開発機構(OECD)勧告、「ロビー活動における透明性と誠実性の原則に関する審議会の勧告」、2010 年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

公共政策の立案や組織のロビー活動参加を中心とする重大問題について記述する。これは個々の事業でなく、組織の全体レベルでの参加を言う。

特定した各課題について、組織の基本的な立場を示す。またロビー活動における組織の立場が、表明している方針、サステナビリティ目標、その他公的な立場から著しくかけ離れている場合、その相違について記述する。

## 指標

G4-SO6

### 政治献金の総額(国別、受領者・受益者別)

- a. 組織が直接、間接に行った政治献金(現金や現物によるもの)の金額を、国別、受領者・受益者別に報告する。
- b. 現物支給による献金額を推計した方法を報告する(該当する場合)。

---

### 手引き

#### 関連性

この指標の目的は、政治的な主義主張に対する組織の支援を明確にし、政治的な取引や関係で誠実性、透明性を確保することである。

政治的な主義主張に対する直接、間接な献金から、腐敗リスクが生じるおそれがある。献金が、過度な影響力の行使や政治プロセスを腐敗させるために行われることがあるためである。政党や立候補者が政治運動で金銭の支払いを行うことを法律で制限している国が多いが、このような法律の回避のために不正献金が行われる場合がある。政治的な主義主張を掲げる仲介団体、ロビー活動家、組織を通じて行う間接的な献金も、このような不正献金に該当する場合がある。

#### 編集方法

組織が直接、間接に政治献金(現金や現物による)を行った場合の献金先の国、政治団体、政治家、政治的な主義主張を特定する。

各国の会計規則(存在する場合)に従って政治献金額を計算する。

現物支給による政治献金の金額は、推計する必要がある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 間接的政治献金
- 政治献金

#### 情報源

情報源としては、外部への金銭支払いや現物支給に関する会計記録、一般への公開報告書が挙げられる。

## 側面: 反競争的行為

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -

#### 指標

G4-S07 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 X 章「競争」および第 XI 章「納税」の実施状況の報告に有用である。



## 指標

G4-S07

### 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果

- a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間内に法的措置を受けた事例（終結しているもの、していないもの）の総件数を報告する。
- b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の主要点を報告する。

### 手引き

#### 関連性

この指標は、主として反競争的行為、反トラスト、独占的慣行を規制する国内法または国際法により、法的措置が取られた事例を示すものである。

反競争的行為や反トラスト、独占的慣行は、消費者による選択、価格設定その他効率的な市場に必要不可欠な要因に影響を及ぼすおそれがある。企業間の競争が経済効率や持続可能な成長を促すという大前提に基づいて、多くの国で、独占の抑制や防止を目的とした法規が定められている。法的措置が取られるのは、市場の動きや組織の状態が第三者の関心を引くのに十分な程度にまで達した状況を示している。このような状況を受けて行われる法的判断から、組織の市場活動に対する重大な支障や制裁措置といったリスクが生じるおそれがある。

#### 編集方法

組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間内に受けた法的措置（終結しているもの、していないもの）を特定する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 反競争的行為
- 反トラストおよび独占的慣行

#### 情報源

情報源としては、法務部門の記録および公的記録が挙げられる。

## 側面: コンプライアンス

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

G4-S08 法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 X 章「競争」および第 XI 章「納税」の実施状況の報告に有用である。

## 指標

### G4-SO8

#### 法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数

- a. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置について、次の観点から報告する。
  - 相当額以上の罰金の総額
  - 罰金以外の制裁措置の総件数
  - 紛争解決メカニズムに提起された事案
- b. 組織による法規制への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。
- c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯について報告する。

---

#### 手引き

#### 関連性

組織における違反事例のレベルは、事業活動においてコンプライアンスを確実に実現するマネジメント能力を示す指標である。経済的観点から見ると、法規制の確実な遵守は、罰金による直接的な財務リスクと、社会的評判の失墜による間接的な財務リスクの削減に役立つ。組織による法規制遵守の実績は、事業の拡大や許可獲得の能力にも作用する。

指標 G4-EN29 と G4-PR9 は、特定の法的側面の遵守を表す指標である。同様に、組織の事業に適用される広範囲の法規制の遵守についての総合的な実績も関心の的である。この指標は、不正会計、職場での差別、腐敗に関連する法規制など、G4-EN29 や G4-PR9 に盛り込まれていない法規制によって被った相当額以上の罰金や罰金以外の制裁措置を反映するものである。

#### 編集方法

法規制の違反により組織が受けた制裁措置（行政または司法によるもの）を特定する。次を含む。

- 国際的な宣言、規約、条約および国、一部地域、地域、地方の規制
- 政府当局の監督下にある国際的または国内紛争解決制度の活用により組織に対して提訴されたもの

#### 情報源

情報源としては、監査結果や、法務部門が運営する規制関連の追跡システムが挙げられる。罰金に関する情報は、経理部門で入手できる。

## 側面: サプライヤーの社会への影響評価

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-SO9** 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

手引き p. -

**G4-SO10** サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響(現実のもの、潜在的なもの)および実施した措置

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも *実施マニュアル* のページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 IV 章「人権」、第 VI 章「環境」、第 VII 章「贈賄、贈賄要求・金品の強要の防止」、および第 X 章「競争」の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011 年
- 国連(UN)、*保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み*、2008 年
- 国連(UN)、*人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書*、2011 年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

社会に及ぼす影響に関するクライテリアにより、新規サプライヤーをスクリーニングするシステムを記述する。新規サプライヤー・スクリーニングに用いる社会に及ぼす影響に関するクライテリアを挙げる。社会に及ぼす影響に関するクライテリアや評価は、社会のサブカテゴリーに含まれる全側面をカバーするかもしれない。

サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定、評価するために用いているプロセス（デュー・デリジェンスなど）を記述する。マイナスの影響には、組織が引き起こすものや寄与するもの、もしくは組織とサプライヤーの関係による活動、製品、サービスに関連して生じる影響が含まれる。

社会に及ぼす影響を評価するため、組織がサプライヤーの特定、優先順位化を行っている方法を記述する。評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理制度から入手することができる。

サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を特定した場合には、その対処のために実施している措置を記述する。その措置が、影響の予防、緩和、是正のどれを目的とするものかを説明する。実施する措置には、組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更、サプライヤーとの関係終了などがある。

社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の予防、緩和、是正を促進するために、サプライヤーとの契約上で期待事項をどう規定、確定しているかを記述する（目標と目的含む）。

社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の予防、緩和、是正に関して、サプライヤーにインセンティブや報奨を提供しているか否かを記述する。

社会に及ぼす影響に関するクライテリア社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりサプライヤーやその製品、サービスを評価・監査するための慣行を記述する。

評価・監査の種類、システム、範囲、頻度、現在の実施状況を示し、サプライチェーンのどの部分が認証や監査の対象となっているかを示す。社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりサプライヤーやその製品、サービスの評価・監査を実施するのは、組織自体、第三者、第三者のいずれでもよい。

社会に及ぼす影響評価を行った結果、サプライヤーとの関係を終了することになると、潜在的にマイナスの影響が生じる可能性がある場合、それを評価するためのシステムや、組織がそのような影響を緩和するために持っている戦略について記述する。

## 指標

G4-SO9

### 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率

a. 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、社会に及ぼす影響に関するデュー・デリジェンス・プロセスにより選択し契約を行ったサプライヤーの比率について、ステークホルダーに情報提供するものである。サプライヤーとの関係を新たに構築するとき、できるだけ早い段階でデュー・デリジェンスを開始すべきである。

契約などの取り決めを結ぶ段階で、社会に及ぼす潜在的な著しいマイナスの影響について、予防や緩和をすることができる。

#### 編集方法

組織が選択または契約を検討した新規サプライヤーの総数を特定する。

社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの総数を特定する。

社会に及ぼす影響に関するクライテリアには、社会のサブカテゴリーに含まれる側面が含まれる場合がある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー
- サプライヤー・スクリーニング

#### 情報源

情報源としては、組織の調達、購買、および法務部門が挙げられる。

### サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置

- a. 社会に及ぼす影響評価の対象としたサプライヤーの数を報告する。
- b. 社会に対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼすと特定したサプライヤーの数を報告する。
- c. サプライチェーン内で特定した社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を報告する。
- d. 社会に対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼすと特定したサプライヤーのうち、評価の結果、改善に同意したサプライヤーの比率を報告する。
- e. 社会に対して著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼすと特定したサプライヤーのうち、評価の結果により、関係を終了したサプライヤーの比率、およびその理由を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この指標は、サプライチェーン内で社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の発生について組織がどう認識しているか、ステークホルダーに情報提供するものである。

サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の発生について、組織はこれを特定、評価するプロセスにより、対処することが可能になる。

#### 編集方法

著しい影響について適切な状況が把握できるのであれば、組織は、この指標で求められている情報について、サプライヤーの所在地別、社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）の内訳別に示すことが望ましい。マイナスの影響には、組織が引き起こすものや寄与するもの、もしくは組織とサプライヤーの関係による活動、製品、サービスに関連して生じる影響がある。

社会に及ぼす影響評価には、社会のサブカテゴリーに含まれる側面が含まれる場合がある。

評価は、パフォーマンス期待事項を事前設定してサプライヤーに伝達し、同意を得ているのであれば、その期待事項に照らして行うことができる。

評価に使用する情報は、監査、契約レビュー、双方向のエンゲージメント、苦情処理制度から入手することができる。

改善点には、報告組織の調達慣行の調整、パフォーマンス期待事項の調整、キャパシティ・ビルディング、研修、プロセスの変更などがある。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- サプライヤー

#### 情報源

情報源としては、調達、購買、および法務部門が挙げられる。

## 側面: 社会への影響に関する苦情処理制度

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

G4-SO11 社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

この側面の標準開示項目は、経済協力開発機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 IV 章「人権」、第 VI 章「環境」、第 VII 章「贈賄、贈賄要求、金品の強要の防止」、および第 X 章「競争」の実施状況の報告に有用である。

### 参考文献

- 国連(UN)、「ビジネスと人権に関する指導原則、国連『保護、尊重、および救済』枠組み実施のために」、2011 年
- 国連(UN)、「保護、尊重、および救済: ビジネスと人権に関する枠組み」、2008 年
- 国連(UN)、「人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書」、2011 年

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

社会に及ぼす影響に関する苦情処理制度について、その有用性や利用性、是正プロセスを、組織のサプライチェーンにおける状況や、有効性をモニタリングするステークホルダーの関与も含めて記述する。組織の苦情処理制度や是正プロセスのモニタリングに関わるステークホルダーとしては、サプライヤー、地域コミュニティ、労働者代表が含まれる。

苦情処理制度の有用性や利用性、および是正プロセスに関する研修の種類を挙げる。



## 指標

G4-SO11

### 社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数

- a. 報告期間内に、正式な苦情処理制度を通じて申立のあった、社会に及ぼす影響に関する苦情の総件数を報告する。
- b. 特定した苦情のうち、下記の件数を報告する。
  - 報告期間中に対応した苦情
  - 報告期間中に解決した苦情
- c. 報告期間より前に申立があり報告期間内に解決した社会に及ぼす影響に関する苦情の総件数を報告する。

### 手引き

#### 関連性

組織の事業活動や他者（サプライチェーン内の業者など）との関係から発生する社会に及ぼす影響をめぐって、紛争が発生することがある。効果的な苦情処理制度を備えていると、社会に及ぼす影響を是正するうえで大きな役割を果たす。

#### 編集方法

正式な苦情処理制度を設定している場合、それを特定する。正式な苦情処理制度は、報告組織が管理する場合も、外部の当事者が管理する場合もある。

正式な苦情処理制度を通して申立のあった社会に及ぼす影響に関する苦情の総件数を特定する。

本年および前年に申立られた苦情のうち、報告期間内に対処、解決を図った苦情の総件数を特定する。

著しい影響について適切な状況が把握できるのであれば、組織は、苦情件数について、苦情の性質、発生場所、苦情を申立た当事者別の内訳を示すことが望ましい。苦情を申立た当事者には、次の者が含まれる。

- 内部のステークホルダー（従業員など）
- 外部のステークホルダー（サプライヤー、地域コミュニティなど）
- 下記によって特定される個人や集団:
  - 発言権の低いグループのメンバー
  - その他の多様性の指標

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 正式な苦情処理制度

#### 情報源

情報源としては、組織の法務、コンプライアンス、調達、購買、および人事部門が挙げられる。

## サブカテゴリー：製品責任

### イントロダクション

製品責任のサブカテゴリーに含まれる側面は、製品およびサービスで、ステークホルダー、とりわけ顧客に直接影響を及ぼすものに関連している。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

このサブカテゴリーの標準開示項目は、経済開発協力機構（OECD）、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 VIII 章、「消費者利益」の実施状況の報告に有用である。

## 側面: 顧客の安全衛生

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

#### 指標

**G4-PR1** 主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率

手引き p. -

**G4-PR2** 製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、すべて実施マニュアルのページ番号である。

### リンク

#### OECD 多国籍企業行動指針

このサブカテゴリーの標準開示項目は、経済開発協力機構(OECD)、*多国籍企業に関する OECD ガイドライン* 2011 年の第 VIII 章、「消費者利益」の実施状況の報告に有用である。

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目(DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

製品およびサービスの安全衛生について、改善のため影響評価を行っているか否かを、次のライフサイクル段階別に記述する。

- 製品コンセプトの開発
- 研究開発
- 認証
- 製造および生産
- マーケティングおよび宣伝
- 保管、流通、供給
- 使用およびサービス
- 処分、リユース、リサイクル

## 指標

G4-PR1

### 主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率

- a. 主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率を報告する。

#### 手引き

#### 関連性

この測定基準は、製品やサービスのライフサイクル全体に及ぶ安全衛生問題について、体系的な取り組みを行っているか否か、どの範囲まで行っているかを明らかにするものである。顧客の期待事項は、製品やサービスが目的の機能を果たしたうえで、健康や安全のリスクを生じないことである。この責任は、法律や規制によるだけでなく、*OECD 多国籍企業行動指針*<sup>73</sup>など、自主的規範でも定められている。

製品やサービスを使用する人々、流通に関わる人々の健康と安全を守るための取り組みは、組織の社会的評判、リコールなどの法的・財務的リスク、品質に関連する市場差別化、従業員の士気などに直接影響を及ぼすものである。

#### 編集方法

改善のため安全衛生の影響評価を行っている主要な製品やサービスを特定する。

#### 情報源

情報源としては、組織の法務部門および販売部門の他、品質マネジメント・システムから収集した文書が挙げられる。

### 製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数 (結果の種類別)

- a. 報告期間内に、製品やサービスについて発生した安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を次の分類により報告する。
  - 罰金または処罰という結果になった規制違反の事例
  - 警告という結果になった規制違反の事例
  - 自主的規範の違反事例
- b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

### 手引き

#### 関連性

国内法および国際法の多くで、安全衛生の保護が目標と認識されている。法的要求事項への違反は、社内マネジメント・システムおよび手順の不備によるものか、その実施に効果がないことを示すものである。違反が常態化すると、財務への悪影響に直結するだけでなく(G4-PR9を参照)、社会的評判や従業員の士気への悪影響を通じて、財務リスクを増大させる。

この指標は使用可能となった製品やサービスのライフサイクルに対応するためのものである。そのため、安全衛生に関する規制および自主的規範の対象となっている。

この指標で示される傾向から、内部統制の有効性について、改善が読み取れる場合も悪化が読み取れる場合もある。

#### 編集方法

報告期間内に、製品やサービスについて発生した安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を特定する。

この指標では、組織の過失ではないと判断する違反事例をカウントする必要はない。

ラベルに関連する事例は、G4-PR4 で取り扱う。

この指標は、報告期間中の違反事例を対象としているが、前期に発生した事象に関連する事例が多数ある場合には、その旨を明記する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 違反事例のタイプ

#### 情報源

情報源としては、組織の法務、労働安全衛生、人事、研究開発(R&D)部門の他、品質マネジメント・システムから収集した資料が挙げられる。

## 側面: 製品およびサービスのラベリング

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き: 一般的 DMA p. -、側面固有 p. -

##### 指標

**G4-PR3** 組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率

手引き p. -

**G4-PR4** 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)

手引き p. -

**G4-PR5** 顧客満足度調査の結果

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

---

#### 手引き - マネジメント手法の開示項目 (DMA)

##### G4-DMA-b に関する側面固有の手引き

顧客満足度の評価、維持のために、組織全体で実施している慣行について記述する。次の事項が含まれる。

- 顧客満足度の測定頻度
- 調査方法に関する標準的な要求事項
- 顧客がフィードバックを提供するメカニズム

## 指標

G4-PR3

組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率

- a. 組織が、製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定め、製品およびサービスに関する次の情報を求めているか否かを報告する。

	要	不要
製品・サービスの部材調達に関する情報		
内容物、特に環境や社会に影響を及ぼす可能性のある物質に関する情報		
製品・サービスの安全な使用に関する情報		
製品の処分および環境・社会に与える影響に関する情報		
その他(具体的に記述)		

- b. この手順を適用して規制遵守評価の対象としている主要な製品およびサービスの比率を報告する。

### 手引き

#### 関連性

顧客やエンドユーザーが確かな情報に基づいて購入の選択を行い、その選択の結果が市場に反映されるためには、製品およびサービスのサステナビリティ影響(プラス面、マイナス面)について適切な情報が入手できなければならない。サステナビリティ影響に関する適切な情報やラベリングを提供することは、特定の規制や規範(国内法や OECD 多国籍企業行動指針<sup>73</sup>など)を遵守できるだけでなく、ブランドの差別化や市場の差別化戦略にもつながるものである。この指標は、情報やラベリングが製品およびサービスにおけるサステナビリティ上の影響にどの程度対応しているかを示す尺度となる。

#### 編集方法

主要な製品およびサービスの総数を特定する。

組織が、製品およびサービスの情報やラベリングに関する手順を定め、製品およびサービスに関する次の情報を求めているか否かを特定する。

- 製品・サービスの部材調達に関する情報
- 内容物、特に環境や社会に影響を及ぼす可能性のある物質に関する情報
- 製品・サービスの安全な使用に関する情報
- 製品の処分および環境・社会に与える影響に関する情報
- その他(具体的に記述)

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 製品およびサービスの情報とラベリング

#### 情報源

情報源としては、法務部門および販売部門の他、品質マネジメント・システムから収集した資料が挙げられる。

**製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)**

- a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数を、次の分類により報告する。
- 罰金または処罰という結果になった規制違反の事例
  - 警告という結果になった規制違反の事例
  - 自主的規範の違反事例
- b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

**手引き****関連性**

製品およびサービスの情報とラベリングの表示、提供は、数多くの規制や法律で定められている。これに違反することは、社内マネジメント・システムおよび手順の不備によるものか、その実施に効果のないことを示すものである。違反を犯すと、処罰や罰金(G4-PR9を参照)など財務への悪影響に直結するだけでなく、社会的評判や顧客のロイヤリティや満足度にもリスクが生じる。

この指標で示される傾向から、内部統制の有効性について、改善が読み取れる場合も悪化が読み取れる場合もある。

**編集方法**

報告期間内に生じた、製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総数を特定する。

この指標では、組織の過失ではないと判断する違反事例をカウントする必要はない。

この指標は、報告期間中の違反事例を対象としているが、前期に発生した事象に関連する事例が多数ある場合には、その旨を明記する。

**定義**

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 製品およびサービスの情報とラベリング
- 違反事例のタイプ

**情報源**

情報源としては、組織の法務部門および技術部門の他、品質マネジメント・システムから収集した資料が挙げられる。



**顧客満足度調査の結果**

- a. 報告期間内に、次の事項について実施した顧客満足度調査(統計的に妥当なサンプル規模に基づくもの)について、その結果または主な結論を報告する。
- 組織全体
  - 主要な製品カテゴリまたはサービスカテゴリ
  - 主要な事業拠点

---

**手引き****関連性**

顧客満足度は、顧客のニーズや好みに対する組織の感度を測る尺度の1つであり、組織の観点から、長期的な成功に欠かせない要素である。顧客満足度は、サステナビリティの文脈では、組織があるステークホルダーグループ(つまり顧客)との関係にどう取り組んでいるかについての理解をもたらす。この指標は、他のサステナビリティ測定基準と組み合わせて使用される場合もある。

顧客のニーズや好みは、性別その他の多様性要因によって異なることがある。顧客満足度からはまた、組織が他のステークホルダーのニーズを考慮している状況についても読み取れる場合がある。

**編集方法**

報告する調査結果について、その結果に該当する製品またはサービスのカテゴリ、事業拠点を特定する。

**情報源**

情報源としては、組織の顧客関係部門、マーケティング部門、および研究開発(R&D)部門が挙げられる。

## 側面: マーケティング・コミュニケーション

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

#### 指標

##### G4-PR6 販売禁止製品、係争中の製品の売上

手引き p. -

##### G4-PR7 マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

### 参考文献

- 国際商業会議所(ICC)、*広告およびマーケティング・コミュニケーションに関する統合規定*、2011年

## 指標

G4-PR6

### 販売禁止製品、係争中の製品の売上

- a. 組織が、次に該当する製品を販売しているか否かを報告する。
  - 特定の市場で販売が禁止されているもの
  - ステークホルダーが疑問視しているもの、公の議論の対象となっているもの
- b. 製品に関する上記の疑問や懸念に対する組織の対応方法を報告する。

---

### 手引き

#### 編集方法

組織の製品ポートフォリオを確認して、組織が次に該当する製品を販売しているか否かを特定する。

- 特定の市場で販売を禁止されているもの
- ステークホルダーが疑問視しているもの、公の議論の対象となっているもの

上記のような問題の対処において、組織がステークホルダーとのエンゲージメントを追跡するために用いているメカニズムを特定し、このような製品に関する疑問や懸念にどう対応しているかを特定する。

#### 情報源

情報源としては、組織の法務部門、販売部門、およびマーケティング部門が挙げられる。

### マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数(結果の種類別)

- a. マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を、次の分類により報告する。
- 罰金または処罰という結果になった規制違反の事例
  - 警告という結果になった規制違反の事例
  - 自主的規範の違反事例
- b. 規制および自主的規範への違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

#### 手引き

#### 関連性

製品およびサービスのマーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)は、数多くの規制や法律で定められている。これに違反することは、社内マネジメント・システムや手順の不備か、その実施に効果のないことを示すものである。違反を犯すと、処罰や罰金(G4-PR9を参照)など財務への悪影響に直結するだけでなく、社会的評判や顧客のロイヤリティや満足度にもリスクが生じる。この指標で示される傾向から、内部統制の有効性について、改善が読み取れる場合も悪化が読み取れる場合もある。

#### 編集方法

報告期間内に生じた、マーケティング・コミュニケーション(広告、プロモーション、スポンサー活動を含む)に関する規制および自主的規範の違反事例の総数を特定する。

この指標では、組織の過失ではないと判断する違反事例をカウントする必要はない。

この指標は、報告期間中の違反事例を対象としているが、前期に発生した事象に関連する事例が多数ある場合には、その旨を明記する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- マーケティング・コミュニケーション
- 違反事例のタイプ

#### 情報源

情報源としては、組織の法務部門、販売部門、およびマーケティング部門が挙げられる。

## 側面: 顧客プライバシー

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

G4-PR8 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも実施マニュアルのページ番号である。

## 指標

G4-PR8

### 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数

- a. 顧客プライバシーの侵害に関する実証された不服申立の総件数を、次の分類により報告する。
  - 外部の当事者から申立を受け、組織が公的に認めたもの
  - 規制当局による申立
- b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数を報告する。
- c. 実証された不服申立が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

---

### 手引き

#### 関連性

国内規制や組織の方針では、広く顧客のプライバシーの保護が目標と認識されている。違反を犯すことは、社内マネジメント・システムおよび手順の不備によるものか、その実施に効果がないことを示すものである。この指標は、顧客プライバシーの保護に関連するマネジメント・システムおよび手順の成否を評価するものである。違反を犯すと、処罰や罰金など財務への悪影響に直結するだけでなく、社会的評判や顧客のロイヤリティや満足度にもリスクが生じる。この指標で示される傾向から、内部統制の有効性について、改善が読み取れる場合も悪化が読み取れる場合もある。

#### 編集方法

報告期間内に発生した、顧客プライバシーの侵害に関する不服申立の総件数を特定する。

前期に発生した事象に関連する侵害が相当な数に上る場合は、その旨を明記する。

#### 定義

実施マニュアル、p. 343-「用語集」を参照。

- 顧客プライバシーの侵害
- 顧客プライバシー
- 実証された不服申立

#### 情報源

情報源としては、顧客サービス、広報、または法律問題を担当する部門が挙げられる。

## 側面: コンプライアンス

この側面がマテリアルと特定された場合、下記の標準開示項目と手引きを利用する。

### 概要\*

#### マネジメント手法の開示項目

##### G4-DMA

手引き p. -

##### 指標

**G4-PR9** 製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額

手引き p. -

\*この概要に記載するページ番号は、どれも**実施マニュアル**のページ番号である。

## 指標

### G4-PR9

#### 製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額

- a. 製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金の総額を報告する。
- b. 法律や規制の違反が皆無の場合は、その旨を簡潔に述べるだけでよい。

---

#### 手引き

#### 関連性

組織の事業活動においてコンプライアンスを確実に実現する違反事例のレベルは、事業活動においてコンプライアンスを確実に実現するマネジメント能力を示す指標である。経済的観点から見ると、法規制の確実な遵守は、罰金による直接的な財務リスクと、社会的評判の失墜による間接的な財務リスクの削減に役立つ。組織による法規制遵守の実績は、事業の拡大や許可獲得の能力にも作用する。

#### 編集方法

組織の製品およびサービスの提供や使用に関する法律や規制（国際的な宣言、規約、条約をはじめ、国、一部地域、地域、地方の規制を含む）に違反したために科された制裁措置（行政、司法上のもの）を特定する。この指標に関連する情報としては、G4-PR2、G4-PR4、および G4-PR7 のデータがある。

#### 情報源

情報源としては、監査結果や、法務部門が運営する規制関連の追跡システムが挙げられる。罰金に関する情報は、経理部門で入手できる。



## 5. 参考文献

1. アフリカ連合憲章、「アフリカ人権憲章」、1981年
2. バーゼル条約、「有害廃棄物の国境を超える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約の禁止令」1995年
3. BirdLife International、『*Important Bird Areas (重要野鳥生息地)*』、<http://www.birdlife.org/action/science/sites/index.html>、2013/5/1 アクセス
4. 英国法務省、『*2010年収賄罰法の手引き*』、2011年
5. 英国規格協会(BSI)、『*Assessing the Life-Cycle Greenhouse Gas Emissions of Goods and Services PAS 2050*』2011年
6. カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(Carbon Disclosure Project: CDP)、『*投資家のCDP情報要求に対応する企業のための手引き*』、毎年更新
7. カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、『*Investor CDP Information Request (投資家によるCDP質問書)*』、毎年更新
8. Ceres『*The Ceres Aqua Gauge: A Framework for 21st Century Water Risk Management*』2011年
9. 気候変動情報開示基準委員会(Climate Disclosure Standards Board: CDSB)、『*Climate Change Reporting Framework – Edition 1.0, 2010 and Climate Change Reporting Framework Boundary Update*』、2012年6月
10. 英国法務省、『*2010年贈収賄法の手引き*』、2011年
11. 欧州人権裁判所、「人権および基本的自由の保護に関する欧州条約」1950年
12. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 1995: The Science of Climate Change, Contribution of Working Group I to the Second Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*』1995年
13. 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、『*Climate Change 2007: The Physical Science Basis, Contribution of Working Group I to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*』2007年
14. 国際会計基準審議会(IASB)、『*IAS第12号「所得税」*』2001年
15. 国際会計基準審議会(IASB)、『*IAS第18号「収入」*』2001年
16. 国際会計基準審議会(IASB)、『*IAS第19号「従業員福利」*』2001年
17. 国際会計基準審議会(IASB)、『*IAS第20号「政府補助金の会計処理および政府援助の開示」*』2001年
18. 国際会計基準審議会(IASB)、『*IAS第8号「事業セグメント」*』2006年
19. 国際商業会議所(ICC)、『*広告およびマーケティング・コミュニケーションに関する統合規定*』、2011年
20. 民間セキュリティサービス会社の国際行動規範、2010年
21. 国際会計士連盟(IFAC)、『*International Guidance Document: Environmental Management Accounting*』2005年
22. 国際金融公社(IFC)、『*環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準*』、2012年
23. 国際金融公社(IFC)、『*Stakeholder Engagement: A Good Practice Handbook for Companies Doing Business in Emerging Markets*』、2007年
24. 国際労働機関(ILO)条約29、「強制労働条約」1930年
25. 国際労働機関(ILO)条約87、「結社の自由および団体権の保護に関する条約」1948年
26. 国際労働機関(ILO)条約98、「団結権および団体交渉権に関する条約」1949年
27. 国際労働機関(ILO)条約100、「同一報酬条約」1951年

28. 国際労働機関(ILO)条約 102、「社会保障(最低基準)条約」1952 年
29. 国際労働機関(ILO)条約 105、「強制労働の廃止に関する条約」1957 年
30. 国際労働機関(ILO)条約 107、「先住民および部族民条約」1957 年
31. 国際労働機関(ILO)条約 111、「雇用・職業差別禁止条約」1958 年
32. 国際労働機関(ILO)条約 121、「業務災害給付条約、1964 年
33. 国際労働機関(ILO)条約 128、「障害、老齢、および遺族給付条約」1967 年
34. 国際労働機関(ILO)条約 130、「医療および疾病給付条約」1969 年
35. 国際労働機関(ILO)条約 132、「有給休暇条約(改定)」1970 年
36. 国際労働機関(ILO)条約 135、「労働者代表条約」1971 年
37. 国際労働機関(ILO) 138、「最低年齢条約」1973 年
38. 国際労働機関(ILO) 140、「有給教育休暇条約」1974 年
39. 国際労働機関(ILO)142、「人的資源開発条約」1975 年
40. 国際労働機関(ILO)条約 154、「団体交渉条約」1981 年
41. 国際労働機関(ILO)条約 155、「職業上および安全および健康に関する条約」および関連議定書 155、1881 年
42. 国際労働機関(ILO)条約 156、「家族的責任を有する労働者条約」1981 年
43. 国際労働機関(ILO)条約 157、「社会保障の権利維持条約」1882 年
44. 国際労働機関(ILO)条約 158、「雇用終了条約」1982 年
45. 国際労働機関(ILO)条約 161、「職業衛生機関条約」1985 年
46. 国際労働機関(ILO)条約 168、「雇用の促進および失業に対する保護条約」1988 年
47. 国際労働機関(ILO)条約 169、「先住民および部族民条約」1991 年
48. 国際労働機関(ILO)条約 182、「最悪の形態の児童労働条約」1999 年
49. 国際労働機関(ILO)条約 183、「母性保護条約」2000 年
50. 国際労働機関(ILO)宣言、「国際労働機関の目的にかんする宣言(フィラデルフィア宣言)」1944 年
51. 国際労働機関(ILO)宣言、「公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言」2008 年
52. 国際労働機関(ILO)宣言、「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」1998
53. 国際労働機関(ILO)勧告 91、「労働協約勧告」1951 年
54. 国際労働機関(ILO)勧告 94、「企業における協力勧告」1952 年
55. 国際労働機関(ILO)勧告 163、「団体交渉勧告」1981 年
56. 国際労働機関(ILO)、「労働災害と職業病の記録と通知に関する行動規範、1996 年
57. 国際労働機関(ILO)、「条約勧告適用専門家委員会、「報告書 III - 条約および勧告の適用に関する情報および報告」毎年更新
58. 国際労働機関(ILO)、「結社の自由委員会、 - *Digest of decisions and principles of the Freedom of Association Committee of the Governing Body of the ILO*、第 5 版(改訂版)2006 年
59. 国際労働機関(ILO)、「ディーセント・ワーク」1999 年
60. 国際労働機関(ILO)、「*Guidelines on Occupational Safety and Health Management Systems* (職場における安全および健康管理システムについてのガイドライン) (ILO-OSH 2001) 2001 年

61. 国際労働機関(ILO)、主要労働指標(*Key Indicators of the Labour Market: KILM*)、<http://kilm.ilo.org/kilmnet>、2013/5/1 アクセス
62. 国際労働機関(ILO)、LABORSTA インターネット、<http://laborsta.ilo.org/>、2013/5/1 アクセス
63. 国際労働機関(ILO)、「従業上の地位別国際分類(International Classification of Status in Employment: ICSE)に関する決議」1993 年
64. 国際労働機関(ILO)、「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」1977 年
65. 国際海事機関(IMO)条約、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)」1972 年
66. 国際海事機関(IMO)条約、「船舶による汚染防止のための国際条約(マルポール条約)」、1973 年、1978 年の議定書により改訂
67. 国際自然保護連合(IUCN)、『*保護地域管理区分適用ガイドライン*』2008 年
68. 国際自然保護連合(IUCN)絶滅危惧種のレッドリスト、<http://www.iucnredlist.org/> 2013/5/1 アクセス
69. アラブ連盟、「アラブ人権憲章」1994 年
70. 国際連盟条約、「奴隷取引および奴隷制度の廃止条約」1926 年
71. 国際協力開発機構(OECD)条約、「国際商取引における外国公務員への贈賄の防止に関する条約」1997 年
72. 国際協力開発機構(OECD)、『*内部統制、倫理、およびコンプライアンスに関するグッドプラクティス・ガイダンス*』、2010 年
73. 経済協力開発機構(OECD)、『*多国籍企業に関する OECD ガイドライン*』、2011 年
74. 経済協力開発機構(OECD)原則、「コーポレート・ガバナンス原則」2004 年
75. 経済協力開発機構(OECD)勧告、「ロビー活動における透明性と誠実性の原則に関する審議会の勧告」2010 年
76. 経済協力開発機構(OECD)、『*ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール*』、2006 年
77. 米州機構(OAS)、「米州人権条約」1969 年
78. ラムサール条約、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」1994 年
79. トランスペアレンシー・インターナショナル、「贈収賄防止のためのビジネス原則」2011 年
80. トランスペアレンシー・インターナショナル、腐敗認識指数、<http://www.transparency.org/research/cpi/overview>、2013/5/1 アクセス
81. 国連(UN)条約、「腐敗防止条約」2003 年
82. 国連(UN)条約、「女子差別撤廃条約(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW)」1979 年
83. 国連(UN)条約、「生物多様性条約」、1992 年
84. 国連(UN)条約、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(CITES)」1979 年
85. 国連(UN)条約、「障害者権利条約」2006 年
86. 国連(UN)条約、「子どもの権利条約」1989 年
87. 国連(UN)条約、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」1965 年
88. 国連(UN)条約、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」1990 年
89. 国連(UN)条約、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、1966 年、および関連議定書
90. 国連(UN)宣言、「宗教および信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言」1981 年

91. 国連(UN)宣言、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する宣言」1963年
92. 国連(UN)宣言、「発展の権利に関する宣言」1986年
93. 国連(UN)宣言、「*Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities*」、1992年
94. 国連(UN)宣言「環境と開発に関するリオ宣言」1992年
95. 国連(UN)宣言、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」2007年
96. 国連(UN)宣言、「国連ミレニアム宣言」2000年
97. 国連(UN)宣言、「世界人権宣言」1948年
98. 国連(UN)宣言、「ウィーン宣言および行動計画」1993年
99. 国連(UN)第4回世界女性会議、「北京宣言および行動綱領」1995年
100. 国連(UN)枠組み条約「国連気候変動枠組条約」1992年
101. 国連(UN)国際権利章典
  - a) 国連(UN)宣言、「世界人権宣言」1948年
  - b) 国連(UN)条約、「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」1966年
  - c) 国連(UN)条約、「経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約」1966年
102. 国連(UN)議定書「国連気候変動枠組条約の京都議定書」1997年
103. 国連(UN)勧告、「危険物輸送勧告」、2001年
104. 国連(UN)補足条約、「奴隷制度、奴隷取引ならびに奴隷制類似の制度および慣行の廃止に関する補足条約」1956年
105. 国連(UN)、大地理的(大陸的)地域、小地理的地域、選択的経済区分、その他の区分の構成、  
<http://unstats.un.org/unsd/methods/m49/m49regin.htm>、2013/5/1 アクセス
106. 国連(UN)「企業と人権に関する指導原則: 国連『保護、尊重および救済』枠組み実施のために」2011年
107. 国連(UN)『保護、尊重および救済: 企業と人権のための枠組み』、2008年
108. 国連(UN)『人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書』、2011年
109. 国連持続可能開発部(UNSD)、『Environmental Management Accounting Procedures and Principles』、2001年
110. 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「揮発性有機化合物の排出規制とその越境移動に関するジュネーブ議定書」、1991年
111. 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「酸性化、富栄養化、地上レベル・オゾンの低減に関するヨーテボリ議定書」、1999年
112. 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「硫黄排出規制とその越境移動に関するヘルシンキ議定書」、1985年
113. 国際連合欧州経済委員会(UNECE)条約、「窒素酸化物の排出規制とその越境移動に関するソフィア議定書」1988年
114. 国連教育科学文化機関(UNESCO)宣言、「人種と人種偏見に関する声明」1978年
115. 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)、生物圏保護区、  
[www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/biosphere-reserves/](http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/biosphere-reserves/)、  
2013/5/1 アクセス

116. 国際連合教育科学文化機関(UNESCO)、世界遺産リスト、<http://whc.unesco.org/en/list>、2013/5/1 アクセス
117. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN ウィメン)および国連グローバル・コンパクト、「女性のエンパワーメント原則」2011年
118. 国連環境計画(UNEP)および世界気象機関(WMO)、『ブラックカーボン・対流圏オゾン統合アセスメント』2011年
119. 国連環境計画(UNEP)条約、「残留性有機汚染物質(POP)に関するストックホルム条約」、付属文書 A、B、C、2009年
120. 国連環境計画(UNEP)、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」1987年
121. 国連環境計画(UNEP)、『Standards and Codes of Practice to Eliminate Dependency on Halons – Handbook of Good Practices in the Halon Sector』、2001年
122. 国連グローバル・コンパクトおよび責任投資原則(PRI)、Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas: A Resource for Companies and Investors、2010年
123. 国連グローバル・コンパクト(UNGC)およびトランスパレンシー・インターナショナル、腐敗防止に関する第10原則の報告の手引き、2009年
124. 国連グローバル・コンパクト LEAD および責任投資原則(Principles for Responsible Investment: PRI)、ESG 問題の役員報酬への組み入れ、2012年
125. 国連グローバル・コンパクト LEAD、取締役会の新しい課題: 企業の持続可能性に係る責任の受け入れと監視、2012年
126. 国連グローバル・コンパクト、Global Compact Business Guide for Conflict Impact Assessment and Risk Management、2002年
127. 国連グローバル・コンパクト(UNGC)の10原則(2000年)
128. 安全と人権に関する自主原則、<http://voluntaryprinciples.org/>、2013/5/1 アクセス
129. 世界銀行、世界ガバナンス指標(WGI)、腐敗の抑制、  
[http://info.worldbank.org/governance/wgi/mc\\_countries.asp](http://info.worldbank.org/governance/wgi/mc_countries.asp)、2013/5/1 アクセス
130. 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者算定・報告基準」、改訂版、2004年
131. 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル事業者バリューチェーン(スコープ3)算定・報告基準」2011年。
132. 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル・プロジェクト排出削減量算定基準」2005年
133. 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「GHG プロトコル製品ライフサイクル算定・報告基準」2011年
134. 世界資源研究所(WRI)および持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)、「温室効果ガス・プロトコル算出ノート No. 1、算出・報告基準修正案」2012年
135. G4-EN1 の「再生可能原材料」の定義は次の資料による:  
欧州環境情報観察ネットワーク(EIONET)、GEMET シソーラス – 再生可能原材料  
<http://www.eionet.europa.eu/gemet/concept?ns=1&cp=7084> 2013/5/1 アクセス  
国立非食糧穀物センター(NNFCC)用語集 – 再生可能材料 <http://www.nnfcc.co.uk/glossary> 2013/5/1 アクセス
- 経済協力開発機構(OECD) 神戸 3R 行動計画に基づく報告書「G8 及び OECD 諸国における資源生産性」  
<http://www.oecd.org/env/waste/47944428.pdf> 2013/5/1 アクセス

- 国際連合 (UN)、欧州委員会 (EC)、国際通貨基金 (IMF)、経済協力開発機構 (OECD)、世界銀行 国民経済計算ハンドブック — 環境経済統合勘定、2003 年

## 6. 用語集

### 主要用語の定義

#### 側面(アスペクト) (Aspect)

本ガイドラインにおける側面とは、本ガイドラインが取り上げる一覧リストにある 46 の主題をいう。

(訳注: 本ガイドライン日本語訳では、イタリック体で表示)

#### 側面のバウンダリー (Aspect Boundary)

側面のバウンダリーとは、マテリアルな側面のそれぞれについて影響が発生する範囲を記述したものをいう。組織が側面のバウンダリーを設定する際は、組織の内外に与える影響を考慮することが望ましい。側面のバウンダリーは報告される側面によって異なる。

#### 一般標準開示項目 (General Standard Disclosures)

一般標準開示項目とは、組織および報告プロセスに関する情報を提供するものをいう。

#### 影響 (Impact)

別段の記載がない限り、本ガイドラインにおける「影響」とは、著しい経済、環境、社会影響(プラス、マイナス、現実的、潜在的、直接的、間接的、短期的、長期的、意図的、意図的でないものを含む)をいう。

#### マテリアルな側面(Material Aspects)

マテリアルな側面とは、組織が経済、環境、社会に与える著しい影響を反映する側面、またはステークホルダーによる評価および意思決定に実質的に影響を与える側面をいう。個々の側面が重要かどうかを決める際には、定性分析、定量評価、議論が必要となる。

#### 報告原則 (Reporting Principle)

報告原則とは、報告書が達成すべき成果を記述し、報告プロセス(どの指標についてどのように報告するかなど)全体を通じて判断の指針となるコンセプトのことをいう。

#### スコープ (Scope)

報告書に取り上げられている側面の範囲。

#### 特定標準開示項目 (Specific Standard Disclosures)

特定標準開示項目とは、マテリアルな側面に関係する組織のマネジメントおよびパフォーマンス情報を提供するものをいう。

#### ステークホルダー (Stakeholders)

ステークホルダーとは、合理的に考えて当該組織の活動、製品およびサービスから多大な影響を受けると思われる組織または個人、ならびに合理的に考えてその行動が当該組織の戦略実践および目的達成能力に影響を与えと思われる組織または

個人のことをいう。ここでは、法律または国際協定に基づいて当該組織に対し直接に正当な要求を行う事のできる事業体および個人が含まれる。

ステークホルダーには、当該組織に直接関わる者(従業員、株主、サプライヤーなど)と、当該組織とそれ以外の関係を持つ者(地域コミュニティの社会的弱者、市民社会など)を含めることがある。

#### テーマ (Topic)

本ガイドラインにおけるテーマとは、サステナビリティに関連する可能性のあるあらゆる主題をいう。



## 用語集\*

### 欠勤者(Absentee)

業務上の傷病に限らず、何らかの就労不能の理由により勤務していない従業員。ただし休暇、研修、産休・育休(男女とも)、忌引など、勤務しない事が認められている場合を除く。

### 欠勤率 (Absentee rate)

一定期間内における、全従業員の延べ予定勤務日数に対する実際の延べ欠勤日数の割合を示す値。

### 年間報酬総額 (Annual total compensation)

年間報酬総額には、以下の項目が含まれる。

- 給与
- 賞与
- 株式報酬
- ストックオプション報酬
- 非株式型インセンティブプラン報酬
- 年金価値の変動と非適格繰延給与による所得
- その他すべての報酬

### 反競争的行為 (Anti-competitive behavior)

潜在的競争者との談合につながる可能性のある組織および従業員による市場競争の影響を限定するための行為。価格協定、入札調整、市場もしくは生産制限の設定、地域ノルマの強制、または顧客、サプライヤー、地域、製品ラインの割当を含む。

### 反トラストおよび独占的慣行 (Anti-trust and monopoly practices)

談合につながる可能性のある組織の行為で、参入障壁の設定、不公正な商慣行、市場地位の濫用、カルテル、反競争的合併、価格協定、その他の談合行為、など競争を阻害するもの。

### 生物多様性価値の高い地域 (Areas of high biodiversity value)

法の保護下にはないが、多くの政府や非政府組織が生物多様性を示す重要な特性を認めている地域。優先的に保全される生息地(多くは国連の「生物の多様性に関する条約」<sup>83</sup>に基づいて定められた国家戦略および行動計画に定義されている)を含む。複数の国際自然保護団体が生物多様性価値の高い個別地域を特定している。

### 保護地域 (Areas protected)

事業活動による危害を受けることなく、環境が原状のまま保たれ、生態系が健全に機能している地域。

### 復元地域 (Areas restored)

過去に何らかの事業活動に利用されたり、事業活動の影響を受けたりしたが、修復措置によって環境が元の状態にまたは生態系が健全に機能する状態に回復した地域。

#### **基準年 (Base year)**

組織のエネルギー消費を経時的に追跡する際に基準とする時点(例えば、年)。

#### **基準値 (Baseline)**

比較を行うための出発点。指標 G4-EN6 や G4-EN7、G4-EN19 の基準値は、エネルギー削減活動を全く行わなかった場合に見込まれるエネルギー消費量となる。

#### **基本給 (Basic salary)**

従業員の職務遂行の対価として支払われる固定した最低金額。時間外勤務手当や賞与などの追加報酬を含まない。

#### **給付金 (Benefits)**

金銭的報酬の形で提供される直接的な給付金、組織が支払う医療費、従業員が負担した費用の還付をいう。さらに、法定最低給付への上乗せ解雇手当、レイ・オフ手当、労災傷害保険金への上乗せ給付、遺族給付、有給休暇手当の上乗せ給付を含む場合がある。スポーツ施設や託児施設、就業中の無償給食などの現物支給、これに類似する一般的な従業員福利厚生プログラムの提供は、指標 G4-LA2 では除外される。

#### **顧客プライバシーの侵害 (Breach of customer privacy)**

顧客プライバシーの侵害は、顧客プライバシー保護に関する現行の法規制および(自主)基準に対するあらゆる違反を含む。

#### **ビジネスパートナー (Business partner)**

ビジネスパートナーには、サプライヤー、エージェント、ロピスト、その他仲介者、ジョイントベンチャーやコンソーシアムの相手企業、政府、顧客、クライアントなどが含まれる。本ガイドラインでは、サプライヤーには、ブローカー、コンサルタント、請負業者、ディストリビューター、フランチャイズ加盟店、ライセンサー、自宅労働者、自営請負人、製造業者、一次生産者、下請業者、卸売業者が含まれる。

#### **CO<sub>2</sub> 換算値 (t-CO<sub>2</sub>) (Carbon dioxide equivalent)**

CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)換算値は、様々な温室効果ガス(GHG)の排出量を、地球温暖化係数(GWP)に基づいて比較するために使われる共通の測定単位。各 GHG の CO<sub>2</sub> 換算値は、当該ガスの排出量(重量トン)に対応する GWP を乗じて求める。

#### **雇用の終了 (Career endings)**

法定退職年齢に達したことによる退職または雇用の終了。

#### **CFC-11 換算値 (CFC-11 equivalent)**

CFC-11(トリクロロフルオロメタン)換算値は、対応するオゾン破壊係数(ODP)に基づいて様々な物質を比較するために使われる測定単位。参照レベル 1 は、CFC-11、CFC-12 の潜在的なオゾン層破壊力を示す。

### **児童 (Child)**

児童とは 15 歳未満の者をいうが、義務教育修了年齢が 15 歳を超える場合は、義務教育修了年齢に達していない者を児童とする。ただし経済主体や教育施設が十分に発達していない一部の国では、就業が認められるための最低年齢を 14 歳とする場合がある。

この特例措置を受ける国については、国際労働機関(ILO)が当該国による特別申請を受け、雇用者および労働者の代表組織と協議した上で認定する。

注: ILO の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」は、児童労働および年少労働者に言及している。「年少労働者」の定義は実施マニュアル p. -を参照。

### **クローバック (Clawback)**

組織の役員が従前に支払いを受けた報酬で、一定の雇用条件や目標を達成できなかった場合に雇用主に返還することが求められるもの。

### **腐敗撲滅のための集団的行動 (Collective action to combat corruption)**

腐敗撲滅のため、幅広い事業環境や企業文化の改善を目的として、自発的な各種活動やステークホルダーと関わる集団活動のことをいう。同業者、政府および多様な公共セクター、労働組合、市民社会組織との予防的協働を含めることもある。

### **団体交渉協定 (Collective bargaining agreements)**

法的拘束力を持つ団体交渉協定には、組織自身もしくは組織が属する雇用者組織が署名した協定が含まれる。こうした協定は業界、国、地域、組織、職場レベルのものがある。

### **コミュニティ開発プログラム (Community development program)**

プロジェクトについて、社会や経済に与えるマイナスの影響を最小化、軽減、補償し、コミュニティに与えるプラスの影響を拡大するための機会や行動を定める計画。

### **確定した腐敗事例 (Confirmed incidents of corruption)**

すでに立証された腐敗事例。報告期間において調査中の腐敗事例を含まない。

### **利益相反 (Conflict of interest)**

個人が、自己の職務と個人的利害の間で選択を迫られる状況。

### **エネルギー消費の削減および効率化 (Conservation and efficiency initiatives)**

既定のプロセスや業務を、より少ないエネルギーで実行できるようにするための組織上や技術上の改善。プロセスの再設計、機器の転換や改造(エネルギー効率の高い照明を使うなど)、不要なエネルギー使わないための行動の変化を含む。

### **継続的な雇用適性 (Continued employability)**

新しい技能を習得して、職場における要求の変化に適応すること。

## 腐敗 (Corruption)

腐敗とは、個人や組織に扇動されて行う「委任された権限を個人の利益のために濫用すること」<sup>x</sup>をいう。本ガイドラインにおける腐敗には、贈収賄、便宜確保のための支払い、詐欺、強要、談合およびマネーロンダリングなどの行為が含まれる。そして贈答物、貸付金、手数料、謝礼その他便宜の授受(個人供与または受領するもの)で、企業の事業活動における不正、違法または背信行為、を誘発するものも含む。対象物には現金のほか、無償提供の物品、贈答品、旅行、特別な個人的サービスなど、不適切な便宜を受けるために提供されるもの、当該便宜を受けることで道義的なプレッシャーが生じるようなものが含まれる<sup>xi</sup>。

## 顧客プライバシー (Customer privacy)

顧客プライバシーおよび個人情報保護に関する権利のこと。データの保護、(特段の定めがない限りにおいて)当初、意図した目的に沿った情報やデータの使用、守秘義務の遂行、データ・情報の不正使用や盗難の防止を含む。顧客には最終顧客(消費者)だけでなく、企業顧客も含まれる。

## 確定給付型年金制度 (Defined benefit plans)

退職後の給付制度で、確定拠出型年金以外のもの。

## 確定拠出型年金制度 (Defined contribution plans)

退職後の給付制度で、ある事業体が他の事業体(つまりファンド)に確定した金額の拠出金を支払うが、ファンドが当期および過去の勤務に基づいて従業員に給付する給付金全額を支払える資産を持たない場合にも、それ以上の拠出を行う法定義務もしくは解釈上の義務を負わないものをいう。

## 温室効果ガス(GHG)の直接的排出(スコープ 1) (Direct GHG emissions (Scope 1))

組織が所有または管理する事業所からの排出をいう。

温室効果ガス(GHG)の直接的排出(スコープ 1)とは、組織が所有または管理する発生源(GHGを大気中に放出する設備またはプロセス)から発生するGHGをいう。

温室効果ガス(GHG)の直接的排出(スコープ 1)は、指標 G4-EN3 で報告される燃料消費からのCO<sub>2</sub>排出を含むが、これに限らない。

## 差別 (Discrimination)

特別な負担を課したり、実績に基づいて公平に扱わずに便益を拒否したりするなど、人々を同等に扱わない行為およびその結果のことをいう。差別にはハラスメントも含まれる。ハラスメントとは、対象の個人に向けられる一連の発言や行為で、望ましくないもの、望ましくないと合理的に考えられるもの、と定義される。

## 経済影響 (Economic impact)

経済における潜在的な生産性に生じる変化で、地域社会およびステークホルダーの福祉や経済の長期的な発展の見通しに影響を与えるものをいう。

<sup>x</sup> トランスペアレンシー・インターナショナル

<sup>xi</sup> この定義はトランスペアレンシー・インターナショナル 2011 年「贈収賄防止のためのビジネス原則」による

### **従業員 (Employee)**

国内法または慣行により組織の従業員として認められている個人。

### **従業員区分 (Employee category)**

職位(上級管理職、中間管理職など)や職務機能(技術、総務、製造など)によって従業員を分類したもの。これらの情報は、組織の人事システムから得られる。

### **離職者数 (Employee turnover)**

自発的、または解雇や定年、在職中の死亡により離職した従業員の数。

### **雇用契約 (Employment contract)**

雇用契約とは、国内法または慣行により認められた契約をいい、書面、口頭、または暗黙の了解(雇用に関する事項がすべて提示されているが、書面もしくは証人を伴う口頭での契約がないもの)の形態があり得る。

無期限または終身契約: 終身雇用契約とは、常勤または非常勤の従業員と締結する期限の定めのない契約をいう。

定期または一時契約: 定期雇用契約とは、上に定義した雇用契約において、特定期間が満了した際、または特定の業務(推定所要時間を付したものが完了した際に終了する契約をいう。一時雇用契約とは、期間が限定されており、プロジェクトもしくは作業段階の終了または前任者の復帰など、特定事項の発生により終了する契約をいう。

### **雇用の種類 (Employment types)**

常勤: 「常勤従業員」とは、労働時間に関する国内法および慣行により定義される者(例えば、国内法で常勤従業員の労働時間について、年間9ヵ月以上、週30時間以上と定義していれば、それが常勤従業員の定義となる)。

非常勤: 「非常勤従業員」とは、週、月または年間の労働時間が上記定義の常勤従業員より少ない従業員をいう。

### **温室効果ガス(GHG)の間接的排出(スコープ2) (Energy indirect (Scope 2) GHG emissions)**

組織が購入または取得し、消費した電気(冷暖房および蒸気)から生じたGHGの排出をいう。

### **エネルギー削減量 (Energy reduction)**

あるプロセスまたは作業を遂行するにあたり、使用されなくなったエネルギーまたは不要となったエネルギーの量。生産能力の縮小や事業活動の外注(アウトソーシング)によってエネルギー消費量の総計が減少した場合は該当しない。

### **最低給与 (Entry level wage)**

最低給与とは、従業員区分の最下層に属する常勤従業員の賃金をいう。実習生や見習い生の給与は該当しない。

### **環境法規制 (Environmental laws and regulations)**

組織に適用されるあらゆる種類の環境課題(大気への排出、排水、廃棄物、原材料の使用、エネルギー、水、および生物多様性など)に関連する規制。ここには、新規制導入の代替として当局との合意により設定された法的拘束力を持つ自主協定

も含まれる。自主協定は、当該組織が協定に直接参加するか、または公的機関が法規制によって管轄区域内の組織に適用させた場合に、適用となる。

#### **環境保全支出 (Environmental protection expenditures)**

組織による環境保全のためのすべての支出のこと。環境負荷や影響、危険を予防、削減、管理、文書化する支出も含む。また、処分、処理、下水処理、汚染除去に関する支出も含む。

#### **死亡者 (Fatality)**

報告期間内に発生した労働者の死亡で、業務中の負傷または組織が雇用中に罹患、感染した疾病を原因とするもの。

#### **金銭的援助 (Financial assistance)**

直接、間接の金銭的便益で、物品およびサービスの対価ではなく、取った行動に対する奨励金や報酬、資産コスト、発生費用への補償をいう。金銭的援助の提供者は、援助したことに対する直接の金銭的見返りを期待していない。

#### **強制労働 (Forced or compulsory labor)**

労働者の自発的な申し出によらず、処罰などの脅しの下に強要されて行われるすべての作業やサービス(ILO「強制労働に関する条約(第29号)」<sup>24)</sup>をいう。最も極端な例は奴隷労働や拘束労働で、労働者を強制労働状態にとどめておく手段として債務を利用することもある。以下も、強制労働の一例である。

- 身分証明書を上げること
- 強制預金を命令すること
- 事前合意なしに、解雇の脅しによって時間外労働を強要すること

#### **正式協定 (Formal agreements)**

両当事者が署名し、文書内容に従うという相互の意思を表明した文書。例として、地域の団体交渉協定や国内および国際的な枠組み合意などがある。

#### **公式委員会 (Formal committee)**

公式委員会とは、存在と機能が組織構造、権限構造の中に組み込まれており、合意された一定の明文規則にもとづいて活動する委員会をいう。

#### **正式な苦情処理制度 (Formal grievance mechanisms)**

組織的に苦情処理および紛争解決を行うための特定の手順、役割および規則を定めた制度。この制度には、合法的、利用可能、予測可能、公平、他の権利との両立、明瞭性、透明性、そして対話と調停を基盤としていることが期待される。

#### **結社の自由 (Freedom of association)**

労働者と使用者の双方が、事前の承諾なしに自身で組織を設立する権利、選択した組織に加入する権利をいう。

### **完全補償(Full coverage)**

年金資産が、年金制度の債務に見合う状態、またはそれを上回る状態をいう。

### **温室効果ガス(GHG)削減 (GHG reductions)**

基準排出量に比べて、温室効果ガス(GHG)の排出量を減らすこと、または大気中からの除去量もしくは貯蔵量を増やすことをいう。一次効果は GHG の削減だが、二次効果も生じる。ある削減努力による GHG 削減量は、一次効果とそれに伴う顕著な二次効果(縮小分や増加からの相殺分を含むことがある)による削減量を合計して算出する。

### **地球温暖化係数 (Global warming potential (GWP))**

地球温暖化係数(GWP)は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)一単位に対して、一定期間に温室効果ガス(GHG)一単位の放射強制力に及ぼす影響を示す値をいう。GWP は、CO<sub>2</sub> 以外のガスの GHG 排出量データを CO<sub>2</sub> 換算値に変換する役割を果たす。

### **ガバナンス組織 (Governance bodies)**

組織の戦略的指針や効果的な経営モニタリングに関する責任、組織内およびステークホルダーへの経営者の説明責任を担う委員会または役員会。

### **最高ガバナンス組織 (Highest governance body)**

組織の最高権限を有する人員で構成する正式な集団。最高ガバナンス組織が二階層に分かれている場合は、両階層を含めることが望ましい。

### **人権条項 (Human rights clauses)**

投資の前提条件として人権パフォーマンスにおける最低限の期待事項定義した合意書面に記載された特定条項。

### **人権レビュー (Human rights reviews)**

規則に則った、もしくは文書化された評価プロセスで、一連の人権パフォーマンス基準を適用しているもの。

### **人権スクリーニング (Human rights screening)**

規則に則った、もしくは文書化された評価プロセスで、一連の人権パフォーマンス基準を適用しており、取引関係を継続すべきか否かの判断材料の一つとなるもの。

### **事例 (Incidents)**

訴訟提起、正規プロセスにより組織または所轄官庁に届けられた苦情、組織が確立された手順(マネジメント・システム監査やモニタリングプログラムなど)により特定した違反事例をいう。

### **指標 (Indicator)**

組織に関連する比較可能な結果または成果について、経年変化を明示した定性的または定量的情報。

### 多様性の指標 (Indicators of diversity)

組織が多様性の指標として収集するデータには、国籍、祖先、民族的ルーツ、信条、障害の有無などが含まれる。

### 先住民族 (Indigenous peoples)

先住民族とは、国内の支配的な他集団とは異なる社会的、文化的、政治的および経済的条件を持つ人々、またはその国がその国が属する地域が侵略ないし植民地化された時点もしくは現在の国境が確立された時点で居住していた集団の出身であるために先住民と見なされる人々、および法的立場に関わらず独自の社会的、経済的、文化的および政治的機構の一部または全部を維持している人々をいう。

### 間接的な経済影響 (Indirect economic impact)

組織とそのステークホルダーの間の金銭授受および金銭の流れの直接的影響に伴う付加的な影響。

### 間接的政治献金 (Indirect political contributions)

政党やその代表者、政治家候補者に対して、ロビイスト、チャリティーなどの中間団体を經由した献金もしくは現物による寄付、またはシンクタンク、事業者団体などの組織(特定の政党や運動とつながりがあるもの、またはそれを支援しているもの)に対して行う支援。

### インフラ(Infrastructure)

商業目的ではなく、主に公共の利益およびサービスのために建設された設備(水供給設備、道路、学校、病院など)で、組織が直接に経済的利益を得ようとしていないもの。

### 傷害 (Injury)

致命的もしくは致命的でない傷害で、労働中に発生したもの、または労働に起因するもの。

### 傷害率 (Injury rate)

報告期間内の総労働時間における総労働力の傷害の度数(頻度)。

### IUCN レッドリスト (IUCN Red List of Threatened Species)

絶滅の恐れがあり保護を必要とする動植物の世界的なリスト(国際自然保護連合(IUCN)<sup>68</sup>が作成)。

### 生涯学習 (Lifelong learning)

就学前から定年退職後に至るまで、生涯を通じて、能力、知識、資質、関心を習得もしくは向上させること。

### 地域コミュニティ (Local community)

組織の事業によって経済、社会、環境に影響(プラスもマイナスも)を受ける地域において居住ないし労働する人々、または集団をいう。地域コミュニティには、事業所近隣に住む人々から遠く離れたところにある孤立集落(当該事業所の影響を受ける可能性がある)まで含まれる。



### **地元従業員 (Local employee)**

事業所と同一の地理的市場内で生まれた個人、または法的に永住する権利を取得している個人(帰化市民、永住ビザ保有者など)をいう。「地元」の地理的定義に含まれる可能性があるのは、事業所の周辺コミュニティ、同一国内の地域、国などである。

### **地域の最低賃金 (Local minimum wage)**

最低賃金は、時間あたり、またはそれ以外の雇用時間による単位報酬として法的に定められている。多数の最低賃金(州、地方別、雇用区分別など)が存在する国もあるため、どの最低賃金が適用されているかの特定が必要である。

### **地元サプライヤー (Local supplier)**

報告組織に製品やサービスを提供し、報告組織と同一の地理的市場内に本拠を置く組織または個人(すなわち供給者に対する国境を越えた支払いのないもの)をいう。「地元」の地理的定義に含まれる可能性があるのは、事業所の周辺コミュニティ、同一国内の地域、国などである。

### **物流 (Logistical purposes)**

生産地と消費地の間における、商品とサービスの流れ(上流・下流)と保管のことをいう。

### **損失日数 (Lost day)**

業務災害または業務上疾病により、労働者が通常業務を遂行できず、勤務しなかった時間(日数)。限定的業務への復帰あるいは同一組織内での別業務に復帰した場合は、損失日数とはならない。

### **損失日数率 (Lost day rate)**

業務災害または業務上疾病による影響を、該当労働者の労働できなかった時間で表したものの。報告期間中の、労働力の予定総労働時間に対する総損失日数の比率で表示する。

### **マーケティング・コミュニケーション (Marketing communication)**

組織がターゲットとする層に向けて、評判、ブランドの普及、製品およびサービスの販売を促進するために用いる戦略、システム、手法、行動を組み合わせたもの。マーケティング・コミュニケーションには、広告、対人販売、販促、広報、スポンサーシップなどの活動を含むことがある。

### **非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、誠実性に関する事項を通報するための制度 (Mechanisms for reporting concerns about unethical or unlawful behavior, and matters related to integrity)**

個人または組織が、組織の業務に関わる違法、不正、危険、非倫理的な行為についての懸念を報告できるシステムおよびプロセスをいう。個人には、ガバナンス組織メンバー、従業員、ビジネスパートナー、その他のステークホルダーなどが含まれる。

### **新規雇用従業員 (New employee hires)**

初めて組織に加わる新入社員。

### **非再生可能エネルギー源 (Non-renewable energy sources)**

生態循環によって短期間のうちに補充や再生、栽培、生成することができないエネルギー源。

非再生可能エネルギー源には下記のものが含まれる

- 石油や原油を蒸留して作った燃料(ガソリン、ディーゼル燃料、ジェット燃料、暖房油など)
- 天然ガス(圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)など)
- 天然ガスの加工処理や石油精製で抽出された燃料(ブタン、プロパン、液化石油ガス(LPG)など)
- 石炭
- 原子力

### **再生不能原材料 (Non-renewable materials)**

鉱物、金属、石油、ガスや石炭など、短期間に再生できない資源。

### **業務上疾病 (Occupational disease)**

職場の状況や活動により生じた疾病(ストレス、有害化学物質の恒常的な被曝など)あるいは労働傷害より生じた疾病。

### **業務上疾病率 (Occupational disease rate)**

報告期間内の総労働時間における総労働力の業務上疾病の度数(頻度)。

### **事業 (Operation)**

組織が、製品やサービスの生産、保管、販売・提供あるいは管理業務(事務所など)のために使用する単一の場所をいう。同一事業所内に、複数の生産ラインや倉庫が存在する場合、複数の活動が行われる場合もある。例えば、同一工場が複数の製品のために使用されること、あるいは同一小売店内に当該組織が所有または経営する小売事業が複数存在することもある。

### **地域コミュニティに著しいマイナス影響を与えている、または与える可能性のある事業(Operations with significant actual or potential negative impacts on local communities)**

事業所単独もしくは地域コミュニティの特性との兼ね合いで判断して、地域コミュニティの社会的、経済的、環境的健全性(例えば、地域コミュニティにおける健康と安全)に与える潜在的マイナス影響が平均より大きい事業所、または実際にマイナス影響を及ぼしている事業所をいう。

### **その他の間接的温室効果ガス排出量(スコープ3) (Other indirect GHG emissions (Scope 3))**

その他の間接的温室効果ガス排出量とは、組織外で発生する(スコープ2に含まれない)すべての間接的排出量のこと、上流と下流の両方の排出量が含まれる。

### **オゾン層破壊物質 (Ozone-depleting substance (ODS))**

オゾン破壊係数(ODP)がゼロ(0)より大きく、成層圏オゾン層を破壊し得る物質のこと。ほとんどのオゾン層破壊物質は、国連環境計画(UNEP)の「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」<sup>120</sup>ならびにその改正条項によって規制されている。CFC、HCFC、ハロンや臭化メチルなどが含まれる。

### **育児休暇 (Parental leave)**

子どもが誕生した際に男性・女性労働者に与えられる休暇。

### **政治献金 (Political contributions)**

政党やその選出された代表者、政治家候補者に対して、直接的または間接的に提供される金銭もしくは現物での寄付。献金には、贈与、融資、資金提供、顧問料、資金集めのためのイベントのチケット購入などが含まれる。現物での寄付には、広告、設備使用、デザインや印刷、備品提供、選出された政治家あるいは政治家候補者の役員、従業員、コンサルタント業務への登用などが含まれる。

### **予防原則 (Precautionary Principle)**

予防原則とは、環境に対する潜在的影響に対応するために取られるアプローチのことをいう。国際連合(国連)宣言「環境と開発に関するリオ宣言」(1992年)参照。「第15原則:環境を保護するために、各国はその能力に応じて予防的アプローチを広く適用しなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害の恐れがある場合には、科学的確実性が不十分であることを理由にして、環境悪化防止のための費用対効果の高い措置の実施を延期してはならない。」

### **製品 (Product)**

組織が販売のために提供する物品や物質、または、提供サービスの一部である物品や物質。

### **製品およびサービスの情報とラベリング (Product and service information and labeling)**

情報とラベリングは同義的に使われ、製品やサービスとともに提供される特性を説明する伝達事項を記載する。

### **製品区分 (Product category)**

対象となる市場の特定ニーズを満たす関連製品群で、共通の、管理された一連の特徴を有するもの。

### **保護地区 (Protected areas)**

特定の環境保全目的を達成するため、指定、規制、管理下に置くよう指定された地理的な区域。

### **リユース・リサイクル (Reclaimed)**

製品の耐用期間の終わりに、製品やその梱包資材を収集、リユース、リサイクルすること。収集や処理は、製品製造者や請負業者が行う場合がある。この対象には、次のような製品や梱包資材が含まれる。

- 組織自身が収集したもの、または組織に代わって収集したもの
- 原材料(鋼鉄、ガラス、紙、数種類のプラスチックなど)や構成部材に分離したもの
- 組織やその他のユーザが使用するもの

### リサイクル材料 (Recycled input materials)

社内外の調達元から購入または入手した、バージン材料を代替する原材料で、組織が発生させる副産物や非製品産出物 (NPO)でないものをいう。

### 業績とキャリア開発についての定期的評価 (Regular performance and career development review)

従業員とその上司が理解する基準に基づいて、業績の目標設定と評価を行う。評価を行うことを従業員に明らかにして、少なくとも年に一度は実施する。これには従業員の直属の上司、同僚、さらに広い範囲の従業員が関わることもある。また人事部の人員が評価に加わることもある。

### 報酬 (Remuneration)

基本給与にその他の支給金額を加えたもの。その他の支給金額には、勤続給、賞与(現金や株式など資本持分を含む)、給付金、超過勤務手当、未消化休暇手当、その他の追加手当(交通費、生活手当、育児手当など)がある。

### 再生可能エネルギー資源 (Renewable energy sources)

自然のサイクルによって短期間のうちに補充可能なエネルギー資源。再生可能エネルギー資源には次のようなものがある。

- 地熱
- 風力
- 太陽光・熱
- 水力
- バイオマス

### 再生可能原材料 (Renewable materials)

再生可能原材料は、資源が豊富にあり、しかも自然のサイクルや農業プロセスによって短期間に補充されるため、そのような資源やその他の関連資源がもたらすサービスが危機に瀕する事なく次世代でも継続して使用できる原材料をいう。<sup>135</sup>

### 報告期間 (Reporting period)

報告期間とは、報告内容の情報が対象としている特定の時間的範囲をいう。

### 疾病のリスク管理 (Risk control for diseases)

疾病への接触や感染を限定させる行為。

### 保安要員 (Security personnel)

組織の所有財産の保護、群衆制御、損害防止、護衛、商品や貴重品護送などの目的で雇用される人員。

### 役員 (Senior executive)

組織の経営層のうち上位に位置する者で、最高経営責任者(CEO)および CEO や最高ガバナンス組織に直接報告する者をいう。経営層の内、どのメンバーを役員とするかに関しては、それぞれの組織が定める。

### **重大疾病 (Serious diseases)**

職業に関連する健康障害および関連しない健康障害であって、従業員やその家族、地域社会に重大な影響を及ぼすもの。これには HIV/AIDS、糖尿病、反復性緊張外傷(RSI)、マラリア、ストレスが含まれると考えられる。

### **サービス (Service)**

組織が需要やニーズを満たすために行う行為。

### **支援サービス (Services supported)**

事業費用の直接負担や、施設運営およびサービス提供に組織の従業員を活用することを通じて公共の利益をもたらすサービスをいう。公共の利益には、公共サービスも含まれる。

### **重大な大気排出 (Significant air emissions)**

大気排出の内、国際的な協定、国内の法規制によって制限されているもの(組織の業務に関する環境上の許可書に定められているものも含む)。

### **生物多様性に対する著しい影響 (Significant impact for biodiversity)**

直接、間接を問わず、地域の一体性に対して、悪い作用を及ぼす可能性がある影響。当該地域全体で長期間にわたり生態学的特性、構造、機能が大きく変化することによって生じる。生息地や生息個体数、(その生息地をかけがえのない場所になっている)特定の種が維持できなくなる状態をいう。

生物種レベルでは、著しい影響が生じると、個体数の減少、分布変化が起き、自然回復(繁殖または影響のない地域からの移入)だけでは、数世代の内に従前のレベルまで戻ることができなくなる。また、生存や、資源の商業利用および利用者の福祉に対して長期に影響を及ぼすことにもなる。

### **事業の重大な変更 (Significant operational changes)**

組織の事業パターンの変更で、従業員に対してプラスまたはマイナスの重大な影響をもたらすもの。例えばリストラ(事業再編)、業務の外注化、閉鎖、拡張、新規事業、事業肩代わり、組織の一部または全部の売却、企業合併などが該当する可能性がある。

### **重大な漏出 (Significant spill)**

組織の財務報告書に含まれる漏出(結果的に賠償責任を負うことが想定されるものなど)や、組織による漏出として記録されているものすべて。

### **スキル・マネジメント (Skills management)**

組織や業界における戦略的ニーズが進化する中、従業員のスキルを開発しニーズに対応できるようにするための方針やプログラム。

### **漏出 (Spill)**

事故による危険物質の放出で、人の健康、土地、植生、水域、地下水に影響が及ぶ可能性があるもの。

### 標準給付 (Standard benefits)

標準給付は、常勤従業員の多数に標準的に提供される給付をいう。ただし組織の常勤従業員の全員に提供されていなくても構わない。G4-LA2 指標は、常勤従業員が合理的に期待できる内容に関して開示することを意図している。

### 実証された不服申立 (Substantiated complaint)

規制当局またはその他類似の公的機関から組織に宛てた文書で、顧客プライバシーの侵害を指摘するもの、または組織に対する不服申立で当該組織が正当な不服であると認めたもの。

### 派遣労働者 (Supervised worker)

現場において、組織のためまたは代理として通常業務を行うが、国内法や慣例では従業員と認められない者。

### サプライヤー (Supplier)

報告組織のサプライチェーンの中で使われる製品やサービスを提供する組織や個人のこと。

サプライヤーは、直接または間接的に組織と関係を有することがある。

サプライヤーの例は次のとおり

- ブローカー: 他人のために製品、サービスまたは資産の売買を行う人または組織。労働力を提供する請負代理人も含む
- コンサルタント: 法的に認定された職業的、商業的な基盤により、専門的なアドバイスやサービスを提供する人または組織。コンサルタントの法的な立場は、個人事業主または別の組織の従業員である
- 請負業者: 組織のために、生産現場または現場外で仕事を行う人または組織であって、契約によって定められた関係を持つ者。直接自己のスタッフを雇用したり、下請業者や自営請負人を用いたりすることがある
- ディストリビューター: 他者に対して商品供給を行う代理店
- フランチャイズ加盟店、ライセンサー: 報告組織からフランチャイズまたはライセンスを許諾された人または組織。フランチャイズやライセンスは、特定の商業活動(商品の生産や販売など)を許諾するものである
- 自宅労働者: 自宅またはその他自分で選択した場所(雇用主の職場を除く)で、報酬を得るために仕事を行い、雇用主が定める製品やサービスを成果物とする者。機器、原材料その他業務に用いるものを誰が提供するかを問わない
- 自営請負人: 組織、請負業者または下請業者のために仕事を行い、契約に定める関係を有する人または組織。自営請負人は、組織と雇用・被雇用の関係にはない
- 製造業者: 販売をするために製品を製造する人または組織
- 一次生産者: 原材料の栽培、収穫、抽出(採取)を行う人または組織
- 下請業者: 組織のために現場の中もしくは外で働く人または組織で、直接的には請負業者または下請業者と契約関係にあるが、組織とは直接関係がない場合もあるもの。下請業者は、自己が直接にスタッフを雇用することもあり、自営請負人を使うこともある
- 卸売業者: 他者による小売りのために製品を大量に販売する者

### サプライヤー・スクリーニング (Supplier screening)

特定のサプライヤーとの事業関係を進めるか否かを判断する要因の一つとして、一連の業績基準を適用する正式な文書化された手順。

### サプライチェーン (Supply chain)

組織に対して製品やサービスを提供する一連の活動または一連の関係者。

### 契約終了手当 (Termination payment)

役員または最高ガバナンス組織の構成員の任期が終了する際に支払われる金銭および給付手当。金銭の支払いに留まらず、財産の付与や、役職から離れることに関連して自動的にまたは加算して与えられるインセンティブを含む。

### 総排水量 (Total water discharge)

地表下水、地表水、川・海・湖・湿地帯・処理施設へとつながる下水道へ、または地下水へ報告期間を通じて排出した水量の合計。また、次のいずれかを經由したもの。

- 定められた排水地点(定点排水)
- 土地(各地に分散して、または一定の方法ではなく)(非定点排水)
- トラックによる廃水の移動、集めた雨水の流出、社内下水処理は、排水とは見なさない

### 総取水量 (Total water withdrawal)

報告期間にわたり、何らかに利用するため、あらゆる水源(地表水、地下水、雨水、水道供給を含む)から組織の境界線内に引き込まれた水量の合計。

### 総労働力 (Total workforce)

報告期間の終わりに組織のために就業している人の総人数(従業員と派遣労働者の合計)。

### 研修 (Training)

次のものを含む。

- あらゆる種類の職業訓練や指導
- 組織が従業員に提供する有給教育休暇
- 組織外の訓練や教育で、組織が全額または一部金銭負担するもの
- 安全衛生など、特定のテーマに関する訓練

研修には、上司による職場での指導を含まない。

### 輸送 (Transportation)

異なる輸送モードを使用して、資源や商品のある地点から他の地点に(サプライヤー、生産工場、倉庫、顧客の間で)移動させる行為。人の移動(従業員の通勤、出張など)も含む。

### **従業員の移動(人流) (Transportation of the members of the organization's workforce)**

従業員の職場への通勤における移動、およびビジネス目的の出張で、飛行機、列車、バス、その他の方法(動力付きか否かを問わない)によるもの。

### **二層役員会システム (Two-tier board system)**

限られた法律管轄地域で見られるガバナンスシステムで、監督と執行が分離しているもの、または法により非役員から成る監督委員会が役員から成る経営委員会を監督するものをいう。

### **違反事例のタイプ (Type of non-compliance)**

法規制に則った行動をしていないという裁判所判断の中で、違反をした法律や規制の性格によって分類したもの。

### **発言権が低いグループ (Under-represented social group)**

経済、社会、政治的なニーズや意見を表明するに際し、構成員の絶対数に比べて機会が少ない層のことをいう。この定義に当てはまる特定の層は、どの組織の中でも同じという訳ではない。組織は、組織独自の業務遂行の状況に合わせて、こうした層の特定を行っている。

### **社会的弱者 (Vulnerable groups)**

社会的弱者とは、人の集団または部分集団が、特定の身体的、社会的、政治的、経済的な状況もしくは特徴を有しているために負担を被るリスクが相対的に高い、または、事業が与える、社会、経済、環境影響を過度に被るリスクのある層のことをいう。社会的弱者には、子ども、若者、高齢者、障害者、元戦闘員、国内避難民、難民、帰国難民、HIV/AIDS 罹患世帯、先住民民族、少数民族が含まれる可能性がある。脆弱性や影響は、性別によって異なることがある。

### **廃棄物処分方法 (Waste disposal method)**

廃棄物の処理や処分を行う方法。堆肥化、リユース、リサイクル、回収、焼却、埋立、深井戸注入、現場保管などがある。

### **水のリサイクルとリユース (Water recycling and reuse)**

使用済みの水や廃水に関して、最終処理もしくは自然環境への排出を行う前に、もう一度サイクルを回すこと。一般に、水のリサイクルやリユースには 3 種類の方法がある。

- 廃水をリサイクルしてもう一度同じプロセスに戻す、もしくはプロセス・サイクルにおいて高次使用する
- 廃水をリサイクルして、同一施設内の別プロセスでリユースする
- 廃水を組織内の異なる施設でリユースする

### **労働者 (Worker)**

仕事に従事する人の総称。契約関係は問わない。

### **年少労働者 (Young worker)**

適用される就業最低年齢から 18 歳未満までの労働者。



## 7. 報告に関する一般留意事項

### 7.1 傾向に関する報告

当報告期間(当年度など)と、少なくとも前期2期分の情報を提示すべきである。また、将来の目標が定められている場合は、短・中期の目標も提示すべきである。

### 7.2 データの提示

比率や正規化データの形式で提示することが有効、適切な場合がある。比率や正規化データを使用する場合は、絶対値のデータも提供すべきである。説明のための注記を付記することを推奨する。

### 7.3 データの集約および分割

組織は、情報を提示する際の集約レベルを決定する必要がある。これには、分割して報告すること(国別、サイト別など)により情報が有意義になるがその作業が必要になるので、その間のバランスを取ることが求められる。集約することによって、情報の有意義性が大幅に損なわれる可能性や、特定の分野のパフォーマンス、特に優れたパフォーマンスや劣ったパフォーマンスがわかりにくくなるおそれがある。その一方で、データを不必要に分割することにより情報を理解しにくくしてしまう場合がある。組織は、*実施マニュアル*に掲載されている原則や手引きを活用して、情報を適切なレベルで分割すべきである。分割の仕方は指標ごとに異なるとしても、一般的には、単一の集約数値と比べ、分割することによって得られる知見の方が多い。

### 7.4 測定基準

報告データは、一般に認められた国際的な測定基準(キログラム、トン、リットルなど)を使用して提示し、標準換算係数を用いて計算すべきである。特定の国際的な換算係数(GHG換算など)がある場合は、通常、*実施マニュアル*の指標の手引きで指定されている。

### 7.5 報告書の形式と頻度

#### 他の報告媒体からの引用による標準開示項目に必要な情報の報告

「準拠」オプションで求められている標準開示に関わる情報が、組織が作成した株主向け年次報告書や規制当局へ報告書、自主報告書などに既に掲載してあることがある。このような場合には、組織は、その開示をサステナビリティ報告書に繰り返し掲載せず、当該情報が閲覧できる個所を表示し、参照する方法を選ぶことができる。

この表示方法は、参照個所を具体的に表示し、当該情報が公開されていて容易に閲覧できる場合に利用することができる。具体的でない表示(例えば「株主向け年次報告書を参照」のような)は許されないが、セクションや表などの名称が明記されていればよい。このようなケースは、サステナビリティ報告書が電子データやWebベースの形で提供されていて、他のWebベースの報告書へのリンクが付されている場合に多い。

#### 報告媒体

報告には、電子データもしくはWebベース、および紙のどちらの媒体も適している。組織はWebと紙ベースの組み合わせ、またはどちらか一方の媒体のみの利用も選択できる。例えば、Webサイトで詳細報告を行い、紙媒体で戦略、分析、パフォーマンス

ス情報などエグゼクティブサマリー(戦略、分析、パフォーマンス情報など)を提供することも可能である。こうした媒体の選択は、報告期間、内容の更新、想定利用者、配布戦略などの実務的な要因により決定することになるだろう。

少なくとも Web もしくは紙媒体のどちらか一方において、報告期間におけるすべての情報にアクセスできるようにすべきである。

### 報告の頻度

組織は、報告書発行についての報告期間を固定すべきである。1年に1回発行になることが多いと思われるが、組織によっては半年に1回の発行を選択することもある。組織によっては情報更新を、連結パフォーマンス報告書の発行時期の中間に行うこともある。この場合、ステークホルダーにとってはより迅速に情報を入手できるというメリットがあるが、情報の比較ができないというデメリットもある。ただし組織は、当該期間のすべての情報をカバーしている固定した報告サイクルを維持すべきである。

経済、環境、社会パフォーマンスに関する報告は、組織が発行する他の報告(年次財務諸表など)と同時に実施することも、統合した形で行うこともできる。タイミングを合わせると、財務パフォーマンスと経済、環境、社会パフォーマンスの関連性が強調される。

### 報告書の内容の更新

報告書の新版を作成する際、旧版から変更されていない情報の部分(方針が改訂されなかった場合など)を特定し、変更のあったテーマや指標のみを更新して、変更がなかった標準開示項目を再掲することもできる。例えば変更のない方針に関する情報は再掲し、指標のみを更新することにしてもよい。このような方法をどれだけ柔軟に実施できるかは、組織が選択する報告媒体によって大きく異なる。「戦略および分析」などの一部のテーマや、DMA および指標は、報告期間ごとに変更される可能性が高いが、この他の「組織のプロフィール」や「ガバナンス」などのテーマは変更ペースが遅い。採用した更新戦略に関わらず、該当報告期間に関わる情報は、どこか1ヶ所(印刷媒体、ウェブ上文書のどちらでも)では完全な形で閲覧・入手可能にすべきである。

## 8. G4 ガイドラインの内容開発

### 8.1 GRI デュープロセス

GRI 枠組みの対象となる文書はすべて、GRI 理事会が承認したデュープロセスの原則(本文書に概要を掲載)に従って作成したものでなければならない。テクニカル・アドバイザー・コミッティは、GRI 枠組み文書がデュープロセス(本文書にその概要を掲載)に従って作成されているか否かについての責任を負う。デュープロセスの完全版は [www.globalreporting.org](http://www.globalreporting.org) で閲覧できる。

#### デュープロセス原則の大枠

1. GRI ワーキング・グループは、GRI 枠組み文書の開発、改訂を行う基本的な組織である。
2. GRI ワーキング・グループは、GRI をとりまくマルチステークホルダーで構成すべきである。全世界で適用する報告枠組み文書を開発するワーキング・グループは、その構成も全世界的でなければならない。ワーキング・グループを構成する第一義的なものは、産業界、中間組織、労働組合、市民社会の代表であるべきである。
3. 個人は誰でも、GRI ワーキング・グループのメンバーになることができる。ワーキング・グループのメンバーの任命は個人の専門性とグループ構成上の必要に基づいて行われる。
4. 技術的な議題を実行するため、事務局が理事会の指導の下で GRI ワーキング・グループを組織する。ワーキング・グループに携わる個人は、ステークホルダー・カウンシルおよびテクニカル・アドバイザー・コミッティの中のメンバー候補を考慮して、事務局が要請・選定する。
5. ワーキング・グループのメンバー資格は、組織でなく個人に付与される。ワーキング・グループのメンバーが任期満了前に退任しなければならない場合、GRI 理事会は適切な後任者を指名しなければならない。
6. GRI ワーキング・グループは全員一致による意思決定に努める。全員一致が得られないときは、少数意見を文書に記録しなければならない。その文書は、テクニカル・アドバイザー・コミッティがワーキング・グループの成果物のレビューを行う際の検討資料となる。GRI 枠組みの対象文書はすべて理事会とステークホルダー・カウンシルに送付するものであり、同文書の諸課題に関わる決定事項もこの機関に通知しなければならない。

#### 改訂案の作成

1. ガイドラインやプロトコルの文言の改訂案は、「デュープロセス原則の大枠」に示す要領に従って GRI ワーキング・グループが作成すべきである。このワーキング・グループの構成は、ステークホルダー・カウンシルの構成分布を反映するものになるよう努めるべきである。
2. GRI ステークホルダー・カウンシルのメンバーは、ワーキング・グループのメンバー候補として、個人の専門性、就任可能性、グループ構成上の必要に基づいて評価を受ける。
3. ガイドラインやプロトコルの軽微な改訂は、テクニカル・アドバイザー・コミッティが、事務局の調査・モニタリング活動の成果に基づいて、文言の改訂を提案することができる。ただしその際、事務局が協議の相手や地理的側面に多様性を十分に確保して、幅広い規模で協議を行っていることが条件である。この提案に関わるプロセスは、理事会とステークホルダー・カウンシルに説明しなければならない。
4. テクニカル・アドバイザー・コミッティは、GRI ワーキング・グループやその他の協議プロセスのレビューについての責任を負う。GRI 事務局は「パブリック・コメントのためのガイドライン改訂案」を作成する。改訂案は、GRI 枠組み文書の 1 箇所のみでも、あるいは複数箇所についても、提案できる。
5. 「パブリック・コメントのためのガイドライン改訂案」は GRI ガバナンス組織およびすべての外部の関心ある者に、少なくとも 90 日の間、入手可能な状態におかななければならない。受け取ったコメントは公式の記録とみなされる。

## ガイドラインの承認

1. テクニカル・アドバイザー・コミッティは、パブリック・コメントを取りまとめて改訂案文書を作成する作業の監督を行う。事務局はガイドライン改訂案を完成し、当該改訂案はガバナンス組織のレビューを受ける。
2. ステークホルダー・カウンシルおよびテクニカル・アドバイザー・コミッティは、同意・不同意勧告を行い、理事会が最終的な承認を行う。
3. 理事会はガイドラインの更新発表の方法と時期を決定する。

## 8.2 GRI ガバナンス組織、事務局、ワーキング・グループ

### 理事会

GRI の理事会 (Board of Directors: BoD) は、GRI ガイドライン改訂の最終決定権、組織の戦略、作業計画を含む GRI の最終的な受託責任、財務・法的責任を担う。

G4 ガイドライン発表時の理事会会長: Herman Mulder

### ステークホルダー・カウンシル

ステークホルダー・カウンシル (SC) は、GRI ガバナンス組織内の正式なステークホルダー政策フォーラムである。SC は理事会に対して戦略的課題に関する助言を行う。SC の主なガバナンス機能は、理事会メンバーの任命や、将来の方針、事業計画・活動についての勧告を行うことなどである。

SC のメンバー数の上限は 50 名で、メンバーは多様性を有している。国際連合の定義による各地域 (アフリカ、アジア太平洋・オセアニア、ラテンアメリカ・カリブ海、北アメリカ・ヨーロッパ・CIS、西アジア) のすべてから選出する。SC メンバーは、GRI の中核をなす産業界、市民社会、労働組合、中間組織の代表で構成する。

SC は、GRI の全報告文書の発表についての同意・不同意勧告を理事会に対して行う。

G4 ガイドライン発表時のステークホルダー・カウンシル会長: Karin Ireton

### テクニカル・アドバイザー・コミッティ

テクニカル・アドバイザー・コミッティ (TAC) は、高レベルな技術的助言と専門知識を提供することにより、GRI の理事会と事務局が GRI 報告枠組み全体の品質と統一性を維持ができるよう支援する。

メンバー数の上限は 15 名である。TAC は、開発計画、具体的な技術的方向性、GRI の技術的内容の形式について勧告を行う。また TAC は、GRI の技術的内容がデュープロセスに従って作成されることを確保する。

TAC は、GRI の全報告文書の発表についての同意・不同意勧告を理事会に対して行う。

G4 ガイドライン発表時のテクニカル・アドバイザー・コミッティ会長: Denise Esdon

### GRI 事務局

事務局は、事務局長の指導の下、理事会が承認した技術的な作業計画を実施する。また、事務局はネットワークおよび組織コミュニケーション、学習活動、支援サービス、普及活動、ステークホルダーとの関係などのマネジメントや、財務管理を行う。

G4 ガイドライン発表時の事務局長: Ernst Ligteringen

### G4 ワーキング・グループ

#### 腐敗防止ワーキング・グループ

Ann Marley Chilton, Environmental Resources Management (ERM)

Chong San Lee, Transparency International

Christiane Meyer, Banarra

Daniel Kronen, Siemens

Dante Pesce, Pontificia Universidad Católica de Valparaíso – Centro Vincular  
Dayna Linley-Jones, Sustainalytics  
Dongsoo Kim, Korea Productivity Center (KPC)  
Eileen Kohl Kaufman, Social Accountability International (SAI)  
Eileen Radford, TRACE International  
Jacques Marnewicke, Sanlam  
Janine Juggins, Rio Tinto  
Jayn Harding, FTSE  
Julia Kochetygova, S&P Dow Jones Indices  
Kirstine Drew, Trade Union Advisory Committee (TUAC) to the OECD  
Kris Dobie, Ethics Institute of South Africa  
Loi Kheng Min, Transparency International  
Luis Piacenza, Crowe Horwath  
Olajobi Makinwa, United Nations Global Compact (UNGC)  
Peter Wilkinson, Transparency International  
Sabrina Strassburger, Fiat  
Samuel Kimeu, Transparency International  
Simon Miller, World Vision International (WVI)

#### **アプリケーション・レベルワーキング・グループ**

Amanda Nuttall, Net Balance Foundation  
Anna-Sterre Nette, SynTao  
Claire White, International Council on Mining and Metals (ICMM)  
Dan Sonnenberg, Russell and Associates  
David Martin Kingma, Holcim  
Deborah Evans, Lloyd's Register Quality Assurance Ltd (LRQA)  
Grace Williams, Oxfam International  
Maria Helena Meinert, BSD Consulting  
Matthéüs van de Pol, Ministry of Economic Affairs  
Michal Pelzig, Essar Group  
Oh, SunTae, Korean Standards Association (KSA)  
Pierre Hubbard, Trade Union Advisory Committee (TUAC) to the OECD  
Santhosh Jayaram, Det Norske Veritas (DNV)  
Sonal Kohli, Essar Group

#### **パウンダリーに関するワーキング・グループ**

Andrew Cole, LendLease  
Ashling Seely, the International Textile, Garment and Leather Workers Federation (ITGLWF)  
Christian Hell, KPMG  
Connie L. Lindsey, the Northern Trust Company  
David Vermijs, David Vermijs Consulting

Francesca Poggiali, Ferrero  
Francis J. Maher, Verasiti Inc.  
Hariom Newport, Shell  
Joris Oldenziel, SOMO – Centre for Research on Multinational Corporations  
Kirstine Drew, Trade Union Advisory Committee (TUAC) to the OECD  
Luis Perera, PricewaterhouseCoopers (PwC)  
Maali Qasem Khader, Schema  
Mardi McBrien, CDP  
Michelle Cox, CDP  
Ornella Ciona, CGIL Nazionale  
Ralph Thurm, Deloitte  
Ramesh Chhagan, Exxaro Resources  
Shikhar Jain, CII-ITC Centre of Excellence for Sustainable Development  
Yuki Yasui, United Nations Environment Programme Finance Initiative (UNEP FI)

#### **マネジメント手法の開示項目に関するワーキング・グループ**

Bruno Bastit, Hermes Equity Ownership Services  
Bruno Sarda, Dell, Inc.  
Carlota Garcia-Manas, EIRIS  
Dongsoo Kim, Korea Productivity Center (KPC)  
Dwight Justice, International Trade Union Confederation (ITUC)  
Glenn Frommer, MTR Corporation Ltd.  
Milagros L. Zamudio, Electroperú S.A.  
Paul Davies, Banarra  
Julia Robbins, Vancity  
Sandra Cossart, SHERPA  
Sanjib Kumar Bezbaroa, ITC Ltd.  
Victor Ricco, Centro de Derechos Humanos y Ambiente (CEDHA)  
William R. Blackburn, William Blackburn Consulting, Ltd.

#### **ガバナンスおよび報酬に関するワーキング・グループ**

Cyrille Jégu, The Next Step  
Frank Curtiss, RPMI Railpen  
Heather Slavkin, AFL-CIO  
Hugh Grant, Australian Sustainability Leaders Forum (ASLF)  
Isabelle Cabos, European Investment Bank  
Jan van de Venis, Stand Up For Your Rights  
Janet Williamson, Trades Union Congress  
Karen Egger, Transparency International  
Luiz Fernando Dalla Martha, IBGC – Brazilian Institute of Corporate Governance  
Marleen Janssen Groesbeek, Eumedion

Sarah Repucci, Independent consultant  
Wesley Gee, Stantec Consulting Ltd.  
Yogendra Saxena, The Tata Power Company Limited

### **温室効果ガスに関するワーキング・グループ**

Andrea Smith, CDP  
Christina Schwerdtfeger, Coto Consulting  
Guo Peiyuan, Syntao  
Ian Noble, Global Adaptation Institute (GAIN)  
Jeong-Seok Seo, Korea Productivity Center (KPC)  
Jiang Shan, China Minmetals Corporation  
Kishore Kavadia, Terracon Ecotech  
Mathew Nelson, Ernst & Young  
Michael Cass, Shell  
Nicholas Bollons, Bureau Veritas  
Olivier Elamine, alstria office REIT AG  
Pablo Salcido, Ministry of Environment and Natural Resources  
Patrick Browne, UPS  
Pedro Cabral Santiago Faria, CDP  
Peggy Foran, The Climate Registry  
Peter Colley, The Mining & Energy Division of the Construction, Forestry, Mining and Energy Union (CFMEU)  
Rudolf Schwob, F. Hoffmann-La Roche  
Shamini Harrington, Sasol  
Vince(Yoonjae) Heo, Bloomberg

### **サプライチェーンに関するワーキング・グループ**

Ang-Ting Shih, Delta Electronics and KPMG Taiwan  
Clóvis Scherer, DIEESE – Escritório do Distrito Federal  
Cody Sisco, Business for Social Responsibility (BSR)  
Dante Pesce, Pontificia Universidad Católica de Valparaíso – Centro Vincular  
Douglas Kativu, African Institute of Corporate Citizenship (AICC)  
Dwight Justice, International Trade Union Confederation (ITUC)  
Jane Hwang, Social Accountability International (SAI)  
Jayson Cainglet, Agribusiness Action Initiative (AAI)  
José Figueiredo Soares, EDP – Energias de Portugal  
Juan Carlos Corvalán, Sodimac  
Mike Lombardo, Calvert  
Mohamed El-Husseiny, Industrial Modernisation Center (IMC)  
Ole Henning Sommerfelt, Ethical Trading Initiative Norway  
Sanjiv Pandita, Asia Monitor Resource Centre (AMRC)  
Willie Johnson, Procter & Gamble

Zhang Long/Yu Ziqiang, Baosteel

## パブリックコメント

G4 ガイドラインの開発に関する 2 回のパブリック・コメント期間に約 2550 のコメントが寄せられた。2011 年 8 月から 11 月および 2012 年 6 月から 11 月に行われた。

## 8.3 G4 プロジェクト管理

### 総監督

Nelmara Arbex

### プロジェクト・マネジメント

Bastian Buck

Ásthildur Hjaltadóttir

### デザインおよびレイアウト

Mark Bakker, scribbledesign.nl

## 8.4 謝辞

### G4 に協賛して下さった方々

Wim Bartels (KPMG)

Krista Bauer (GE)

Juan Costa Climent (Ernst & Young)

Rodolfo Guttilla (former Natura)

Jessica Fries (PricewaterhouseCoopers (PwC))

Eric Hesperheide (Deloitte)

Kim Hessler (GE)

Andrew Howard (former Goldman Sachs)

Kevin McKnight (Alcoa)

Marina Migliorato (Enel)

Rupert Thomas (Shell)

### 技術編集に関してアドバイスをくださった方々

Roger Adams (Association of Chartered Certified Accountants (ACCA)), John Purcell (CPA Australia), Kirsten Simpson (Net Balance) and Matty Yates (Ernst & Young)

### プロジェクトに特に貢献をくださった方々

Amina Batool, Jack Boulter, Laura Espinach, Alice van den Heuvel (Ernst & Young), Jennifer Iansen-Rogers (former KPMG), Katja Kriege, Maggie Lee, Youri Lie, Anna Nefedova (Deloitte), Daniele Spagnoli, Anne Spira, Karlien van der Staak, Enrique Torres, Anouk Wentink (PricewaterhouseCoopers (PwC))



## 法的責任

本文書は、サステナビリティ報告の推進を目的とし、世界中の組織や報告書利用者の代表者から意見を聞く独自のマルチステークホルダーによる協議プロセスを経て作成したものである。GRI 理事会はすべての組織に対して GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン(GRI ガイドライン)の使用を推奨しているが、GRI ガイドラインの全部または一部を利用した報告書についての作成発行責任は作成者が負う。GRI 理事会と GRI 法人は、報告書作成にあたり GRI ガイドラインを使用したこと、GRI ガイドラインに基づいて作成した報告書を使用することに直接、間接に起因する結果、損害について責任を負わない。

## 著作権および商標に関する注意事項

本文書の著作権は、法人 GRI に帰属する。サステナビリティ報告書の作成にあたり、情報の取得または使用を目的として GRI の事前許可を得ずに本文書を複製および配布することは認められている。ただしこれ以外の目的で、形態または手段(電子、機械、コピー印刷、録音その他)を問わず、GRI の書面による事前の許可を得ずに本文書および本文書の抜粋を複製、保存、翻訳または転送してはならない。

グローバル・レポート・イニシアティブ、グローバル・レポート・イニシアティブのロゴ、サステナビリティ・レポート・ガイドラインおよび GRI は、グローバル・レポート・イニシアティブの商標である。

## G4 CONSORTIUM





**Global Reporting Initiative**

PO Box 10039

1001 EA Amsterdam

The Netherlands

Tel: +31 (0) 20 531 00 00

Fax: +31 (0) 20 531 00 31

GRIおよびサステナビリティ・レポート・ガイドラインに関する

詳細情報は下記URLをご参照下さい:

[www.globalreporting.org](http://www.globalreporting.org)

[info@globalreporting.org](mailto:info@globalreporting.org)

© 2013 Global Reporting Initiative.

All rights reserved.

Appendix : 図表

**FIGURE 1** Visual representation of prioritization of Aspects

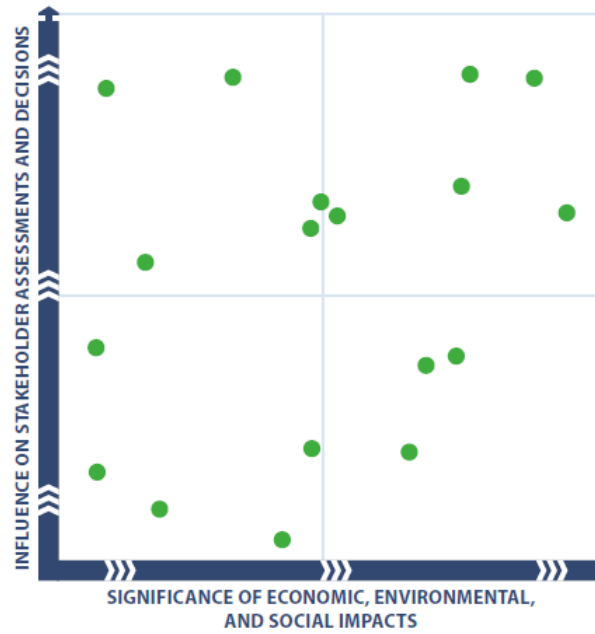


図 1 : 側面の優先順位の図

**FIGURE 2**

*Defining material Aspects and Boundaries - process overview*

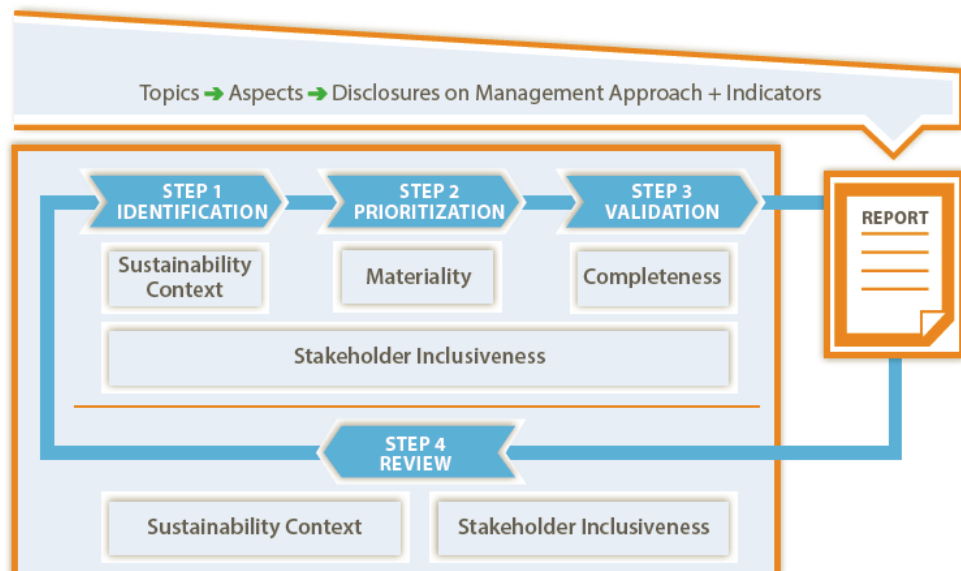


図2: マテリアルな側面とバウンダリーの確定 - プロセス概要

**FIGURE 3** An example where the topic of anti-corruption is only relevant to certain entities within the organization

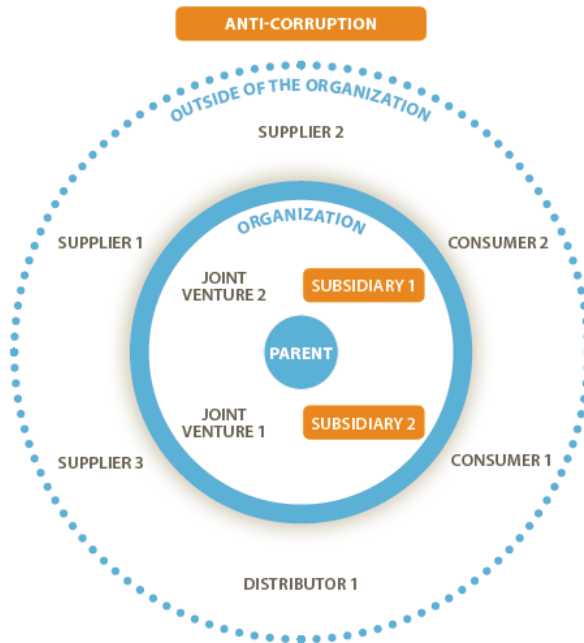


図3： 腐敗防止のテーマが組織内の特定の事業体のみ  
に該当する事例

**FIGURE 4** An example where the topic of child labor is only relevant to certain entities outside of the organization

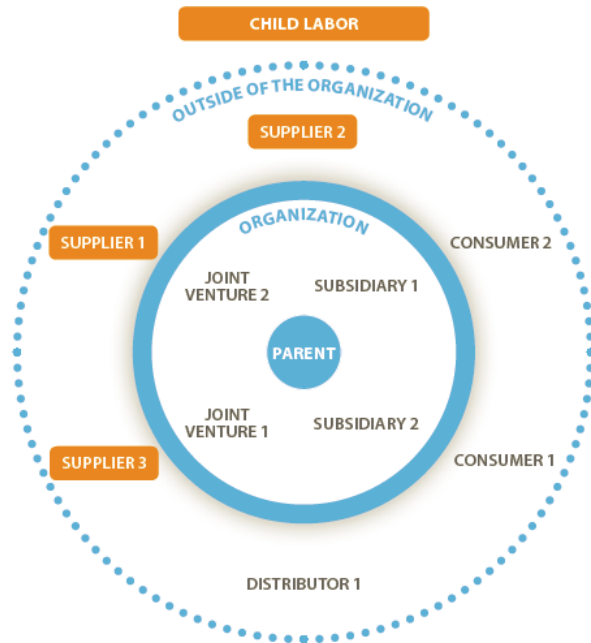


図4： 児童労働のテーマが組織外の特定の事業体のみ  
に該当する事例

**FIGURE 5** An example where the topic of emissions is relevant within and outside of the organization

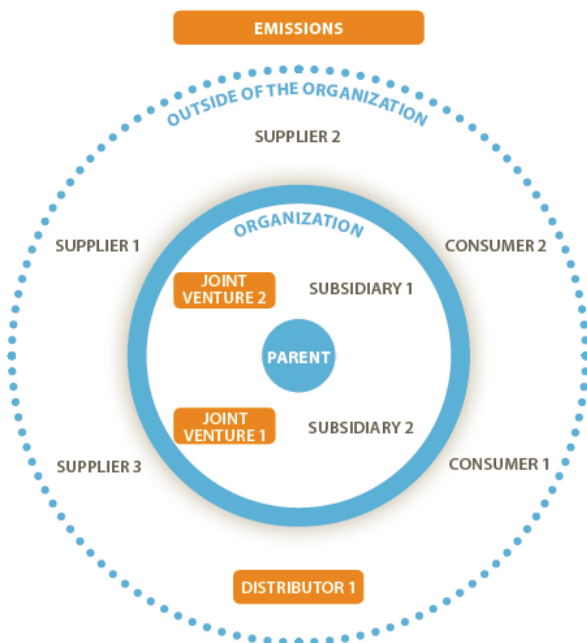


図5： 大気への排出のテーマが組織内と組織外に該当する事例

FIGURE 6

Visual representation of prioritization of Aspects

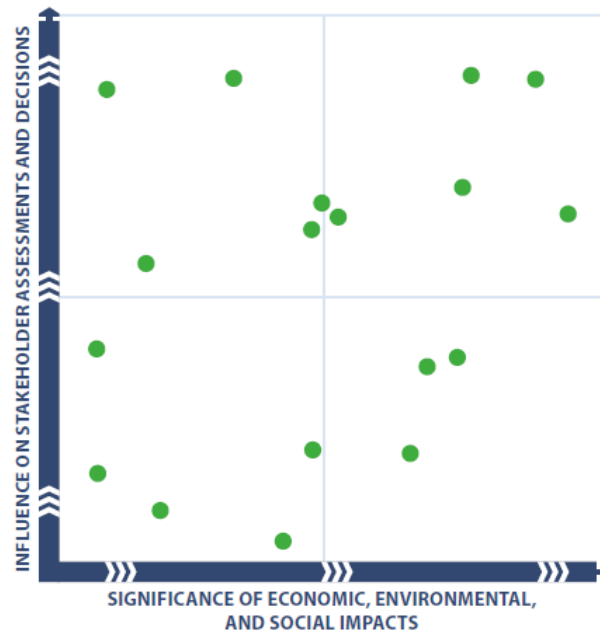


図6: 側面の優先順位付けを視覚的に表した図

FIGURE 7

Defining material Aspects and Boundaries - process overview

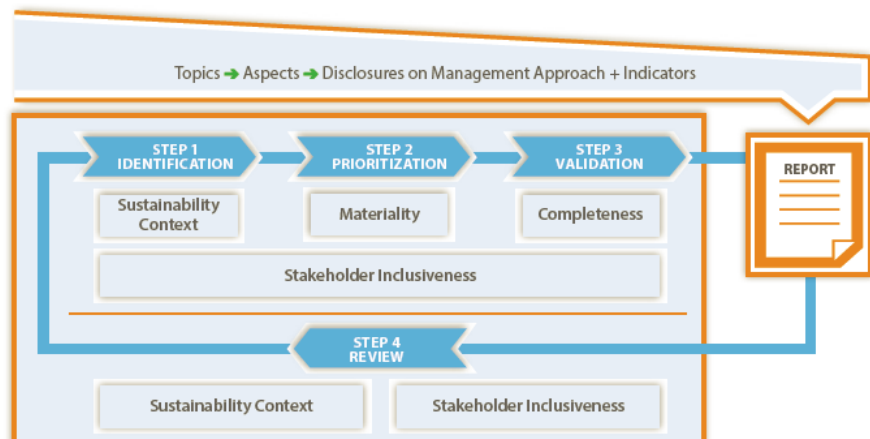


図7: マテリアルな側面とバウンダリーの確定 - プロセス概要

## 5. 標準開示

標準開示項目には、一般標準開示項目と特定標準開示項目の2種類があり、原文ガイドライン Part 2: Implementation Manual pp.19-21 にかけて概要の表が提示されている。日本語版(暫定)では、以下の通り概要表を原文より抜粋したものを参考付録とする。

表: G4 一般標準開示項目の概要(原文ガイドライン p.19 より抜粋)

表: G4 特定標準開示項目の概要(原文ガイドライン pp.20-21 より抜粋)

## G4 GENERAL STANDARD DISCLOSURES OVERVIEW

STRATEGY AND ANALYSIS										
ORGANIZATIONAL PROFILE										
							UNGC	OECD/UNGC		
IDENTIFIED MATERIAL ASPECTS AND BOUNDARIES										
STAKEHOLDER ENGAGEMENT										
REPORT PROFILE										
GOVERNANCE										
ETHICS AND INTEGRITY										

### LEGEND


- General Standard Disclosures
- Required General Standard Disclosures for both 'in accordance' criteria options
- Linkage to OECD Guidelines for Multi-national Enterprises
- Linkage to UN Global Compact 'Ten Principles'

## G4 SPECIFIC STANDARD DISCLOSURES OVERVIEW

DISCLOSURES ON MANAGEMENT APPROACH				
G4-DMA				
Indicators by Aspects				
CATEGORY: ECONOMIC				
Economic Performance				OECD
G4-EC1	G4-EC2	G4-EC3	G4-EC4	
Market Presence				
G4-EC5	G4-EC6			
Indirect Economic Impacts				
G4-EC7	G4-EC8			
Procurement Practices				
G4-EC9				
CATEGORY: ENVIRONMENTAL				OECD/UNGC
Materials				
G4-EN1	G4-EN2			
Energy				
G4-EN3	G4-EN4	G4-EN5	G4-EN6	G4-EN7
Water				
G4-EN8	G4-EN9	G4-EN10		
Biodiversity				
G4-EN11	G4-EN12	G4-EN13	G4-EN14	
Emissions				
G4-EN15	G4-EN16	G4-EN17	G4-EN18	G4-EN19
G4-EN20	G4-EN21			
Effluents and Waste				
G4-EN22	G4-EN23	G4-EN24	G4-EN25	G4-EN26

Indicators by Aspects				
CATEGORY: ENVIRONMENTAL				OECD/UNGC
Products and Services				
G4-EN27	G4-EN28			
Compliance				
G4-EN29				
Transport				
G4-EN30				
Overall				
G4-EN31				
Supplier Environmental Assessment				
G4-EN32	G4-EN33			
Environmental Grievance Mechanisms				
G4-EN34				
CATEGORY: SOCIAL				
LABOR PRACTICES AND DECENT WORK				OECD/UNGC
Employment				
G4-LA1	G4-LA2	G4-LA3		
Labor/Management Relations				UNGC
G4-LA4				
Occupational Health and Safety				OECD
G4-LA5	G4-LA6	G4-LA7	G4-LA8	
Training and Education				OECD
G4-LA9	G4-LA10	G4-LA11		
Diversity and Equal Opportunity				
G4-LA12				
Equal Remuneration for Women and Men				
G4-LA13				

**LEGEND**

 Specific Standard Disclosures

**OECD** Linkage to OECD Guidelines for Multinational Enterprises


**UNGC** Linkage to UN Global Compact 'Ten Principles'

## G4 SPECIFIC STANDARD DISCLOSURES OVERVIEW (continued)

Indicators by Aspects				
<b>LABOR PRACTICES AND DECENT WORK</b> <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
Supplier Assessment for Labor Practices				
G4-LA14	G4-LA15			
Labor Practices Grievance Mechanisms <span style="float: right;">OECD</span>				
G4-LA16				
<b>HUMAN RIGHTS</b> <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
Investment				
G4-HR1	G4-HR2			
Non-discrimination <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
G4-HR3				
Freedom of Association and Collective Bargaining <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
G4-HR4				
Child Labor <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
G4-HR5				
Forced or Compulsory Labor <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
G4-HR6				
Security Practices				
G4-HR7				
Indigenous Rights				
G4-HR8				
Assessment				
G4-HR9				
Supplier Human Rights Assessment				
G4-HR10	G4-HR11			
Human Rights Grievance Mechanisms				
G4-HR12				

Indicators by Aspects				
<b>SOCIETY</b>				
Local Communities <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
G4-SO1	G4-SO2			
Anti-corruption <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
G4-SO3	G4-SO4	G4-SO5		
Public Policy <span style="float: right;">OECD/UNGC</span>				
G4-SO6				
Anti-competitive Behavior <span style="float: right;">OECD</span>				
G4-SO7				
Compliance <span style="float: right;">OECD</span>				
G4-SO8				
Supplier Assessment for Impacts on Society <span style="float: right;">OECD</span>				
G4-SO9	G4-SO10			
Grievance Mechanisms for Impacts on Society <span style="float: right;">OECD</span>				
G4-SO11				
<b>PRODUCT RESPONSIBILITY</b> <span style="float: right;">OECD</span>				
Customer Health and Safety <span style="float: right;">OECD</span>				
G4-PR1	G4-PR2			
Product and Service Labeling				
G4-PR3	G4-PR4	G4-PR5		
Marketing Communications				
G4-PR6	G4-PR7			
Customer Privacy				
G4-PR8				
Compliance				
G4-PR9				

**LEGEND**

 Specific Standard Disclosures

**OECD** Linkage to OECD Guidelines for Multinational Enterprises

**UNGC** Linkage to UN Global Compact 'Ten Principles'



【翻訳に関する注意事項】

当ガイドライン日本語暫定版はGRIガイドライン第4版の日本語訳(ピアレビュー版)です。あくまでも英文版がオリジナルであり、英文と日本語訳との間に相違が見られる場合には、英文版の文言が優先されます。英文版を入手されたい方、もしくはグローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)に関する情報をお知りになりたい方は、ウェブサイト <http://www.globalreporting.org/> をご覧いただくか、下記の国際事務局までお問合せください。

Global Reporting Initiative  
PO Box 10039 | 1001 EA | Amsterdam | The Netherlands  
TEL:+31-(0)20-5310000 | FAX:+31-(0)20-5310031  
info@globalreporting.org | www.globalreporting.org

---

サステナビリティ レポーティング ガイドライン (GRIガイドライン第4版) 日本語暫定版

日本語翻訳: 公益財団法人 日本財団

ピアレビュー:

富田 秀実(Chair) ロイド レジスター クオリティ アシュアランスリミテッド 経営企画・マーケティンググループ 統括部長  
後藤 敏彦 特定非営利活動法人 サステナビリティ日本フォーラム 代表理事  
関 正雄 株式会社 損害保険ジャパン CSR部 上席顧問  
藤原 斗希子 フリーランサー 実務翻訳者(英⇄日)、CSR/Sustainabilityアドバイザー

コーディネート:

中村 和 公益財団法人 日本財団 CSR企画推進チーム

編集協力:

安藤 正行 株式会社クレアン 総合企画グループ グループマネジャー

協力: G4マルチステークホルダー委員会(※順不同)

---

委員長	富田 秀実	ロイド レジスター クオリティ アシュアランスリミテッド 経営企画・マーケティンググループ 統括部長
アドバイザー	後藤 敏彦	特定非営利活動法人 サステナビリティ日本フォーラム 代表理事
メンバー	石田 寛	特定非営利活動法人 経済人コー円卓会議日本委員会(GRI-OS) 専務理事兼事務局長
	金井 司	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室長
	川北 秀人	IIHOE(人と組織と地球のための国際研究所) 代表
	関 正雄	株式会社 損害保険ジャパン CSR部上席顧問
	藺田 綾子	株式会社クレアン(GRI-OS) 代表取締役
	町井 則雄	日本財団 経営支援グループ CSR企画推進チームリーダー
協力団体	環境省 経済産業省 株式会社日本取引所グループ グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク	

---

発行日: 2013 年12月

公益財団法人日本財団

〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2

TEL:03-6229-5114 | FAX:03-6229-5130

[csr@ps.nippon-foundation.or.jp](http://ps.nippon-foundation.or.jp) | <http://www.nippon-foundation.or.jp/csr/>



**Global Reporting Initiative**  
PO Box 10039, 1001 EA, Amsterdam  
The Netherlands  
TEL:+31-(0)20-5310000  
FAX:+31-(0)20-5310031  
e-mail: [info@globalreporting.org](mailto:info@globalreporting.org)  
[www.globalreporting.org](http://www.globalreporting.org)



**公益財団法人 日本財団**  
経営支援グループCSR企画推進チーム  
〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2  
TEL: 03-6229-5114  
FAX: 03-6229-5130  
e-mail: [csr@ps.nippon-foundation.or.jp](mailto:csr@ps.nippon-foundation.or.jp)  
[www.nippon-foundation.or.jp/csr/](http://www.nippon-foundation.or.jp/csr/)